

平成17年第1回（3月）定例会

# 東伊豆町議会会議録

平成17年 3月9日 開会

平成17年 3月23日 閉会

東伊豆町議会

## 平成 17 年第 1 回東伊豆町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (3月9日)

議事日程.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会の宣告.....	3
議会運営委員長の報告.....	3
開議の宣告.....	5
議事日程の報告.....	5
会議録署名議員の指名.....	5
会期の決定.....	5
諸般の報告.....	6
施政方針の説明.....	6
一般質問.....	12
内 山 恒 昭 君.....	12
飯 田 龍 一 君.....	22
山 本 鉄太郎 君.....	46
鈴 木 勉 君.....	55
散会の宣告.....	75

### 第 2 号 (3月10日)

議事日程.....	77
出席議員.....	78
欠席議員.....	78
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	78
職務のため出席した者の職氏名.....	78
開議の宣告.....	80

議事日程の報告.....	8 0
一般質問.....	8 0
山田直志君.....	8 1
居山信子君.....	1 0 7
議案第 4号 東伊豆町交通災害見舞金の支払等に関する条例の制定について.....	1 3 3
議案第 5号 東伊豆町奈良本けやき公園の設置及び管理に関する条例の制定 について.....	1 3 7
議案第 6号 東伊豆町海岸占用料等徴収条例の制定について.....	1 4 0
議案第 7号 東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について.....	1 4 4
議案第 8号 東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例について.....	1 4 6
議案第 9号 東伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例につい て.....	1 4 9
議案第10号 東伊豆町消防職員諸給与に関する条例の一部を改正する条例に ついて.....	1 5 0
議案第11号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更す る規約について.....	1 5 2
議案第12号 静岡県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約につ いて.....	1 5 2
議案第13号 南伊豆地区広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数 の増減及び規約の変更について.....	1 5 5
議案第14号 共立湊病院組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の 一部を変更する規約について.....	1 5 6
議案第15号 賀茂郡介護認定審査会を共同設置する町村数の増減及び賀茂郡 介護認定審査会共同設置規約の変更について.....	1 5 8
議案第16号 伊豆つくし学園組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規 約の一部を変更する規約について.....	1 5 9
議案第17号 伊豆斎場組合理約の一部を変更する規約について.....	1 6 1
議案第18号 平成16年度東伊豆町一般会計補正予算(第7号).....	1 6 2
散会の宣告.....	1 7 9

### 第 3 号 ( 3月11日 )

議事日程.....	1 8 1
出席議員.....	1 8 1
欠席議員.....	1 8 1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 8 1
職務のため出席した者の職氏名.....	1 8 2
開議の宣告.....	1 8 3
議事日程の報告.....	1 8 3
議案第 1 9 号 平成 1 6 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) .....	1 8 3
議案第 2 0 号 平成 1 6 年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) .....	1 8 6
議案第 2 1 号 平成 1 6 年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) .....	1 8 8
議案第 2 2 号 平成 1 6 年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算 ( 第 4 号 ) .....	1 9 1
議案第 2 3 号 平成 1 6 年度東伊豆町水道事業会計補正予算 ( 第 4 号 ) .....	1 9 3
議案第 2 4 号 平成 1 7 年度東伊豆町一般会計予算.....	1 9 7
議案第 2 5 号 平成 1 7 年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算.....	2 0 7
議案第 2 6 号 平成 1 7 年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算.....	2 0 7
議案第 2 7 号 平成 1 7 年度東伊豆町介護保険特別会計予算.....	2 0 7
議案第 2 8 号 平成 1 7 年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算.....	2 0 7
議案第 2 9 号 平成 1 7 年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算.....	2 0 8
議案第 3 0 号 平成 1 7 年度東伊豆町水道事業会計予算.....	2 0 8
散会の宣告.....	2 2 5

### 第 4 号 ( 3月15日 )

議事日程.....	2 2 7
出席議員.....	2 2 7
欠席議員.....	2 2 7
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2 2 7
職務のため出席した者の職氏名.....	2 2 8
開議の宣告.....	2 2 9
議事日程の報告.....	2 2 9

議案第24号	平成17年度東伊豆町一般会計予算.....	229
議案第25号	平成17年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算.....	247
議案第26号	平成17年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算.....	247
議案第27号	平成17年度東伊豆町介護保険特別会計予算.....	248
議案第28号	平成17年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算.....	248
議案第29号	平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算.....	248
議案第30号	平成17年度東伊豆町水道事業会計予算.....	248
散会の宣告.....		252

## 第5号 (3月23日)

議事日程.....		255
出席議員.....		255
欠席議員.....		255
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....		255
職務のため出席した者の職氏名.....		256
開議の宣告.....		257
議事日程の報告.....		257
議案第24号	平成17年度東伊豆町一般会計予算.....	257
議案第25号	平成17年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算.....	275
議案第26号	平成17年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算.....	275
議案第27号	平成17年度東伊豆町介護保険医療特別会計予算.....	275
議案第28号	平成17年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算.....	275
議案第29号	平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算.....	275
議案第30号	平成17年度東伊豆町水道事業会計予算.....	275
議案第31号	指定金融機関の指定について.....	288
陳情・要望書の継続調査報告について.....		289
陳情・要望書の審査について.....		290
議会運営委員会所管事務調査について.....		291
閉会の宣告.....		291

署名議員 .....	2 9 3
------------	-------

## 平成17年第1回東伊豆町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成17年3月9日(水)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 施政方針の説明

日程第 5 一般質問

1. 14番 内山恒昭君

1) アスト会館について

2. 1番 飯田龍一君

1) 国・県道に対する町長の考え方について

2) クロスカントリーコース周辺の整備について

3) 熱川桜山整備計画について

3. 7番 山本鉄太郎君

1) 住民登録と町税の収納について

2) 風力発電事業について

4. 6番 鈴木勉君

1) 福祉対策における社会福祉協議会の役割について

2) 町道太田線改良工事の見直しについて

### 出席議員(11名)

1番 飯田龍一君

2番 森田礼治君

3番 西村弘佐君

5番 関野博君

6番 鈴木勉君

7番 山本鉄太郎君

8番 八代善行君

10番 太田長八君

11番 居山信子君

12番 定居利子君

14番 内山恒昭君

欠席議員（１名）

１３番 山田直志君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	片野武君	助役	太田俊彦君
収入役	渡辺富夫君	教育長	石井建三郎君
総務課長	村木脩君	企画調整課長 兼防災監	太田英明君
税務課長	西川真人君	収納課長	楠山節雄君
農林水産課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木新一君	建設課長	村木重男君
観光商工課長	山本幸雄君	消防長	金田弘道君
教育委員会 事務局長	稲葉忠明君	住民課長 兼健康課長	山田嘉之君
福祉介護課長	鈴木清司君	健康課長	鈴木希美雄君
水道課長	田中輝知君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	加藤悟君	書記	石井尚徳君
書記	山田よし子君		

開会 午前 10 時 00 分

### 開会の宣告

議長（太田長八君） 皆様、おはようございます。

平成17年東伊豆町議会第1回定例会の開会に当たり、一言、ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては公私ともに大変お忙しい中、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。また、当局の皆様には、平成17年度の予算編成に当たり、自主財源である税金等が引き続き低迷している状況、さらに国の三位一体の改革等の影響により、地方交付税、補助金等の削減、税源移譲も地方自治体にとっては全く不透明であり、行財政改革等踏まえ、大変厳しい中での財源確保に苦慮されたことと思いますが、大変御苦労さまでした。余裕財源が皆無である現状では、すべてにおいて住民要望を満たすことは不可能であります。このようなときこそ住民の皆様にも今まで以上の深い御理解と御協力を願い、ともに苦境を乗り越えていただきたいと考える次第であります。

さて、本定例会は平成17年度一般会計予算及び5つの特別会計予算、水道事業予算が住民の意に沿い、公平かつ適切であるか、さらにはその費用対効果はどうかなどを審議する重要な議会であります。議員各位におかれましては、施政方針を十分に御理解されまして、諸議案とともに慎重に御審議の上、円滑に議事を進行されますよう切にお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成17年東伊豆町議会第1回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

### 議会運営委員長の報告

議長（太田長八君） 議会運営委員長より報告を求めます。

7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） 議会運営委員会より、平成17年第1回定例会の運営について御報告いたします。

まず、本定例会には6名の議員の方々より一般質問が通告されております。一般質問の趣

旨をよく御理解され、円滑に質疑、答弁がなされますよう御協力をお願いいたします。

なお、13番議員、山田直志議員から平成17年3月8日に議長あてで一般質問に関する順序変更願が提出され、議長の諮問事項として議会運営委員会で協議し、本日4番目に登壇の13番、山田直志議員と2日目の1番目に登壇の6番、鈴木 勉議員の質問順序を変更することについて承諾いたしましたので、御報告いたします。町長にはよろしく御配慮をお願いいたします。

本定例会の提出案件といたしましては、条例の制定案3件、条例の一部改正案3件、一部事務組合等規約の一部を変更する規約が7件、指定金融機関の指定について、さらに平成16年度一般会計外5特別会計の補正予算案、また平成17年度の各会計の予算案が上程されております。平成17年度予算については、一般会計予算審査特別委員会並びに特別会計予算審査特別委員会を設置し、付託案件を御審議していただきます。また、第2常任委員会に付託され、平成16年第4回定例会において継続調査となっておりました意見書案に対する審査報告、また、本定例会で第1常任委員会の付託案件となっております陳情・要望書の審査報告の最終日の日程に組み入れ、審議いただく予定でございます。

なお、予算の大綱質疑につきましては、一括上程後、町長より提案理由の説明を受け、担当課長の概要説明が終了した後に、一般会計予算審査特別委員会に所属の議員が6つの特別会計、特別会計予算審査特別委員会に所属の議員が一般会計に関する通告書をそれぞれ提出していただき、内容は款項に関する大綱質疑にとどめ、持ち時間は1人30分以内で、質問は1問につき2回までとさせていただきます。大綱質疑の通告要旨はお手元に配付してあります。受け付けは本日の午後1時より事務局で行いますが、締め切りは3月14日の午前10時までとさせていただきます。

以上の内容を踏まえて、本定例会の会期につきましては、予備日を含め、本日より3月24日までの16日間とさせていただきます。

最後になりますが、議会運営委員会の所管事務調査につきましては、議会運営に関すること、会議規則・委員会条例に関すること、議長の諮問に関すること、以上3点を閉会中の継続調査といたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議員各位には、本定例会の平成17年度予算審議においては、現在の財政状況等を勘案され、議決権を有する者として責任感を抱き、慎重なる御審議と円滑な議会運営を切にお願い申し上げます。

以上です。

### 開議の宣告

議長（太田長八君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

### 議事日程の報告

議長（太田長八君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（太田長八君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議長において3番、西村弘佐さん、7番、山本鉄太郎さんを指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

議長（太田長八君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月24日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

### 日程第3 諸般の報告

議長（太田長八君） 日程第3 諸般の報告を行います。

平成16年第4回定例会で第2常任委員長より継続調査の結果報告がありました。陳情・要望書につきましては、本定例会で最終結果報告がなされますので、御承知ください。

また、平成16年第4回定例会以降、本日までに受理した陳情・要望書につきましては、陳情・要望書等一覧表のとおりであり、写しを配付してございます。この審査につきましては担当常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

以上、諸般の報告を終わります。

### 日程第4 施政方針の説明

議長（太田長八君） 日程第4 町長より施政方針をいたします。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） おはようございます。

施政方針に入る前に大変申しわけございませんが、2カ所ほど金額の訂正をお願いしたいと思っております。

まず一番初めは、6ページの中ごろにあります「一般会計と特別会計予算を加えた平成17年度予算総額」のところで「95億123万7,000円」となっておりますが、これを「95億8,131万円」に。もう一つは、13ページの下から5行目「8,787万2,000円」を「1億2,037万2,000円」に変更をお願いしたいと思っております。大変申しわけございませんでした。皆さんに施政方針を配るのが大分早かったものですから、その後、若干の予算関係の修正がありました。よろしくどうぞお願いいたします。

（「1億2,000幾ら」の声あり）

町長（片野 武君） 1億2,037万2,000円です。

それでは、施政方針を行います。

平成17年第1回議会定例会に当たりまして、議員各位には何かとお忙しい中御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

平成17年度当初予算案、その他諸議案の御審議をお願いするに当たり、所信の一端と大綱を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様に一層の御理解と御協力を申し上げる次第でございます。

内閣府が2月16日に発表いたしました昨年10月から12月の実質国内総生産、いわゆるGDPは3期連続のマイナスとなり、日本経済の停滞感がより鮮明となったところでございます。

景気の減速した最大の要因は、内需の柱であります個人消費の落ち込みであります。企業の賃金抑制姿勢は変わらず、定期給与が4年連続で下回り、年金保険料の引き上げや定率減税の縮小など、国民負担の増加による消費者心理の悪化も懸念材料となっていると思われま

す。

2004年10月から12月期県内中小企業動向調査によりますと、全産業の総合指標となる業況判断が好転とする企業割合から悪化とする企業割合を差し引いた値はプラス2.8で、7月から9月期に比べ、プラス幅が8.7ポイント悪化をいたしましたところであります。

5期連続のプラスの推移ではありますが、先行きも悪化を予想する企業が増加いたしました。前期まで回復を牽引してきました金属製品、一般機械、輸送機械などでプラス幅が縮小しているほか、飲食宿泊業の悪化が目立っております。特に、当町に一番関連の深い宿泊業の悪化が消費の悪化とともに、愛知万博を前に気にかかるところでございますので、県や県観光協会とも連携いたしまして誘客対策を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

平成17年度予算編成方針につきましては、国・地方財政の三位一体改革で平成17年、18年度の地方交付税は保障されるとのことでありますが、平成19年度以降は本格的な見直しが必要の状況であり、今後、財政的な見直しは不透明なものがございます。

平成17年度予算におきましても人件費や増え続ける福祉関係の扶助費が大部分を占める義務的経費であります。これらの縮減は大きな課題であり、行政の最大のテーマであると考えております。

予算編成におきましては、前例主義にならぬよう施策ごとのゼロベースからの見直しや各種団体などの自立を要望するなど、補助金の見直しを行ってまいったところでございます。しかしながら、歳入の減は予想以上に大きく、組織や事務事業のスリム化を加速させる必要がございます。

平成15年度、16年度とさまざまな行財政改革を実施してまいったところでございますが、行政を取り巻く環境は、ますます厳しさと不透明感が増すばかりとなっており、予算規模も毎年縮小せざるを得ません。

このような状況下での予算編成事務でありましたが、平成17年度一般会計予算規模は47億4,300万円となり、平成16年度当初予算に対しましては2億4,200万円、率にして4.9%の減となりますが、前年度実施いたしました平成7年、8年度の借り入れの減税補てん債の借りかえ分2億7,120万円を除きますと2,920万円、0.6%の増となったところでございます。

それでは、一般会計予算の概要を申し上げさせていただきます。

まず歳入予算では、自主財源は前年度に比べ3.1%増の27億4,438万6,000円で、構成比は57.9%となっております。構成比47.7%を占める町税については、町民税、軽自動車税に若干の伸びは見られますが、柱となる固定資産税は平成15年度評価替えによる負担調整率の関係により、調定の減となっております。

景気には敏感であります各種交付金につきましては、自動車取得税交付金、地方特例交付金を除き、減収となります。

さらに地方交付税につきましては、普通交付税、特別交付税ともに減収となっております。

次に、歳出では構成比53.7%を占める義務的経費は前年度に比べ2億2,134万7,000円、8.0%の減の25億4,724万3,000円となります。人件費は実質減であります。平成17年度において退職手当組合特別負担金を計上した関係があり1.8%の増となりましたが、今後、定数削減や機構改革などを実施し人件費の削減に努めてまいりたいと考えております。

また、投資的経費3億7,846万9,000円で、構成比は8.0%となっております。

次に、5特別会計予算は合計で41億1,076万5,000円となり、前年度対比4.1%の伸びとなりました。この伸び率の要因は、国民健康保険特別会計が3.1%増、老人保健医療特別会計3.7%増、介護保険特別会計7.2%増、水道事業会計においては平成16年度から継続事業で実施しております入谷送水施設改良工事の平成17年度事業費の増加及び新しい浄水場建設用地取得費、さらには企業債償還金の増加によりまして20.8%という大幅な増と、それぞれの特別会計で増額となっておりますところでございます。

一般会計予算に特別会計予算を加えた平成17年度予算総額は95億8,131万円となっております。行財政を取り巻く環境は年を追うごとに厳しさを増してきており、単なる行財政改革では立ち行かなくなる時代となってきております。

国の重点施策にもありますように、真の分権型社会の実現に向けた地方行財政制度の改革、新たな時代に対応した行政運営の確立、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現という3つの柱が地域社会を構築する上で求められている観点であり、地方公共団体がその役割を果たすことが分権型社会の実現に向けて推進していくことと考えられております。

したがいまして、平成17年4月以降も地方分権時代を担う基礎自治体の構築のため、県による市町村合併の推進に関する構想の策定などを定めた市町村の合併の特例等に関する法律により、引き続き合併を推進していくものと思われます。このことを考えるとき、行財政改革の推進はもちろん行っていかなければなりません、新たな時代に対応した行政運営を確立しなければなりません。

新たな時代は住民自治の強化、住民との協働の推進となることは自明の理でありますので、ぜひ住民や議員の皆様のお知恵もおかりして推進していきたいと考えております。

また、先に民間の委員から成る行政改革推進委員会の設置をいたしまして、その答申を受けての機構改革を平成18年度に向け実施してまいりたいと考えております。この夏には公務員法の改正なども行われる予定であり、あわせて公務員制度の改革も行われるものと思います。これらを考えますと、行政改革と申しておりますが、行政の転換期との認識のもと、聖域なき改革を進めてまいります。

それでは、平成17年度の主要事業について申し述べさせていただきます。

平成17年度の主要事業といたしまして、7事業に7億1,230万円を措置いたしましたところがございます。

まず、1点目といたしましては、健康づくり推進事業につきまして2,782万9,000円を措置いたしました。介護予防拠点施設がオープンして2年目を迎え、各教室の卒業生が運動の継続をできる環境づくりとネットワークづくりを推進していくとともに、公民館等へも出向き、出前健康教室を開催し積極的な参加を促していくようPRしていきたいと考えております。

さらには、保健師による訪問指導や生活習慣病の予防、住民健診の積極的活用の啓発を行い、自分の健康は自分で守る意識を育て、健康で生きがいのある生活を送っていただきたいと考えております。

次に、2点目といたしまして、観光産業等活性化推進事業につきまして2億2,125万4,000円を措置いたしましたところがございます。観光産業におきましては、依然厳しい状況が続いており、昨年の浜名湖花博に続き、本年は「愛・地球博」が開催されることは、当町の観光産業にとっても大変厳しい年になるものと危惧しておるところでございます。

行政といたしましても、伊豆は一つを合言葉に静岡県大型キャンペーンの推進の一環として、この2月には静岡・関西交流やエージェントを集めての関西キャンペーンと動き始めており、今後は県観光協会とも連携をとり、「愛・地球博」からの誘客を積極的に図ってまいり所存でございます。

また、観光施設整備事業といたしまして、県の補助事業として取り組んでまいりました片瀬海岸観光施設整備事業が本年度最終年度となり、完成後は片瀬温泉の中心的観光スポットになるものと大きな期待をしているところでございます。同じく、昨年度からの継続事業の熱川桜山公園整備事業は、県の要請により本年度分を平成17、18年度の2カ年に分割をこのことで施行し、住民要望に沿った公園整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目といたしまして、人にやさしい、環境にやさしいまちづくり事業につきまして3万6,000円を措置いたしました。ユニバーサルデザイン対応改修事業でございますが、当町は地形上、非常に難しいユニバーサルデザインですが、実際に使いにくい町道の階段部分や危険箇所などに手すりをつけ、体の不自由な方などにやさしい道づくりをしてまいります。

さらには、地球環境問題として、風力発電事業や地域づくり委員会においては、ごみを燃料としてバイオマスの研究など、地球にやさしいエネルギーの調査を行ってまいります。今年度より、新たに住宅用太陽光発電システムにとりあえず3年間の期限つきではございますが、助成制度を設け検証してまいりたいと考えております。

次に、4点目といたしましては、高齢者福祉事業におきまして2億858万1,000円を措置いたしました。拍車のかかる高齢化社会に対応するため、介護保険給付費の12.5%の町負担分や事務費繰入金を計上いたしました。また、継続的に実施している老人のための明るいまちづくり推進事業や生活管理指導員派遣事業、生きがい活動支援通所事業などを実施することにより、お年寄りの健康増進を願うとともに、生きがいのある生活を送っていただきたいと考えております。

次に、5点目といたしまして、児童福祉事業におきまして7,322万8,000円を措置させていただきました。民設民営による稲取保育園もはや3年目を迎え、新規申し込み40名に対し11名の入所が決定され、5名の辞退者と24名の方が不承諾となりました。この対応策といたしましては、各町立幼稚園で実施しております預かり保育や無認可保育園、保育ママ制度の活用を進めているところでございます。

さらには、教育委員会におきまして、現在、双葉、熱川幼稚園統合問題を検討する中において、熱川地区に保育施設がないため、幼保一元化をも含め検討しているところでございます。

次に、6点目といたしまして、防災対策事業におきまして3,100万円を措置させていただきました。昨年の耐震診断の結果を踏まえて稲取幼稚園の耐震補強工事の実施により、園児

たちの安全な環境整備を図ってまいります。さらには県との協力によりまして、倒壊ゼロを目指して家屋の耐震診断事業も継続いたしまして、町独自の木造住宅耐震補強助成事業もあわせて引き続き実施してまいりたいと考えております。

消防関係におきましては、従来携帯電話からの119番通報は沼津市消防本部が受けて、東伊豆町消防本部に転送されており、直接消防署では受信できませんでしたが、平成17年度中に県下の全消防本部直接受信方式に切りかえることとなりました。今後は、携帯電話からの119番の直接受信により迅速な災害対応が図られることと思われまます。

次に、7点目といたしまして、地域基盤整備事業におきまして1億2,037万2,000円を措置いたしました。町内基幹道路整備といたしましては、半島振興道路として湯ヶ岡赤川線が県代行により計画的に施行されております。また、県道稲取港線は地元関係者が委員であります整備検討委員会の意見を踏まえて、本年度は計画案を策定し実施していく予定であります。町としてもバックアップをしていく予定でございます。

ほかに、奈良本太田線改良工事を含め4路線の改良工事を実施してまいります。奈良本太田線につきましては、本年度より平成19年度までの3カ年計画にて施行してまいります。

水路改修工事関係につきましては、湯ヶ岡山田水路ほか3水路の改修工事を予定しておりますが、湯ヶ岡山田水路につきましては、湯ヶ岡山田地区より湯ヶ岡の郷養護施設付近までの水路改修を年次計画により順次施行してまいります。

次に、平成16年度から事業実施しております中山間地域総合整備事業についてであります。目玉事業であります入谷地区の農用地開発事業につきましては、現在施行しております防災工事が平成16年度で終了し、平成17年度から本体の造成工事に着手いたします。その他、奈良本片瀬地区の5号農道の開設や入谷地区の1号農道の用地買収及び2号農道の測量等も計画しておるところでございます。

県営稲取漁港の整備でございますが、広域漁港整備事業により新堤防のかさ上げ工事の継続や防波堤内側水面の一部埋め立て等が実施される予定となっております。

平成15年7月の集中豪雨により、大川区の山間部で土砂崩れ等の災害が発生いたしまして現在復旧工事が行われておりますが、平成17年度から新たに熊明川流域の防災対策といたしまして、伊豆農林事務所により地域防災対策総合治山事業を実施していただくことになりました。この事業は、大川区を土石流等の災害から守るための大事な事業ですので、地元の皆様の御協力をお願いいたします。

以上、主要事業について述べさせていただきましたが、年ごとに厳しくなる財源の中、町

民皆様の御意見、御協力をいただきまして、可能な限りの措置をさせていただいたところでございます。今後、税込確保が一般会計、国保、介護など特別会計ともに課題でございます。引き続き100人体制による徴収事務等を堅持し、職員一丸となって徴収率の向上を目指し頑張っていきたいと考えておるところでございます。町民の皆様も景気の浮揚感のない中、大変だとは思いますが、住民福祉のため、皆様の御協力をお願い申し上げるところでございます。

さらに、限られた財源の中、効果的な行財政運営と住民福祉の向上のため一層の努力を払ってまいり所存でございますので、議員並びに町民の皆様の御理解ある御協力をお願い申し上げます。施政方針を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

#### 日程第5 一般質問

議長（太田長八君） 日程第5 一般質問を行います。

お諮りいたします。先ほど議会運営委員会が開催され、13番、山田直志議員から提出された一般質問に関する質問順序変更願についての協議がされ承認されました。つきましては、本日の4番目に登壇の13番、山田直志議員と翌日の1番目に登壇の6番、鈴木 勉議員の質問順位を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。

したがって、本日の4番目に登壇の13番、山田直志議員と翌日の1番目に登壇の6番、鈴木 勉議員の質問順位を変更することに決しました。

一般質問には1問ごとに答弁いたします。なお、全問にわたって答弁を求めるか、1問ごとに答弁を求めるかは質問者の意向といたしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

また、質問回数は1問につき3回となっておりますので、御協力ください。

内 山 恒 昭 君

議長（太田長八君） 14番、内山恒昭さんの第1問、アスト会館についてを許します。

14番、内山恒昭さん。

（14番 内山恒昭君登壇）

14番（内山恒昭君） 皆さん、おはようございます。

平成17年第1回定例会に当たり、私は1問の質問を3点に分けて通告してございます。どうぞ町長の明確なる御答弁をよろしくお願い申し上げます。

それでは、第1問、アスト会館について質問をいたします。

財源が大変厳しい状況下において、その方向を見出すために実施しなければならなかったアスト会館の耐震診断。その結果、4億5,700万円もの膨大な経費が耐震補強を含めたりリニューアル事業として必要であると、12月定例会の八代議員の一般質問で、町長から答弁がなされました。当然のことながら新年度予算においては関連する経費は計上されておらず、当面は不可能であると私は考えるところでございます。

しかし、介護予防拠点施設として整備がなされました体育棟、いわゆるアリーナ施設についてはおおむね順調に運営なされていると思います。今後もさらに多くの町民に利用していただき、介護予防に、また健康増進等により近い将来、その結果として事業費の大幅な削減が実数として一日も早く実現できることを大いに期待しているものでございます。

ところで、一概には言えませんが、本館の人件費を含む維持管理費は毎年経常的に支出されており、費用対効果を考えたときに、何年間もこのまま放置しておいてよいのかと不安でなりません。一日も早く運営等について具体的かつ早急な対応を図ることが必要不可欠であると考えるところでございます。

また、防災の拠点として位置づけをすることによる補助金も現有の建物ではまことに厳しいとの現状から、運営委員会の方々もそれぞれ検討はなされておるとは思いますが、別の視点から、アスト会館の利活用についてお考えになられたらいかがなものでしょうか。

そこで、アスト会館の利活用について3点について伺いいたします。

まず第1点目に、アスト会館の今日の取り組みの現状と問題点について伺います。

次に第2点目、運営方針いわゆる方向性等、また今後の展望を踏まえた将来像について伺いいたします。

第3点目といたしまして、企業誘致による有効活用についてであります。この活用方法については私の方から提案する形でお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、全国的に有名な企業等、いわゆる日本経済の最先端を地で行くところのIT関連産

業の大御所であります、例えば今日話題のライブドアあるいはソフトバンク、楽天等にコンピューターやIT等その方面の目にいち早くから精通し卓越した能力を有する片野町長に、その政治的手腕を大いに発揮していただき、企業社員等の宿泊研修施設としてその企業資本で施設整備をしていただくことであります。

これらにつきましては、周辺の活用地を含めた固定資産税等の租税負担も免除するとか、維持管理費については町と企業で折半または交渉による負担割合、さらに住民等にもその施設利用について開放していただく、あるいは住民の利用については無料もしくは低料金、雇用等については企業関係者以外は町内の住民を最優先等々、まだまだいろいろな条件を提起したり検討もしなければならぬと思いますが、法的に許される範囲で契約を締結し運営をしていく方法であります。

これらが成功すれば、日本一にまさるとも劣らない、この風光明媚な絶景の地に存在するアスト会館の有効利用を企業と自治体がともに知恵を出し合い、既存施設の有効活用や財源の節減化対策を図る施策として全国ネットになることは間違いなく、大企業としては積極的なPRをすることはもちろんのこと、それに関する相乗効果として抜群の成果が得られ、当町の基幹産業である観光産業に多大な影響を及ぼし、ひいては観光客の増大にもつながり、まちの活性化を図る上においても、政策として一考する価値があると思いますが、片野町長の御所見についてお伺いいたします。

以上でございます。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 内山議員のアスト会館の利活用について3点から成る質問ですが、それぞれ関連しておりますので一括してお答えさせていただきます。

先ほど、内山議員からもありましたように、12月定例議会におきまして八代議員からも同様の質問があってお答えしたところでございます。アスト会館の利活用は諮問委員会であり、アスト会館運営委員会並びに議会によるアスト会館特別委員会で御検討いただいているところでございます。

前町長が善意の寄贈として譲り受けました施設でありますので、基本的に現存施設にリニューアルを施し、収益性を望める施設活用を検討してまいりましたが、耐震診断により耐震補強の必要性が指摘されているため、公共施設として耐震化は不可欠との見解となり耐震補

強計画を策定したところ、概算事業費は、先ほど議員申し上げましたように約 4 億5,700万円で、しかも 1 階大浴場を初め数部屋の使用ができなくなるなど制限があって、利用面での低下も発生いたすところでございます。

さらに、建設以来36年目を迎え、設備関係を初めとする老朽対策やエレベーター設置など利用者の利便性に配慮したりリニューアルも必要となるため多額の事業費が予想され、施工範囲の縮小による事業費軽減も検討してきたところでございますが、現有施設のリニューアル活用に対する国県補助は見当たらず、厳しさを増す財政環境から、これらの計画を実施することは現段階では不可能との判断をせざるを得ません。しかし、このまま放置しておくことはできませんので、さまざまな角度からの検討を図っておるところでございます。

さきにも説明を申しましたが、内閣府所管の防災拠点施設整備事業もその一例でございます。大規模地震被災時における現在の災害対策本部いわゆる役場の機能、津波等でこの機能が失われる可能性があるということから、適地性の高いアスト会館への防災本部の移転についても県防災局と相談してきたところ、「できる限りの協力をする」との前向きな御理解をいただきました。ただ、採択基準は新設が基本となっておりますので、現有施設での事業採択について、県の意向を伺いながら国の方にも理解を求めることを検討しておるところでございます。

また、全国的に観光事業を展開しております民間企業が当施設に興味を示しまして、企業サイドで活用の検討が現在されております。具体的な内容は現在不明であります。計画内容によっては、検討事項に加えることも考えておるところでございます。

また、これらに限らず新たな可能性が発生した場合には、すべて検討の対象としていきたいと考えております。寄贈から 4 年目を迎えますが、このままでは単に維持管理費用を費やすのみとなりかねませんので、鋭意努力していく所存であります。方向性を見出せない場合には利用者の安全確保が予測される範囲での施設の一部利用、それも無理だということであれば、施設の閉鎖など最終的な検討も必要になるということを考えております。

いずれにいたしましても厳しい財政事情の中ですので、前向きの投資以外は考えられません。これまでの検討状況からも決して簡単な作業ではございませんが、慎重かつ早急な対応を図らなければならないと考えております。

なお、運営方針につきましては、施設の活用目的に沿った体制が必要ですので、あわせて検討すべき事項と考えております。

それから、先ほど議員が壇上で申しましたように IT 産業の誘致はどうだというようなこ

ともございましたが、果たしてその額面どおり誘致ができるかどうかということのまだ検討する以前の段階でありますから、今後また提言は提言として最終的に検討を加えてまいりたい、かように考えております。

議長（太田長八君） 14番、内山恒昭さん。

14番（内山恒昭君） 町議の皆さんに、もう少しアスト会館の施設を御理解していただくために、まず施設の御案内をしたいと思えます。

所在地につきましては、先ほど申し上げましたけれども、非常に景観のいいところがございます。大字白田字1652 - 1、敷地面積が6万4,463.11平米、約1万9,500坪。

構造的には校舎、宿泊室。構造は鉄筋コンクリート6階建て、建築面積が3,354.11平米、延べ床面積が6,505.83平米。設備といたしましては、一般教室4、これは30名収容でございます。合同教室が60名収容が1、視聴覚室、これが200名収容が1、宿泊室は和洋折衷が6名収容が14、宿泊室和室が定員4名が12、講師室が4、会議室が2、図書室が1、これは蔵書が約3万冊、資料が1万冊。トイレ、これは館内洋式トイレ、ウォッシュレットでございます。それに温泉施設がついております。それと利用団体事務室が2、娯楽室が1、ミーティングルームが2、浴室が2、食堂が150名収容が1、喫茶室が1。

次に、体育館の概要でございますけれども、これは現在、介護拠点として利用されております。この構造につきましては2階建て、1階鉄筋コンクリート、2階鉄骨づくり、建築面積が1,622.25平米、約492坪、床面積が1階が1,185.47平米、2階が1,537.82平米。施設の概要ですが、2階がアリーナ施設、いわゆる体育館でございます。これにはテニスコート1面、バスケット1面、バレーボール2面、バドミントン4面、卓球台4台、サーキットトレーニング1式、放送設備、また1階はプールで、25メートルのプールがございます。

以上、こういう膨大な施設でございますけれども、いずれにしてもお金がかかり過ぎる。そういう中で、私は第1問目に取り組みの現状と問題点ということで質問したわけですが、まず体育棟、いわゆる介護拠点施設については、私が考えているところでは、取り組みの現状につきましてはおおむね順調に推移していると考えております。しかし、問題がないわけではない。

問題点といたしましては、施設が古い。ということは、この前もちょっと行ってみましたけれども、冬は寒い、夏は暑いということで、冷暖房施設が必要ではなからうかと、こういうことが言われます。また、経常的な維持管理費が毎年増になっている、それに加えて予算特別会計がやはり増ということで、その相乗効果が一向に先が見えない。

いずれにいたしましても、数値目標あるいはそれを達成できる目標年度、こういうものがはっきりしなければ、やはり費用対効果が出てこない、こういうところに問題があるのではなかろうかと考えるものでございます。

また、本館につきましても、一応取り組みの現状については、職員が2名おりまして、与えられた業務に対する取り組みの姿勢は極めて良好だと思えます。しかし、この業務内容に問題がある。施設の利用実績、これらについても、介護拠点施設の筋トレとかあるいはそういう仲間がこっちへ来てあっちということで、実際4教室、本館の施設を有効的に利用されていない、こういう現状がありまして、この利用をしてもしなくても、当然経常経費あるいは人件費というものがかかってきます。

そこで、ここにも資料がございますけれども、平成14年度決算、15年度決算、16年度決算見込みということで説明をさせていただきますと、アスト会館費ということで、まず10区分に分かれております。その中で役務費の平成14年度決算ですけれども、登録名変手数料等を差し引きます。それとプールの改修設計、これらも差し引きます。源泉購入費、これも差し引いて施設暖房機購入費、温泉中継ポンプ工事負担金、これらもすべて差し引いた中で純然たる維持管理に関する経費が1,626万1,082円がかかっているわけです。そして平成15年決算になりますと、もろもろのものを差し引いた中で1,685万2,328円。それで平成16年度決算見込みですとさらにこれがふえまして、2,316万4,000円ということでございます。

こういう中で介護拠点施設の職員5名、この給与が約2,500万円。それと本館の方の2名の諸手当等含めた給与が約1,500万円。これらを加えますと、毎年膨大なものが出ていくということでございますので、科学的根拠に基づいて筋トレあるいは各教室をしておるものですから、最初に数値目標、目標年度を設置するのが当然ではなかろうかと私は考えますけれども、再度町長の御答弁をお願いいたします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） アスト会館の利活用で、例えばスポーツ棟のプール、体育館で効果が見えないと。まだ2年たっていないんですよ。恐らく保健会計の軽減とかそういう効果のことを指しているだろうというように推察はいたしますけれども、2年もたっていないでそんなに効果が出るものではないと。むしろ、もっともっと多くの人に活用していただくことによって効果が出てくるだろう、こういうふうに考えているわけです。短兵急に効果が出るというような想定はしておりません。

ですから、3年以上たちまして保健会計がどのように軽減されたかというデータがやがて

出てくると思います。それには、筋トレ等あるいは介護予防拠点施設の参加者がもっともっと増えないと、1人の人が健康になっても、それは確かに保健会計の軽減にはなりませんけれども、スケールメリットが求められるようなものでなければいけないというふうに私自身は考えておるところでございます。ですから、短兵急に効果がまだ見えない、費用対効果がどうだというようなことを今おっしゃいましたけれども、私は異論を持っている人間の一人として今申し上げたようなことで、まだまだこれからもう少し長い目でそういうスパンで見ていただきたいというのがまず1点です。

それから、職員給与云々ということで、平成14年からのものがずっと出ましたけれども、これをやるには、あそこの施設を今までどおり稼げるものにしていくには、まずネックになるのが先ほども申しましたように耐震補強だと。耐震補強をやらないでいいという形なら、すぐにでもできるんですよ、営業でも何でも。しかし、もしものことがあったときにこの公共施設、災害で例えば被害者が出たとか死者が出たとか、こういう形になったときだれが責任をとるかということをお考えすると、軽々にそれに踏み出せないというのは議員も御案内のとおりでございます。

そういうもろもろのものの背景があるということで、今現在どうしようかということで、先ほども申しましたように議員からも提案がありましたように、民間を含めての活用をどういうふうにしていこうかということも今やっているわけですし、アスト会館の委員会の意見集約の中でも、耐震補強計画の実施を早急にやれと、こういう形のものが昨年2月にもらっているわけです。それでやったわけですね、平成16年度。そうしたら思った以上にやはり金がかかると。4億5,700万円もかかるというようなそういう膨大な金で、では、その財源はどうするんだという形になると。

この耐震というのはリニューアルを含んでいません。例えば、これからアスト会館の検討委員会の皆さんが200席あります視聴覚教室、これをホール的なものに改造して、もう少し舞台も広げてそでもつけてというような計画も確かにございます。そうなりますと、そのほかにプラスになりますし。

それから、先ほどの壇上で申しましたように、リニューアルの中でユニバーサルデザインに対応するためのエレベーターであるとか、あるいは階段昇降機であるとかという、こういうものも全然、これは4億5,700万円の中には含まれてないんですよ。ですから、今の財政状況の中でそれができるか、議員よく御案内だと思いますよ。ですから、民間に誘致したらどうだという御意見もあったと思います。これはそういうふうに理解しております。

私どももそういうふうにしてやっているところなんですけれども、やはりこういった経済情勢の中でなかなか、ほい来たほいというわけにはいかないという形で、もう民間の調査をお願いして半年以上もたっているわけですよ。いまだに先が見えていないということですから、これははっきりと当社ではできませんという形になれば、事前の策をまた模索しなければならぬというふうに思っていますけれども。

そういった中で、やはり今現在の最低限の経費というものはこれはいたし方ないと思っております。本来ならば、この経費ぐらひは使用料で埋めていきたいというように思っていますけれども、何度も申しますように耐震補強の問題がネックになっているということでございます。

ですから、4億円以上の耐震補強を向こうが引き受けて、そしてやってくれるような企業があれば明日にでもそれは皆さんと相談して貸し渡しますけれども、今そういう状況ではないわけですからもう少し時間をいただきたいと思っておりますし、基本的なスタンスとしては、あの利活用をどうするかということはいつも頭の中に入っております。皆さんもあれを寄贈を受けるときの議決した皆さんでございますから、私は別に責任を逃れるわけではございませんけれども、前町長が善意の寄贈ということを先ほども壇上で申しました。そういうものを何とか生かしたいというのが私の考えですから、もうしばらく時間をいただきたいと思っております。

議長（太田長八君） 14番、内山恒昭さん。

14番（内山恒昭君） 町長、本館の部分については十分理解できました。これについては全く私と同じ気持ちだと思います。しかし、介護拠点施設、これを始めるときは今のプログラム取り入れるときも、やはり医学的あるいは科学的な根拠があって、どういう結果が出るというものは想定した中で筑波大学の久野先生ですか、そういう先生方あるいはいろいろなインストラクターを養成したりということをしたわけですよ。財源を通して人材を使うには、その目的というものがあるわけでしょう。

どういう効果が出るか、その数値を例えば今の特別会計3会計では、合計で40億5,731万3,000円、こういう膨大な医療会計になっているわけです。このうちの3分の1とは言いませんけれども、そういうものは将来削減できると、そういう考えのもとに私はこの介護拠点施設を始めてはいないかと、このように考えておるものがございますから、とりあえずまず先に数値目標をつくって、それでその目標が達成する年度、こういうものを設定しなければ、費用対効果ということはいえないのではないかと、そう考えました。町長は申し上げました

けれども、多くの人に使ってもらおうということにつきましては、その間の方法論ではないですか、人を集めてそれに参加させるということは。そういう面で、私はこのままやっておいたら、財源が非常に厳しい中、やはり人気落ちるのではないかと、このように心配して町長にお聞きしたわけでございます。

この前もある議員からそういう質問が出てきましたけれども、これは公園整備とか観光客を誘致するものとは違うわけですよ。そういう形で私は申し上げたものですから、それにつきまして最後の御答弁をお願いいたします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 先ほども申しましたように短兵急に1年、2年で結果が出るという問題ではないし、例えば短期間で結果が出ているものもあるんです。御案内のように、筋トレに通っている皆さんの体力年齢が10歳以上も若返ったと、こういうデータがあるわけです。今年も、先ほどの施政方針の中でも、これから出前をして、我々の方から出向いて健康教室をやったり、そういったことを大勢の人に使ってもらおう、こういうアプローチをかけることを今やっているわけですから。

ですから、スケールメリットが出てこないと、当然先ほども言いましたように保健会計の軽減にはつながっていかないと。それで費用、費用と言いますけれども、議員は監査委員ですからよくわかっていると思うんですが、このうちに補助金が幾らあると思うんですか、経費の中で。4分の3はもう国・県の補助金ではないですか、介護予防の拠点施設の運営費に対して。一般財源とかほとんど出してないんですよ。そういうことも、やはりはっきりとしていかなければいけない問題で。

確かに数値目標というものを立てなければならぬということもわかります。しかし、それが5人、10人の、例えば何十人の人が健康になったところで全体のパーセンテージにするに0.0幾つですよ。その方たちの軽減にはつながっていますけれども、全体を考えたときにまだ何千万というオーダーではないということです。

それは発足して間もなく、筑波のトレーニング教室に通っている皆さんは、もう体力年齢が10歳以上若返っている。今年も皆さんのところに前に説明したように、これからウォーキングの習慣のある人に高性能の歩数計、いわゆる電子歩数計を貸与いたしましてそのデータをとって、ウォーキングだけをする人と筋トレまでやる人との差がどれくらいあるのかということ今年から始める予定なんです。これは新年度にも予算化もしてあります。そういったことで、着々と健康づくりはやっていこうということで、先ほどの施政方針の中でもはっ

きりと述べているわけです。

ですから、今の介護予防が云々と言いますけれども、数値目標というのは最低でも3年以上かからないと、そういったデータが出てこないんです。まして、この町はあちこちの診療所とか病院が送迎のバスを出しまして、自宅の前まで来てから連れていくような状況でしょう、町外からも。そういった病院とか診療所のロビーを社交の場にさせていただくのではなくて、アスト会館とかそういったところをぜひひとつ使ってくださいというのを、私は何度も折に触れて、1月にやったあじさい学級の中でも申し上げましたし、機会あるごとに言っているわけでございます。

そういうことで、一人でも多くの方がそういう健康に関心を持っていただいて、自分の健康は自分できちっとする、そういう信念を持って健康づくりをやってまいりたいというふうにご考えておるところでございます。先ほど来の経費の問題、確かに職員の経費もかかっておりますけれども、これはどこにでもかかるわけでございますから。

それで、ソフト事業に対しても、県・国の4分の3の補助があるということは御案内のとおりでございます。まだまだこれから、今年も経済産業省のモデル地区になりましたものですから、そういう中での国のバックアップもいただけるという中で一步一步やっていかなければならないということを思っています。ですから、アスト会館の本館の問題も先ほど申しましたように、大きな問題はネックとしては耐震補強の問題があると。これはもうどなたも皆さん御案内のとおりでございますし、皆さんにも報告をさせていただいているところでありますから。

それで、今の介護予防の拠点ということですぐ効果が出るというようなものは、確かに個々には出ているんです。しかし、全体の会計を軽減するまでの人数がまだいっていないわけですから、これを今年じゅうには500人ぐらいまで上げたいなと思っております。そういう今作業をしておりますし、アプローチをしているということで、ぜひひとつ御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 以上で、14番、内山恒昭さんの一般質問を終結いたします。

ここで、午前11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時05分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ、再開いたします。

飯 田 龍 一 君

議長（太田長八君） 次に、1番、飯田龍一さんの第1問、国・県道に対する町長の考え方についてを許します。

1番、飯田龍一さん。

（1番 飯田龍一君登壇）

1番（飯田龍一君） おはようございます。1番、飯田です。

今回は、町民・区民の住環境に非常に関係ある住みよい環境づくりという観点から、道についてお伺いいたします。

第1問、県・国道に対する町長の考え方、1点目といたしまして、大川区の国道135号線についてお伺いしたいと思います。

大川区民が出かけるときはほとんどが町道大川臨港線を使用し、国道135号線と二度山の前で接しております。当時、有料道路工事のとき、道路公団が進入路として完成してから約40年余が経過しております。近年は車両が1軒で2台、3台というのも珍しくなくなりました。昨年末に大川区より、町と議長あてに陳情書が出されました。私も前々よりこの場所の危険性は実感しておりますが、週末、年末年始、連休、お盆等、特に下り線に進入するには大変困難な三差路になっております。

これは特に関係があるので、質問通告書の中には町道は入っておりませんでした。現在関係のある大川臨港線に対する町としての把握、135号線の取りつけ口の下田土木等への今後の取り組みをお聞かせください。

済みません。この中では町道の大川臨港線は通告していなかったものですから、もしお答えの中で、ないよということであれば、それはそれで結構だと思います。

2点目といたしまして、これは県道稲取港線。一昨年、私は12月定例会で一般質問をしましたが、今回、再度お尋ねしたいと思います。

昨年より暫定的ということでしたが、当時ヤオハン入り口までのコースが策定されてストップしたわけですが、今回、稲取港線本来のルートであります135号線 これは正式に道

路の名前が入っておりませんが、国道135号線の稲取西口より稲取駅前通りの信号のところまでを稲取港線ということで教えていただいております。

今回、地域より委嘱された委員さんも交えて精査されていると思います。地域の地権者にかかわる問題もあり、公開できる範囲で結構ですが、今後の進捗状況がどうなるのか教えていただきたいと思います。

以上2点を一答一問でお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、飯田議員の1問目の国道、県道に対する考え方という形で、本来町の事業ではございませんので、考え方だけという形になるかと思っておりますけれども、それはぜひひとつ御了承していただきたいと思っております。

まず1点目に、大川区より要望がありました国道大川入り口の改良についてお答えいたします。

国道135号大川交差点改良要望内容についてであります。下り線から大川地内へは、大川グランドホテル前駐車場に道路を新設し、国道下に新設のガードを設け、町道大川臨港線へ接続することが、また上り線から大川地内へは、木村旅館前付近から新たに町道大川臨港線へ接続するなどの大規模なインター改良事業が大川区から昨年提案されたところでございました。早速、県土木、下田土木の担当課へ事前協議に伺ったところ、余りにも莫大な工事費が必要となるので実現は難しいという回答を受けました。しかしながら、今後は地元役員の皆さんと一緒に下田土木事務所の関連部署の担当者との話し合いの場を設け、再度、実現可能な要望の作成について検討することとなっております。要するに今のままでは実現不可能、しかし今後は実現可能なものはあるのかどうか、こういうのをやはり地元の皆さんと協議しながら、県と一緒に協議して、実現可能なところでそれを実現させていこうというのが今後の方針だということに伺っております。

2点目の、県道稲取港線の今後の展望についてということで、これも同様に県の事業でありますから、私がいつやりますとかという問題ではありませんけれども、経過等は承知しておりますので、御説明させていただきます。

道路を管轄しております下田土木事務所によりまして設置されました整備検討委員会の委員は、委員長を含め12名となっております。各委員ですが、観光関係が3名、商工関係3名、

町内会 2 名、交通機関が 1 名、学校関係 1 名、福祉関係 1 名、都市計画審議会 1 名の構成となっており、委員会は 4 回の開催が予定されておりますが、現時点では既に 3 回行われております。委員会のプログラムとしては、各回ごとにテーマを設けて開催されております。すなわち第 1 回目は現状課題の抽出、第 2 回目は現地調査を踏まえた課題の解消及び検討、第 3 回目は道路整備計画の検討を行い、この 3 月 14 日に開催予定の第 4 回目において、道路整備計画案のまとめをすることとなっております。

施政方針でも先ほども述べましたとおり、今後は策定された計画案をもとに実施していくとのことですので、国道、県道の整備につきましては、町といたしましても全面的にバックアップをしてみたいと考えております。

議長（太田長八君） 1 番、飯田龍一さん。

1 番（飯田龍一君） ありがとうございます。

1 点目、2 点目、続けて再質問をしたいと思っております。

現在、町長もおっしゃるように確かに国道については、町の管轄ではないのはもう町民も私も含めて、これは十二分にわかっております。この三差路という先ほど説明しましたからこの三差路という形でいきますけれども、この大川の三差路は建設当時、道路公団がつくったわけですが、この当時もう既に全国的には高規格の高速道路が建設中という時代になっております。その中で、当時車を持っていたのは多分大川区では非常に少なかったかなと思っておりますけれども、それにしても先を見た道路かなと。私は子供のときから大川へ行きますけれども、車を運転しないときには気がつきませんでしたけれども、実際に車を運転し始めたときから、あの道路については何回も使っているわけです。

そういう中で、ああいった形の道路をつくった責任も今とやかく言うということではないんですが、現在県道になっております。そういう中で私思うのは、あの道路が過去に下田土木においても問題箇所になっていたのかなと。過去から現在にかけてあの進入路が下田土木でも心配をしている箇所なのかなという位置づけが、下田土木にあったのかなと。それから町におかれましても、あの道路については臨港線と接していますから何とかしなければまずいのかなというのが、私まだ議員日が浅いものですから、過去にそういう経過があったのかなというのは、わかる限りで結構ですから教えていただきたいと思っております。この道路についても代々区長さんが、毎年区民の方からやはり接触事故等があったりするときには苦情が寄せられるよと、これは代々の区長が経験しているよというのは、お聞きしております。大変苦慮していることだと思っております。

先ほど町長がおっしゃったように、ここにも実際要望書の中で、案としていろいろトンネルを広げたりという、それから大川区の要望事項としてございますけれども、確かにこれをそのとおりに実現するのは大変なことだと私自身も思いますけれども、町長言いましたように、実現の可能な範囲の中で一步でも前進してほしいと思っております。その件についてだけよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、先ほどの2点目の稲取港線、これも確かに県の仕事でございます。

前回は、そろそろ河津の桜と雛のつるし飾りが始まるなということで質問をしたと思うんですが、今年は既に今現在でいきますと、もう今日明日で河津桜も終わり、それから雛のつるし飾りもあと残すところは少しになっておりますが、例年のごとく135号線の取りつけ口ではヤオハン入り口まで、日々車の停滞を起こしているというのは、これは当局も説明するまでもなく現状はわかっているわけです。ですから地域の方々の要望も含めまして、何とか一日でも早く着工したいということで、これも引き続き、町当局に力強い後押しをお願いして、再質問を終わりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） まず1点目の過去の経緯というものですが、私の承知している範囲では、過去にあそこは非常に危険だということは私自身も認識しておりますし、私ごとで申しわけないんですが、私もあそこへ事業所がありましたから、そういう中では非常に危険だということは承知をしておりますして、過去にはあそこのガードレールをガードロープに変えて、多少でも右折、要するに稲取方面に来るときの見通しがいいようにという形で、あそこがそっくりとガードレールからガードロープに変わったというようなことがあります。しかし、構造的に私は非常に無理があるではないかなと。と申しますのは、急激な登りになって本道に入ると。あそこを改良しなければいけないではないかなと。

ですから、先ほども壇上で申しましたように、土木ともいろいろ話をしておるんです。しかし、大川区の皆さんから出されたそのままではとても難しいと。しかし、今のままではほうっておけないではないかと、私の方もそういったことも申し上げました。そういう中で実現可能な方法をまた区の皆さんともよく協議して、安全対策というものはしていかなければならないというものは土木の方も認識をしておりますから、そういったことで、先ほどの答弁になったということで、ぜひひとつ御理解していただきたいと思ひます。

それから、臨港線の問題は確かに通告にはなかったんですが、接続しているのは大川臨港線ですから、あの急激な勾配を解消しないとやはり難しいのかなと、そういうことも含めた

中で今後、やはり地元の人たち等の御意見を出していただきながら土木と協議してまいりたいというように考えておりますし、土木もそういった姿勢でありますものですから、そういう形でぜひひとつ御理解をお願いいたします。

それから2点目の県道稲取港線ですけれども、先ほども申しましたように、それと施政方針でも申しましたように、例えば代替地の問題だとかいろいろ今後出てくると思うんですね。そういったときにはやはり県よりも町の方が小回りがききますものですから、そういったことで全面的なバックアップをしながら、一日も早くこういうものが県にやっていただくようなことをやってまいりたいと思っておりますし、昨年もこういった質問を受けまして、実際、県の桜井土木部長も現地を見ていただきました。その中で今回初めて、この稲取港線というのが日の目を見てきたわけでございます。事実、もう動き出しているわけです。

ですから、これは長年の懸案事項が一步前進をしたというふうに私も受けとめておりますし、議員にもぜひそういった考え方の中で、今後いろいろな問題が出てくると思いますが、そういう中で議会としてもバックアップをしていただければというように考えておるところでございます。

それから、先ほど飯田議員に次の4回目が3月14日と私言ったような気がして、3月17日ですから、済みませんけれども、17日にやるということで、最終的な会合は17日、そこである程度方向性が出てくるというようには思っております。

議長（太田長八君） 1番、飯田龍一さん。

1番（飯田龍一君） わかりました。一応町長の力強い、前向きに両方の臨港線とそれから国道の関係、大川臨港線という形でお答えをいただきましたので、何とか一日も早い実現をということで私も強く希望し、また期待をして1問目の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（太田長八君） 次に、第2問、クロスカントリーコース周辺の整備についてを許します。

1番、飯田龍一さん。

1番（飯田龍一君） では、2問目に移りたいと思います。

私も常日ごろから健康には気をつけているつもりなんですけど、実際のところは忙しいのにかまけて健康づくりをやっておりません。町の方にも申し込みもしていなくて町長にも怒られておりますけれども、私今回、住民の憩いの空間と健康づくりという観点からお伺いしたいと思います。

第2問目として、クロスカントリー周辺の整備についてをお伺いしたいと思います。

まず、1点目です。現在、クロスカントリーコースの周辺は桃の里、西側斜面には山桜、河津桜、コース内にはソメイヨシノと、シーズンにはまさに花の里となり、少し手入れをすることで、将来的には伊豆有数の花の里になると、当時そういうふうに考えたと思うんですが、2000年の20世紀新世紀創造祭の事業を実施したのも、そういった観点であの場所を選んだのかなと思います。そのとき記念植樹をした花桃が全く育成していないという状況を後ほど写真で説明しますが、他の花木への移しかえも含めて今後検討をするときかなという形で今回お伺いしたいと思います。

それから、2点目といたしまして、このクロスカントリーコースは年間数回しか使用していない。これは嫌みで言っているのではなく、せっかくありますから、年間を通じて利用できたらという見解で質問するわけです。

現在、私もあそこに朝から歩いてカウントしたわけではございません。ただ、ウォーキングで歩いている方のお話を聞いて、大体そのくらいかなということでお聞きしたわけですが、現在200名余にもなろうかという町民 もちろんこれは町民以外の方もございますけれども、ウォーキングを毎日楽しんでおります。そこで、町の推進している町民の健康づくりの場として、この地域が今以上の憩いのスペースという形も含めて活用できたらという観点から、この2点をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（太田長八君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

町長（片野 武君） それでは、第2問、クロスカントリーコース周辺の整備について、2点から成る質問に順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の花桃の扱いと今後の取り組みということでお答えいたします。

御質問のクロスカントリーコースのスタート地点の下側に植栽されております花桃は、新世紀創造祭を機に花のあるまちづくりの一環として、また、つるし飾り祭りとの関連等を考慮して記念植樹されたものというように伺っておるところでございます。

植栽面積として5,536平米を整備いたしまして、植栽は平成12年2月14日と15日の2日間行い、観光客、地元住民、幼稚園児等491人と実行委員会等スタッフ100人が参加いたしまして、457本もの花桃が植栽されております。平成13年度には、隣接地へ新たに5,715平米を整備いたしまして、195本を移植しております。以来、毎年花桃の育成管理業務を町内造園業者に委託し今日に至っておるところでございます。

植栽から5年が経過しておりますが、強風によって再三にわたり支柱ごと根こそぎ倒されたり、土壌が原因なのか立ち枯れも多く、また根の張りも少なく、全般的に成長が遅いのは事実でございます。

よって、今年度の成長次第によっては、育成に適した新たな場所への移植を考えなければならないと思っております。しかし、この桃の苗木の記念植樹は当時実行委員会を中心に多くの方々の協力によって実施されておりますので、移植に当たっては、当時の関係者とも十分協議の上、その対応を図ってまいりたいと考えております。

なお、コース内外に植栽されております桜は、町が伊豆急行株式会社に貸与してある区域内であることと、コース管理をしている教育委員会事務局ともよく協議し、今後の有効活用を図っていく所存でございます。

次に2点目、このコースを健康づくりの場として、いま一度着目してはというような御質問ですが、現在クロスカントリーコースを利用して開催される大会は、全国規模の東急カップ報知東伊豆クロスカントリー大会とスバル・コガミヤタカップA T B大会 I N東伊豆の2つの大会が行われております。

その他にも、健康増進の目的で保育園、中学校及び高等学校のマラソン大会として活用されており、さらに実業団の選手も練習の場所として利用しております。本年度、高等学校、大学、アテネオリンピックトライアスロンの各合宿の折、利用されております。

この場所は、四季折々の自然の風景と桜、草花などを散策しながら楽しめるウォーキングコースとして多くの町民が利用しており、健康維持の場として多く活用されているところでございます。

さて、御質問のクロスカントリーコースを健康づくりの場に、であります。一番身近な運動としてウォーキングが提唱されており、寝たきりになる要因として上位を占める脳卒中や転倒・骨折などへの効果が認められておりまして、また、道路に比べて足やひざへの負担も少ないため、町民の皆様にはぜひ有効に活用していただきたいと考えております。

しかしながら、転倒・骨折につきましては、ウォーキングなどの有酸素系の運動だけでなく、ストレッチや筋トレなどの筋力系の運動を組み合わせることで継続していかねば効果が認められないといった検証結果が、長年にわたる筑波大学の研究で実証されておるところであります。

町が推進する健康づくり事業は、科学的根拠に基づく個別プログラムを参加者に提供いた

しまして、その結果、第1期生の体力年齢におきましては飛躍的な向上が認められました。このプログラムは教室型と在宅型を組み合わせた形態で提供し、教室型の有酸素系の運動がエアロバイクを使用したものとなり、在宅型の有酸素系の運動がウォーキングとなります。よって、クロスカントリーコースを健康づくりの場としてウォーキングをしていただくことは、健康維持の観点から望ましいことと思っております。

さらに、稲取の黒根コース、竜宮岬公園遊歩道、片瀬海岸歩道、白田川周辺歩道及び風力発電周辺歩道など、町が整備を進めてきました数々の遊歩道や公園、公有施設を有効活用して健康づくりに役立てていただきたいと考えております。

健康に重要なことは、1人1人が自分自身の健康・栄養管理にいかにか真剣に考え、取り組んでいくかであります。また、せっかく健康づくりのための運動を始めましても、継続しなければ筋力は衰えてしまいます。したがって、健康づくりで最も重要なことは継続することにあります。単発的な事業では健康寿命の延伸にはつながりにくいものと思われまますので、健康管理や栄養指導はもとより、運動を無理なく長期間にわたって継続できる方策を提供し、健康事業の延伸に向けて取り組んでいきたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（太田長八君） 1番、飯田龍一さん。

1番（飯田龍一君） ありがとうございます。

では再質問という形で、これは1点目、2点目とわたくし関連しておりますので、再質問をしたいと思っております。

1点目の順序がちょっと狂いますけれども、まずウォーキングの観点の中で、現在ウォーキングをしている人たちの声をいろいろ聞いたんですが、たくさん声があるんですが、その中からちょっと抜粋して幾つかを披露したいと思っております。

歩き仲間ができてよかったなというのが一番多かったです。それから、先ほども申しましたが、アスト会館が近いから、今後、プールや筋トレ等の関連も考えられるなど。それから非常にこれも多かったんですが、町民のコミュニケーションの場としても、もっと生かしてほしいなというような声でございました。

それから、多分これは後で聞いたんですが、こういった部分、質問がまたがるんですが、これは山桜か河津桜かちょっとわからなかったんですが、多分二、三十年たっているらしいんですが、山全体に当然山桜、河津桜は当時伊豆急さんが植えたということで、全面に今から咲くのもあれば、もう葉っぱになっているものもありますけれども、当時町長就任したころ、うちの町長も、この桜に対して周りの伐採をして何本か試験をしたよという話は聞いた

のでございますけれども、私もこの1本写真に撮ってある、これは周りをおある程度伐採をしてありますけれども、この桜が横枝がなくて上に全部立っているんですね。だからこれはほとんど山全体の桜がこういう形で横に枝が張ってなくて、全部上へ立っていると。ですから、遠方から見ても非常に大きく見えないという形になっております。こちら辺も同じようなんですけれども。

それから平成12年のころ、南伊豆試験場の当時所長をしていた水戸先生に何かの形でいろいろお伺いして現地で見てもらったことがあるんですが、実際にカウントはしていませんけれども、数百本あるだろうという桜のほとんどが周りの雑木に覆われた形できれいに見えないと。そういう形で周りだけを伐採してやれば、二、三年のうちにかなりきれいに横に張ってくるよという御指導を得ました。また、あそこには多分こちら辺の途中だと思うんですが、正面の山の途中から上に向かって散策道もあります。これも多少枝を払って整備すればいい散策道になるなというお伺いをしたことがございました。

そんな観点で、ウォーキングと桜、それからコース内の花桃、本来は文化公園の花桃はもう去年植えたという形の中でも、もうかなり咲いております。それからもうしばらくしますと、しだれの花桃が咲き始めます。町長が言ったように100名の委員の中の私、一人でございます。それでここのお手伝いを一生懸命、約半年ぐらいかけてやった経過があって、まさかこんなふうになるとは私も思っていなかったんですが、とにかくこれはお金がかかることですから、ほとんど枯れたものはないんですね。枯れたものはとってありますけれども、絵で見ると枯れたように見えていますけれども、生きております。

たしか、ただあの当時に植えたまま、私も何十本か植えたわけですが、植えたときのままといような形でおりました。これはだれが悪いということではなく、強いて言うと、当初我々委員がここへ桃にしようということで決めて、土壌もよく調べなくてここに植えたのが当時の役員が悪かったのかなという自戒の念もありますけれども、4年も5年もたってこの形ではとにかく困るなど。ウォーキング、それからこの山全体の町民が来る形を考えても、とにかくぜひこれの方も移植なり改良なりを進めていただきたいと思います。

以上で再質問で。もう結果的にこういった状況のお願いですから、再々質問はしませんけれども、そののところだけ簡単に町長、よろしくお願ひします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 私も困っているんですよ。伐採も間伐もしているんです。ただ、この写真でいきますと、真ん中の段の右側のところ、これは正面だと思うんですが、このもっと

右側のところに、バイオパークの観覧車の下のあのところは夜叉が相当ありまして、伊豆急に貸してありますもので、伊豆急の了解をとってこれを相当伐採をしまして、かなりきれいになっていると。

ただ、議員おっしゃいますように、やはり密植していますと横に枝が張れないというのは、これは事実だと思えます。そういったことの解消というものは今後、鋭意やっていかなければならないと。これは桜は桜として、問題は花桃だと。今議員も実行委員会で、私も言おうと思ったけれども、先に議員の方から言いましたから、何やっているんだと言いたいほどです。

それはそれとして、平成15年には土の入れかえをしてみました。根が深く伸びなかったんです。それで、半分ぐらい土の入れかえをしてやり直してみました。と申しますのは、あそこは大勢の皆さんが善意でお金を出してプレートがちゃんとあるわけですよ、だれのだれだれというのが、住所も入りましてね。その皆さんの善意というものがありますから何とか育てたいなと思って、平成15年度には土の入れかえもして、補植もしていました。しかし、依然として根が伸びない。というのは、やはり気温の問題とか風とかいろいろあって、あの場所では無理ではないかという結論を今持っているわけでございます。

ですから、先ほども壇上で申しましたようにしかるべきところに移植をして、もっと日当たりのいいところ、例えば一つの例で言いますと、こちらから見えますハトのマークのランドマークがありますね、あの下側の土手のところあたり、道下の方の土手。ふれあいの森の公園の上側の土手のところ、あれは日当たりいいですから、ああいうようなところに植えるというのも一つの方法かなと。それで、やはりこの町の中からも相当あれに植えますと、時期になればピンクの色が遠くから見られるような、そんな形であの苗木というものを育てていきたいなという考え方は個人的に持っているわけですから、先ほどもしかるべきところに移植をしてと言ったのは、そういう形を考えているということで御理解をお願いします。

そういったことで貴重な桜も多くありますものですから、そういうもので伊豆急に貸してあるところもありますもので、ほとんどがそうなんです、伊豆急側ともよく協議して、先ほども申しましたように教育委員会やそういうところで協議しながら、やはり生育ができるような環境というものは今後、順次つくってまいりたいと考えております。

議長（太田長八君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 42 分

再開 午前 11時43分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、第3問、熱川桜山整備計画についてを許します。

1番、飯田龍一さん。

1番（飯田龍一君） では、3問目に移りたいと思います。

私は日ごろ、山や緑を愛する一人として自分では思っております。長年、ボランティアとして地域内においてお手伝いを数十年してきました。今回は、まず気持ちとしては、熱川の桜山がすばらしい桜の公園になってほしいという観点から御質問をするということでお伺いしたいと思います。

第3問目、桜山整備計画についてをお伺いいたします。

まず1点目、この桜山整備計画の初めからの経過を説明してください。これは時間がかかりますから、当然2点目、3点目、4点目という形の中で出てきますので、経過の要点だけを説明していただければ、これはできたら観光課長の方から説明していただきたいなと思います。

それから2点目に、平成15年度に実施設計委託料という形で、これが私はずっとこのところ決算書等を見ながらやっていたんですが、基本設計なのかがよくわからないんですね。ですから462万円と出ております。それから平成16年度、翌年、施工監理委託料171万円を落札した設計業者、入札経過、入札方法、これには最低制限価格があったのかなということも含めてお伺いしたい。

また、公園設計の町に対する実績、この町に対してですが、当然その会社自身の公園実績の方も含めて説明してほしいなど。

それから、これが継続事業なのか。この事業は当初は平成16年、17年と2カ年の継続事業になっていたわけですが、この設計料が1期目なのか2期目なのか、そこら辺が当初よくわからなかった。もちろん、今までの中で説明が少なかったわけですからわからなかったんですが、この設計料そのものが1期目なのか2期目なのか、そこら辺のところもちょっとわかるようにお伺いしたい。この入札に関しては、できたら指名委員長にお答えを願いたいと思います。

その次です、3点目です。この全体事業の計画の根源となる、先ほど2点目にも出てきま

した基本設計　基本設計があるかどうかわかりませんが、かわりになるような設計書というものがもし我々がいただいたもの以外にありましたら、お示ししていただきたいなと思います。決算書等では載ってきておりません。普通、当初事業費が1億2,000万円程度したわけですから、いろいろプロの方、いろいろな造園等の詳しい方なんか聞いても、1億2,000万円という事業規模を出した以上は、そういったものはなければ当然、植栽のこと、花木のこと、防災工事のこと等も入って1億2,000万円という根拠を出したわけですから、そういうものは必ずなかったら県の補助にはなりませんよという御指摘を私もいただきました。そういった形でこの関係を説明してほしいと思います。

4点目といたしまして、また、これは写真は後で解説しますけれども、この急傾斜な土地、桜山は防災上の観点からも影響を受ける地権者ないしは住民の方々に十分な説明をしたのかなど。もちろんそれは図面と設計士ないしは設計監督者を伴って普通は行うものと思われるのですが、いかがですかと。また、その構想については、奈良本農村公園でやったように、計画の図面の前からこういうワークショップ的なものの意見集約をしてこの設計になったのかなというそこら辺が特に、4点にわたって私が桜山についていろいろ調べた中でわからなかった点をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（太田長八君）　第3問の答弁を求めます。

町長。

町長（片野　武君）　桜山公園整備計画について、4点から成る質問に順次お答えいたします。

1点目、観光課長という、これは大した計画ではありませんから、私の方から答弁いたします。

この桜山計画の経緯についてお答えいたします。この桜山整備は熱川温泉活性化手段の一つとして地元熱川温泉の長年の懸案事項でありましたことは、既に御案内のとおりでございます。町といたしましては、長期にわたり低迷している町内観光産業の活性化を図るべく、観光施設整備事業として片瀬海岸観光施設整備事業や稲取竜宮岬公園整備事業等と同様に、この熱川桜山整備事業の推進に取り組んでいるところでございます。

この事業は、平成14年度に隣接地との境界確定を含む測量業務を町内の有限会社前田設計事務所と28万3,500円で契約いたしまして、平成15年度の熱川桜山整備事業設計業務については、東京を本社とする建設コンサルタント業者5社による指名競争入札の結果、日本ユニシステム株式会社が落札し、462万円で委託契約をいたしました。また、計画地に隣接いた

しております伊豆急行株式会社所有の山林661平米を公園用地として平成16年2月に132万2,000円で購入したことは御案内のとおりでございます。

第1期工事となった本年度の工事につきましては、町内の土木業者AランクとBランクのJV5社企業体による指名競争入札の結果、株式会社伊豆急ハウジングと株式会社吉野工務店の共同企業体が4,860万円で落札いたしまして、工期は平成16年8月31日から平成17年3月25日となっております。

本年度の工事施行監理委託業務につきましては、前年度実施設計を行いました、先ほど申しました日本ユニシステム株式会社と170万6,250円で随意契約をいたしたところでございます。

なお、工事につきましては、当初平成16年度と17年度の2カ年の継続事業として計画してまいりましたが、本年、県から補助金枠の関係等から事業延長の指導があり、平成18年度までの3カ年事業とさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

次に、2点目の平成15年度の実実施設計委託料462万円と平成16年度の施行監理委託料171万円を落札した町外設計業者の入札経過と入札方法ということについてお答えいたします。

1点目の経過報告の中でお答えしましたとおりでございますので、御理解していただきたいと思っております。

(「町長、もっとゆっくり答弁を」の声あり)

町長(片野 武君) 公園設計で、町に対する実績は特に公園としてはございません。設計料は1期、2期工事にまたがるのではとのことでございますが、先ほど申し上げましたとおり、平成15年度分は実施設計委託料で、平成16年度の第1期工事は施工監理委託料のみで、設計料は含まれておりません。

なお、指名委員長への御質問につきましては、後ほど指名委員長である助役の方から答弁させていただきます。

次に、3点目の基本設計内容と総工事費1億2,000万円程度の内容につきましては、公園面積が全部で8,235平方メートル、整地造成工事一式、擁壁工事一式、給排水設備工事一式、歩道工事一式、植栽工事一式、散策路工事66メートル、舗装工事1,324平米、ガードパイプ227メートル、展望台70平米、スタンドベンチ180席、公衆トイレ1棟、浄化槽工事、電気設備工事一式が主な内容でございます。

植栽計画では、桜を中心に11月に咲くヒマラヤ桜から河津桜、熱川桜、そして4月末ごろに黄色い桜が咲くスマウラフゲンゾウ等を数種類を考えておるところでございます。桜でも

1本当たりの標準面積に相当違いがありますので、里桜各種を中心に約60本程度を見込んでおりますが、できる限り1本でも多くの桜をと考えております。また、地元の熱川温泉観光協会から、熱川温泉の早春の花と位置づけた熱川山吹の植栽も提案されているところでございます。

防災に関しましては、U字側溝471.3メートルの新設、載荷試験の実施、L型擁壁及び路肩コンクリート工事、補強土壁工事等を施工し、安全対策に取り組んでいるところでございます。

なお、請負業者においては、定期的に現場内の巡回をいたしまして、特に降雨時には、町道湯ノ沢草崎線から伊豆急熱川駅下までの園内道路、のり面、排水状況等の安全点検等を実施しております。

次に、4点目の地権者への説明会につきましては、熱川温泉観光協会には概要説明を行いました。計画地に隣接する地主さんの皆さんには、本事業を目的とした境界立ち会い以外特に行っておりません。直接関係するところは、請負業者がごあいさつに伺っております。

地元熱川からの陳情・要望につきましては、今、熱川温泉観光協会は、この桜山公園を各種の桜と熱川山吹を中心に、四季を通じたいやしの公園として位置づけ、かつ高温な自噴泉の温泉資源を活用した健康保養地の中心とした新観光スポットとしての活用要望等がなされておるところでございます。

中でも、展望台やステージ及び観客席の利用につきましては、まず展望台からは、眼下に熱川温泉場の湯煙のすばらしさを眺め、またイルカが見える公園、伊豆七島の絶景と朝日が見える公園等としてのPRと、ステージでは熱川道灌太鼓の演奏や地元サークル活動の発表の場、さらに楽しみながら健康増進のウォーキングコースとして、地域の人々と観光客の交流の場として広く活用していく計画となっております。

ワークショップ的な会合につきましては、桜山整備計画策定に関し、熱川温泉観光協会の皆さんと平成15年度と16年度にそれぞれ現地の調査確認と第1点目でお答えいたしました計画概要の説明会を行っております。このことによって、県道熱川片瀬線から伊豆急行ガード下までの間を土地所有者である吉田満喜子様の御協力で、新遊歩道として利用させていただくことができましたことや、この県道入り口から下り約100メートル間の狭隘箇所を解消できる県道拡張工事の実現の見通し等もできたことをあわせて御報告いたします。

以上でございます。

議長（太田長八君） 助役。

助役（太田俊彦君） それでは、私の方から指名委員会の関係について御答弁申し上げます。

先ほど質問者の方から入札経過と入札方法というふうなことを申し上げましたけれども、まず、指名委員会につきましては、指名競争入札に参加させようとする者、いわゆる入札参加者を選考するための委員会でございますので、委員会での議事を町長に後ほど具申すると、そういう委員会でございます。

この熱川の桜山整備事業測量設計業務委託につきましては、担当課であります観光商工課から業務内容並びに指名業者選定案の説明がなされたものでございまして、この業務は熱川桜山における園地整備計画について現地調査に基づき、遊歩道、あずまや、展望デッキ、トイレ及び植栽などの実施設計を行うものということで説明がございました。

指名業者の選定については、建設コンサルタント業務、いわゆる造園の資格を有する業者を選定したということでございます。指名委員会の皆様からは、通年指名の業者ではこの業務の計画はできないかなどの意見がありましたが、担当課より、この桜山の整備計画につきましてはユニークな公園あるいは魅力ある公園、また人の集まる公園などにしたいということで、大手総合コンサルタントに委託し、斬新なアイデアを期待したい旨の説明がなされたものでございます。

委員会としては、協議の結果、担当課で提案された業者で委員会の意見が一致しましたので、町長の方に意見具申をしたという内容でございます。ぜひ御理解を願いたいと思います。議長（太田長八君） 1番、飯田龍一さん。

1番（飯田龍一君） ちょっと、入札については中身の会社名も言っていたかなかったんですが、多分すべて通常のこの町に入っている実績のある業者は、指名委員会のときに指名されなかったんだと。私は町長がいつも言っています、土地でできる仕事は土地でやらせると常に言っています。このくらいの図面、これですよ、この図面はだれに見せてもひどい図面だと言っていますけれども、この図面程度のものが、今聞いたら斬新な設計という、東京かわかりませんが、大手しかできないような図面かなと。

私は、一番この桜山について質問しようと思ったのは、土地の設計業者が何で入札の段階から入れなかったのかと、それを疑問に思って、この桜山をやろうと決意したわけですが、それでふたをあけてみたら、入札落ちるも落ちないも、初めから土地ないしは今までうちの町の実績のある設計業者が1軒も入っていないと。それでは仕事を落とすたくても落とせない、こういったところに本来は政治力というものを使って、土地のできるような仕事をやってほしかったと、私はまずもってこれを残念に思います。

それから日本ユニシステムさんですか、これを落としたところは。私は会社の概要を持っていますけれども、これは意見というか観点の違う形だと思いますが、会社の概要を見た限りは、新しいシステムの発注だとか農業関係のことだとか、航空写真も入っていたかな、そういった、どちらかというと言官庁関係の仕事で得意とする会社でございます。それがこの非常に難解な桜山、私も今回初めて行ってびっくりしたわけですが、桜山というのは、町長がずっと前から口にしていましたから聞いていたんですけれども、上がったのは初めてです。行ってびっくりしたのはとにかく狭いと。この中で見てのとおり、このラインしかないんですね、平地というか道路になっている部分しか。とにかく横幅が狭くてウナギの寝床のような感じの場所でございます。行って、私も初めて桜山というのを見たわけですが、

そういう中で、一番疑問というよりか、もうこの入札の中でこういった難解な山、防災上のことも考えると、難解な山は地の利がわかる業者が本当は一番いいではなかったのかなという形で、一応この点についてはがっかりしております。

それと、防災上の観点からいきますと、この山全体がここはほとんど赤土なんですね。赤土の土壌でございます。この山肌を見ると、とにかく私たち雨のときにも行ったときにはもう靴がどろどろでした。

そういう中で、とにかく工事中に災害もなく無事に工事が終了してほしいなと思うのは、防災上の観点から無事に事故もなく災害もなく終わってほしいなというのは、もちろん周辺の方以上に町当局だと思います。

そこで、私は防災上の観点からお聞きしますが、先ほど言った基本計画というものが余りよくわからなかったんですが、この図面で県へ通ったのかなと。ちょっと私も思いますけれども。後のお答えでもらいたんですが、これが基本計画なのか、基本設計なのか、実施設計なのか、これは実施設計と書いてあるんですね。これが実施設計なのか基本設計なのか、これでまさか県へ行ったわけではないだろうと。これを見た限りでは、この図面から見積もり等新しく図面を起こしてなんていう、少なくとも造園に関してはわからないと。

当初経過説明でいきますと、我々議員に初めてこの図面が渡されたのは、去年12月の委員会でした。着工はもうずっとその前からかかっていたわけですが、初めてこの図面が12月に提示されました。その間は何にもなしです。一番おかしかったのは、おととしの桜山やるよという説明のときに図面はありませんでした。億のお金をやるのに、たたき台の図面もなしで説明をして、これで議会というかあれは通るんだなというふうに、そのときは私新

人だったものですから、実際そう思いました。

それで、まさか着工するときには図面等できちっと説明をして、先ほど言ったように設計士等が来て、その前に図面がないわけですから、図面ができた段階で着工前に説明をするんだらうなと私も思っていたら、知らない間にもう工事が始まって 知らないというのはこれは失礼になりますけれども、何かの形で聞いたとは思いますが、私は気がつかないまま工事に入ったわけです。

それでごらんのような形、これは余り私は強く言いません。12月議会で鈴木議員と山田議員がいろいろこの件については質問しておりますから私は今回強く言いませんが、そういう流れの中で鳥瞰図はないかと。12月のときも観光課長が現地説明の前に、この図面を持ってきた。そのときに鳥瞰図はないかと。鳥瞰図というのは我々のイメージでは、これは熱川農村公園のときにワークショップ等ずっと検討されてきたときの、これも私も前にもらってあったのが、今回もらって、これが予想図でございます。こういうものも含めてもう少し色がついてわかるものはないかと言ったら、鳥瞰図はないと。その後、町長も鳥瞰図等はお金がかかるから、そんなものはむだな予算は使えないと、そういう答弁をしました。では、鳥瞰図はないのかなと。それで、こういうふうな絵図面がなしに、この図面だけでどうしてイメージがわくのかなと。その後聞いたら、熱川温泉の方たちにもこの図面が渡ったらしいんです。この図面で熱川温泉の方々もどういう公園ができるのかわかるのかなと、私もちょっと不思議に思ったんですが、現実はその通りです。

それで、ないはずの図面がつい今月ですか、委員会のときにこの図面が来ました。何だあったんじゃないのという話をしたら、何かどうも最近できたみたいで、それもよくわかりませんが、これはいい悪いは別として、こういうふうな図面がなければもう何年 本当は計画の初めのときにこの図面がなければ何にも検討できないだろうと、考えもつかないだろうというふうにそのとき観光課長にも言ったんですが、経過はそういう経過です。

そしてもう一点。済みません、話がぼんぼん飛ぶんですが、先ほど言った入札についてはわかりました。町外者の入札だったということがわかったんですが、まず、この平成15年度の設計委託料462万円、私はこれだけだと思ったら、それから次に翌年、施工監理委託料が171万円が出てきた。それで平成17年度の予算を見ますと、今度はまた違った形で監理設計委託料とまた名前が変わった。それで306万1,000円という形で出ている。1,000円が出ているということは、これは随契で同じ業者にいくのかなと、そうちょっと推測せざるを得ないんですが、これだけ1,000円というのがついていました。

それと、平成18年度にまた同じように設計料というのがこれは出てくるんだろうかなと。私は普通多年度にわたる工事の場合は、大体2カ年といったら2カ年の中で計画を考えるわけですから、それに沿って監理委託料も 監理委託料はちょっと別としても、当初の基本設計というものは、2カ年なら2カ年、3カ年なら3カ年全体で設計をするわけですから、それがよくわからない。この部分がよくわかりません。

それから、当初1億2,000万円程度といった工事の方ですね、平成16年度にもうじき工事が終わるわけですが、4,819万円、これがもう実行されている。平成17年度にも予算的には載っておりませんが、これは今から入札等のこともありますから、工事金ははっきり言えませんが、大体補助金の関係からしても、これに似たようなお金になるのかなと。

そうすると、平成18年度にはどうなるんだろうと。町長先ほど言うように、当初1期、2期の工事ですよということで議会にも説明した工事が、途中から何かこちら辺に道ができるというふうな説明に変わってきた。このときも課長は図面が来たと思ったら、こちら辺はもう設計変更で変えますよと。えっ、図面を初めて持ってきて、ここの都合の悪いところは変えますよというような説明であった。これもおかしいなと思います。これは施工というんですか、工事を進めていく上で非常にずさんという語弊があって怒られますけれども、準備が足りない工事だなと。

まず、私たちが山へ初めて登ったときに感じたのは、こういう道路がありますね、これは2メートルぐらいしかないんです。普通私も質問をしたんですが、この道路に乗用車が入っていったら人が変わるだけで、あとは何も変わりません。これがこういう道路の工事になっています。これのいい、悪いは私ここでは言いませんけれども。

そういう形の中で、この山に登ってまず感じたことは、甲子苑さんの道からお客さんが散策をして上がるというのが、多分100人行ったら100人がそう思うと思うんです。だれもこの奈良本の方の上から 旧道の方から歩いていく観光客は行かないと思うんですね、ほとんど。私は初めそう思ったんです。どうしてこれを計画の第一義として挙げないのかなと、そこが疑問になった。

そうしたらある地権者の方が、途中でまだ許可というか承諾をとっていないということでそういうふうにしたと。だったら、この計画の第一番の道は町からお客さんが上がっていくようにするのが一番のいい公園になるわけですから、こういう道を考える。これはステージに何か物を運んだり、UDの人たちが入るという説明を聞いております。私もUDも大事だ

と思いますけれども、こういう難しい山に何でもかんでもUDを入れ込むという工事を端からやっていったら、幾らあってもお金が足りないと思います。

それで、この甲子苑さんから上がる遊歩道をまずだれでも考えると思うんです。だったらこの計画は、そしてつい最近聞いたら、この地権者のオーケーが出たと。え、まだ第1期工事が終わっていないのに、もう3期工事目の許可がおりたと、これはどういうことと。だったら、この計画全体はここを主眼としたもので、もうちょっと待つべきではなかったかなと。これは結果論ですけども、そう思いました。大体この経過の説明をこれで終わるんですが、防災について再度お願いしたいと思います。

もう一点、これを説明させてください。これはあるプロにちょっと絵をかいてもらったんですが、この前もこの道路はやめになって、ここへ観光課長は桜を植えたいよというふうなことを言ったんですが、こういうふうに擁壁とアスファルトかコンクリートかの道路で来た場合は、この両側はなかなか近くに桜が植えられないよと。やはり自然のままの形であれば、その道路わきに桜をずっと補植はできるけれども、こういう擁壁が前後にかぶったら、そばには桜は植えられないよと、そういう観点。これも一応アドバイスとして私聞いてきました。なるほどなど、ここの周辺にはもう桜は植えられないなという感じがしました。

それで、防災的にはこれを見ればわかると思います。私の一番びっくりしたのは、まずここ、これは伊豆急線が写真小さいから見えませんが、この下にかすかに見えるのが伊豆急の線路です。線路の上に落ちると、ぱさっと落ちるところですけども、がけですね、ここは。ここにコンパネが五、六枚おっかけてあるんですね。これは防災工事だぞと。防災のかわりといって現場の人に聞きました。そうだとっていました。

それと、もう一点のこれはここですね、これは今のステージの後ろ側です。ステージの後ろ側の写真ですけども、ここのちょっと先にはもう多分境になってここからがけで、要するにここの部分ですね、ちょうどこのステージの後ろの部分になるわけですけども、この下はもうこちら辺はがけです。下は中村さんとか多分円遊さんとかのものがあると思いますが。こういう状態の中で、防災工事はこの内側はしていません、していなかったです。ちょうどこのように丸太をおっかけてあるだけでした。

ですから、中村さんのところへ土砂が落ちたというのも、多分こういうところの前、こういう時点のときに雨が降って落ちたわけですけども。それから大雨が降っていないと思うんですが、こういう状態の土砂が多分下へ落ちたと思います。何もしていないわけですから。フェンスもなければ。要するにこの断崖のときには土側溝もない。これでは、その防災上の

工事という、これで県の許可がおりたのかなと思います。

そういう観点で、防災工事が果たして、これは土木でも来て県の仕事だったら、即刻中止になると思います。私専門的にわかりませんが。民間の工事だったらこれは中止ですね。だから町の工事はこれで許可されるんだと。下に危険性があっても、工事優先されるんだというふうに思いました。そんなところで再質問の形も……。

それから、もう一点ありますね。先ほど町長言った、伊豆急さんから買ったからステージを80から180に増やしたと言っておりましたが、間違ったらごめんなさいですけども、私が調べた中では、このステージの横に伊豆急の土地はないんですね、地権の隣接地に。こっちの方にあるかもしれませんが、このステージの横には伊豆急の名義の土地はないんです。伊豆急の土地がそばにないのに、80席から180になった理由は、隣接地200坪を伊豆急から買ったから、スペースが増えてステージと展望台を増やしたと。だけれども、これは工事を見ても、こういうそばへ行くと高い擁壁ができていまして、80から180になるということは、工事的にも結構かかるのではないかと私は思いますけれども、これはさておいて、伊豆急から買った土地がそばにないのにどうしてステージを増やしたという理由になるのかなと。それがあります。

これが再質問の最後になりますけれども、鈴木議員と山田議員の質問のときの議事録からおかしいなというところだけを抜き出してちょっと おかしいというか、私にわからなかった部分ですけども、議事録の中からちょっと抜き出してみました。

私は請負業者にも最大限の防災対策をお願いしてあります。土側溝を乗り越え、若干下の方に雨水が流れ、このときは若干流れた。若干ではない、かなり流れたいですね、こちら辺の部分からこの下へは。中村さんが言うには、かなりの土砂が落ちたと。家にかからなくてよかったなということでした。

その次、私は桜を山全体に植えるつもり、切ったかという、これは簡単ですけども、町長のイメージは、山全体に桜をしたいということは、これはわかります。でも切ったかわりの成木を全山にもし植えようとしたら、まさか二、三年の河津桜のような苗木を植えるわけではないでしょうから、ある程度の成木を先ほど町長が言うように今の状況では二、三十本植えても、とてもじゃないけれども公園にはならないと思います。これもプロにお聞きしたんですが、やはりこの桜はこちら辺の土手はほとんどないわけですから、ステージの辺も多分切られております。こちら辺も切られておりますから、最終的に補植しなければいけないでしょうけれども、何せ土壌が赤土で悪いよと。土壌改良をしなければ、成木の桜は多分

植えられないよと。そうすると、10年物あたりのある程度の成木を植えるにはかなりお金がかかるだろうと、私は心配しているんですね。トータル1億2,000万円の中でやりたいよと言ったものが、最後へ来て植栽の中でお金が足りるのかなという心配をしております。でも、安い小さい苗木でやった場合は申しわけないけれども、あの公園は10年とか20年先にならないと、いい桜山だったなということにはならないと思います。

もう一点、これはさっきの図面ですね、これはいついっていませんか、完成予想図ではなく計画図というものがいついっていませんかという、これは鈴木議員の質問です。私どもも見たことがありませんから御勘弁願いたいと、これ以外はないということの答えでした。

次に、山田議員の中で、平地のない変形な地形を利用するため、ほぼ全域が整地区域となり、雑木や山桜はやむを得ず最小限度の中で伐採したという山田議員の答えがあるんです。これは最小限度に伐採したとは、これは初めからこういう計画であれば、当然のりもあるし、こちら辺の桜は初めからもうだれが監督しようが、設計者がいようがいまいが、工事のだれがいようが、こちら辺はもう工事の中で切らなければだめなんです。ここの周辺は切らなかつたら、多分ここの工事は進められないでしょう。だから、やむを得ずという言葉ではないと思うんですね。最小限度といっても、最小限度やりようがないんです。これはステージまで道をつなげるには、これは全部切らなければできません。これは町長が自分でどこかこういった大きい桜をとってこようと思ったら、これは切ってはだめだというふうにマーカでマークをしない限り、これは切られるのはもう不可欠でした。そういったところが前回の12月議会の2人の議員に対するお答えの中から再質問でした。

とりあえず以上でございます。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 余り長過ぎて何を言わんとしているのか。まずはっきりしているのはここに伊豆急行の土地が661平米、1,240の73というのは、これは買っているんです。あなたの図面で言うと、あのステージの横の方は広いところがありますね、デッキが。あれがそうなんです。そのために客席が広がったということは、この前話したとおり。当てずっぽうで言ってもらっては困るんです。これは公図ですから。東伊豆町がここに持っていて、この隣接地に伊豆急行が、書いてあるじゃないですか伊豆急行が。1240番地の73、平米が661平米、これを132万2,000円で取得したということです。どこにあるかと言ったらここにあるんです。当てずっぽうで公式の場では言わないでもらいたい。

それから、さっきの鳥瞰図云々で言っていましたけれども、あそこの駐車場のところの桜

は切るなというのは、議会から言っていたではないですか。それだから、この鳥瞰図と違ってくるのは当たり前でしょう。議会が現地調査をしてこれ以上切るなと言うから残したというだけの話ではないですか。ただ言えばいいというものではないでしょう、責任を持ってくださいよ。私ども、残しますと言った以上は責任を持ちますから。ですから、ここに桜が今10本ぐらい残っていますよね。これは残せということですから残す、だから変更せざるを余儀なくされたというのは事実なんです。鳥瞰図がないないと言っていますけれども、初めから鳥瞰図のものがなければいけないという方法はないわけですよ。飯田さんはないかもしれないけれども。

防災工事の措置という形で前にもお答えしたとおり、確かに雨水が出て下の中村さんのところまでいったかどうかは私はわかりませんが、二木不動産さんのところへ隣接していますから、それも細長くですよ。あとは嶋田慎一朗さんとか、隣接している箇所が非常に少ないんですよ。これはグリーン企画です。ここのところを通らせていただくということ、ここを排水を通す。しかし、その先がまた民有地だからということで、吉田満喜子さんに熱川の皆さんがお願いしてくれて貸していただけることになった。こういう形で、今の甲子苑の横からの歩道が日の目を見たわけですから、それ以外は、だって今方法がなかったわけです、上から入るしか。地形上あるいは今の交通体系からいってですね。

人の土地を勝手に使うというわけにはいかないじゃないですか。町有地という形になれば、当然上のところしか入るところができなかった。だから、そのための初めから設計はそういう形でしていたんですが、先ほども言いましたように熱川の皆さんの御努力のおかげで、吉田さんの了解をいただいて甲子苑の横からそれが入るようになったと、こういうことでございまして、防災工事におきまして、この前も言いましたように、土側溝と土どめのさくを施工するというのを11月初旬よりやってあります。全部これは業者から来ているのがあります。

それで、借地内における防災措置としては、土側溝を整備し、雨水が谷川へ流出するよう措置をとる。また、展望台掘削後における措置として、掘削箇所が現況道路部分により雨水が掘削箇所に集中して流入する危険があったため、ポンプを設置いたしまして、雨水流入にはポンプアップにて下流が側溝へ流れるように措置をとってあります。こういう形で防災もしてあるんです。ただ、難癖をつければ幾らだってつけられますよ。これは山の中ですから。

ただ、私は近隣の皆さんに御迷惑をかけてはいけないということで、できるだけことはやってくれということで、防災工事もこういうふうにしていくから来ているわけです。これ

はぜひ御理解していただきたいと思ひますし、中村さんの地所が直接隣接しているということは、私は承知をしておりません。二木さんの地所は細長く隣接していますけれども、ほとんどがグリーン企画と、あとは新関建設、これが全部グリーン企画ですから。こういう中で、二木不動産とここの細長く隣接するわけです、ここだけ。隣接は隣接ですから、二木不動産の皆さんには御迷惑をかけて本当におわびをしますけれども、そういう中村さんのところまで果たして泥が行ったのかというと、全然隣接していないところをどうして行くんですか。ちょっと理解に苦しみます。私も地元ですから、地形はよく知っていますし、近隣の地権者の皆さんのこともよくわかっています。だからそういう形で答弁をしているわけでございまして、まず、そういう形で議会の方の指摘をいただきまして、これ以上山桜を切るなという形で残したということで、例の駐車場の形になっている鳥瞰図のところ、ここは変更せざるを得なかったということで、ぜひひとつ御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 飯田議員、答弁含めてあと6分ですので、よろしくをお願いします。

1番（飯田龍一君） 再質問は答えのないように再々質問でいきます。

議長（太田長八君） 飯田議員、それは答弁含めてお願いします。質問だけではいけませんから。お願いします。

1番（飯田龍一君） では、簡単にいきます。

先ほどの要点の部分だけ、もう時間がないですから。中村さんは隣接しておりません。でも、実際に土砂が落ちて迷惑をしたということで、これは観光課も含めて謝りに行ったということですから。土砂のことですよ。

（「土砂じゃないでしょう」の声あり）

1番（飯田龍一君） いや、雨水に泥が入ったものが落ちたという。

（「濁ったんでしょう、雨水が入ったものが」の声あり）

1番（飯田龍一君） ええ、町長考えてみてください。これはこういう状態のもので、この下に中村さん等のこういうがけがあるわけですね。ここは落ちていくわけです。

（「ないよ、そんなところに中村さんの地所は」の声あり）

1番（飯田龍一君） いやいや、ここの下はがけですね。

（「がけて、がらがらという……」の声あり）

1番（飯田龍一君） 全部その……。

議長（太田長八君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時31分

再開 午後 0時31分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ、再開いたします。

1番（飯田龍一君） ええ、いいと思います。それと町長、最後にだけ、私も含めてイメージは、何とか桜山はこういう雰囲気、散策道的なイメージで皆さんが本当に思ったと思うんですが、こういう散策道をイメージした中で自然の中で多分お客さんはこういうコンクリート舗装、アスファルト舗装の道を歩きたいと思わないと思うんですね。田舎へ来たら田舎の自然のというイメージで私は思っていますから、そういう観点の中で、今後どういうふうにしていくかわかりませんが、そういうイメージをひとつ大事にしていてもらいたいなというものを最後をお願いして終わりたいと思います。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） イメージということは違うんですね。よくわかりますけれども。では果たして、アスファルト舗装だけがいいのかということこれは一概には言えませんし、ほかの方法もあろうと。しかし、あそこは先ほど議員何回も言っているように赤土だからということで、今度雨が降ったら滑ってけがでもされたらどうするかという問題が出てくるわけですから。これはこれでしかるべき方向を考えていきたいと思っていますし、それがアスファルトになる可能性もあるし、カラー舗装になる可能性もあるだろうし、これは今後の検討としてやっていきたいと。

ただ、桜山の公園の位置づけというのは熱川温泉からこういう立派なあれが出ているんです、我々のところへ。この中でやはり高温な自噴泉の温泉資源を活用した健康保養地としての桜山公園の位置づけという形で、さっき言ったようないろいろな植栽をしていくと同時に、温泉を利用した施設で子宝の湯、座湯等の新設なんかも地元協会としては考えているということ、それから活用方法等も十分考えているということ、ぜひひとつそういったことも認識の中に入れていただいて質問していただきたいと思います。

以上でございます。

議長（太田長八君） 以上で、1番、飯田龍一さんの一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時半まで休憩いたします。

休憩 午後 0時33分

再開 午後 1時28分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ、再開いたします。

山 本 鉄太郎 君

議長（太田長八君） 7番、山本鉄太郎さんの第1問、住民登録と町税の収納についてを許します。

7番、山本鉄太郎さん。

（7番 山本鉄太郎君登壇）

7番（山本鉄太郎君） 私は、今回2問の質問を通告してあります。一問一答にてよろしく御答弁をお願いいたします。

1、住民登録と町税の収納について。これについてかかわりが多少ありますので、私があえて事務的な要素がありますけれども、くっつけて質問させていただきましたので御了解をお願いいたします。

現在、我が町の人口は、昨年12月31日現在で1万5,169人ですが、住民登録の現況調査と職権消除はどのように行われているのかお伺いいたします。

2点目には、平成16年度の町税の収納状況、わかるところまで結構です。並びに国民健康保険税の収納状況をお聞かせください。現年度分で結構です。

現在まで職務で行った差し押さえ件数や競売等がありましたら、あわせてお聞かせ願います。

以上です。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、山本議員の第1問目、住民登録と町税の収納について、2点から成る質問に順次お答えいたします。

まず、住民登録の現況調査と職権削除はどのように行っているかというお尋ねに対してお答えいたします。

住民登録調査につきましては、税等の徴収などで直接住民の方たちと接する収納課、健康づくり課、福祉介護課と水道課の情報、さらに選挙管理委員会の情報を加えて、これらの共有化を図って連携を密に取り組んでいるところでございます。

徴収、検針、納付書発送等で不在者や郵便物の返却があった場合、関係各課より連絡を受け、住民基本台帳法第34条に基づき、住民課で住民登録実態調査について本人あてに送付いたしまして、所在不明により郵便局から返却されますと、住民課において住民実態現地調査票により現地での確認や聞き取り調査をし、住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定によりまして住民台帳から削除しておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、町税並びに国民健康保険税の収納状況と差押件数、競売等というお尋ねでございますから、お答えいたします。

2点目の前段にあります平成16年度町税並びに国保税の収納状況につきましては、国内を初め町内経済を取り巻く環境は以前にも増して厳しい状況下ではありますが、2月末現在の数字で申し上げますと、まず町税におきましては、現年課税分が調定額23億3,001万421円に対しまして、収入累計額は20億389万4,131円で、収納率85.7%、対前年比でプラス5.1ポイント、滞納繰越分は調定額10億2,999万5,729円に対しまして、収入累計額は6,013万9,820円で、収納率5.8%、対前年比プラス2.0ポイントで、現年分と滞納繰越分を合わせました全体では調定額33億6,850円に対しまして、収入累計額は20億6,403万3,951円で、収納率61.3%、対前年対比ですとプラス9.9ポイントとなっております。

次に、国保税ですが、現年課税分では調定額7億7,528万7,000円に対しまして、収入累計額は6億5,989万3,583円で、収納率85.1%、対前年対比ですとプラス0.7ポイント、滞納繰越分は調定額3億2,480万2,359円に対しまして、収入累計額は4,188万6,138円で、収納率12.9%、対前年比プラス3.2ポイントで、現年分と滞納繰越分を合わせて全体では調定額11億8万9,359円に対しまして、収入累計額は7億177万9,721円で、収納率63.8%、対前年対比ですとプラス5.3ポイントとなっており、町税、国保税とも前年を上回る数字で推移しておりますが、この内容は固定資産税、町県民税が納期の関係で同等の対比ができない月でありますので、ぜひそこらは御承知をしていただきたいと思います。

また、後段にあります差押件数、競売等の関係については、平成16年度締めまでには少し増加する可能性があります。町税、国保税合わせた内容は、不動産差押で98件、滞納金額

4,746万595円に対しまして739万4,134円が回収されまして、債権差押は23件、滞納金額1,737万5,630円で、462万1,626円が回収、合計で6,483万6,225円の滞納金額に対しまして滞納処分を行った結果、債権を初め1,201万5,760円がおさまりました。また、差押決定の文書発送等により滞納額1億1,421万1,534円に対しまして、831万2,900円の納付がございました。

不動産競売につきましては、不況下の中では落札する可能性も低いいため、即効性を考え、町では現在実施をしておりませんが、今後の課題と考えております。現在は、即納付につながる債権の確保を図ることを主体に進めているため、調査に全力を挙げているところでございます。

いずれにいたしましても、税の収納につきましては一朝一夕では整理ができない部分も多いと理解していますが、税の公平さを守ることを基本に、また自主財源確保に向け職員一丸となった取り組みを堅持していく所存でございますので、ぜひ御理解をお願いいたします。

議長（太田長八君） 7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） 昨年より上回っている徴収率という形で、皆さん努力している、よかったなという感じはしますけれども、まだあと出納閉鎖まで大分あります。5月31日までの見込みはどれくらいかなと、現在の調定額イコールかなという形のものは考えられるかどうか。その1点をお答えいただきます。

それと、私なぜこのような質問をしたかというのは、要するに住民課で住民登録基本台帳に基づいて住民登録をして課税をしますよね。そうすると、日ごろよく町長が言っていますよね、分母が少なくなればという形のもの。これは要するに先ほどの答弁では毎年いつごろからやっているという形ではなくて、あらゆる選挙やあらゆる健診、それからそういうものの、恐らく国勢調査なんかも参考にされて調査をして職権消除を行わせているんだという形のものを私は認識いたしておりますけれども、これからそういう方々だけでなく、違う格好というんですか、要するに職権消除された方というのは、これは多少なりとも全部が全部職権消除すると、その税が削れるかどうか。そのところ私はちょっと不勉強ですから、それが削れるのか。

それから、もし一部、滞繰あたりが残るんだよという形があるものかどうか。それとあと、もし私が職権消除された場合、これは戸籍の付票と戸籍の抄本を持っていけばどこの町でも起こせるわけなんですよ。そういうときの何らかの形でその人と接触がしたいなという形のものに対して、そういうようなほかの市町村で住民票が起こされたときは、どのような手続がこの町に来るのかということ、もしやっていないければやっていないで結構ですけれ

ども、その辺ちょっと2点ほどお聞かせください。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） まず、私の方から年度末の見込みはどうかということで、これは現年で考えていますので、現在町税の関係は、現年は92.46%の見込みで今推移をしております。ちなみに先ほどの数字は2月末現在のものですが、3月7日の一番新しい状況ですと、町民税の普通は予算到達率が今97.56%いています。それから特徴の方が86.8%、それで法人町民税の現年が101.38%と、もう既に到達しております。

それから、固定資産税の現年は97.69%、所在市町村の交付金はもう100%、軽自動車税が99.44%、それから町たばこ税が91.29%、入湯税が84.08%、これは収納の期も関係ありますものですからこういう推移でいってありまして、今申し上げましたように最終的な見込みは92.46%と、昨年より上回っている。こういうようにしていかないと、もう税を確保しないと財源が本当にないですから、そういう中で職員一丸となって、これからも一生懸命やっていきたいと思っております。

それから、職権消除したときに全部消えるのかというようなことですが、これは事務的な要素がありますもので、収納課長あるいは税務課長。

それからもう一つは、他市町村での問題がありますもので、これは事務的な要素がありますから、住民課長の方から答弁させます。

議長（太田長八君） 収納課長。

収納課長（楠山節雄君） 職権消除の関係ですけれども、職権消除自体は住民課の管轄の事務になりますので、最終的にはそちらの方で職権消除はするということですが、うちの方は、その前に住所がわからなかったり、あるいは財産等がない、あるいは不明、そういうものについては地方税法第15条の関係で執行停止をかけることができますので、私どもはなるべく早い段階でそういう事実が判明した中で、その措置をさせていただいております。そうしたことによって、3年間経過をした場合には最悪、調定額から減額ができるような形にはなりますけれども、途中実態調査等も何回も重ねて、資力が回復をしたり、あるいは住所等がわかった場合については、先ほど言ったような執行停止を解除して新たに徴収をするような形をとっております。

議長（太田長八君） 住民課長。

住民課長兼熱川支所長（山田嘉之君） 転出された場合なんですけれども、転出の届けはうちの方には出されますけれども、どこそこへ行くよと言われても、必ずその人がそこへ行く

わけではないんですが、転出されますと、転出されたところの町村からこちらの方へ連絡が来るようになっております。それから、その転出された方の後の追跡調査はしておりません。

以上です。

議長（太田長八君） 7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） 今、住民課長とちょっと食い違ったかなと思う。私は職権消除をあれしたら転出という形ですが、それは大体もうわかった、最終的な答弁で結構でした。

今、町民税の方、収納課長がお答えになりましたよね。これは要するに、一番職権消除に絡んでは国保の幽霊人口というのは意外と多いんじゃないかなと私は思うんですよ。その辺、国保の課長あたりからそういうようなあれがあるのかなのか、ちょっと御答弁願えますか、最後で。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） まず、うちの方が納付書を送付しますと、そこに所在していないという形で返納されてきます。その内容につきまして、住民課の方にまず、この人は現在その住所にいるかどうかの確認をお願いしますという形で調査をいたします。その時点で税務課も、収納課も同じなんですけど、納付書等の関係、うちの方とも共通した内容がありますので、まず調査をいたします。その中で実際所在していなければ、まずそこで住民課の方が職権消除の手続をしていただきますので、その時点でうちの方が事務処理をするということでございます。

議長（太田長八君） 次に、第2問、風力発電事業についてを許します。

7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） 2問目の風力発電事業についてちょっとお伺いいたしたいですけれども、先般の2月26日の静岡新聞で、東伊豆町が要するに、私はこの議会になる前に担当委員会で町長がこういう三筋山のこれを提出して風向調査も行ったよという形のものをお話しになりましたね。でも、そこまでちょっと私は詳しいことも聞いていないもので、今回、新聞に載ってから一般質問を出して町長から説明を受けたという形なものですから、私はこれを取り上げるわけにはいかないもので、ちょっとお聞かせ願いたいと思うんですよ。

この写真を見ると、すごく風光明媚な三筋山の尾根に22基だという形のもんです。私は浅間山の風力発電をやるときには率先して賛成に回りましたけれども、三筋から天城にかけて22基というのは、これまたいかがなものかと。自然景観を損ねるんじゃないか、それから湿原があって大丈夫かよという形を町長にお伺いしましたよね。だから、その辺の内容を踏まえた中で、御答弁をお願いしたいと思いますけれども。

議長（太田長八君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

町長（片野 武君） 風力発電事業の後先の問題がありますけれども、決してプレス発表をしたというわけではございません。たまたま予算の概要説明をした後にですが、その日に記者発表しました。その中で向こうから質問が出たのがたまたまあれが25日で、22日に東電ほか事業化の調査に入りたいという申し入れがあったという話をしただけの話であって、その計画そのものはそのまま全部通るといように私自身はまだ思っておりません。これはまずお断りをした中で御答弁させていただきますが。

現有施設はもう御案内のようですから、今度の三筋山のあの近辺の問題です。

まず、クリーンエネルギーであるということはもう御案内のとおりでございます、その数が、三筋から奥の国有林等にかけて東京電力が自分たちでやりたいと。もう既に1年以上の風況調査を東電そのものはしているという中で、事業化に向けての調査を今回初めてやっていきたいと。今ごろちょうどプレス発表をしていると思います。私は議会の方からも質問が出ていますから、午後以降にしてくれと、こういう話もしておきましたけれども、きょう東京電力としてプレス発表しているというふうには聞いております。

まず、1年間風況調査をした結果が、平均風速が6メートルから7メートル、浅間山の風力発電所付近での風況と比較してもまずまずの結果が出ている、これは1年を通したものが出ております。このような調査結果をもとに、企業側から事業化に向けた具体的な調査に入りたいとの申し出が、先ほど申しましたように2月22日に関係者が来庁し、報告がされたところであります。

現在の計画内容は、三筋山を中心とした尾根伝いに1基当たりの発電能力が1,000キロワット級を22基設置するものであります。その内訳は三筋より北側の11基については先ほど申しましたように東京電力が直営でやりたいと。それから、三筋より南側の11基につきましては、民間による第三セクターでの事業化が打診されていると、こういうことでございます。

今回予定されております調査内容は、道路計画及び景観、動植物、電波、騒音などの環境影響調査、さらには基本計画をも取りまとめ、具体的な事業費を算出したしまして、事業化の可否を最終的に判断するものと聞いておるところでございます。

町の姿勢といたしましては、複数の事業へのかかわり方があると思いますが、調査結果を待ち議会の皆様とも十分相談しながら、今後どういうふうにしていくかということを検討してまいりたいというふうを考えておりますから、先ほど申しましたようにまだ決定している

わけではないということでございます。

なお、三筋以外のエリアは、河津町のエリアにも入ります。河津町の町長とも事前に協議いたしまして、可能性があるものだったら、ぜひひとつ参加をしたいと、こういうような意向も示されているところがございます、うちの町そのものの土地につくのは大峰の4基だけか、こんな感じをして思っております。

なお、環境影響調査、いわゆる環境アセスは1年間にわたるものでありまして、NEDOからの補助事業を予定しておりますので、第三セクターの事業区域は調査義務が生じております。殊にこの調査には単独でやる東京電力の方は要らないわけですが、第三セクターの方は要ります。そしてその内容的なものは、今現在から始めるのは、鳥の営巣の状況はどうだろうと、こういう調査もまずしなければならぬと。これは春先と秋と2回やるそうでございます。そんな説明も受けておりますが、今議員おっしゃいましたように、細野には湿原の問題もございます。こういう保護なども十分配慮しなければならぬし、パラグライダーという問題もあります。

こういうものも配慮した中での計画をとすることは私どもの方から事業者側には伝えてございますし、そういったことでせつかくの湿原がだめになるようなことがあってはいけません。また、パラグライダーというのも観光の目玉として一つは重要なファクターを持っているという中で、これに対しても配慮してほしいと、こういうことの希望だけは出してはおりますが、いずれにいたしましても、まだ参加をすとか何とかという以前の問題ですから、改めて具体的になったときに議会の皆さんとも相談をしていきたいと、こういうふうに思っております。

以上です。

議長（太田長八君） 7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） 私は、今町長の答弁で、まだ決定したわけではないという形のものでも、この静岡新聞に載っているのは、すごく魅力的で三セクで参加をしたいというような提唱をしているみたいに書かれていますよね。この新聞で、今持っていますから、もしあれでしたら後で……。

それで、東電の方の回答がまだ未定であると、そういう文章で載っているんですよ。これは私は東電の方がやる気でっかいにこうだという形で当局が、行政側がまだ未定ですとかそういうような発表をしていただければ、まこと結構だなと思ったんですよ。やることには要するに慎重になっているなという形のものを受け取れるんですけどね。逆の書き方でこの新

聞には掲載されている。ですから、その辺ちょっと一般質問でやらせてくれやという形のもので、提出しましたけども。

これは国有林と言われましても、国有林のところまで機材を上げるのはやはり町道を通るんではないですか。その辺の問題とかいろいろ周辺の問題があるかと思うんですけども、もしやるときになったら、どのような工程でやるのかなという形のもの、まだ未定だからわからないよと言われれば、その答弁で結構です。でも、私は子供のころからこの町に育ちまして、一応細野高原というのはすばらしいなと自負しておりますので、私は個人的には反対です。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 静岡新聞の書き方というのは、やはり引きつけるような書き方をしなければならぬということがあると思うんですよ。記者にもいろいろ質問されましたが、まだそういう段階でないということは終始一貫して言っていますし、先ほど今日プレスでの発表がありますよと言ったのは、今まで伏せていきたいという形で、私の方もそれをくぎを刺されていた。それで、静岡新聞の方が東京電力の本社の方に問い合わせ、慎重にまだまだ決定したものではないよということ。でも、今日の日付のこれが東京電力から来ているファクスなんです、例えば案といたしまして、これは7日月曜日、一昨日来たんですが、静岡県東伊豆町並びに河津町におけるウインドファーム建設に向けた実現可能性調査の開始について記者発表するとういうことで、「当社はこのたび静岡県賀茂郡東伊豆町並びに河津町において当社の発電設備として初めてとなるウインドファームの建設に向けた実現可能性調査を開始することといたしました」。これをはっきりと今日、今ごろ多分発表していると思うんですが、今はもう今日ですから、私も発表できると思いますけど。

東京電力が、かねてより地球環境問題への対応を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、再生可能なエネルギー等の普及促進に積極的に取り組んでまいりましたと。そして、こうした中で既に風力発電の設備として八丈島風力発電所、これは平成12年3月31日に営業運転を開始して、定格出力が500キロワット1基だと、これも東電を保有している現状であります、サービスエリア内においてさらなる風力発電設備建設の可能性を検討するため、このほど静岡県東伊豆町並びに河津町において詳細な調査を実施することとしたものである。

具体的には、出力1,000キロワットを11基程度を想定し、本年4月から約1年間にわたって、騒音、さっき言いました電波障害、動植物、景観等の影響調査とボーリングと設備建設にかかわる地質調査、それから資機材搬入路の道路計画等に係る測量設計調査、こういうも

のを行っていきたいというのが今日の発表の趣旨でありまして、これだけ細かいことをいただいたのは私も一昨日が初めてなものですから、あと私はそれ以上のことは、この間のプレスするときでも言ってありませんけれども、あれはもともと、先ほど申しましたように予算案の記者発表、25日午後1時からやったわけですが、そのときに終わった後に質問が出て、こういう動きがあるように聞いていますけれどもどうなっているんですかという形の中で、実は22日に向こうから来て可能性調査を実施に入りたいということを伺っていますと、こういったことで。町はどうするのかと、その可能性調査として、もしそれが採算がきっちり合うものであれば、やはり議会とも相談して今後の対応を考えたいと、こういうコメントはしました。

しかし、そういったことをみんな抜かして、町はやりたいという形のものが活字に出たということは、ちょっと私も意外だったなというような感じはいたしますけれども、事実はそのような形で推移しておりまして、まだ皆さんとも最終的に、向こうからも調査結果もできておりませんし、それから先ほど言ったように22日に湿原もあります、それからパラグライダーもあります、こういったことも十二分に配慮した中で、やはり景観というものも、あるいは今後の観光地、そういうものも全部考慮して計画をしてみてくださいと、こういう話は注文としてはしてありますけれども、それ以上はまだしていないということが現実ですから、ぜひひとつ御理解をお願いします。

議長（太田長八君） 7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） ただいまの答弁で私は十分納得しますけれども、町長、前にあるように、相談します相談しますと言うけれども、せっぱ詰まったの相談ではなくて、こういう話があるからどうだろうという、担当委員会に積極的にこれから話をしてくださいよ。そうでないと、本当にそっちの方の話が先歩きしてしまって、多少やっているよという形であれば、我々も今調査だけだよと返答ができるんですよね。ただ、そういう22基できるんだよという形のものが先歩きしてしまうと、何だ、おれ初めて聞いたよと、何だ議会のくせにかという形のものが多分にありますので、どんどん担当委員会、第1、第2の話でも一緒ですよ。やってくださいよ。お願いします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 当然今回のことだって、皆さんにちゃんと向こうからいずれにしてもあの2枚しか出てきませんからそのままお渡ししているわけでありまして、今後、これはもしどうするかということになりますと、第三セクター、入るとすると町だけではないですか

ら。そうすると当然出資金がありますから、議会の皆さんと協議しませんと前に進みません。町が単独でやることも当然議会との相談ありますけれども、殊に会社を設立するということ河津町等も入ってもしやるとなればそういう問題がありますから、全員協議会等で十二分に協議をしていただくということ。こっちも全部の材料を出しまして、そういった問題点等も全部出して皆さんの御意見を伺うということは、当然しなければならないというふうに思っております。

今までも、委員会にはその都度いろいろな形では説明してきましたけれども、私どもは先ほども言ったように2月22日に初めてあの図面と今後の環境アセス等の調査の項目、それからタイムスケジュール、それを初めて提示されたものですから、それ以後は皆さんにも全部同じものを提示してありますから、まだそれ以上のことは私どももわかっていないという状況でございます。

議長（太田長八君） 以上で、7番、山本鉄太郎さんの一般質問を終結いたします。

ここで、午後2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時05分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ、再開いたします。

鈴木 勉 君

議長（太田長八君） 次に、6番、鈴木 勉さんの第1問、福祉対策における社会福祉協議会の役割についてを許します。

6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） 町民の皆様、こんにちは。

今テレビを見ている町民の方たちにつきましては、この時間に私が登壇したことに戸惑いと驚きを感じているのではないのかなと思っておりますけれども、山田議員の諸般の事情に

よりまして、私がかわりに今日質問させていただくと、そういう形になりましたものですから、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

今回、私は2問通告してございますが、質問は1問ずついたしますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

第1問、福祉対策における社会福祉協議会の役割について。

1点目、運営費の減額補助による事業内容の低下についてお伺いいたします。

社協には長い歴史がありますが、町民の皆様には、社協がどういう役割を担ってきたかお話をしたいと思います。いろいろな福祉活動をしてはいますが、町の職員が行っている、町の出張所みたいなもので町が運営していると思っている町民が多いのではないのでしょうか。しかし、社協は社会福祉法人であり、職員も町の職員ではありません。社協は昭和34年5月3日、稲取町と城東村との町村合併により設立され、その後、昭和50年7月に県知事より認可をいただきまして、正式名称、社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会として誕生いたしました。

福祉法人になりますと、町から施設の確保と運営費用が補助されます。ですから、社協は収益事業をしてはならないわけでございます。社協の役割には、法人運営と受託事業があります。法人運営とは老人会、身体障害者福祉会などの各種団体の活動支援やボランティアの育成、各種募金活動などの福祉事業を行ったり、各種団体の事務のお手伝いをしているところでございます。

また、受託事業とは、本来は町が行うべき福祉サービスを社協が町に頼まれまして、かわりに行います福祉サービス事業でございます。この役割を社協が行うための運営費用は、いろいろな制約のもとで収益事業のできない社協にとりましては、町民の会費や寄付金、多額な町よりの補助金に頼らざるを得ないのが現状でございます。ぜひ町長に御理解をお願いしたいと思っております。

毎年のように行われる町よりの補助金の減額措置は、これまで長年、町と社協が両輪として行ってきた町民福祉活動に支障を来し、これから実施されなければならない福祉事業の縮小や廃止を考えざるを得ない状況になってしまうおそれがあります。一番困るのは、ひとり暮らしや低所得高齢者世帯の町民であります。平成17年の当初予算書を見ますと、社協への補助金450万円とあります。これは平成16年に比べまして50万円の減額でございます。この減額は社協の行っております地域福祉活動の低下につながる影響は出ないのか、お伺いするところであります。

2点目といたしまして、経費割れしている事業委託についてお伺いいたします。

先ほど説明申し上げましたとおり、社協には2つ目の事業といたしまして、町が行うべき福祉事業を町より委託を受けまして行う委託事業というのがございます。この事業には、ほほえみの会が開催しております身体障害者ふれあい社会学級の手伝い、声のたよりの会がボランティア事業で行っております視覚障害者用の声の広報の発行のお手伝い、身体障害者相談員が行っております身体障害者やその家族などからの相談をお受けするお手伝い。2つ目に、老人のための明るいまちづくり推進事業があります。無料食事サービス事業、これはひとり暮らしの老人や高齢者世帯を対象に、ボランティアにより弁当づくりをしていただきまして、民生委員さんに宅配をしていただく事業の社協としてのお手伝いでございます。

もう一つに、今度は有料の食事サービス事業があります。ひとり暮らしの老人や高齢者世帯の虚弱老人を対象に週5日、3日で5食の弁当の宅配をする事業で、弁当の宅配と同時に老人の安否の確認やふれあいを目的としている事業でございます。これらを町から委託されます事業には6つの事業がありますが、これはすべて町よりの委託金で賄います。しかし、3つの事業につきましては、初めから社協の試算された金額より65万円減額された回答が返されております。

また、有料配達事業につきましては、100円の値上げがされております。平成15年度に宅配費用の値上げを検討したときには、片野町長は大きな声で低所得者に値上げをすることはと、どなったそうでございます。ほかの町とは違う、東伊豆町は100円負担してやれと言って、低所得者への町長の思いやりで町が100円、県が600円、本来利用者が300円負担するところを200円で決まったというお話も聞いております。福祉に対する町長の男気は今も存在するのでしょうか。

それでは、1点目の質問をまとめますと、法人運営に関しまして、減額補助による社協の行っている地域福祉活動に影響は出ないかどうかをお伺いします。

もう一点、受託事業に関しましては、在宅福祉サービス事業、無料食事サービス、生活管理指導員派遣事業のこの3つの事業合計に65万円の減額がなされております。それと、有料配食事業の100円の弁当の値上げについてをお伺いしたいと思っておりますので、御回答のほどよろしくお伺いいたします。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、第1問の福祉対策における社会福祉協議会の役割についての1点目の運営費の減額補助による事業内容の低下について、それと2点目の経費割れしている 経費割れをしているというようなことを暫定していますが、今御答弁しますけれども、逆に委託料が増えておりますから、ぜひひとつその認識を改めていただきたいと思います。

まず、社会福祉協議会における法人運営費の平成17年度予算要望額に対しましては、本年度実績の10%をカットしたということは、さっき議員が申したとおりでございます。

私は常々申し上げておりますが、たとえ社会福祉法人とはいえ、そろそろ自立した考え方を持つ時期に来ているのではないかとこのように思っております。

町の財源は大変厳しい状況にあることは御承知だと思いますが、本年度限りで引き揚げる予定であった事務局長も、社協の強い要望によりまして1年間の期限つきで残すことにいたしました。しかも、この2年間の出向の約束は、帰ってきたときには課長という形のもので行ってもらったと。しかし、社協の強い要望でもう1年残してくれと。そのままでは済まされないわけです、もう年齢も来ていますから。そういう待遇もしなければならぬ。

今現在、人件費だけで900万円負担しているんです。こういうことを考えたときに、それでは、自立の道はどうなるんだということをここで改めて問いたいと思っております。

また、平成17年度から正職員1名が減となるという状況も聞いております。町も最少の予算で最大の効果を上げるため、職員1人1アイデアを実施するなどして行政改革の推進に取り組んでおります。

しかも、ここ数年、特に人件費の抑制に努力してきております。議員の皆様方の定数の削減、私を含めた町四役の報酬カット、また、来年度から管理職手当の引き下げを実施するなどして、人件費の節減に努力しております。

議員御質問の法人運営費につきましては、いわゆる人件費であります。もう一度、むだな経費が使われていないかなどの調査を実施しながら、効率のよい福祉事業の取り組みに努力していただければ、事業内容の低下にはつながらないと確信しているところでございます。

2点目の経費割れしている委託事業という断定をしていますが、決して経費割れはしておりません。町では高齢者が長年住みなれた地域で自立した生活を送るためのお手伝いや生きがいを感じながら生活を送っていただくため、各種保健福祉サービスを実施しております。

その中で、7件の事業について社会福祉協議会と委託業務契約をしております。この事業の平成17年度予算の内訳は、配食サービス事業の要求額1,165万9,000円に対しまして1,297

万9,000円で、132万円の増額となっております。ホームヘルパー派遣事業は492万8,000円に對しまして468万円で、24万8,000円の減、生きがい活動支援通所事業は964万6,000円に對して同額であります。

在宅介護支援センター事業は1,646万8,000円に對して、同額を委託しております。

いきいきセンター管理運営事業は134万8,000円に對して同額、在宅介護者の集い事業は42万5,000円に對してやはり同額でございます。在宅福祉サービス事業は70万1,000円に對して50万円で、20万1,000円の減となっております。

特に、在宅介護支援センター事業は県の基準額1,425万円に對しまして221万8,000円の増額助成を行っておりますので、要求総額は4,517万5,000円に對しまして4,604万6,000円で、配食サービス事業の利用者負担金の収入増見込みから要求額より87万1,000円の増額委託料となっております。

以上のことから、相当の利用者の増加がなければ十分な事業展開ができるものと考えております。財政事情の厳しい中、福祉予算は年々増加の傾向にある中で、国、県の補助金廃止が予想される事業もあることと聞いております。ぜひそこらも御理解をいただきたいと思っております。

議長（太田長八君） 6番、鈴木 勉さん。

6番（鈴木 勉君） 今、町長から答弁いただいたわけですがけれども、私の質問しようかなと2回目、3回目に分けてしたそのものが最初に全部答えていただいたような気がするわけでございますから、ちょっとこれからの質問について前後してしまうのかなというおそれがございますけれども、質問を続けさせていただきたいと思います。

今町長の答弁の中にございました、委託していくお金について減額されている内容ではないよというお話がありました。この1つの中で、先に一つずつ取り上げていきたいなと思えますけれども、法人運営につきましては、今町長と同じように、私の手元にも社協からの資料がございます。この資料を見ますと、正社員がどんな勤務状態なのか、労働時間はどれくらい費やしているのかをもとにして、法人運営費や受託事業費はどれくらいの費用がかかるかを積算された表が今お話しされた表だろうと思っております。これは大まかな算出ではなく、緻密な計算をされている数字であることを認識していただいております。

この法人運営において、町からは社協への補助金の推移を見ますと、平成15年に770万円をカットされまして500万円になりました。平成16年は据え置きで500万円、そして今年の平成17年度は500万円に對しまして50万円をカットされまして450万円になっております。しか

し、この社協がしなければならぬ福祉活動の経費は、法人をしながら5つの事業を実施しなければなりません。これは受託事業と違う事業でございます。この事業の総額は1,953万8,000円になるわけでございます。その一部として町に676万5,484円の補助金をお願いしたところ50万円の減額がございまして、450万円になっておるとお思います。やはりこの法人運営として社協が行っていかねばならぬ地域福祉活動というものがございまして、これもやはり社協と町が両輪になって行っていかねばならぬ福祉活動でありまして、その活動費用の不足分を社協に負担をさせるような会計制度はおかしいのではないのかなと思っております。

先ほども申し上げましたけれども、この社協は法人運営をしながら行う事業の経費の捻出には皆様方の会費や寄付金、共同募金の配当金、そして町よりの補助金に頼らざるを得ないわけでございます。今、町長が人件費だけのことについて言われましたけれども、法人運営にはやはり職員というものが必要でございます。そして幾つかの事業もするわけでございます。ですから、町の補助金がすべて職員のところに行ってしまうというような判断は、私は違うような気がするわけでございます。すべての事業を法人運営の中でしながら、そちらのお手伝いをする事業の経費にも町の補助金が使われていると、そういう体に広く御理解していただきたいなと思っておるわけでございます。

ここに東伊豆町の要援護者生活支援事業の実施要綱がございまして、これを見ましても、町長はこの仕事を社協に委託してもいいよと、そういうことが書いてございます。しかし、これはあくまでも委託でございます。相手があることでございます。今回のような減額措置がございまして、やはり社協といたしましても、当初からちゃんとした根拠のもとで積算をしてきました予算に対して不足が生じた、そういう一つの運営費の町からの決定には、やはり契約をスムーズにできるかどうか、いろいろと議論をするときが来ているように思われております。

2点目の先ほど町長が委託事業の数字を大きく言っていただきましたんですけれども、この老人のための明るい推進事業の中にあります有料食事サービスの事業、この2点目につきましては、先ほどの法人運営でなければならぬ事業と違いまして、これは町からの受託事業でございます。この事業をしてくださいよと、今申し上げたとおりに要綱がございまして、その要綱に従った中での受託事業でございます。この数字を一つ一つ町長は挙げられていたわけでございますけれども、私にも手元に同じ資料がございまして、トータル的には赤字にはなりません。しかし、そのからくりが私は感じるわけでございます。感じるのは私だけでも

結構でございます。その私を感じるからくりを説明させていただきたいと思います。

この有料食事サービス事業の利用者の負担額が100円値上げされたその理由が、今度はお聞きしたいなと思っております。このほかの委託事業を合わせますと、65万円の赤字が出るわけでございます。この65万円の赤字の解消のために、70人の方たちが利用しております有料配食弁当の100円の値上げに隠されているのではないのかなと私は思っております。この私が思っているそれが事実であるならば、これは低所得者高齢者世帯の福祉の切り捨てだと、私は町が負担しなければならないその部門のものを70人の人たちに責任転嫁しているのではないのかなと思っておる次第でございます。

配食弁当が現在900円で行われております。この900円の弁当が個人の負担が200円、先ほど申したみたいに町が100円、国・県が600円、それで900円になるわけでございますけれども、この弁当が100円値上げされると、通常は中身が1,000円になるわけです。でも、弁当の中身は900円で変わらない。この100円の値上げがどこにいったのかな、それが私の疑問の原点でございます。本来ならば、この100円値上げすることによって豪華な弁当ができる。そういう値上げであるならば、利用する人たちも非常に喜ばしいだろうと私も思うわけですが、どうもこの書類を見る限りでは、そういう気持ちには私はなれません。

ここで2回目の質問をしたいわけでございますけれども、社協とのこの委託契約につきまして、今理事会、評議会で非常にこの町からの答申に対しまして意見がいろいろ出ております。そういうものを見据えまして、私は老婆心として社協との契約ができますか、この見通しについてお伺いしたいところでございます。

2点目につきまして、有料の配食弁当でございます。70の方が利用されているわけでございますけれども、やはりこれを70人の利用されている方たちに100円の値上げについて説明をされたと思います。また、この100円の値上げについてこられない人たちは配食のサービスを受けられなくなると、そういうことにもなるのかなと思っております。この100円の値上げにつきまして利用者に町からどのような説明があったのか。この70人のうちの中に何人再希望をしたのか。また、お年寄りでございます、お上に盾突いたら困るなどかいろいろな形があるかと思います。本当の声はなかなか出ないと思いますけれども、一人や二人の愚痴があるかと思えます。そういう利用者の生の声がございましたら、ここでお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） まず、先ほども御答弁申しましたように、法人運営のこの408万円は

ほとんど人件費なんです。これははっきりしています。それで、なおかつ事務局長2年という約束で派遣したものが、その2年の間に職員の中から育成するという約束のもとに2年間派遣をしたわけです。育成ができなかったらもう1年。先ほども申し上げましたように、社会福祉協議会といえども自立をしていただきたいと。例えば事務局長の人件費を見ないという形になれば、それにかわるものぐらいの補助はできるんです。

議員も今社協の役職柄理事をやっておりますから、ひとつ逆に聞きたいなと思っているのは、社協の職員がいつ公募で選ばれたかということです。一度も公募で選ばれていないでしょう。それで、町の職員と同じような給料表を使っている。改善できることはないのかと。過日も会長、副会長と理事の3人がお見えになって、いろいろ協議をさせていただきました。あと1年間どうしても今の事務局長をそのまま派遣してもらいたいという強い要請がありまして、私もこの3月には人事異動を控えておまして、しかるべきポストを考えていたのが、それが全部御破算になりました。いつまでもおんぶにだっこの時代ではありませんよと。

それで、内容的に改善できるものはないかといろいろ理事長と副会長、そういう皆さんと協議した中で、在宅介護支援センターの基幹型の事務所の家賃の問題が出てきました。御案内のようにいきいきセンターの前の家賃です。これは月にしますと30万円、年間360万円、これは全部町が見ているんです。では、あれだけの事務所が要るのかと。そのほかに300万円の保証金を払っている。ここに契約書の写しがあります。しかも平成14年3月1日から

私の就任前ですけれども、平成24年2月末日までの10年間の契約になっているんです。あれだけの事務所が果たして要るんでしょうか。こういうものもそのときの話題になりました。しっかりとしたことで、もう少しこれをやはり考えていかなければならないということは、理事長も私も同じ意見で一致を見たわけでございます。

今理事会で云々という話も出ましたけれども、理事長とはそういう話をしているんです、私は。ですから自前の職員を育ててくださいと、もう何年も前から言っているわけです。今の事務局長を派遣する2年前からも、これはそういう約束のもとで派遣した、さっきも申し上げたとおりです。そういうものを全部どこかへやっておいて、ただ表面のことだけしか言わないと、これはいかがですか。そういうことも背景の中にあるということは、ぜひひとつ御認識をしていただきたいと思います。まだまだ社会福祉協議会の内部改革をしなければいけないという問題は大きくあるんです。理事でしたら、ぜひひとつお願いしたいと思っています。

それから、先ほどの受託事業につきましても、細かく言いましたから、今もう言いません

けれども、一番問題になっているのは、在宅介護支援センターの家賃なんです。これは理事長も同じことをおっしゃっていました。何とかしなければいけない。あれだけの面積というものが果たして必要かどうかということも再度根本的に考え直したいというようなこともこの間おっしゃっていましたから、私もぜひそういったことを、まだ契約が残っていますからすぐに云々でなくて、そういう将来的なことも考えた中での対策もしていかなければならないということのお話をさせていただいたということでございまして、決して議員の言うように事業が低下するとかということよりも、むしろ社会福祉協議会の内部改革をしていただきたいと思っておりますから、議会から出ている理事でありますから、そういう面での御指導もしていただきたいと思っております。

議長（太田長八君） 町長、100円の値上げの答弁を。

（「今そっちから」の声あり）

議長（太田長八君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（鈴木清司君） 100円の値上げの理由につきまして、弁当の中身が通常900円のお弁当が100円の中身になるのではないかというふうな質問がありましたけれども、それにつきましてお答えします。

これはかねてから100円の値上げというふうなことで町長に進言をしまいましたがけれども、町長の方針で値上げはするなということで、値上げしないで来た状況にあります。しかし、社協のいろいろ聞き取り調査等を行った結果、議員は今現在70名というふうな対象の人数を言いましたけれども、実際には85名の方がこの配食サービスを受けている現状です。そういう人たちにつきまして、まだまだこのサービスを受けたいという人が非常に多いというふうな状況があるわけです。

ただし、予算的にも非常に厳しい状況の中で、通常900円ぐらいかかる弁当なんですけれども、実質個人負担が200円、町が100円、それに残りを県の補助をもって対応している事業なんですけれども、これを100円値上げすることによって、まだまだこのサービスを受けられる人が多く出るだろうというふうなことで、たまたま今年予算要求のときに町長に進言して、100円の値上げをすることによって、10人ないし15人ぐらいの人がこのサービスをまたさらに受けることができますということで、仕方がなく100円を値上げしたというふうな状況があります。それが1点目の質問の回答でございます。

2点目につきまして、100円の値上げについて、サービスを受けている方にどのような説明を行ったかというふうな内容の質問ですけれども、これにつきましては、昨年秋に在宅支

援センターが聞き取り調査を行っております。今、町の方の予算も非常に大変な状況にあり、また、このサービスを多く受けたいという人もいるもので、ここでもしかしたら個人負担の値上げを考えているけれども、そうした場合はどうでしょうというふうな聞き取り調査を行った結果、その結果は、特にこんなに豪華な弁当を200円の負担で食べられるということなもので、私たちは一切それについては文句は言いませんというふうなのが、その秋の回答の結果でありました。

それで、さらに2月にまた、これも配食配達員85名の方より聞き取り調査を行った結果、82名が回答したと。残り3名の人たちは入院をしていて聞き取りができなかったというふうな状況にあります。この200円から300円に値上げするという事に80名が同意したというふうな内容結果でございます。

以上です。

議長（太田長八君） 6番、鈴木 勉さん。

6番（鈴木 勉君） 今町長がまた、この法人運営につきましては、どうしても町からのお金がすべて職員の給料に消えていくんだというこの考え方についても、先ほど私が言ったみたいに、もう少しお金には色がついていないんだという理論があるのでございます。

この法人運営をするために幾つかの事業をしなければならないことは、先ほども述べましたものですから細かくは述べませんけれども、この事業をするのには、では、これはすべて町民の会費やそういうものが事業に回っているんだと、私はそういうつもりで考え方を町長に聞いたわけではございません。私たちの年間300円の会費の金額、それはやはり職員の給料に回っていると、私はそういう気持ちの中で、職員にも一生懸命福祉について頑張ってもらいたいという気持ちがあります。ですから、イコールこの町からの運営費の補助金は給料だよという考え方についてはいかなものだろうかなと、私も思うわけでございます。

それから、今借りておりますいきいきセンターの前の事務所の家賃が高いよ、そのことにつきましては、ここにすべてその運営費につきましても書いてございます。支援センター事業のお金につきましては、100%町が補助しております。これの見直しについては、私が今度問題としております65万円の減額についての話には余り触れておりません。

私がきょうこの65万円の減額がどこにあるのかなと申しますと、在宅福祉サービス事業、ここに対します町への70万1,000円の要求額につきまして、50万円のヒアリングの結果でございます。老人のための明るいまちづくり、月に一度の弁当の配布でございます。これは各種のボランティアの方たちが一生懸命頑張ってくつってくれる弁当でございます。それもま

た、民生委員の方たちが弁当の配付をしていただきます。ここにも61万2,000円かかりますよという町への要求をお願いしました額に対しまして、20万1,000円の減があるわけでございます。先ほどの生活管理指導員派遣事業というのは、独立された事業でございます。この事業にも24万円8,000円の減額がなされております。この3つを合わせますと65万円の減額になるわけでございます。

引き続きまして、課長に説明していただきました100円の値上げについての理由にございますけれども、私が先ほど申し上げましたとおりに弁当を豪華にするのではなくして、この100円の値上げがどこに回ったのかと、そういうお話をしたつもりであります。この有料で配食されます弁当が100円値上げされますことによって、132万円が浮くわけでございます。トータル的には、この数字を65万円の減額の補てんに使いなさいよという数字になっているのがこの予算書の表でございます。このからくりについて、私は申し上げたつもりであります。

今課長が、300円になったら希望者が増えますという言葉がありましたけれども、その利用者の300円の値上げに町の100円がそのままくっついていくのかどうか。先ほど来申し上げているとおりに、弁当の中身が今まで900円で作った弁当を持っていくのに、町の100円を足したら、300円と600円を足したら1,000円になるわけじゃないですか。それが900円の弁当に行く。この100円はどこに消えるのかなという疑問は、何ら説明がないわけでございますね。

(何事か言う声あり)

6番(鈴木 勉君) いえいえ、そういう説明ではなかったですよ。これ100円というのが、違うでしょう。

議長(太田長八君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時50分

議長(太田長八君) 休憩を閉じ、再開いたします。

6番(鈴木 勉君) それでは、町長の答弁をいただいた中で、私の方の質問を続けさせていただきたいと思っております。

先ほどの町長の中で、公募はどういうふうに行っているんだと。私が確認した限りでは、回覧板その他、それからハイキャット、そういうメディアも通じて公募しているということは確認済みでございます。

先ほどのお話も私のちょっと落ち度みたいな形がございましたけれども、またこれも確認していただきまして、私が言うとおりにこの募集がなされているならば、これは今年から改善したというそういう形の中で、今回の形ですから、前回までの形は私も存じ上げておるわけではございませんけれども、今町長がいまだに公募していないではないかという言葉に対しての反論でございますから、確認の上やっただきたいと思っております。

それから、職員のこの事務局長の派遣に関しましても、確かに下田市を含めまして当町以外にはございません。しかし、補助金につきましては、当町の派遣職員、この人件費を含めまして、西伊豆町以外はどこも東伊豆町よりも多いのでございます。

私の資料の手元でございます、これが今日平成17年3月9日の資料とは申し上げます。しかしながら、私の手元には、河津町は社協に対する補助金が2,000万円、東伊豆町は2,200万円、先ほど町長が申されたとおりに東伊豆町は450万円の補助金に、局長の人件費が約900万円といたしましても1,300万円でございます。この数字につきましても一つの参考として、私持ってきてございます。

それから、先ほど自立に関してのお話がございました。社協が法人運営として行っております事業は、地域の福祉活動でございます。これは本来町が行うべきことであって、地域福祉事業の経費を社協にも負担させるのはおかしいのではないかなと思っております。まして、介護事業で得た収益金を当てにするようなこと自体がおかしいのではないかなと。町長は介護事業の収益金を使えとは言っておりませんが、穴埋めにするにはそこしかございません。この介護事業の内容につきましては私触れるつもりではございませんけれども、一つの話の過程として使わせていただきます。

それから、社協の財政改革についてでございますけれども、確かに社協は今回、正職員の1人の退職がなされております。いろいろと町長の指導のもとに社協もいかに経費を少なくして町の福祉に尽くすかという努力をしております。その点につきましても、やはり町長に御理解をしていただきたいなと、そういう点もでございます。

この値上げの弁当につきましてもやはり触れたいわけでございますけれども、どうも私の資料と課長の資料との食い違いがございますものですから、この件につきましては再質問を控えさせていただきますけれども、3回目の質問といたしまして、町長が先ほど来申し上げ

ているから、しつこいようですけれども、やはり町の福祉に対する考え方とそれに携わっていく社協に対する考え方をお聞きしまして、1問目の質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 職員の公募は、今いる職員はほとんど公募ではないんですよね。つい最近の臨時職員だけです。だから、あなたの就任前は全部そういったことで、公募ではなくて縁故で入っていた。私のところはかなりそういったことで不満の投書が寄せられたりしていることもあります。だれだれさんに頼んだら社協に勧められたと、そういうコネがなければ入れないのかという声もあった。これは事実としてお伝えしておきます。

それから、河津町とかほかのところの例を言いましたけれども、確かに450万円のものと、今現在900万円ですよ。それからさっき言った基幹センターの360万円、1,710万円を負担しているわけですよ。ですから、端的に450万円だけしか見ないというのはいかがなものですか。さっきも言ったではないですか。人件費で、例えば事務局長を自前で向こうでやっていただければ、そのある程度の人件費を私は出すつもりがありますよと。だから自立してくださいよと。

この間も会長、副会長、それから理事の皆さんにもそんな話もさせていただきました。これは1年間で必ずやるという約束をいただいて、今の事務局長はそのまま1年間残すことにしました。町にとっては大変損失であります。有能な人材ですから、しかるべきポストにと考えておりましたけれども、それさえもかなわないというのが今の状態でございます。

そういったことで、私は別に福祉を切り捨てるとかということではなくて、やるべきものはやりますけれども、いつまでもおんぶにだっこはいかがかなということだけははっきりとさせていただきたいと思います。

議長（太田長八君） 次に、第2問、町道太田線改良工事の見直しについてを許します。

6番、鈴木 勉さん。

6番（鈴木 勉君） 第2問、町道太田線改良工事の見直しについてお伺いさせていただきます。

これからのまちづくりにつきまして、この改良された太田線はどのように活用されるのか。

2点目に、この太田線が改良されると、幼小中学校周辺に通行車両が増加すると思います。その増加した車両からの生徒の交通事故が心配されるわけでございます。

3点目に、今日の施政方針からございます東伊豆町の財政の状況が町長の口からも出てお

るわけでございます。財政の厳しいこの時期に大規模な改良工事を早急に行う必要性があるのかどうか、それについて答弁のほどをよろしく願いいたします。

議長（太田長八君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

町長（片野 武君） 太田線改良工事の見直しについてということで、見直しというのを勝手に掲げられても困るんです。3点に分かれて質問が出されていますが、関連いたしますので一括してお答えいたします。

今後につきましては、熱川幼稚園より町道湯ノ沢草崎線への接続が考えられますが、臼井ストア方面と小橋バス停の路線と、新たに路線を新設する計画も含め、地元区との協議をしていかなければならないと思っておるところでございます。整備されれば、おのずと良好な市街地等が形成されますので、地元の方々の意見を踏まえまして計画していきたいと考えております。

幼小中学校周辺に通行車両が増加すると生徒の交通事故が心配されるとの御質問であります。計画されている道路は、幅員が2.5メートルの歩道帯を含んでおりますので、歩行者にとっては現在より安全であると思います。また、学校周辺につきましては、下田警察署交通課との事前協議によりまして車両走行速度の規制等も検討されておりますので、児童を含む歩行者の安全は保たれると考えております。

この時期になぜ行う必要があるのかというのは、前後しますけれども、先に山田議員の方の答弁にそういうことが書いてありますから、それを利用しながら申し上げたいと思いますが、まず一つは、この時期だからこそやっていきたい。と申しますのは、55%の緊急地方道路整備臨時交付金というものが、平成15年から19年までの時限立法であるわけです。国から55%が交付金として来ます。残りの45%の9割が起債の対象になります。その起債も30%が交付税措置が算入されます。

今朝ほども施政方針の中で述べましたように、平成17年、18年は交付税は保障するという三位一体改革で地方6団体との政府との約束がありますから、この時期でないと、あと保障がどうなるのかという心配もまずございます。そういったことを考えますと、一般財源が残り45%の10%、金額にして3年間で2億5,000万円弱というように考えておりますから、単年度では800万円そこそこの一財の負担という形になって、これほど有利な事業は今ないということで、しかも時限立法であると。平成19年度までしかないという時限立法の中で、平成19年度で完成させる3年計画でやっていきたいということで今の時期に考えた、こうい

うことでございます。

議長（太田長八君） 6番、鈴木 勉さん。

6番（鈴木 勉君） 町長からお答えをいただいたわけでございますけれども、私が質問したのは、これからのまちづくりにこの道がどう活用されるかと、そういう質問をしたつもりであります。これにつきましては、私は東京オリンピックの2年ぐらい前まで東京で働いておりまして、当時の日本経済の発展は目をみはるほどすばらしいものがございますのは、町長も御存じだと思います。

あの当時を思い起こしますと、何でこんな車も人も少ない東京の都心から離れた地区にこんな幅の広い道ができるのかなと。それこそびっくりたまげて飛行機でもとまるんではないかなというような、そういう大きな道が私たちも不思議だなと思っていたわけなんですけれども、何年かたつと、この地域の周辺が非常に開発されまして、あっという間に道路が狭くてこんな道ではだめだよというぐらいな、やはり周辺の人たちの声が聞こえてきた。

私は、今回の質問の第1問目には、太田の改良線ができたときには、この地区に宅地造成や都市開発計画があって、この太田改良工事がいかにまちづくりにとって大事なものだよという答弁がなされるのかなと思って期待していた点もでございます。

また、2点目につきましても、幼小中学校の子供に対する交通安全、今太田の道に歩道をつけようというような町長の答弁であったと思うわけでございますけれども、小橋からの道と臼井ストアーからのあの道につきましては、現在でもスピード制限がなされておるわけでございます。私はこの太田の道が改良して、前回の質問の内容を使って申しわけないんですけれども、12月に一般質問させていただきましてを頭の中に浮かべますと、やはり135号線の渋滞のときには、この太田の道が完成すると、生活道路としてそこに車が通行するようになるよというような形が頭に残っておるわけでございます。

ですから、この渋滞を避けるために入ってくる車が来たときには、学校の子供たちの安全をどう守っていくのかなと。そしたら、下田警察署とスピード制限を設けるから大丈夫だよという話があったわけなんですけれども……。

（何事か言う声あり）

6番（鈴木 勉君） 太田の道ではございません。私が今議論しているのは、小橋の道と臼井ストアーからの道でございます。太田の道、この子供たちは通らないわけですよ、学校へ行くときに。その一つの道を大きくすることによって周辺に及ぼす影響も考慮しなければならないのは、これは私が心配しても間違っているわけではないのかなと思っております。

そのような周辺の安全対策について、私は2問目をお願いしているわけでございます。

それから、一つのこの計画の中で、今町長から、小橋から松崎線までだよというお話がございましたけれども、この私たち第2委員会に12月に示されました、あの図面の中でいきますとそのような形がございますけれども、国・県の補助金をいただくこの事業計画の名前を見ますと、今のこの小さな袋小路の中だけの工事の量で補助金がつくのかなと思っております。全体的な、もっと大きな計画の中の一部ではないのかなと思うわけでございますから、もしそのような全体的な計画があって、今の一部分の施工が始まりますよという形があるならば、やはり私たちにも示していただきたいなと思っております。

今の町長の答弁につきましては、その2点だけを質問したいと思います。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） さっきも言いましたように今幼稚園のところまでという形で計画がなされておりますが、町道湯ノ沢草崎線への接続が考えられると、さっき答弁したばかりなんです。その中に臼井ストア方面がいいのか、あるいは小橋バス停への路線と、またもう一つ新たな路線を新設する計画を含めて地元の区との協議をしていかなければならないと、さっき申し上げたとおりでございます。よく聞いてください。こういう形で将来的な構想も入っている。

12月に、先ほども申しましたように、私はあえてさっき答弁しなかったんですが、やはり迂回路としての位置づけということも大事だという形で、実は去年3月に交通量の調査をしました。これは実施日が平成16年3月15日の月曜日、天気は晴れで、午前7時から午後7時までの12時間連続して熱川中学校、熱川小学校、熱川幼稚園ともに、通常の日課を消化しているときに、この調査をしました。調査箇所は、町立図書館前と新湯ヶ岡赤川線から太田方面の入り口、この2カ所でやりました、5種類12項目について1時間ごとに交通量を調査いたしました結果が、歩行者は上り下り合わせて561人、自転車が10台、動力付き自転車等が46台、乗用車が820台、貨物車が339台、合計で図書館の前で計測しまして1,205台のものがあつたと。

いかに迂回路として使われているかということが如実にわかると思いますし、あの道路は昭和63年にちょうど私が建設委員長を拝命しているときに、新農構で中央の農道を整備したんです。しかし、8年間は一切、新規事業は禁止されておりました。75%があのかのころの補助対象でありましたものですから、新たな事業というもの、縛りがあってできなかった。しかし、平成12年度より奈良本区より、この道路の今道路が狭隘で車もこれだけ通るのにすれ違

いもできない、子供たちも危険だという中での要望というものを踏まえた中で、今回のこういう適債事業がありましたし、交付金という形で100分の55が交付金でもらえる、こんな有利な事業はこの時代はないという判断をしまして、しかも平成19年度までの時限立法の臨時道路整備交付金という形のものを採択に向けて頑張っ、それがオーケーになったからこそ予算案として今上げているわけです、3カ年の継続ということで。それがこれだけの部分的でできるのかどうかというようなこともさっきのお尋ねですから、それが答えでありまして、できますという形で。

将来的に、さらに湯ノ沢草崎線、いわゆる旧道の方に延ばしていかなければ意味がないだろうというふうに思っていますから、そういう作業もこれを並行して今後はやっていかなければならない。そのときにこの交付金制度が存続していればいいんですが、まず平成19年までというように時限的に5年間、平成15年から19年までですから。そうするとこの適債事業が当たらないではないかと。ほかのものを考えなければならぬけれども、今度はメートル数が短いですから、そういう形で安全対策を施した道路というものをやっていかなければならないというように考えております。

議長（太田長八君） 6番、鈴木 勉さん。

6番（鈴木 勉君） 資料が飛んでしまって2回目の質問がちょっと手落ちがあったもので、もう3回目にやりたいなと思うわけでございますけども。

今町長の通行量調査、これについても質問したいなと思ったら、町長が先に答えてくれたものでよかったなと思っておりますけれども、やはりこういう通行量調査をして、その中の結果でこうだよというのが本来の形だろうと私も思っております。

それから、この道が今町長の中でも一つの渋滞のときの迂回路としての交通量が非常に増えてくるというものがあつたような気もするわけなんですけれども、私はこの道の改良がやはり135号線の生活道路としての迂回路としての役目を果たす必要があるのかなと思うわけでございます。

今、全町挙げて東伊豆町も一生懸命スカイラインの南進を県にお願いしているといういきさつもございます。この湯ヶ岡赤川線がこの町にとって南進は完成するのかなという期待もあるわけなんですけれども、この135号線から現在完成しております湯ヶ岡赤川線の利用が渋滞緩和の役目にならないのかな。かわりに、迂回路としてこの湯ヶ岡赤川線が生かすことができないのかな、そういう気持ちで私はいるわけでございます。

今回の予算措置の中にも、周辺の奈良本1号線とかという道の何か予算も入っているよう

な形の中でどこかなと聞いたら、結構農村公園の近くの道だよというお話もございます。そういう農村公園を中心とした周辺整備もこれからはしていくのだろうという予想もあります。こういう人が学校の近くを通らなくても生活道路として使えるような道があるならば、やはりそちらを利用していただくぐらいのことを町民にお願いしたいなと私は思っております。

私がこの太田線改良の見直しをお願いしている根拠はそこでございます。今道が狭くてクランクになっていて、非常に道が狭いから車両の通行量が少ないんだよというお話があるのかと思うんですけども、車が少なければ事故が起きなくて済む。では、今利用している人たちの利便性をどこに持ってくるのかなと思えば、今ある現道をいかに避難待避所を1カ所、2カ所つくる、クランクが曲がりにくかったときに、わき道に少し広げる。本当に簡単な道で今この急場をしのぐ、将来はまた豊かなときが来たときには、違ったエリアの中でいくすべもあろうかと思えますけれども、私は現時点の見直しをその程度にしまして、非常に簡単な改修工事をしまして、子供たちの安全と農作業の皆様方の安全を維持したらどうかと思っております。

それから、やっと資料が出てきましたんですけども、先ほどの町道太田線の整備計画、この国庫補助金55%という補助名が地方道路整備臨時交付金、この名前の中で、これは今回平成17年度の当初予算の金額と違いますけれども、前回の質問の中でつくった資料でございまして申しわけございませんけれども、12月の一般質問のときに使わせてもらった資料でいきますと、整備の延長が777メートル、車道が5.5メートル、歩道が2.5メートル、道路の幅員が全部で9.25メートル、総事業費が5億7,600万円、これは用地の買収費も含んでいますよと、そういう説明でございました。この全体計画の中で今町長が申されております特別有利な金だよと、今これを使わなかったら何年か後ではこの制度はなくなるよ、だから今やるんだという答弁があったと思えますけれども、この国庫補助金の5億7,600万円、これが55%国からいただく金が3億1,680万円、残り2億5,920万円の90%が起債が起こされます。この起債は交付税算入になる起債ですか。

(「そうです」の声あり)

6番(鈴木 勉君) はい。その有利性の中で、一般財源からこの計算でいくと2,592万円工事の完了までに出るような形になります。これは計算は間違っていないですね。その中でやはり有利な起債と申しまして、交付税でいただけるよという言葉は、これは正しいと思います。では、いつこの金くれるんですかという問いに対しては、何年に幾ら何年幾らという答えは、これは返ってこない。議員の勉強会でやりましたから、大体そういうものだろう

と私は思っております。

しかし、この起債を起こします2億3,320万円の3年間の据え置きをいたします。15年の償還だろうと勝手な推測で申しわけないんですけども、計算させてもらっております。この3年間の据え置き、1年目は契約年月日がありますから、6カ月間ぐらいと計算しましても、残り2年を足しましても約1.5%の利息を払ったとしましても、約870万円の利息が出るわけです。15年間の利息は約3,000万円はかかるのではないのかなと。2億3,328万円を出しながら徐々に減らしていきながらも、これぐらいの利息を払うのではないのかなと思うわけです。そうすると、3年間の据え置きの利息を足しますと3,874万8,000円、利息だけがかかるわけでございます。

私が今申しました、今の子供の通学の太田を通る子供たちの安全だけを確保するには、少し簡単なもので急場をしのいだらどうですかというものについては、一時に一般財源から出資しなければならないと思いますけれども、こんな3,800万円もかかるような工事になるのかどうなのか。私はちょっと建設屋でございせんから言いっ放しで申しわけないんですけども、そんなにはかからない道をつくっていただければうれしいなと思うだけでございます。ですから、先ほどの町長が言われます、有利だよという意味につきましても、私は私なりにちょっと反論をさせていただきました。

それからもう一つ、町長の言葉の中に費用対効果という言葉が使われておりますけれども、私はこの費用対効果につきましても、町長にお伺いしたいなと思います。

この道路改修工事は何らかの形で町の税金も使われているわけでございます。町長の考え方でいくと、投資効果というのは安い、いい補助を国がくれるよ、そういうものを上手に使うのが費用対効果だという説明でおるわけでございます。私たちも費用対効果というのはそういうものだろうと理解しておりますけれども、私が町長にお聞きしたいのは、町が今度道路を建設することによって、投資効果というものがここで議論されてくるものだろうと思うわけでございます。

この太田の道に大改良工事をいたしました。町にとりましての投資効果、言うなれば、この太田の改良工事によりまして、町の税収がこれぐらいの収入アップになりましたというような、そういうものがあって初めて投資効果という言葉が納得できるのだろうと私は思うわけでございます。

それから、最後の形でございますけれども、今太田の改良工事につきましては、地主や地元説明会が何回か開かれているようにお聞きいたしております。この平成17年度の当初予算

にも計上されているわけですが、何で第2委員会や全員協議会においてこの太田改良工事の案件が諮られてこなかったのか、この点についてお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 勝手に金利の計算をしないでください。1.5%なんて高い起債は今ないですから。だって0.8%ですから、あなたの言う半分です。それでどんな効果があるかと。あなたは反対のための反対するんだからどんな言い方でもできますけれども、私どもは先行投資もして、この道路ができるかだって、道路譲与税という言葉を知っていますね。こういうものでもちゃんと算入されて入ってくるんですよ。あるいは交付税制度が残っていれば、道路の延長だって当然、交付税の単位費用になってくるわけですから。

それで、今のこの時期に55%の交付金がもらえるような事業がほかにありますか。あったらぜひ教えていただきたいと思います。あなた言うのは勝手ですけれども、自分の思いつきだけで勝手に金利をして幾らがかかるなんて架空のやつ、確かに3年据え置き15年償還というのはそれはそのとおりですけれども。金利はまだまだこれからの話であって、1.5%なんて高い金利のものは借りるつもりは毛頭ございませんし、そういった中で効果というものは先行投資というものもありますし。

私は12月のあなたの質問でもお答えしたとおり、生活道路の迂回路としての位置づけというものもあると。皆さんが例えばつい最近の直近の例で言いますと、この土日、ずっと桜祭りで渋滞がしていました。白田片瀬へ行くまでに実際1時間近くもかかっているんです。そのときに経済活動がそれだけ低下するわけです。今白田片瀬までは迂回路がありますから、みんな迂回路を通ります。私も通ります。しかし、奈良本へ行くにはないわけですから、しかも今の小橋住宅の上までは湯ヶ岡赤川線ができていますから行きますけれども、あれから下へまた下ると狭い道で、実に時間がかかると。

そういう中で、商業者のルートとしても熱川に納品に行くとかなんとかで、相当な時間を費やしているというのはこれは現実的な問題として、こういうことも解消をすること、経済活動の円滑さを保持する意味でも必要であるということで、道路の位置づけとはいろいろありますけれども、先ほども言いましたように通学の児童、園児、生徒の安全を確保するということもありますし、経済活動の側面を支援するという問題もあります。それで、今現在、一番有利な交付金制度を使って、しかも平成19年度までの時限立法という形のを今平成17年度からやらないと、3年計画ではもう既に、4年計画では交付金制度が終わっ

てしまうわけですから。そういったことを考えたときに今しかないなというように思っております。こういう計画をさせていただいたということでございます。

議長（太田長八君） ちょっと委員会と全員協議会、答弁漏れです。

町長（片野 武君） 委員会、全員協議会にここまでやる必要があるでしょうか。これは、私は正規の付託された委員会でこの問題に対してやるということになれば当然それは議会の皆さんの意思ですからそれは出ますけれども、委員会、全員協議会にここまでやる必要があるのかどうかと私は非常に疑問でありますし、結局これからまだいろいろ、そのたびに12月も質問にもちゃんと答えておりますし、こういう計画でありますよと。今回だってこういうふうにして答えているわけですから。そういう面で委員会、全員協議会の中で、任意の協議会にここまでやる必要があるのかなとちょっと疑問に思います。

議長（太田長八君） 以上で、6番、鈴木 勉さんの一般質問を終結いたします。

#### 散会の宣告

議長（太田長八君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時26分

## 平成17年第1回東伊豆町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成17年3月10日(木)午前10時開議

#### 日程第1 一般質問

##### 1.13番 山田直志君

- 1) 熱川桜山公園整備事業について
- 2) 町道太田線改良工事について
- 3) 雛のつるし飾りまつりについて

##### 2.11番 居山信子君

- 1) 切迫する東海地震・神奈川西部地震等当町の危険度試算について
- 2) 平常時の地震災害予防について
- 3) 防災から減災への政策転換、取り組みは

日程第2 議案第4号 東伊豆町交通災害見舞金の支払等に関する条例の制定について

日程第3 議案第5号 東伊豆町奈良本けやき公園の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第4 議案第6号 東伊豆町海岸占用料等徴収条例の制定について

日程第5 議案第7号 東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第8号 東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第9号 東伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第10号 東伊豆町消防職員諸給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第11号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する規約について

日程第10 議案第12号 静岡県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について

日程第11 議案第13号 南伊豆地区広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

日程第12 議案第14号 共立湊病院組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一

部を変更する規約について

日程第 13 議案第 15 号 賀茂郡介護認定審査会を共同設置する町村数の増減及び賀茂郡介護認定審査会共同設置規約の変更について

日程第 14 議案第 16 号 伊豆つくし学園組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約について

日程第 15 議案第 17 号 伊豆斎場組合格約の一部を変更する規約について

日程第 16 議案第 18 号 平成 16 年度東伊豆町一般会計補正予算(第 7 号)

出席議員(12名)

1 番	飯 田 龍 一 君	2 番	森 田 礼 治 君
3 番	西 村 弘 佐 君	5 番	関 野 博 君
6 番	鈴 木 勉 君	7 番	山 本 鉄太郎 君
8 番	八 代 善 行 君	10 番	太 田 長 八 君
11 番	居 山 信 子 君	12 番	定 居 利 子 君
13 番	山 田 直 志 君	14 番	内 山 恒 昭 君

欠席議員(なし)

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片 野 武 君	助 役	太 田 俊 彦 君
収 入 役	渡 辺 富 夫 君	教 育 長	石 井 建三郎 君
総 務 課 長	村 木 脩 君	企 画 調 整 課 長 兼 防 災 監	太 田 英 明 君
税 務 課 長	西 川 眞 人 君	収 納 課 長	楠 山 節 雄 君
農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 新 一 君	建 設 課 長	村 木 重 男 君
観 光 商 工 課 長	山 本 幸 雄 君	消 防 長	金 田 弘 道 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	稲 葉 忠 明 君	住 民 課 長 兼 熱 川 支 所 長 健 康 づ く り 課	山 田 嘉 之 君
福 祉 介 護 課 長	鈴 木 清 司 君		鈴 木 希 美 雄 君
水 道 課 長	田 中 輝 知 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 加藤 悟 君 書 記 石井尚徳君  
書 記 山田よし子君

開議 午前 10 時 00 分

#### 開議の宣告

議長（太田長八君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成17年東伊豆町議会第1回定例会第2日目は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで町長より発言を求められておりますので、許可いたします。

町長。

町長（片野 武君） おはようございます。

昨日6番、鈴木議員の一般質問の中で、委員会を軽視するような発言というようなことでとられたと思いますが、実は、12月の委員会の中でもこの問題に対しては十分説明してあるという中で発言でありましたけれども、やや感情的になったということで、鈴木議員ほか皆さんに大変御迷惑をかけましたことをここにおわび申し上げます。

議長（太田長八君） これより直ちに本日の会議を開きます。

#### 議事日程の報告

議長（太田長八君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。

議事日程に従い議事を進めます。

#### 日程第1 一般質問

議長（太田長八君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

山 田 直 志 君

議長（太田長八君） 13番、山田直志さんの第1問、熱川桜山公園整備事業についてを許します。

13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 昨日、私いろいろ所用がございまして、通告の方を変更させていただきました。鈴木議員ほか町長、職員の皆さんには大変御迷惑をかけました。本当にすみません。

質問に入る前に、参考資料がございますので、議長、配付の方をひとつよろしく願いいたします。

議長（太田長八君） ただいま山田直志議員より、一般質問に関連する資料の提示について許可を求められましたので、許可いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ再開いたします。

13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 通告に基づきまして一般質問を行いたいと思います。

第1問、熱川桜山公園整備事業について質問いたしたいと思います。

12月定例会でもこの問題を取り上げております。その流れの中で2点お伺いしたいと思います。

1点目は、設計への参加基準と参加業者名をそれぞれ教えていただきたいと思います。

2点目に、設計落札業者の公園事業での実績等についておわかりのところがあれば、その点を教えていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、山田議員の第1問の桜山公園整備事業について2点の質問に対するお答えをいたします。

御質問の第1点目の設計への参加基準と参加業者名についてお答えします。

今回の桜山公園整備に関しては、ユニークな公園・魅力ある公園・人の集まる公園等をテーマに、熱川温泉に合った斬新なデザインを期待いたしまして、大手総合コンサルタントを対象として、次の4点の基準を設けて選定いたしました。

1つ目は、当町に一般競争（指名競争）入札の入札参加審査申請書の提出がある者。2つ目は、地方自治法施行令第167条の4、これは禁治産者とか破産者あるいはそういった関係の者でございますが、この規定の該当しないこと。3点目は、静岡県及び当町から指名停止を受けている期間でないこと。4点目は、建設コンサルタント業務の資格を有すること。

この4項目を基準として設けまして5社を選定し、指名委員会で審査の結果、入札参加指名業者といたしまして、アジア航測株式会社静岡支店、株式会社パスコ静岡支店、日本ユニシステム株式会社、朝日航洋株式会社静岡支店、国際航業株式会社静岡支店を指名し、いずれも本社は東京となっております。

2点目の設計落札業者の公園事業での実績等についてですが、落札業者の日本ユニシステム株式会社の主な実績は、宮城県の国営みちのく杜の湖畔と地域の開発の計画・設計や、長野県の高遠高原健康の森公園の設計、秋田県の田沢湖地域開発計画・設計・管理、栃木県的那須霊園建設工事の設計のほか、ゴルフ場の設計が16件、地域計画7件、造成・造園設計6件等、全国各地に多くの実績がございます。

以上でございます。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 今御答弁いただいたのですが、この日本ユニシステムは、お手元にも資料がございますし、こちらの方にも置いてございますが、町長から今言われたように、ゴルフ場や地域開発等にも実績があるというふうな内容なのです。しかし、本当にそうなのかという疑問が12月議会のときからしております。

1番目のところの内容は、日本ユニシステムがみずからのインターネットのホームページに掲載している会社の沿革でございます。この会社は、そこに書いてあるようにシステム設

計、プログラム開発、データ処理等の受託を主業務として設立された会社だと、こういうことになっているかと思います。

この会社のホームページで見ると何が出てくるかというと、資料の4枚目、5枚目にも掲示がしてございますけれども、AGIS21というふうな農用地利用調整システム、農作業受託支援システムとか、こういう農業関係のいろいろなシステムのソフト開発を中心としている。また、農地基本台帳システムなどこうした関連、やはり会社としてのみずからの売りをホームページで出している、こういう内容の会社ではないのかなと。

3枚目にありますけれども、これは法務局から取り寄せました日本ユニシステムの会社謄本です。見ていただければ、目的として1項目から8項目まではすべて、コンピューターのプログラムやシステム開発等々を目的としている。インターネットのホームページに記載されてあるような内容がほとんど中心で、その周辺的な附属的な作業として測量や地質調査等々をやっている会社ではないのかなと。大手と言いますけれども、これはわずか40人の会社であります。そういう会社ではないか。

私は何を言いたいかというと、実績があるというふうに言われましたけれども、12月議会からずっとこの桜山の問題を考えると、最近示されましたこの図面、確かにユニークな公園です。これが自然公園ですから、ユニークきわまりない公園だというふうに思います。でも、本当に落札した業者が自然公園というものをつくるという町の意図を酌み取った公園なのか、ますます疑問になってまいります。

そういう点でお伺いしたいのですが、町として業者選定、こういう会社がこの桜山公園の整備事業に対して本当に適切だというふうに判断されたのだけれども、本当にそうだったのか。わずか40人ぐらいの設計会社が静岡県のこんな小さな東伊豆町に来て、指名に参加して簡単に落札をしていく。そのこと自体も不思議でならないし、その後の問題として、12月のときにあれだけ問題になった、例えば鳥瞰図がないのではないかと防災工事をしないで造成工事や本体工事がされているのではないかと、いろいろ問題点があったと思うのです。

もしこの業者が本当に公園整備をするプロフェッショナルな業者であれば、そんなことはなかったのではないかと。これがみずからホームページに書いてあるとおりコンピューターソフト、システム設計等のソフトを開発するための会社であったとしたならば、こういう事態があってもおかしくはない。だけれども、その後あれだけ問題になって、町としてその業者にどういう対応をしたのか、どういう指導をしたのかと疑問でならないのです。もし本当にこの日本ユニシステムというのが設計業者として妥当、適切な業者であるとしたならば、町

とこの日本ユニシステムはどのような契約を締結してあるのですか。

町長がこの間言いましたけれども、施行図を出せとは言いません。しかし、現況図であり全体図であり防災計画図であり最低限ちゃんと仕事を、こういう業者と契約したのだと言うならばそういう図面を出していただきたいと思うのです。本来、ちゃんとした業者であるならば町との契約の中でそういうものは存在するはずだと思うのです。

そういう契約内容、そしてその契約から派生して自然、樹木をかけた現況図や防災図、全体計画図というのは、契約をすれば実施設計の予算を出しているわけだから、実施設計に対してそれなりのものは町に対して提供していなければおかしいと思うのです。契約内容との関係で、細かい道路が、側溝が何センチメートルだとかそんな工事図面は要りません。しかし、そういう全体図面を契約内容とともにぜひ提出していただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 事務的なことですからこれは観光課長の方から答弁させていただきますが、今、山田議員から資料という形でいただきました3ページには、確かに会社の目的として見てみますとコンピューター関係の方が多いのですが、10番、11番、12番というのはこれ以外のものもちゃんと定款にうたわれています。ですから、こういった中での実績というのが、先ほど答弁させてもらった宮城県だとか栃木県だとか長野県の業績になってくるのではないかと。ですから、議員が言うように、一概にこの会社はコンピューターソフトの会社だからこんなことができるわけがないというのはいかがかなと思っております。こういう定款の目的の中にきちっと入れてある。その他前後に附帯するというのではなくて、わざわざ入れてあるということはそれなりの重みがあるのではないかと思っております。

あとにつきましては観光課長の方から答弁させます。

議長（太田長八君） 観光商工課長。

観光商工課長（山本幸雄君） 当初の計画の中で契約してある内容といたしましては、実施測量の設計図、あわせてこれのつき絵の測量図、こういうものを一式として当初の計画の中で検査の上で受け取っております。

それから全体計画図というのは、せんだってもお話しいたしましたが、3カ年計画という形になりまして、ここにその3カ年の形の実際の計画図というものを着色してございますので、後ほど議員の方には一応お示しさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 議長、今完全に答弁漏れだと思うのです。私はちゃんとこういう業者だと これは町長が言われたとおり、インターネットや会社登記もそうなのです。だから私は不安に思った。だから、適切な業者であるとしたらそのことを証明するためにどういう契約をしたのか。その契約に対して作成されたものが、全体図や防災計画図やちゃんとしたものが最低限あるはずですから、ちゃんとした業者だとしたら。それを私ではなくて議会に出してくださいと、そこを言っているわけですから、これは絶対に答弁漏れなのです。ぜひそういう対応をしてください。御検討してください。

議長（太田長八君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時23分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ再開いたします。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） かなりの量になりますので、後で必要なものを提出いただけるといふことなので、資料の点についてはそれで了解しておきます。

町長、そうしますと、これを再々質問するについての私の考えは2つです。

一つは、とにかくだれがやったにしても、今あれだけ木も切り造成もしたわけですから、これだけかけたところが本当に生きるものにしたいなということ。

もう一つは、再三言っているように、建設工事にかかわる方何人かにお話を聞きましても、防災工事をちゃんとしなくて造成や本体工事に行っているのではないかと。もし町なり民間の開発業者が同様の工事をしたとしたらどうなるのだという疑問。そして一番問題は、だれかではないのです。あの中で、またあそこが原因として大水が出たり土砂崩れがするという最大の被害者は、やはり熱川温泉なのです。個人のだれかが影響を受けるのではないのです。もしあそこで土砂災害等が起きたときに、ヘリコプターが来て熱川温泉で土砂崩れが起きたという事態になったら、今の熱川温泉はどうなってしまうのか。そこがやはり今我々の、いわば国益を損なうか損なわないかという一番大きな問題ではないかと思うのです。

そういう角度から考えていくと、この間12月議会で町長に、またこの再生に向けて協議・検討してまいりたいというふうな答弁をいただいたのですが、でもそういう図面を含めて提示されることもなかったし、今日までそういう話し合いを町と我々委員会だけではなく、議員みんなでする機会がなかったのです。そこが非常に残念でならないのです。

町長はこの間、私の責任ですと、木を切ったことを含めて謝られたのだけれども、でもその後の過程の中で、私がさっき言ったようにぜひ生かしていいものを、何とか今ということ考えたときに、その後の再生するプロセスというのが何も無い中で、この事業はこのままやっていけるのかなという疑問、不安が一つございます。

もう一つは、今お伺いした中に確かに契約書はありました。全体基本計画はあります。実施計画はありました。でもその中に、通常民間の会社であれば当たり前前に指導されて最初にやらなければならない防災計画図や、自然公園をつくるのに現況図面がないというではないですか。そういう状況で本当に安全かついいものができるのか。

そういう点で考えると、私は、町長は議員時代からこの建設関係の分野に大変詳しい人だと思っているのですけれども、そういう点でいうと、今回の工事のごとく、もしそうした図面が添付されていない中で契約業者から、はい、実施計画はこれでいいですよというふうに資料を受け取ったのかなと。防災工事がやられていない現場に、それなりに1週間に1回程度、工程の打合せ等で行っていると思うのですね、職員や何かを含めて。そういう中で、防災工事をやられていないのにその状況を町長も全然わからず、業者に何も指導せず今日まで来ているのかなと。全くそういうことに対して素人だったら私はそういうことは言いませんけれども、町長はこういう建設関係の問題について、議員時代もそうですし町長として答弁されている内容を拝見しましても、大変その内容については詳しいというふうに私は思っているのです。とても私などは足元にも及ばないなと。そういう人間がなぜこういう契約書を受け取り、この工事の進展に対して何をしていたのかなと。本当だったら、こういう設計業者に対してペナルティーを科すくらいのことをきちっと言っているのではないかと、そこがないのではないかなと。

ぜひこの公園を、この間町長が言われたように何とかいいものにしたいのです。昨日質問された飯田議員もそうなのです。手をつけたものです。あれだけやったのだから、何とかいいものにはしたいのです。そういうプロセスをはっきりさせてもらいたいのです。

それと、これだけ詳しい町長がこの事業に対して、この設計業者に対してちょっと甘いのではないかと。仕事ぶりに対して、設計図面に対して管理監督業務に対してもちょっと甘い

対応をしているのではないかと。だからこういう不安が生まれているのではないかなと。

この工事は3月25日が施行期限になっていますから、今あの状況のまま17年度の工事が始まるまで半年ぐらいです。恐らく町の予算、懐事情もありますから、半年ぐらいもしかしたらあれするのかと。確かに最低限、今言われた側溝などはつくりました。しかし、木が切られて山が削られた状況は本質的には変わっていません。その状況のまま半年置いてどうなるのだと。町長なり設計業者が本当に災害は起きませんと言えるなら、はっきり言ってもらいたいです。業者を連れてきて私の前で、あの状況で何の被害も起きませんよということをはっきり言ってもらいたい。これは熱川温泉の浮沈にかかわる問題だと。我々議会としても、絶対にその点の目こぼしがあってはならない問題だと思っているのです。

ぜひ町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） まず1点目に、この公園を生かしていきたいという議員の基本的なスタンスというものは十分わかりますし、そのために熱川温泉はこういった形の健康保養地を目指そうという資料をつくりまして、大分前に私の方にも届けてありまして、この中で、昨日も飯田議員にもお答えをしているのですが、桜山公園の位置づけという形で、今後この熱川温泉に対してどういう位置づけがあるのかと、こういうことも書いてあります。

再生プロセスにも関連いたしますけれども、若干読んでみますと、「桜山公園は熱川温泉の新たなシンボルであり、健康保養地としての中心となる位置づけにあります。温泉を見て、触れて、味わって、楽しみながら健康増進、ウォーキングコースなどができればと考えております。桜の時期には河津桜、熱川桜、ソメイヨシノ、山桜、黄色の桜が咲き、さらに椿、熱川山吹、熱川シャクナゲなどを、だれも見ることのできない熱川ならではの四季折々の自然と触れ合える場として整備してまいりたいと考えております。」という、これが希望です。

次に、「桜山公園から眺める伊豆七島の絶景とか、朝日の見える丘公園とかイルカが見える丘公園とか、熱川温泉の湯煙のすばらしさを知っていただき、花、太陽、海、潮風など自然を満喫できるいやしの場にしたい」と、こういうような形で、そしてステージの活用としては、「定期的なイベントの実施、例えば熱川道灌太鼓の演奏、地元サークル活動発表の場として、地域の人と観光客の交流の場として活用していきたい」と。

再生のプロセスで植栽の関係ですが、これは私の方もぜひこれをお願いしたいというのは、桜もさっき言ったようなものでいろいろな種類の桜、それから山吹、熱川シャクナゲですね、シャクナゲモドキ、低地でもやる、高山でなくても活着できるもの。

それから、温泉を利用した施設整備として、これは地元の希望として、あの下に吉田さんという方が持っている源泉があるのですが、この源泉を利用した子宝の湯、いわゆる座湯というものの新設をしていただきたいという要望もあります。子宝の湯ということでそれを売りたいと。

あとはステージはさっき言ったような形で、その他、「管理費についての線引き等も町と今後協議していきたい」とか、「現作業道はそのまま確保していただきたい」とか、「桜山の名称も公募してもらいたい」とか、こういうものをすべて熱川温泉はあの桜山に対して持っているわけでございます。ですから、十分これを活かしていかなければならないし、私も地元ですから、あのままにしておくということではない。

それから防災の関係ですが、業者に甘いのではないかと言われますけれども、私は、かなりの業者を呼んで注意もして指導もしたつもりでいます。防災上の措置も去年の11月初旬から、展望台及びL型擁壁部の伐採に着手して、展望台、谷川及び擁壁部の谷川等にさくをつくって土どめさくを施工した、こういう問題とか、あるいは、先ほど議員がおっしゃいましたように土側溝をつくって雨水を流入させたというようなこと。

初めの時期に一部雨水が下に流れて御迷惑をかけたということがありますが、それ以後そういったことがないようにということで、私も強力な指導をしてやってきました。展望台から上流の排水溝に関しては、施行上展望台及びスタンドベンチ完成後の施行となるために、状況に応じて土側溝を整備して下流側に接続すると、こういう指導もしておりますし、定期的にそういったことで設計業者も呼びまして、その逐一を事務当局に指示しておりますから、決して業者に甘いということはないということで御理解をお願いしたいと思います。

(「議長、答弁漏れだと僕は思うのですけれども」の声あり)

議長(太田長八君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時40分

議長(太田長八君) 休憩を閉じ再開いたします。

町長。

町長(片野 武君) 大変申しわけございませんでした。

プロセスの関係で、地元と熱川温泉と町当局というようなとられ方をされたということは私の口が短かったのかなど。12月にも申しましたように、当然議会の皆さんとも相談しながら、こういう地元としての希望というものを全部やるというわけではありませんから、そういうものが出てきた中をたたき台としまして、当然担当委員会の皆さんとも今後の協議をしたい。ただし、今すぐにあそこの植栽をするのではなくて、植栽は17年度工事の中に入っておりますから、植栽が始まるまでいかに災害を起こさないようにするかということは私どもの責任においてやらなければならないし、業者にもその点は強く言ってあるということで、ぜひひとつ御理解をお願いしたいと思います。

また、植栽等は一応の地元としての要望という形で受けとめていただいて、これが決定などということではないということで、議会の皆さんともまた十二分に協議しながら、地元の意見もある程度取り入れながら、両者が歩み寄るような形で今後の公園整備を進めていきたい。植栽についてはそういうことで17年度以降ということで、それまでの防災対策というものに万全を期したいというように思っております。

議長（太田長八君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時42分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ再開いたします。

次に、第2問、町道太田線改良工事についてを許します。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 第2問、町道太田線改良工事について質問いたしたいと思います。

私は昨年9月にもこの問題で質問しているのですが、どうもやはり氷解できないのが、今この工事に着工する必要性というのがどこにあるのか、ここが本当によく理解できておりません。その点についてお聞かせいただきたいということが1つ。

2つ目に、これは17年度の当初予算等に計上されるというふうに報道もされております。そういう点で、工事の着工の前提にはやはり地権者の同意という問題があるのではないか。これが今どういう状況にあるのか、その状況をお聞かせいただきたいと思います。

3つ目に、移転や用地買収等を含めた経費と負担状況について、町としてどういうふうに

今お考えなのか。

以上、3点をお聞かせいただきたいと思います。

議長（太田長八君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

町長（片野 武君） それでは、町道太田線改良工事について3点に分けて質問されていますが、関連いたしますので一括してお答えいたします。

今着工する必要性は何かについてであります。道路の現状は狭隘であり、また一部の道路法線がL字型になっていることから、車両の通行に支障を来していることは御認識されていると思います。また、湯ヶ岡、白田、片瀬赤川地区の小中学生の通学路となっており、夏場の国道渋滞時の迂回路にもなっております。長年、地元の奈良本からも要望が提出されておりまして、このような状況を踏まえて着手する必要があると思ひ、平成17年度から平成19年度の期間で施行することを計画いたしました。また、補助関係の交付金名称は地方道路整備臨時交付金であり、平成15年度より平成19年度までの時限立法となっている、こういうことでございます。

地権者の同意等についてであります。去る2月22日奈良本区役員さんとの打ち合わせをした結果、もう一度関係地権者を集め説明会を開催した方がよいのではとの助言をいただき、再度、去る3月4日に地元説明会を開催したところであります。その結果、町にて地権者への訪問を実施する予定でございます。

同意の状況については、後ほど建設課長の方から御答弁申し上げます。

移転と用地買収を含めた経費と負担状況ということでございますが、全体工事費で3カ年で5億7,600万円、内訳といたしましては工事費が1億8,200万円、測量試験費が2,200万円、用地費が2億1,200万円、建物等補償費が1億4,300万円、その他が1,700万円、これは事務経費等とでもいいますか、そういうことになります。これらの財源といたしましては、55%が地方道路交付金により交付されます。残りの45%につきましては、そのうちの90%が起債対象となり、一般単独の一財はその10%という形になっております。

以上です。

議長（太田長八君） 建設課長。

建設課長（村木重男君） それでは、私の方から3月4日に行なわれました地元説明会について説明いたします。

対象地権者30名に対して20名の方が出席されました。今回の説明会については、前回の要

望等について回答した後で今後のスケジュール等を説明し、事業執行に対しての同意書の承諾をお願いしたところ、関係地主さんより、測量設計については同意するので戸別訪問にてお願いしたいということで、町の方としましては今後、4月以降に戸別訪問して同意をいただく予定でございます。ほとんどの人から、事業については異存はないという感触を得ております。

以上であります。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 今御説明いただいたのですが、道路事情としては確かに、まず1点目の狭隘な問題だとかL字型道路で走行しにくいと。私もここへ写真を持ってきましたけれども、ちょうどこういう形で、L字型なわけですから道路のわきに膨らまないと脱輪してしまうということで鉄板が置いてあるようです。これは図書館の方から行ったところですけども、こういう状況があるということはわかっております。

ただ、実際問題として通学路の問題はどうかということで、お手元の資料にもつけてございますが、私はこの間3月3日に、朝6時55分から8時半まであそこの記念碑のところで行量を調査してみました。というのは、町長が言われた内容からしますと、実際に小学生の場合にあの太田線を通ってくる子供たちというのは、湯ヶ岡の火の見やぐらの辺から奥側のごくわずかだというふうに私は思っていました。実際にそういう状況です。

小学校に確認しましたがけれども、湯ヶ岡地域から熱川小学校に通学している子供は47人。でも、湯ヶ岡地区というのは双葉幼稚園の上あたりからその上全部ですから、双葉幼稚園周辺の子供が赤川橋を渡っていくということは通常かなりあり得ない。赤川橋周辺の子からあの奥の子以外はほとんど、片瀬、白田の子供たちは堀切なり坂町を使うと思います、実情としては。私の子供もそう歩いていましたし、友達たちもそういうふうに生活をしていました。

これは3月になつての調査ですから寒いという問題もあるし、野猿が出没していますよという注意報も出ている状況がありますから、そこを多少割り引いてもいいとは思いますがけれども、そこに書いてあるとおりで、実際は太田線赤川方面から来て小学校へ通った子供の数は21人、片瀬・白田方面は、堀切を上ってきてあの記念碑のところからハウスをやっている太田さんのところを通過して中学校へ通った子供が9人というのが通学時の状況でした。

そこにトータルで書くとそういう状況なのですがけれども、実際に子供は、特に小学生の場合、朝6時55分から7時半までの間にほとんど通っているのです。ほとんどが通学し終わってしまっている。そこに車も通りましたけれども、行き違いはありますけれども、通学の子

供を送ってくる車というのが大半で、その35分間でも上り下り20台前後の車しかないというのが状況でした。

こうして考えてみると、今計画されている太田線の改良工事というのは、2.5メートルの歩道があって車道も広くなる、それは確かにいいことなのかもしれない、そのことだけ取り出せば。でも、今の状況というのは、残念ながらバス等で送り迎えされている子供たちがかなりいるという状況、また子供が少なくなっているという状況を考えると、あの数はそんなに大きく間違った数ではないというふうに私は思っています。そうすると、本当に危険というのはどれだけなのかなど。物すごくミニマムな危険性しかないのではないかという問題点が一つある。

もう一つ考える角度は、今の東伊豆町の財政状況、また今後の町の政策順位の中で、本当に5億7,600万円とかいわれる工事が必要なのか。その前の6ページにも、これは私の試算ですから間違っていることもあるということ的前提にして言いますと、この図面に書いてありますけれども、この間言われた内容でいけば、確かに国の交付金3億1,680万円があって地方債があって町の負担は2,592万円だと、こういう考え方はあるでしょう。でも逆に考えると、これは金利を1%で計算しましたので 昨日は1%でも高いと言われたみたいですがけれども、言えることは、この9.5メートルの道をつくるために町が一体幾ら負担するのかということになると、地方債、いわゆる借金の返済を含めたら単純に考えても2億7,000万円を超える金額を町が払わなければならない。町が今2億7,000万円の負担をして9.5メートルの道をつくるのが本当に必要なのか。

それで、その横にある6メートルの改良工事というのは、何のことはない中山間整備事業での農道整備6メートル、これを1億円で計算しましたがけれども、単純計算をすれば地元負担と町負担を入れて15%、1億円であれば1,500万円で6メートルの道ができる。1,500万円で6メートルの道をつくる方がいいのか、2億7,000万円かけても9.5メートルの道をつくらなければいけないのか、この問題をやはり考える必要があるのではないかと思うのです。

先ほど来の通行事情から考えても、町長が言われるとおり、夏休みに小学校へ通う子供たちというのはほとんどいませんね、ミニマムですよ。中学生でもほとんどあの道は通りません。安全ということで考えてみたときに、もし6メートルにあの道が拡幅できるならば車の往来等々においては、まずL字型の狭隘な問題とかいうものは解決していきます。実際の問題からしても、通学の問題というのもそんなに大きい問題ではないと私は思いました。

ただ、やはり改良は必要だというふうに思うのです。別の問題です、町長、改良を考えた

のは。というのは、町長、これを見てもらいたいのですけれども、ここのところに影ができてしまっているのです。かまぼこ状に道路がなっているものですから、どんどん雨水が土台の土を流してしまっていて、この記念碑のところからずっと片瀬側を見ていきますと、大きいところだと30センチメートルくらいですか。手が入るくらい土が掘れているのです。こういう問題で見ると、これはこれで改良の必要性はあるのかなと、L字溝や何かの問題を考えると。

だけれども、さっき言ったように財政的な問題を含めて考えてみるならば、1,500万円負担をして6メートルの道でも、今の事態に対して、今の町の財政の中で一生懸命この問題を解決する策として考えれば、ベストではないけれどもベターな選択だということになるのではないかというふうに私は思うのです。

町長は先ほどの答弁の中で、これは時限立法だというようなことも言われたのですけれども、時限立法だから3年間急いでやると。でも、先ほどの答弁を聞いているとまだ同意はとれていない。同意がとれていないのに既に計画がどんどん進んでいって、来年度の当初予算には計上されて進んでいく。町単工事でも過去に同意がとれないまま残ってしまった工事というのが幾つかありましたけれども、地権者の同意がまだこれからだという状況で本当にスタートが切れるのかなという疑問が一つある。

もう一つの疑問は、もしこの地方道路整備臨時交付金が有利だったとして、本当にここに適用することが一番有利だったのかな、だれが判断したのだろうか、ほかにも道路は改良してもらいたいところがあったのではないか。そういう話は少なくとも私どもは聞きませんでしたから、有利な交付金があるよ、一体だれがこの太田の道をその交付金をもらって改良することがいいのではないかと判断したのかな。政策決定は最終的には町長なのでしょうけれども、しかし、本当に有利であれば皆で知恵を出すことも必要だったのではないか、やはりそういう疑問が残るものですから、ぜひこの点についてもお答えいただきたいと思います。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 議員は1時間35分に対して調査している。私どもは、昨年3月15日に12時間調査をしているのです。そのとき、昨日も発表しましたけれども、図書館前と太田方面の入り口と両方をやりました。図書館前の方は歩行者が全部で561人、中には図書館の利用客もいるかもしれませんが。自転車類が10台、動力付2輪車が46台、乗用車が820台、貨物車が339台、全部で車両系の合計が1,205台。太田の方からですと歩行者が92人、自転車が5台、動力付2輪車が11台、乗用車が471台、貨物車が352台、車両系の合計が834台と、こういう形で12時間調査した結果が出ているわけですから、1時間35分、1時間半という形で

すとやはりこの時間帯は通学が主になるかなと。私は先ほども、もちろん通学路の安全と同時に、夏場の国道渋滞の迂回路としての位置づけと、こういうことも申し上げたつもりであります。

それで、昨日も申し上げたのですが、最終的に湯ノ沢草崎線の方に接続していかなければしょうがないだろうという形を今考えているところでございまして、これがある程度具体的になりましたら皆さんとまた相談させていただきながら、この旧道湯ノ沢草崎線の方の接続をどうするかということも考えていきたいと思っております。

だれが決断をしたかと。これはやはり太田の中央に、ずっと以前から地元区等から危険がある、車両がすれ違いできない、今、湯ヶ岡赤川線ができて相当通行量も多くなったと、こういう中で改善型の要望というのが地元区を初め住民からもございました。そういう中で、先ほど議員がおっしゃいましたように、6メートルの件も私どもも検討いたしました。しかし、これは農道拡幅で、先ほど申しましたような側溝であるとかそういうものをやはり農道の基準に合わせなければならぬという形で、また同じ形になるのかなと。

これは、昭和63年にたまたま私が建設委員長のときに新農構でつくった道です。ですから、土側溝もない。畑の中の道ということでそのときの農林水産省の基準でつくって、その受益者は全部農振の指定を受けた。8年間は絶対に手をつけられないという、農振の解除もできないという制約があった場所でございます。その制約がようやく外れて、そして地元区から、通行量も多くなったしそういったことですれ違いができない、子供も危険だということでこの要望が出された。

たまたまこの農道の話も事務当局からありました。しかし、また同じことになるよと。そのときのいきさつを私自身は十分承知しておりますから、最終的にここの中央だけはやはり地方道路整備臨時交付金をもらってきちとした道にしないと、将来のために禍根を残す。また改良しなければならぬというようなことが起きないようにということで、最終決断は私がして、そういったことで現在いると、こういうことでございます。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 町長、でも、くれるものが大きいからいいかという問題だけではないですよ。さっきから私が言っているのは、本当に子供の安全という問題でいっても、それは1時間半しかいないと言っても、その時間しか子供はいなかった。実際はそこには子供たちは朝の30分しか通学していなかったんで、それもかなり意外だったし、たった20人ぐらいいしか歩いている子がいないというのも、もうちょっといるというふうに私も思ったのです。

けれども、意外でした。

でも、そこを考えたときに、1,500万円で6メートルになるというものと、2億7,000万円支出して9.5メートルという問題があったときに、単純に将来云々かんぬんではないと思うのです。現実に奈良本区は前に、中山間で6メートルの拡幅でいいよと。町長も知っているとおり、あそこに50センチメートルずつの道路敷がある、のりがあるのだと。そこを拡張用地として使えるだろうと、こういう要望があって議員みんなでその現場を見に行ったこともあります。奈良本区でもそのときは6メートルの拡幅でよかったのです。

6メートルということで考えれば、別に通行台数が多少多かろうが少なかろうが、また子供たちがこれから増えることを期待はしますけれども、現状のような状況のときに、6メートルでうんと支障があるということはないのではないかと。現実に朝の段階でも、歩いている子供たちと車がすれ違った光景というのは3回しかありませんでした。子供を小学校に送って帰っていく親御さんの車とすれ違ったのが3回。1時間半といえは1時間半ですけれども、1時間半の中で、あそこで車が通行するのを待機して交わしていたという光景は3回しかなかったのですね。

これは5メートルだからそうなのかもしれない。だけれども、多少運転に不安がある女性の方がいたとしても、6メートルの道路で十分可能な内容ではないか。今17年度の予算を見ても、基金からの繰り入れ、アスド会館基金からの繰り入れ、本当に綱渡りのような状況で町を運営しているときに、それは理想とすれば9.5メートルがいいとは思いますが、今の町の財政状況を考えたら、必ずしもそれは適切な判断とは言えないのではないかと。

この計画を進めれば、かなり自動的に熱川幼稚園はどこかへ移転しなければならない、そんな感じになって、園庭が相当削られるわけですからそういう問題にまで派生してきて、今町長が言うように、その工事は19年までで幼稚園のところへ行くわけですから、幼稚園のところへ行ってその先の湯ノ沢草崎線まで行くといったときに、当然今言っている臨時交付金の制度はなくなるわけですね。そうしたら、だれがどういう費用負担をして湯ノ沢草崎線までの工事を進めるのかなと、大変疑問なのです。

町にとって本当に負担がどれほどかかってくるかわからないではないですか、そういう進め方では。今いつかは確かに一般会計からの支出負担は少なくて済みます。しかし、それは地方債、いわば個人で言えばローンの返済でやっていくわけだし、たとえ幼稚園のところまで行っても、その先はどんな時点かでその制度がなければ町がやっていかなければならないではないですか。

そんなものに今同意書もない中で取り組むというのは、町の財政は本当に壊滅的な打撃を受けるのではないかと。なぜ6メートルで1,500万円の負担でできるという方を選ばないのか、私は不思議でならないのです。

確かに通行量調査を図書館の前でやれば、幼稚園・小学校・中学校の子供の送り迎えをしている人たちがいっぱいいますから、あそこで調査をすればこういうデータにはなるのです。そんなことは私だって百もわかっています。でも、実際に広げなければならないところはそんなに子供は通っていないし、6メートルの道であれば普通の道路として十分に使えるではないですか。そこに大型バスを通そうというならともかくですけれども、普通に乗用車が行って来るだけだったら今の状況からすればはるかに改善されます、わずかな経費で。

やはり今の負担が少なくても将来に借金を残し、その先に大きな財政負担が発生するかもしれないというものに対して、軽々に取り組むというのはいかがかなと私は思うのです。

町長は、同意書はまだこれから説明だと。確かに17年度の当初予算には補償補てん費や土地の取得やいろいろなものを乗せてあるのでしょうかけれども、でも、これもやはり人様の土地を分けてもらうなりそういう作業というのは、はい、説明を受けましたからといって簡単に判こを押せる問題ではないと思うのです。本来なら、今日の段階で80%の同意書が取りつけられていて初めて着工して、残り1割、2割があっても3カ年の中で進めていきますよというぐらいが行政としては極めてノーマルな進め方ではないか。

当面は恐らく、今年度の予定のところではいけばもう既に仮登記をされたり、いろいろな開発行為等との関係で用地交渉は簡単な状況ではあるかというふうに調べて思っていますけれども、しかし、今の状況は本当に破れかぶれで進んでいくような、私にはそういう状況に見えてしょうがないのです。

今の道路の状況を含めても、私は、中山間で6メートルでわずかな負担で改良していくということが、ベストではないけれども今の町の状況としたらベターではないかというふうに町長に申し上げたいと思いますが、いかがですか。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 先ほども何度もお答えしたとおり、軽々に別に判断したわけではない。事務当局から、地権者の皆さんの意向等はどうなのだということも盛んにヒアリングをしました。そして、先ほど建設課長が答弁したとおり、ほとんどの皆さんが推進と。一、二まだ交渉ができないというところもあるそうでございます。

こういう報告は受けておりますが、私は事務当局が過去に何回かやった地権者に対する説

明会、それで測量の同意もいただいたということはやはり重く受けとめなければいけないと  
思っておりますし、80%の同意がなければ事業着工はできないというのは当然のことですけ  
れども、やはり事業の計画をする段階において、初めに同意ありきでやって果たしてできる  
のかなど。後から、例えば自分のところに今こういうように法線が通るが、こうなったとき  
につぶれ地が多くなったら、それは今度は各論で反対になるのではないのでしょうか。

ですから、地元の皆さんから、3月4日にやりましたら、説明会の中ではあの直線に対し  
ては現道のセンターから両方に振り分けてほしいと、こういう希望もいただいております。  
先ほども言いましたけれども今後のスケジュールを、説明して同意書の承諾をお願いしたい  
ということについて、測量については今回同意するよと。それであとは町というか戸別に当  
たってもらいたいと。これは30人の中で20名が出席した中です。町外の所有者もいますから、  
当然こちらに夜ですから来られないところもあると思うのですが、そういったことで着々と  
進めておりますので、いましばらく推移を、事務当局の作業を見ていきたいと思っておいま  
すし、私はできるという中でこの事業を、よしわかった、遂行しろと、こういうゴーサイン  
を出したわけです。

今、議員が経費の件で言いました。確かに3カ年で今の予定ですと5億7,600万円、これ  
以下にはなると思うのですね、これは入札しますから。十分な用地費とか補償費というもの  
がありますから、そういったことで地権者の皆さんにも御理解をいただけるのかなど、こん  
な考え方をしております。

それで、交付金が全体の55%、これはひもつきでも何でもありませんから、この道路のた  
めの交付金ですから、そういったことで今度は起債が2億3,328万円、これを3年据え置き  
の15年の償還をしますから、単年度にしますと1,000万円ぐらい。それに今度は例えば金利  
がつきましても、この30%は、約7,000万円というものは15年間で交付税算入をはっきりさ  
せると、こういう形を国の方も言っておりますから、それで金利の分はかなり薄まるなど。  
これは7,000万円ぐらい来ます。

そういったことで、単年度で支出する一般財源は800万円強ということになります。後年  
度負担を考えましてもそういったことで、償還が始まったときから交付税算入になりますか  
ら、これはきちっとウオッチしていかなければいけないなと思っておりますけれども、そう  
いうかなり有利な事業ということで、5億7,600万円というのは全体の事業費として今計画  
の段階ですから、もっとぐっと下がってくると思うのです。

例えば事務費などでも1,657万円もとっていますから、3年間だと事務費が1カ年で550万

円ぐらいになるわけですから、これまで要るのかなというふうなこともありますけれども、ともかく基準というものがあまして、そういったことの中で777メートルやるときにはこれくらいだというのが国から示された5億7,600万円だということで、交付金が半分以上あるということ、これはやはり全然返済しなくてもいいわけですから、もらいっ放しですから、そういったことを考えたときに有利であると。

やはり今は農地ですが、これが10年、15年たったときに、あそこに市街地ができないという保証はないわけですから、もう縛りもありませんし、そういったことで、本来なら農業の生産としてきちっとやっていただきたいとは思いますが、やはり地権者の意向というものがありますし、そういったことで将来のまちづくりのためにもやはり広い道路、安全な道路が必要ではないかと。そういうトータルで考えたときに、ここでやはり55%の交付金があるこの事業というものを採択に持っていきたいというように考えているところです。

議長（太田長八君） ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前 11時 14分

再開 午前 11時 21分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ再開いたします。

1番、飯田議員は所用のためこれから欠席いたしますので、報告いたします。

次に、第3問、雛のつるし飾りまつりについてを許します。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 第3問、雛のつるし飾りまつりについて質問いたします。

既にこのまつりも3月いっぱいということで、河津桜とタイアップしての最盛期というのはもう過ぎたというふうに思いますけれども、私、今大変な事態が進行している中で2点伺いたいと思います。

一つは、町として今年の企画にどのようにかかわったかということ。もう一つは、今の雛のつるし飾りまつりの現状をどう考えて、町としてはどうかかわっていくのか。これを率直に私はお伺いしたいというふうに思いますので、よろしく御答弁のほどお願いします。

議長（太田長八君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

町長（片野 武君） それでは、第3問、雛のつるし飾りまつりについてお答えいたします。  
まず1点目の、町は企画にどうかかわったかについてお答えします。

雛のつるし飾りまつりは、今年で第8回目となりました。雛の館の増設もありまして来館者の数は毎年増えておりましたが、今年を見る限りでは少し陰りが出ているのではないかと心配しております。

この雛のつるし飾りまつりは、主催している稲取温泉旅館組合の皆様による自由な企画、発想のもとに開催しております。町といたしましては、直接企画運営にはかかわっていませんが、雛の館の用地等の提供や、バスの駐車場用地について下田土木事務所への使用許可申請手続のほか、本年2月5日には、このまつりに合わせた「雛のつるし飾りウオーキング」を開催いたしました。町外から800人余りの参加をいただき、入館者の増に結びつける等、町としてできる限りの協力はしておるところでございます。

第2点目の質問の、まつりの現状と今後の対応をどう考えているかというお尋ねです。御案内のように、東区の皆さんの御要望によりまして今年新たに雛の館として「岬の館」が開設され、愛恋岬との相乗効果もあって、昨年までとは打って変わって東地区が随分にぎわってきております。まさに町を挙げての雛のつるし飾りまつりの様相ができつつあり、今後の発展を期待するものであります。

しかし、一方におきましては稲取伝統のつるし飾りとはほど遠い粗悪品が販売され、購入された観光客から苦情が寄せられたことも伺っており、このまつりのイメージダウンになる行為を大変心配しているところでございます。

また、最近では雛のつるし飾りまつりそのものが県内外の各地区で実施されるようになり、当町の雛のつるし飾りまつりにもその影響が出ることを危惧しておるところでございます。

今後の対応といたしましては、この祭りに訪れる観光客の皆さんにいかにして宿泊していただくか。また、伝統あるつるし飾りを制作する上でのマイスター制度の導入等、よりよい施策を確立する上で、旅館組合や産業団体連絡会等との連携を図り研究していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、古くからこの地に伝わる風習を長く後世に伝えるためにも、いま一度全町民が原点に戻り、稲取本来の雛のつるし飾りまつりに取り組んでくださるようお願いの通りであり、そのためにはできる限りの支援をさせていただきたいと考えておるところでございます。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

13番(山田直志君) 町長、この雛のつるし飾りまつりの現状を見ていますと、今町長が言われたような点は確かにそうなのですね。ただ、これは東伊豆町と議会ですから、町の姿勢としてやはり質問するわけなので、そういう点で考えると、河津町の桜まつりと今の東伊豆町の雛のつるし飾りまつりと非常に対応が対照的だったなと思っております。

それは町長が言うとおり、稲取の問題でいえば旅館組合が自由な発想でやった言っています、確かに。それは当然商店やいろいろな人たちがいろいろに開業してやっている。けれども別の見方をすれば、まさに金もうけのための自由競争が行われておりまして、そこでは何でもありだと、こういう状況になってしまってきたというのが今の状況ではないかと思えます。その結果、やはりこの祭りに対しての魅力が薄れてしまっているという我々側の問題もある。

確かに、県内各地でこういう企画がされているというふうな外部の問題もある。けれども、本当に野放しで、自由な発想という言葉はきれいだけれども、野放しで金稼ぎをやらせたがために、今言われたようにあそこに飾ってありますけれども、公共的な建物で売っていたものです、1,050円と840円の。でも、しっかりとタグを見れば中国産です。これを半ば公の機関が公然として売っています。こういう事態が町内にいっぱいあります。

例えば河津町の場合、私も毎年行きます。河津町は確かに実行委員長は観光協会長さんなどがやっておる。しかし、アンケートもとって、毎年毎年問題点が解決をされていく。トイレが足りない、翌年にはトイレが増える。駐車場が足りない、整備される。駐車場が碎石で足元が悪い、そうすると翌年に行けばアスファルト舗装になる。狭くて人通りばかりが目立つとなれば、当初の河津川の河口から駅周辺というコースが、今は河津中学校の方まで河津桜まつりのイベント会場に拡大していく。

私が毎年行っても、河津町は町が絡んで一つ一つ問題を解決している、そういう姿を目で見ることができました。しかし、東伊豆町はどうか。確かに町長が言われたように稲取港線の問題であったり駐車場などをやってきたけれども、残念ながら、一番大事なところが何も調整がつかないで来た。現状では粗悪品が出回る。結果として一番被害を受けているのはだれかと言ったら、夜業をしながら、一生懸命お年寄りや町民がつくった本物の地元の雛のつるし飾りが売れない。町民が被害者になっているのです、今。これは本当にゆゆしき問題なのです。

私はもう既に、このマイスターとかいろいろな問題については去年、おととしから言っているのです、そういうことがあるよと。でも、今回質問しようと思ったのは、やはりこの中

国産、またまがいものを含めたものが今このまつりに大変大きな影響を与えて、危惧される事態になっている。このことが一つあるわけです。

同時に、先月末のニュースで商標登録の問題について報道されていました。地域的な産品に対して、今まで取り上げられなかったようなものも商標登録が拡大されるのではないかとということもニュースで報道された。これは再度挑戦できないかなというのが私の思いなのです。本当に地元の人が一生懸命つくったものが売れずに、中国で生産されたまがいものが大手を振って売られていく。このままではどうしようもないというのが一つの問題点だろうと。

もう一つは、やはり町長が言われたように、私は12月の補正のときも言ったのですけれども、深刻に宿泊客が落ちている。確かに地球博の問題があって、もう旅行業者もそうですし、観光客の皆さんが今の時期は旅行を控えているというふうな動向もあるのでしょうか。また、日帰りのバスツアーも、今まで熱海の梅園と稲取の雛と河津桜でやってきたけれども、コースが限定されてくると目先を変えなければならないということで、河津桜は変わらないのだけれども企画として外れていくとか、いろいろな要素はあるとは思う。

だけれども、今宿泊がこれだけ落ち込んだまま放置できない。そうすると、私は、旅館組合の皆さんが血相を変えて一生懸命会館を運営してやるということだけで本当にいいのかなと。私が前から町長にも言っているではないですか、町民皆が実行委員会をつくってやるような形態。旅館の皆さんには、そういう中で宿泊数を上げる努力をしていただかなければならないのです。

この点は河津町もアンケート調査の結果、宿泊はどうも稲取を初め東伊豆町のホテル・旅館に泊まるのだ。河津町は何をしたかといったら、河津桜のライトアップをしたと。夜ライトアップをすれば、このライトアップした桜を見るには河津町の温泉場に泊まってもらいたいと思ってやったのですね。それなりにそれはあるのですけれども、これも熱川や稲取の旅館の方からマイクロバスで行くものですから、河津町の方よりどうもまだ町内の旅館の方が恩恵を受けている確率が高いというふうにも聞いています。

しかし、河津町は効果が出てはいないけれども、何とか今ある中で宿泊を伸ばす努力を皆がしている。今、旅館組合が自分たちが発掘してやり始めた企画だからといって、いつまでも自分たちだけが抱えて、その土台が、宿泊客がどんどん減少しているのに、そちらのことに有効な手が、はっきり言って今年の客を見ていてほとんどなかったのではないかな。こんな現状にいるということはやはり国益を損ねているのです。一生懸命つくっているお年寄りや町民の皆さんの利益も失っている。観光産業の皆さんの利益も損ねているのが今の状況なの

です。

自由競争といっても今みたいに野放しの状況ではもうだめだということを、私はこれまでの8回の反省点としてやはり町は考えるべきだと思うのです。そこを出発点として、町長が言われたように、稲取の伝統で町民の温かい気持ちというものが生きる企画にしていくような転換を町が働きかけなければならないのです。私は町長に実行委員長をやれとは言いません。しかし、ここで今までの反省をして転換しなかったら、このイベントなどあと何年もつでしょうか。

まがいものだけが売れるような状況だったら、町民の皆さんは夜なべしてまで一生懸命つくりません、こんなもの。中国人がどうやってつくったのか知りませんが、つくったものの中に子供を本当に思う温かみがあるのかと。きれいに針が刺さなくても本当に子供の成長を願う願いがこもった一針と、意味がわからず安い給料の中でよし稼ぐぞといって中国人がつくったものと、形が同じでも違うではないですか。その地域の価値観というものを生かせなかったら、この祭りはもう死んでしまいますよ。

申しわけないけれども町長、ちょっと厳しく言いますけれども、東は確かに今年はかなり人が歩いたと。だけれども口汚くいう人は、町はかえって全体で雛の館などが落ち込んだと、町がこのイベントをつぶしたのではないかと、そういう言い方までしている人がいますよ、はっきり言うと。そうだとは思わないけれども、でもそういう言い方さえ今しているのです。

自由競争だといってあちらにもできる、こちらにもできる中で、何も守られない中で、人の流れはうんと変わりました、今年は。むかい庵などというのはもうがらで、あそこがバスでいっぱいになるということはないです。そういう状況になりました。確かに歩いては岬の館へ行っていろいろあった。

本当にこのままの状況で町として総合調整機能を果たせなかったら、このイベントはもうだめになってしまうのではないかと。旅館組合は放したくないという話はいろいろな方々から聞きましたけれども、そんなわがままを認めて町民の利益を損なっているのか。旅館の人たちはもうけてはいけないとか、そういうことを言っているのではないのです。本当に頑張っしてほしいのは、旅館の皆さんは宿泊客に喜んで泊まっただけのような環境をつくることではないですか。雛の館にむかい庵をつくって日帰りのお客さんがいっぱい来ること、そんなことを喜んでいいようでは商売の利益など何にも生まれてこないではないですか。

ここは絶対に町として調整機能を果たしてやらなかったら、これはもう既に稲取温泉だけではなく、熱川を初め東伊豆町内の温泉場にやはり波及効果もあるわけですから、これが沈

むということ、稲取温泉が沈むだけではなく町の疲弊状況に拍車がかかってくるわけですから、こういう事態、このまがいものと宿泊が減少しているということに対して町が総合的な調整機能を果たす時期は、もう遅いとは思いますが、今もあるのではないかと考えますが、町長、具体的にどう取り組まれますか。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 先ほども壇上で答えたように、やはり危惧していることは山田議員も私も全く同じですね。また、果たして町が云々というのがどこまで行けるのかというのはありますけれども、やはり2つの問題点。一つは、まがいものを防ぐために粗悪品を出さないためのマイスター制度あるいは登録商標の問題、これは真剣に考えておる。もう一つは、やはり宿泊客を伸ばすということ。この2つに尽きるだろうというように思っています。ただ、方法としてはいろいろあると思うのです。

もう一つは、今議員もおっしゃいましたように、稲取だけでいいのかという問題も出てくるし、稲取旅館組合は我々が企画したものだからと放さないかもしれないけれども、もう全町的なもので売るような時代になってくるだろうというように思います。その指導というものは観光協会等を通じてしたいと思えますし、私は常々、一つの題材で町全体が誘客をするように、費用対効果を考えたときにそういうことをやるべきだと。

余談になりますけれども、観光協会の一元化もそういうところから出ているわけでございます。しかし、いまだにそれもできていない。ということは、稲取、熱川の二大温泉地が切磋琢磨して今まで来た、こういう歴史もありますけれども、今はもうそういう時代ではないわけですから、対よそとの問題。

今回だって去年の花博の反省をもとに、今年は愛・地球博が花博の3倍の人間を集めるといいますね。同じ期間で、6カ月で。これはやはり大きなインパクトがあるし影響がある。この対策をどうするかということで、今県の観光協会あるいは広域的な問題で一生懸命やっているわけですが、足元を見ても今議員がおっしゃったような問題もある。これはもう事実として私もとらえておりますし、そういった中で、やはり登録商標の問題は、それでは町がリーダーシップをとっていくのか。それで、町が認めた町民のところに対してはその制作を許可するとか、こういうようなことも第2段階としてはしていかなければならない時期に来ているのかなと。おっしゃるとおりのことだと思います。

もう一つ、やはり今の宿泊を伸ばすとかということは、この題材はさっき申しましたように、一つのイベントを全町的にとらえるという、そういう寛容の精神といえますか、そうい

う気持ちがないと、稲取の祭りだから稲取のお客をとるのだというような考え方は 河津桜で私どもは職員とかを観光協会に派遣していますね。これはやはり伊豆半島全体のイベントだという意識の中で、お互いさまでお手伝いができる分野があればしなければならない。これは当たり前のことなのです。

ですから、つるし飾りまつりも町全体のイベントとしてとらえらるれば、当然そこに各地区からのボランティアとかいろいろなものもやらなければならないし、そういう形で一つの題材を宿泊につなげていく、魅力あるものにしていくということはやはり必要だと、おっしゃるとおりだと思っています。

そういう形を観光商工課を窓口としまして、町の観光協会あるいは各地区の旅館組合とも話し合いをしながら、この曲がり角に来たつるし飾りまつり、今年も2月末でもう既に前年の13%減という数字も報告を受けております。河津桜もちょっと悪かったですけれども、これはバスのお客さんが週末になると雪があつて天城を越えられなかったというようなこともありまして、そういう影響というのがありますけれども、やはり議員がおっしゃるような問題もあるということだけはきちっと我々は認識して、その上に立って対策をしなければならないというように考えておりますから、お説はお説としてきちっと受けとめて、今後の行動に移してまいりたいと考えます。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 町長、その上で私がちょっと残念だったのは、6月にどんつく祭りの質問をしたときに、やはり町としていろいろな状況でアンケートをとったり市場調査、観光客の皆さんの意識調査、動向調査ですね、今回そういうものをやっていないですよ。

河津町はやはり私が行ったときも、中学校の子供たちが何力所かでやってきて、すみません、協力してくださいと言っている一生懸命やっていました。河津町はああいう形で子供たちがお客さんから聞いた声がまとめられ、その子供たちが聞いたことがやはりああやって生かされていたのだなど。本当に私はその点ではすばらしいなと思ったのです。

でも、うちの町では今回もやはり、観光課や観光協会というのはそういうことに対して何もしていない。これはもう昨年の終わりの段階で、大手の業者がいろいろなものを見に来たとか来ないとか、こういう事態は既に予想されていたわけです。

中には、私のところへいろいろ来た話では、今度は中国のいろいろな人たちが町へ来て、雛のことを調査していくとかなんとかという話まで出ている。町の協会が受け入れるのかどうなのか知りませんが、日中友好も結構ですが、土台のない友好というのはあり得な

いだろうなど。守るべき町民の利益が守られないでただ交流していて野放しのまま流されていくなれば、もっと悲惨な事態が起きるのではないかと、そんな不安を持っています。

町の協会なり稲取の旅館組合などでは、中国の視察団なりが来てそういう対応を迫られているというふうな話も聞いていますけれども、これは事実なのでしょうか。そうだとすると、市場調査やいろいろな調査もせずに野放しにしているだけではなく、中国のそうした調査団を受け入れて対応するなどといったら、全くやっていることがでたらめになってしまう。町がでたらめなのか、観光協会がおかしくなっているのかわかりませんが、今の事態に対して何を考えているのかと、非常に事態が深刻なのだなというふうに私は思うのです。

旅館などの言い分、ももの会さんの言い分、いろいろな人たちの言い分もある。だけれども、やはり一生懸命つくった本物の稲取の雛のつるし飾りが売れないでまがいものがまかり通るとか、実際にいろいろな企画をやってもお客さんに宿泊して喜んでもらえる企画でなければ、やはり国益を損ねているわけですから、国益を守るという立場にしっかり立たないと。旅館組合とけんかしてもいいではないですか。町長が本当に国益を守る、町民の利益を守るのだと、そのためにだめなものはだめだと真剣にならないと、事態はやはり打開できないのではないかと。そういうことを強く町長に申したいと思いますし、さっきの中国の代表団なりを町の協会なりなんなりが受け入れようという事態はどんなことなのか。それは本当に適切なものかどうか、しっかりと御答弁していただきたい。

私がちょっと聞いた範囲では、とてもではないけれども聞いてはいただけないと。この事態に及んでも中国の人たちと日中交流をしようなどというのは、ちょっと話が違うのではないかと。一般的には結構ですけども、もし雛を見てまがいものが製造されるような状況があるのだとするならば、とてもではないけれども歓迎できないなというふうに思いますが、その点の御答弁をお願いします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） まず、アンケートの問題は再三御提案をいただいております。当然やらなければいけないということで、今そういう気持ちであります。

アンケートとこれは別ですが、粗悪品の問題なのですが、先ほども言いましたようにやはり登録商標等が取れば、そしてお墨つきを与えなければいけないと。これはお墨つき以外のものはもう町は購入しませんよというくらいの強いものを出してやる。やはり自由競争中の商業ですから、一方的に行政が規制をするわけにもいきませんが、やはり商人としてのモラルというものは当然求められるべきだろうというふうに思いますから、そういっ

た面の登録商標の問題は検討して、実現可能なものでしたら稲取旅館組合あるいはきぬの会、ももの会の皆さんとも話し合っ、商標をだれがということになると独占になるから、町がやって公平な点でそれを認定すると、こういうようなことも一つの方法としてはあると思います。

それと、中国の調査団の問題は私はちょっと聞いていませんので、後で観光商工課長から答弁させますけれども、私の聞いているのは、この12日の土曜日に東京の在外公館、各国の大使館の家族が三十何人ですか、修善寺の梅園とか河津桜を見て、うちの町の雛の体験をすると。そして子供たちとの交流もすると。その中で、土曜日の3時というように私は伺っています。これは静岡県からの要請で、ぜひひとつお願いしたいと県の東京事務所を通して依頼があって、私も承諾したと。それは承知していますけれども、今言われる中国の調査団というのは私も今初めて聞いてちょっとびっくりしていますけれども、そういうことがあるのかどうか、担当の観光課長から答弁させます。

議長（太田長八君） 観光商工課長。

観光商工課長（山本幸雄君） ただいまの中国の杭州市からの視察団の一行の件につきましては、実は先週の金曜日に町の観光協会の方に、静岡県観光協会 担当は松永さんという方だと思ひます。その方が同行して、今あわせて県の観光交流室の職員も同行いたしまして、7日に東伊豆町の雛の館を視察に伺っております。この中で、うちの方に直接話はなかったのですが、町の観光協会の方を通して、月曜日にうちの職員2名も歓迎の形で立ち会いを一応しております。ということは、今国を挙げてビジット・ジャパンということで外国からの誘客、それから県でも浙江省を通して中国からの誘客、そういう形で観光客の誘致の一環として、まず東伊豆町を知っていただくという形の中での視察ということで理解していただければよろしいかと思ひます。

あわせて、今町長からも話しました外交官の御一行が35名ほど、今のところ12日に東伊豆町を訪れます。これも県の東京事務所を通じて伊豆県行政センター所長さんからも依頼がありまして、東伊豆町を視察させていただきたいと。そういう中で、東伊豆町の熱川に1泊されるという話も伺っております。それについて歓迎のあいさつを町長も当日はさせていただいて、いわゆるビジット・ジャパンの一環として、東伊豆町を外国からの大勢のお客さんに知っていただくという、そういう一つの取組みとして理解していただければよろしいかと思ひます。

ですから、杭州市の関係につきましても今回の外交官の一行につきましても、県の観光協

会、県の観光交流室、そういう形が入った中で町が橋渡しという形で依頼があって歓迎を一応していると、そういう形でございます。

以上です。

議長（太田長八君） 以上で、13番、山田直志さんの一般質問を終結します。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

居山信子君

議長（太田長八君） 次に、11番、居山信子さんの第1問、切迫する東海地震・神奈川西部地震等当町の危険度試算についてを許します。

11番、居山信子さん。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） 皆様、こんにちは。

私は、今定例会に3問の質問を通告させていただきました。ただいま、議長の許可をいただきましたので、38回目の質問を行わせていただきます。

去る1月17日、6,433人のとうとい命を奪った阪神・淡路大震災から丸10年となりました。昨年10月23日には、マグニチュード6.8の新潟県中越地震、そして12月26日には、マグニチュード9.0のスマトラ沖大地震による大津波が発生しました。

新潟県中越地震では、豪雪の中、多くの方々が仮設住宅で不自由な生活を余儀なくされており、スマトラ島沖大地震による大津波では、約30万人もの方々が犠牲となりました。テレビの映像を通し、改めて地震、津波の真の恐ろしさを嫌というほど知らされました。

私は今回で9回目となる防災対策の質問ですが、そのうち片野町長に平成15年3月と6月、そして昨年6月と12月定例会で4回質問させていただきました。当町の防災上の課題・改善策、さらに災害弱者の対策について、また町民への避難誘導など、具体的な訓練や啓発活動についての町の主体的な取り組みや自主防災への指導等をお伺いいたしました。その結果、防災マップの各戸配付など防災意識の向上策や、女性消防団募集等の前向きな取り組みがなされた点を大いに評価したいと思います。

先日も、消防団の取り組みについての表彰を受けておりましたが、関係者の皆様の今後の御活躍を大いに期待したいと思います。

さて、現在地方分権が推進される中で、地域の防災対策についての自治体の取り組みがますます重要になっています。それは、災害救助法による救助事務の変更や法適用の内容が変わったことなどによって、自治体の自己判断と責任の強化が求められているからにほかなりません。

以上の視点を踏まえ、防災・減災の取り組みを本日は3問10点に分けて、町長の所信をお伺いしたいと思います。

ここで、振り返りまして我が国の戦後の防災の歩みを見ますと、昭和34年の伊勢湾台風を契機として総合的・計画的な防災対策整備のため、昭和36年に災害対策基本法が制定されております。特に地震関係では、昭和51年の地震学会における東海地震発生可能性の研究発表が契機となって、昭和53年大規模地震対策特別措置法が制定されております。また、平成7年の阪神・淡路大震災を契機として、地震防災対策特別措置法が制定され、災害対策基本法についても大改正が行われ、今日に至っております。

現在私ども周辺で切迫性が指摘されている地震は、いつ起きてもおかしくないと言われている東海地震、さらに今世紀前半にも発生するおそれがあるとされる東南海・南海地震があります。これら3つの地震が単独もしくは連動して起きる可能性もあると言われております。この地震の周期は100年から150年間隔で繰り返し起きていて、約300年前の1707年の宝永地震、150年前の1854年安政地震、これは東南海地震が起きて32時間後に南海地震が発生しております。さらに、60年前の1944年と46年に起きた昭和の東南海・南海地震と、一定周期で大地震が発生しております。

しかし、昭和の東南海地震は規模が小さく、地震発生後に解消されるはずの海底のひずみが駿河湾沖で動いていなかったことが判明しております。この残ったひずみで起こるとされているのが東海地震で、駿河湾一帯では150年以上もエネルギーがたまり、いつ地震が発生

してもおかしくないと言われる状況にあります。

阪神大震災はマグニチュード7.3でしたが、単独発生ではマグニチュード8クラス、しかし同時発生の場合マグニチュード8.5となり、震度は広い範囲で6から7の揺れを感じると言われております。地震のエネルギーとしては阪神大震災の何と10個分で、特に震度7という大きな揺れを感じた地域では、阪神大震災では約30平方キロメートルに被害が集中いたしましたが、東海地震では約130平方キロメートル、4倍以上の広さと言われております。さらに、阪神大震災では20秒の揺れが永遠に続くのではないかと感じられたそうですが、東海地震の場合にはそれが1分あるいは2分ほども続くと言われております。

今、この巨大地震にいかにも備えるか。私ども一人一人の防災意識と町の実効性ある防災対策こそが、いざというときに生死を分け、我が身を、地域を守ることにつながるものと考えます。

それでは第1問、切迫する東海地震・神奈川西部地震等当町の危険度試算についてお伺いします。

まず第1点は、東海地震の予知がなく発生した場合の町の被害想定について。

2点目として、東海地震の警戒宣言が発せられた後、地震が発生した場合の町の被害想定について。

3点目は、神奈川西部地震の静岡県東部地域、特に当町の危険度試算についてお尋ねいたします。

御答弁は1問1答でお願いいたします。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、居山議員の第1問、切迫する東海地震・神奈川県西部地震等当町の危険度試算について3点にわたる質問ですが、関連がありますので一括してお答えします。

まず最初に申し上げますが、危険度とはどのような内容に対して言っているのかちょっと判断に苦しみます。

と申しますのは、地震が発生した場合、発生規模による揺れ、地盤によっては液状化、場合によっては津波が予知の有無にかかわらず発生いたします。これらの主原因により、人的被害や建物被害、さらにはライフラインへの影響が及んでいくこととなります。

自然災害の性質上、その発生を人為的にとめることは現在不可能であります。東海地震に対しましては、最高レベルの観測網整備によりまして予知ができるとされております。しかし、何時間後に震度どれくらいの地震が発生するといったピンポイントでの対応については、過去に例のないことでもありますので、決してできるとは申し上げられないところでございます。

また、被害想定も過去の発災例を基礎としたものであり、全く同じ条件での発生であれば極めて類似した状況となることが予想されますが、発生形態は常に異なることから、想定外ということが多く発生するのが現実の問題としてございます。

しかしながら、先ほど申しました国内最高ということは、世界でも最高レベルの地震に対するマニュアルであるということもありません。皆さんに申し上げたいのは、自然災害というものは時として予想もつかない被害になることもあり、過信は禁物でございます。

前置きが長くなりましたが、このような解決が不可能な要因があることを念頭に、阪神・淡路大震災後に見直しが図られた県の第3次被害想定状況を申し上げますと、東海地震、これは当町の最高震度は6弱のときですが、建物被害は予知の有無にかかわらず同程度の被害想定とされていますが、人的被害につきましては、予知があった場合は大幅に減少します。当然、予知による事前避難で屋外・屋内落下物などによる被害が減少するところによるものでございます。

次に、神奈川県西部地震の件であります。同様に県の第3次被害想定では、東海地震に比べ比較的被害は軽いとの想定がなされておるところでございます。

この地震は、予知体制が現在整っておりませんので、東海地震の予知なしのときの当町における春秋の12時の被害棟数の比較を一例として申し上げますと、東海地震では644棟、神奈川県西部地震では32棟と想定されております。また、他の季節及び時間帯でもほぼ被災棟数は同程度となっております。

以上です。

議長（太田長八君） 11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） 御答弁ありがとうございます。

東伊豆町地域防災計画は大変分厚い立派な装丁のものでございまして、町長からは今詳しい危険度試算についての御答弁がいただけませんでしたので、これは非常に古いデータでございますけれども、この地域防災計画の中に明確に、当町の被害度試算というものが数字を

挙げて述べられております。表にしますとこういう形のもので、見やすいように関係ないところは折ってあるのですけれども、東海地震の予知があった場合と予知のない場合、これは当然予知があってもなくても建物、物的な被害というものは何ら変わらないわけです。しかし、予知があればおのずからそこで住民の皆さん方が災害に対する備えをして、我が家の安全、そして我が身の安全というふうなことでの取り組みをすることができます関係で、人的被害が非常に少なく済むというふうなことになります。

この問題は、警報がない場合もあるということを想定しておかなければなりません。なぜならば、今の東海地震のあらゆる観測機関は陸地内に設置されている関係で、海底が震源になった場合には、予知はできずに東海大地震発生ということが当然あるということでございます。

さらに、この古いデータでは話にならないと思いましたので、当然詳しい新しい数字があるかというふうに思って、一覧表で数字を書き込む態勢をとっておりましたのですけれども、これは平成4年現在のものをデータにしているようでございますし、実際に防災計画は11年、12年をかけて作成がなされて、13年3月にそれぞれの担当の皆さんまたは議員全員に配付されております。

しかし、13年以降この計画の見直しをなされているのかどうかという問題もございます。それでネットでいろいろ見ますと、あら、まあ何と、本当に細かく東伊豆町の被害想定というものが明確になっております。

今町長がおっしゃった数字ももちろんそうですけれども、私たちの町の場合には、この東海大地震の場合の想定震度というものが5強あるいは6弱というふうに想定されております。この6弱というのは、約70%の面積率で6弱になるということでございます。当然これは地盤的な関係から見ましても、地盤が良好な場合あるいは軟弱地盤の場合、これは第1種、第2種、第3種というふうな分け方があるのですけれども、そのいずれにも属さないものを第2種というふうに考えているようでございます。

当町では、この中間に当たる第2種の地盤が26.7%という現状でございます。さらに想定される液状化危険度というものの数字を見ますと、危険度が大・中・小とあるのですけれども、町全体の6.4%に液状化の危険があるというふうに試算が明確にされております。

津波はどうかというふうに考えますと、波の高さが3ないし4メートルというふうなことでございますので、私の住む稲取東町海拔3.何メートルなどというところには当然津波が押し寄せてくる。その浸水面積0.16平方キロメートルというふうなことでございます。

それでは物的な被害、建物被害ですけれども、これは7,944棟を一応想定してのことですけれども、約12.6%の1,052棟に大破あるいは中破という結果が出ておりますし、一部損壊というものを入れますと、一部損壊は12.5%でございますので996棟、このすべてを足しますと1,998棟、つまり約8,000軒のうち2,000軒のおうちには大・中・小にかかわるさまざまな建物被害があるよというふうなことで、25%ということで我が家は大丈夫というふうに思っている方が多いかと思うのですけれども、いやいや現状はかなり厳しいものがあるなというふうに思います。

それでは、人的な被害の面でございますけれども、このインターネットの情報によりますと、予知なしというふうなことでの想定で出してありまして、予知があった場合の数字はここにはございません。人的な被害で死者は15名、重傷者が62名、中等の被害を受ける方が251人というふうなことでございます。333名の方が何らかの形で、この地震による死亡あるいは傷を負うというふうな現状になるということが我が町の危険度試算でございますし、被害想定でございます。ここをまず当局の皆さん方がどこまで把握なさっておられるのかということで、また担当課長、担当の係、その辺の方々がどこまで認識を持っておられるかというふうなことが大切な要素になるかと思えます。

この被害想定ですけれども、この現状を、最新の情報を町民に周知されるお考えはありませんでしょうか。さらに、どういうふうな機会をとらえ、どういう媒介を通して町民に周知していくのか、お考えをお伺いするのが再質問の第1点でございます。

さらに、この情報によりますと、平成13年5月に第3次被害想定というものが発表されておりますので、当然我が町のこの防災計画はそれ以前の計画ですので、今日に至るまで見直しをどういうふうになされているのかも伺いできればと思います。

私のたびたびの質問では、平成15年度に見直しをするというふうに御答弁をいただいておりますけれども、それは見直しがなされたのか、2点目として伺いたいと思います。

さらに、防災の地図ということでの防災マップの配付、せんだっても話題に挙げさせていただきました。この防災地図の作成について、これは実際にその裏づけとなる数字が、第3次被害想定の上でマップができ上がっているのかどうか、この点を確認させていただきたいというふうに思います。

さらに防災マップですけれども、大変大きな地図で、自分の住んでいるところを確認するには非常に見にくい状況にあります。さまざまな災害が想定される中で、住民の皆さんが自分の住んでいる区域にどういう危険が迫っているのか、そういうことをしっかりと認識し

た上での今後の避難態勢等、また災害に備える態勢も違って来るかと思いますので、その辺を明確に御答弁いただきたいというふうに思います。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 通告にないことばかりですから、内容的にちょっと漏れる場合がありますけれども、まず1点目に、住民にどのように被害想定を伝えていくかと。いたずらに被害想定と、あくまでもこれは想定ですから、果たしてそれでいいのかどうかという問題も検討しなければならないということでございます。変な情報が変に伝わってパニックを起こした例というのは過去にいっぱいありますから、そういったことで慎重にそれはやっていかなければならない。

この防災計画の見直しを15年度にやる、これに対しては事務当局から今説明させます。3点目の、被害想定の上で防災マップをやっているのかということも事務当局からやらせます。

ただ、先ほど壇上でも言ったように、人的被害の問題で予知があった場合はどうだという資料を私は持っているのですが、議員は予知がない場合のことだけを言っておりましたけれども、さっき壇上でも言ったように、予知があった場合には人的被害が大幅に減るという答弁をしているわけです。

例えば、被害想定の中で予知がなかった場合の人的な被害は死者が1名、重傷者が4名、中軽傷者が45名。予知があった場合には死者が1名、重傷者1名、中軽傷者6名と大幅に減ると。いかに予知があった場合にこういった人的な被害が少なくなるかということは、この数字を見て、あくまでも想定ですがわかると思います。

それと、東海地震もさることながら、相模湾の方もそういう形で大いに警戒していかなければならないということは当然であります。防災計画を立てたからそれがすべてだということではなくて、先ほども第3次の被害想定、要するに防災計画のデータを私は言いついて、居山議員もお持ちのようですけれども、これが一番新しいデータでございます。

そういった中で、津波でありますとかあるいは液状化の問題等も先ほどちょっと触れましたけれども、私の手元にもそういったものが全部あります。あと、ブロック塀とか石塀の被害想定とか、出火または延焼による被害想定とか全部出ているのですが、やはり要は、行政だけというわけにはいかないと思うのです。住民とのコラボレーション、要するに我々が正確な情報を出し、そして対策本部で的確な情報とその行動の指示を出す。それによって住民の皆さんと自主防、そういった方たちがしかるべき行動をとる、こういう連携がなければ、幾ら防災計画を立てても全くの机上のプランで絵にかいたもちになるわけですから、そこが

やはり大事であって、それを我々は毎年いろいろな形の訓練の中で、それぞれの自主防の皆さんとかあるいは地域の皆さんにお願いして参加をしていただいていると、こういうことでそういう備えというものをしているということでぜひ御理解をお願いしたいと思います。

あとは事務当局から答弁させます。

議長（太田長八君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（太田英明君） 地域防災計画の見直しの御質問ですけれども、これは平成15年に見直しをする予定でしたが、県の方のいろいろな基準が変わったということで、平成16年度、今年度を実施するというので今素案ができて、それから今県の方で審査をしてもらっている状況ですので、それをもとにさらにつくり直していくということで、平成16年度中に、もう少ししかありませんけれどもつくりたいなと思っております。

それから、防災マップについて第3次の被害想定のものかということですが、当然第3次の被害想定をもとにして防災マップはつくられております。それから、個々の細かいことは個人が見てもよくわからないのではないかとということですが、そこまで細かい図面 大きい図面に隣のうちまで津波が来てうちのところは来ないよという、そういう表示は全くできないはずでして、特に津波などというのは、必ずしもそこが危険になるかどうかということが図面上であらわせる問題ではないと思います。図面はあくまでも、こういった危険のある、想定される区域ですよということで、自分の区域もその近くだから気をつけなければいけないということを頭に入れておいてほしいというための一つの基準となる図面でございますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

議長（太田長八君） 11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） いただく御答弁に非常に危機感が感じられないというふうなことで、防災対策について、ほかの議員の方がなかなか取り組んでくださらないので私一人でやっているのですけれども。

阪神大震災の突発地震をまず取り上げて、それから10年間何もなくて本当に幸せだなと。そしてまた、今日もこうして災害があったときにどうするという話ができるというのは幸せだなというふうに思いますけれども、残念ながら、一寸先はだれもわからないという、そういう厳しい現実の中で私どもは生きております。スマトラの映像も、新潟のあの地震の悲惨な状況も、これを対岸の火事としてとらえるか、あるいは我が身に置きかえて今できることに取り組む。そしてまた、為政者としてその危機管理のあり方というものの一つ一つが御答弁の中で私は感じられるというふうに思います。

さて、今いただきました御答弁ですけれども、私のこの地域防災計画の中で拾った数字と、町長がしてくださったのでしょうか、予知あり、予知なしのその数字ですけれども、この数字にかなり違いがあるので確認したいというふうに思います。

課長、防災計画をお手元にお持ちになっていないでしょうか。

(「持っておりません」の声あり)

11番(居山信子君) でしたら、ちょっととりにいっていただいて。

議長(太田長八君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時29分

議長(太田長八君) 休憩を閉じ再開いたします。

11番、居山信子さん。

11番(居山信子君) 神奈川県西部地震の場合もインターネットでは既に人的な被害の数字も出ております。

それで、これで見ますと、この人的被害ですけれども、先ほど答弁していただいた数字とかなり違うので、課長に間違いがないかちょっと伺いたいと思います。

人的被害の合計は死者が15名、重傷者62名、中等傷者251名という数字が我が町の被害想定というふうなことで、これは予知がない場合ですね。この辺のところをどういうふうに御説明いただけるのか、もう一度確認したいと思います。

あと、防災計画は15年に見直しをしていないというふうなことでございます。16年度中につくっていただく、もう既に素案もできているということでございますので、この16年度中に作成されたものを、見直しされたものをぜひ議員の私どもにも差しかえをしていただければというふうに思います。

マップにつきましては、第3次の被害想定をもとにつくられたというふうなことで理解いたします。

ただ、津波についてなかなか難しいお話をされておりましたけれども、このパンフレット、静岡県から出されたものを課長はごらんになったのでしょうか。これは静岡市の地震防災センターに先日行きましたのと、あと県の行政センターに行きまして資料等をいただけてきたも

のでございますけれども、この「津波」というパンフレットの15ページのところに、うちの町の津波の高さが明確になっております。北川の場合には3メートル、稲取の場合には4メートルというふうに明確に書かれております。それに基づきまして、津波そのものがどの程度で被害が出てくるかというふうなことで、家屋の被害の場合には浸水の高さが2メートルでほぼ全壊の被害を受けるということですので、また、1メートルぐらいですと半壊の被害があるということです。

最近の家屋では、1階部分が破壊しても柱を残して2階は傷がないというふうな状況もあったようでございます。鉄筋とか鉄骨の場合は大部分が残るけれども、突然発災の場合には避難ビルとしてこの鉄筋・鉄骨づくりのビルが使えるというふうになっております。今後さまざまな対策を考えていく中で、津波の危険区域、北川3メートル、稲取地区4メートルというこの数字から考えまして、ぜひ津波の緊急避難のビルとしてその持ち主の方と町とが契約をしていただく中で、避難場所まで行くにはとても時間が間に合わないというふうな場合に、そういう町との契約というふうなものがないかどうかということも伺えればと思います。

それでは何点か伺いたいと思います。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 今、最後の方でビルのことを言っていますけれども、既に稲取の港周辺のビルの所有者とはこういう協定して契約をしてあります。

あと、ほかのことに対しましては課長の方から答弁させます。

議長（太田長八君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（太田英明君） 津波被害の関係で、2メートルで全壊ですか。1メートルで半壊、その数字ですけれども、私自分で逆に教えていただきたいと思うのは、例えば4メートルの津波が来ますよと。では、4メートルの津波というのは海拔4メートルのところまで来るのですか。あるいは地形の勾配によって、あるいは津波の押し寄せてくる速さ、スピード、あるいはエネルギー等によって、4メートルの地盤を乗り越えて10メートルぐらいのところまで行くのか。あるいは入り江になっているところには多く集まってくる、それから川を上っていくこともあり得るでしょうし、3メートル、4メートルというのはあくまでも地盤の高さだけで判断するものではないと思います。

そういったことで、細かい図面で細かく表示はなかなかできないということで、例えば道路、海岸線のところにいろいろくいを打って、ここは海拔何メートルですとかとあって、津

波のときには御注意くださいと書いてありますけれども、これは海拔4メートルと東伊豆町が想定されているからそこまで来ますよというだけの解釈ではないと思いますので、津波が本当にそこまで遡上していく高さというのは、相当の知識のある方でないとなかなか判断できないと思っております。

それから被害想定との関係ですが、うちの方で持っております資料としましては、第3次被害想定、予知なしの場合で5時の時点で死者15名、重傷者62名、中等傷者251名ということで、居山議員のおっしゃった数字と合っております。

議長（太田長八君） 次に、第2問、平常時の地震災害予防についてを許します。

11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） 今課長が第1問のところで教えてほしいというふうにおっしゃいましたが、このパンフレットをあれでしたらちょっとお貸ししたいと思います。おっしゃるように波の高さ、それから浸水する高さというものの違いは当然ございます。ですけれども、いろいろ勉強しておもしろいなというふうに思ったのは、非常に津波に怖い私だからいろいろ調べられるのかなと。おうちが高台にある方は意外に津波の怖さというのは感じていらっやらないかというふうに思います。それでは後ほどこれは課長にお貸ししたいと思います。

第2問に移らせていただきます。平常時の地震災害予防についてお尋ねいたします。

災害対策の枠組みの中には事前対策としての予防対策がありますが、この予防対策はさらに2つに分けることができます。

まず一つは、災害に対応するための準備対策があり、東伊豆町地域防災計画がこれに当たります。

そこで、第1点として、東伊豆町地域防災計画にある町民に対する防災思想の普及について、ここ二、三年の活動と新年度の取り組みについてお尋ねいたします。

2点目は、町職員の防災に対する教育はどのようになされているのかお尋ねいたします。

3点目は、児童生徒、各種団体の社会教育を通じての啓発についてお尋ねいたします。

4点目は、火災予防、耐震予防、地盤災害予防を初めとする対策についてお尋ねいたします。

5点目は、落下物、倒壊予防対策についてお伺いいたします。

10年前の阪神大震災では地震直後に5,500人の犠牲者が出ましたが、調査によりますと、窒息死や圧死など建物被害を原因として亡くなっている方が全体の83.9%を占めたようです。

このことは、今後予想される東海大地震のときに、どのようにすぐれた対応システムや復旧システムを有したとしても、建物の耐震性を向上させない限り人的被害を減らすのは不可能ということを示していると思います。

そういうことから県では、TOUKAI-0というプロジェクトを組みながら今日までの事業展開をしておりますけれども、その耐震診断、耐震改修を促進する制度を進めてまいりましても財源が不十分で、なかなかこの耐震改修をする方が少ないというのが現状でございます。

また、新潟県中越地震でけがをした人のうち41%が家具の転倒や家具からの落下物が原因であったと、東京消防庁や地元消防本部の調査などで報告されております。原因としましては、夕食の準備中に食器棚が転倒し、散乱した食器などでけがをした人が多かったとされています。耐震補強制度が進まない中、地震から人的被害を減少させるためにはさまざまな施策が考えられます。

私は、昨年12月定例会で、この家具の固定制度の提案をさせていただきましたが、そのときの町長の御答弁では、家具の固定は非常に効果があることがわかっているということで、改めて検討をさせていただくという御答弁がありましたが、その後どのような対応をなされたのかお伺いするところでございます。

議長（太田長八君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

町長（片野 武君） 第2問の平常時の地震災害予防について5点にわたる質問ですが、関連性がございましたので一括してお答えいたします。

先ほどの1問目でもお答えしましたが、自然災害であります地震災害を的確に想定することは不可能と考えますが、幸か不幸か東海地震の切迫性から、静岡県には先ほど申しました最高レベルのマニュアルがありますので、これをもとにした防災計画を実施するところとなります。

毎年9月1日の防災の日を実施される総合防災訓練には、行政はもちろん教育機関、町内各種団体及び各自主防の参加により、県との連携にも配慮し実施されておるところは御案内のとおりでございます。

東海地震につきましては、当初、いつ起きても不思議ではないとされ、高い関心が寄せられましたが、年月の経過とともに警戒感が薄くなっているというのがうかがえます。これは人間としていわば自然のことなのかもしれませんが、東海地震は依然として切迫性に変わり

はなく、警戒を怠るわけにはまいりません。

防災訓練にマンネリ化を指摘する声をよく聞きますが、このような要因から繰り返し行うことが重要となります。いざ有事というときに訓練内容がたとえ一つでも役立つことができればと考えているところであります。

また職員の問題ですが、本部要員となります職員に対しましては、定期及び不定期に訓練を繰り返しております。

各学校、幼稚園においては、防災計画を作成し、総合防災訓練に参加して警戒宣言発令時の父兄への児童引き渡し訓練や消火訓練を実施、また毎年、学校・地区役員・役場との防災会議を開催いたしまして、避難所の利用方法や災害時の対応等について検討しておるところでございます。さらに、図書館や社会教育施設の利用者に対しましても防災訓練時に避難誘導訓練を実施し、被災者軽減に努めておるところでございます。

さきに、現在庁舎に設置されております災害対策本部を、国庫補助事業採択を得て、津波や液状化の心配のないアスト会館へ移転したいと申し上げましたが、整備施設には地震体験や防災図書室など防災教育機能の整備も求められているもので、通常は自由にスペース提供を行い、施設利用を通し防災意識啓発を図ることを目的とするもので、防災活動に大きな効果が期待できるものであり、今後も、この実現に向けて鋭意努力をしてまいりたいと考えておるところであります。

また、火災予防にも関係しますが、家屋の耐震化につきましては、先ほど議員がおっしゃいました、県のT O U K A I - 0の構想に連携いたしまして、わが家の専門家診断事業及び住宅耐震補強助成事業を本年17年も継続して対応を図ってまいりたいと思っております。

ただ、先ほど議員がお尋ねのように県の補助制度があるのですが、全体の工事費からいくと微々たるものだということで、このT O U K A I - 0の診断まではやるのですが、T O U K A I - 0の改修までというのは、今ネックになっているということでございます。

また、稲取幼稚園耐震補強工事を実施し、園児の環境整備ともに避難地としての活用にも配慮が図られると考えております。地盤災害予防といたしましては、黒根付近や熱川ワニ園分園入り口上などで既に防災工事を実施したほか、県施行による急傾斜地対策事業への連携を図るとともに、計画的なインフラ整備により道路、河川、港湾の安全性の確保を図っております。

各家庭でも防災の必要性を再度認識していただき、身の回りの安全対策を推進されますようお願いするところであります。

(「町長、答弁漏れがあります」の声あり)

議長(太田長八君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時44分

議長(太田長八君) 休憩を閉じ再開いたします。

企画調整課長。

企画調整課長兼防災監(太田英明君) 家具の固定の御質問ですけれども、一応来年度の予算としては計上しておりません。

議長(太田長八君) 11番、居山信子さん。

11番(居山信子君) この第2問ですが、第3問にかかわるところもかなりありますので、第2問で落ちた場合には第3問に質問させていただくようになるかと思えます。

今伺いました御答弁は、目立って今年度の取り組みは特出するものはないというふうな感覚で伺いましたけれども、お金をかけずにやれること やはりお金は要るのですけれども、わずかな予算でできることがたくさんあるかとも思えます。

そういう意味で第3問、防災から減災への政策転換ということでの質問をこれからさせていただくわけですけれども、ぜひここにお集まりの職員の皆様初め、職員一丸となって、今この災害にどう備えるかというふうなことをまず私たちが自分から始めて、そして家庭に地域にというふうに、その防災に対する意識を高めていかなければいけないと思えます。

うちの町だけではありませんけれども、何かが起きてから初めて行政が対応するというのは、いろいろな過去の他の町村などの事例を見ても、まさか津波が来ると思わなかったから警報を出さなかったところとか、あるいはそれは大雨の場合もそうだったり、いろいろなことが後で報道されたときに、ああ、あの町の職員の担当の方々はどれだけ自分の仕事に責任を感じ、またその役目を果たそうというふうに仕事に取り組んでいたのだろうか、非常に無責任だなというふうに感じるが多々ございます。

今お金がないというふうなことで、私たちはこの厳しい財政運営をどういうふうにしていくか苦慮しているわけですけれども、それ以前に今持っている私たちの大切な財産を、また町民の生命と財産をどう守っていくかというふうな対策をなおざりにしてはいけないのでは

ないでしょうか。

ぜひ今年度は、この町民への防災思想の普及ということについての取り組みを重点的にお願いしたいというふうに思います。これは地域防災計画、地震編の31ページに明確にこのことが述べられているわけです。つまり、町職員初め町民及び各組織を対象に地震に関する知識と防災対応を啓発指導するということが第一というふうになっておりまして、この町職員に対する教育も10項目ほどございます。

皆さんもう十分御存じかとは思いますが、改めて確認をさせていただくということで、まず地震に関する基礎知識ということが1つでございます。

2つ目には、東海地震の発生に関する基礎知識。さらに、東海地震の危険度の試算の内容です。つまり、まず職員の皆さんが我が町の危険度がどれくらいなのかというふうなことを把握しないで、町の政策というものがつくれるはずがないのです。

5点目は、東伊豆町の防災計画地震対策編と町が実施している地震対策というものに対して十分に熟知していただくということ。地震が発生した場合あるいは地震の予知情報が出た場合に具体的にとるべき行動、そういうものをしっかり把握していただく。

さらに、職員が果たすべき役割としては、動員体制と任務の分担というふうなことがあります。これはせんだっての町長の答弁の中にも、それぞれの職員が各自主防に入って自分の担当する自主防の状況を把握して、その自主防の会長と連携をとりながら町の中央防災に対して報告をして対策を立てていくというふうに伺っております。

さらに、警戒宣言の性格とこれに基づきとられる措置及び情報伝達ということの大切さ。さらに、家庭の地震対策と自主防災組織の育成・強化ということも職員の役割の中にございます。

最後に10点目ですけれども、地震対策の課題、そのほか必要な事項というふうなことで、今さまざまな職員の皆さんに対する教育、そしてまたそれぞれが基礎的な知識として当町の危険度というものをしっかり把握していくというふうなことがここには述べられておりますので、ぜひ防災計画を実効ある内容で進めていただくためにも、本年度はまず職員に対する教育と町民の皆さんへの防災思想の普及をお願いしたいというふうに思います。

次に、3点目で伺った内容ですけれども、児童、生徒、各種団体、社会教育というものを通じての啓発についてでございます。これは教育長にお伺いいたしますけれども、私が15年6月の質問のときに伺いましたD I Gの問題、災害図上訓練ですけれども、このときに小中学校へぜひD I Gの実施をというふうに提案いたしましたけれども、その後その実践がなさ

れたのかどうか、また今後のお考えについてお伺いしたいと思います。

さらに、社会教育という面では、この平成16年度に女性何でも学級の講座の中に防災セミナーというふうな形で講座が設けられ、起震車呼び、そしてまた県の防災担当の方から津波の映像を通し、あるいは災害の対策についての講義を受けたわけでございますけれども、そのほかに社会教育として取り組まれた内容がありましたら教えていただきたいと思います。

さらに、これはやはり15年6月に町長にお伺いした内容で、地域防災指導員の育成ということで、稲取に今1名太田さんが指導員で活躍して下さっておりますけれども、熱川にも1名ぜひ推薦していくというふうなお考えで御答弁をいただいている内容は、その後どういふふうになっているのかお伺いしたいと思います。

私も昨年12月1日に、約130名の皆さんと一緒に、この地震の映像を通して防災の意識の向上ということで皆さんと学習をいたしました。1月26日にも、人数はわずか37名でしたけれども、町の担当の方、それから太田防災指導員さんにも来ていただいて、DIGというものがどういふものかのお話もしていただいて皆さんと勉強いたしました。

さらに3月30日に、町の役場の大会議室を借りて、防災セミナー、減災セミナーというふうなことで皆さんに呼びかけて開催したいというふうに思っております。県の防災担当の方もおいで下さって液状化の実験もして下さることにはなっておりますけれども、町としての取り組みをお伺いしたいところでございます。

あとは、この防災計画には、今伺った火災予防対策あるいは耐震予防の対策、そして地盤災害予防の対策、細かく書かれています。この計画がぜひ絵にかいたもちになりませんように、実効性ある取り組みを期待したいというふうに思います。

最後に、落下物の対策、倒壊予防対策は、ここで申し述べましたように、町でもわずか1軒の耐震改修の予算しか今年度もたしか入れていないというふうに思います。果たしてこの1軒もどうなるかわからないというふうには思いますけれども、まず、それぞれの御家庭で家を何とかしなければいけないことはわかっているけれども、経済的な理由で30万円くらいの予算で幾ら補助をいただいてもとても追いつかないと。町にはユニバーサルの10万円でしょうか20万円でしょうか、プラスアルファの補助もあるかというふうには思いますけれども、なかなか耐震補強までいかないという現状があります。

そうしますと、新潟の例を見るまでもなく、阪神のときもそうでした。約8割の方が実際に地震に遭った直後の家具の倒壊あるいは家屋の倒壊によって圧死をしているというこの現実があります。なぜ、今年度は県の補助金もいただけたのに家具の転倒予防の対策をとらな

かったのかなと。正直申し上げて、あきれて物が言えないというふうに私は現状を思います。南伊豆町ですらやっておりますし、また大きな市では、焼津市などではもう既に平成7年度からやっております。さまざまな財政的な状況によってその取り組みの内容は違うかと思えますけれども、せんだって町長から、それはいいことだ、自分もなさっていると、これはぜひ検討したいというふうに前向きに御答弁をいただきましたのに、本年度の予算に入っていないというこの現状をもう一度確認しておきたいと思えます。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 長過ぎて何を言っているのかわからないです。

一つ訂正をしていただきたい。先ほど大雨のときに云々という話がありました。企画調整課は防災もやっていますから、大雨警報が出れば全員が町へ詰めます。そして各地区の消防団、水防団と連携をとりながらパトロールをして、そして未然に防ぐようなことを種々やっているのです。いかにも何もやっていないようなことをあなたは言うけれども、もっと実態を調べてから言ってください。

警報が出れば必ず私のところにも電話がありますし、この前は大雨だったから私も登庁しました、夜中に。皆そうしてやっているのです、職員は。地震に対する基礎知識だとかなんか10項目を挙げましたけれども、全部やっていることをいかにもやっていないようなことを言っている。それは訂正して撤回していただきたい。

ただしゃべればいいという問題ではないでしょう。やっていることをいかにもやっていないように言っている。それはいかがですかと私は言っているから、撤回をしてください。

（「不十分です」の声あり）

町長（片野 武君） 不十分ではなくて、あなたの言っている十分というのはどれを指して十分と言うのですか。町の職員だけは別格だと。年がら年じゅう防災を考えているということではないですか。ほかの仕事もやっているのですよ。

それで、災害対策本部があれば、先ほど言われましたように地域の自主防と連携をとりながら、それぞれの各班に分かれまして、マニュアルで決めてあることがあって、その行動をいつもとっているわけです。ですから、各地区の自主防にも出向きますし、飲料水の兼用タンクの使い方も全部指導しています。あなただってやっていたではないですか、私が行ったときに若宮様の前で。そういうようにして皆やっているのですよ、職員だって。あなたの言うことだと、何かやっていないようなことを言う。それはちょっと、幾ら議員でも失礼ではないですか。

私は、220人の職員の代表ですから、これだけははっきりと抗議しておきます。いかにも何もやっていないようなことをこういう公式の場で言うということはいかがかということですので。これはぜひ考え直していただきたいと思います。

細かいことにつきましては防災監であります企画調整課長から説明させますけれども、根本的な議論は、あなたの言うことは間違っていると私ははっきりと言っておきます。

それから、家具の固定を検討しろと。検討はしています。ただ、町に全部おんぶに抱っこでいいのかという問題があります。自分の生命・財産は自分で守るのが原則なのです。だから先ほど言ったではないですか。身の回りの安全対策を推進されますようお願いしたい。こういう答弁もよく聞いていてください。全く、何もやっていないようなことを言っている。TOUKAI-0だってそうではないですか。私どもも上乘せをしています。しかし30万円だけでできるという問題ではない。自己資金だって要ります。

今日の新聞にも、ある市中銀行がそのための融資制度を設けたという記事が経済欄に載っています。そういったこともありますので、やはり県下全体としてTOUKAI-0には進みますけれども、うちの町は診断は大勢やるのです、無料でやりますから。3万円かかりますけれども、全額これは県でやってくれますから。ところが、いざ診断の結果補強計画になりますと、相当な出費が要るということで、先ほども申しましたように、30万円プラス10万円あるいは20万円のできるのかということになると二の足を踏む。しかし、これは何とかやっっていかなければならいものですから、我々も今後、その市中銀行が打ち出したものという形でタイアップできるかということも、今後は検討しなければいけないかなと、今日の新聞を読みながらそんなことを感じたところでございます。

議長（太田長八君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（太田英明君） 地域防災指導員の関係ですが、今、稲取に1名おります。城東地区にもということでしたけれども、やはり防災関係の経験者、知識の豊富な方ということではなかなか見つからない状況です。また、区の方あるいは自主防等を通してぜひ適正な人を推薦していただくように、さらにお願したいと思っております。

それから、防災セミナー等のいろいろな講演・講習等の件ですが、平成17年度より、県の方の機構改革によりまして行政センターがなくなります。災害に関しましては、賀茂地区の地域防災局というシステムが下田市の方にできまして、防災専門の局として8名がこちらに赴任するというようになっておりますので、そういった方たちは積極的に、防災関係のいろいろな講義であるとかあるいは勉強会等にはいつでも要請があれば進んで出席いたしますと

言ってくれておりますので、各自主防あるいはいろいろな団体等からも要望があればぜひ県の方にお願ひしますし、また町からもこういったものに参加してほしいというようなことでも要望していくことができると思います。

議長（太田長八君） 教育長。

教育長（石井建三郎君） 教育関係でどうなのかという御質問ですが、教育関係の大まかなものにつきましては先ほど町長が答弁したとおりでございます。

そして図上訓練につきましては、前に御質問がありましたので、校長会等でも研究してできるものからやったらどうかということは投げかけてありますけれども、今のところ実施している学校はないようですので、再度また4月の校長会等でも研究して、実践できるところはするように指導していきたいと思います。南中小学校で図上訓練をやりまして表彰されましたので、そういうものも参考にして実施するような指導もしていきたいと思います。

それから社会教育関係ですが、何でも学級でやっていただいて本当によかったなと思っておりますが、今のところそれ以上の計画はありませんので、今後、教育委員会事務局で検討してできるものがあつたらやっていきたいと、そういうふうに思っております。

それから、この間の新潟地震それからスマトラ沖の津波がありましたけれども、そういうときも各学校に再度、こういう地震があつたときにどうしたらいいか、身近に感じているときにいい指導をするようにと、そういうことを文書で通達してありますので、それも御承知おきください。

以上です。

議長（太田長八君） 11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） いただく御答弁の中にどこまで心があるのか、真実があるのか、誠意があるのか、私は感覚的に本能と直感で感ずるところが多いわけですがけれども、町長が御立腹だった点につきましては、私がこの東伊豆町の防災計画の中のことを申し上げた点でございます。これを確認の意味でというふうなこと、やっていないというふうには申し上げませんでした。ぜひ職員の皆様にこの点を御自覚いただいてというふうなことで申し上げたはずで、やっていないよというふうには露骨には申し上げませんでした。

ただ、どういうふうに思っているかはこれは私が感ずる問題でございますので、議員としてここでの発言というものは当然発言自由の原則に基づくところの地方自治法の上からしっかり 議会の品位にかかわるそういう発言ならば当然ですがけれども、現状私が感じるままを述べさせていただくことにつきましては、町長御立腹でありましても、それは私の感ずる

ところでございますので、ここで申し述べさせていただくことは今後も変わらないというふうに御理解をいただきたいと思います。

それで、DIGのことにつきまして今教育長からありました。南伊豆町の例も挙げられましたように、あそこは県から指定を受けたというふうなことだと思いますので、何らかの形でうちの町もそういうような指定を受けられるような制度があれば、ぜひ積極的に取り組んでいただければありがたいというふうに思います。

まず、家庭の中で防災会議をというふうに思いまして、私も息子が帰ってきたときに災害のマップを広げて、さあどうしようかという話をしました。もう母もそろそろ80歳というふうなことで、ふだんは元気ですけれども、いざ避難といった場合の心配もございまして、近所に足の悪い方もいらっしゃる。では、おばあちゃんは近所の何とかさんを連れて、津波だったらこのルートで行った方が海拔も高いしというふうな孫のアドバイスも受けたりしております。

この町から各戸に配付されております防災マップを私たちも有効に活用していく必要もあるかと思っておりますし、まず家庭で防災会議を実施していったらどうかというふうに、町民の皆さんに私は提案させていただきたいと思っております。

この防災マップの裏に事細かく、避難場所とか避難経路とかあるいは災害時の非常ダイヤルの使い方とか、また具体的に何をもち出したらいいかというふうなことも含めて詳しくそこに書かれております。せんだってお話ししたときには自治会に未加入のところには届いていないわけで、担当の課の方にその後町民の皆さんから、ぜひ防災マップが欲しいというふうな要望がどれくらいありましたか、ぜひあるものを有効に使っていただきたいというふうに思います。

あとは防災セミナーですけれども、何かの会合のついでにちょっとビデオを見ていただくということでも、かなりいいのではないかとこのように思います。地震の防災センターが静岡市にあります。そこに行ってこの間ビデオのリストをもらってきたのですけれども、稲村の火という話題になっておりました子供たちを対象にしたアニメなのですが、そういうビデオもありますし、私たちが本当に映像をしっかりと見ながらお互いに確認しながら、それぞれ置かれた立場で自分たちの責任を果たしていくというふうなことではこの防災対策というのは、とにかく繰り返しやるしかないということですね。1回やってそれでいいということではありません。繰り返し繰り返し機会あるごとに、お互いが確認しながら非常時に備えていく。それは今平時だからできることでございますので、皆さんさまざまなお仕事で大変お

忙しいことは十分にわかっておりますけれども、まず行政の責任の第一は、住民の生命と財産を守ることではなからうかというふうに思います。

そういう観点で町長に私は御提言をさせていただいているということを何とぞ御理解いただきたいというふうに思います。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 提言は提言として受けとめますけれども、時として自分の思ったことをいかにも職員が何もやっていないような、そういうニュアンスで物を話されては甚だ心外であるし、迷惑だと言っているわけでごさいます、提言は提言としていただきますけれども、そういったこともきちっとわきまえていただきたい。と同時に、地方自治法の発言の自由のことを言いますけれども、何条にあるのか。国会と違うということだけははっきりとしていますから、内容によっては懲罰の対象になったりいろいろな問題が出てきます。国会議員は院内で発言したものに対しては法で罰せられないことになっていますけれども、地方議員、地方自治法にその規定はないわけですから、あなたは勝手にそういう解釈をしていますけれども、違うものは違うというように言わざるを得ないと、こういうことをごさいます。

議長（太田長八君） ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時16分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ再開いたします。

次に、第3問、防災から減災への政策転換、取り組みはについてを許します。

11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） それでは最後に第3問、防災から減災への政策転換取り組みはについてお尋ねいたします。

過日、内閣府が発表しました16年防災白書には、大規模地震対策として数値目標を導入し、減災に全力を挙げるとごさいました。これまでは地震の予知、防災に重点が置かれておりましたけれども、これからの地震対策は、地震が発生した場合どれだけ被害を最小限に食い止めることができるかという、減災対策に大きく政策転換されています。

今日、財政が厳しい状況の中、治療いわゆる準備対策に投資するよりも、予防いわゆる減

災対策に投資することが有効であるとの声もあります。

そこでお伺いする第1点として、昨年9月、12月の2回の定例議会でもお尋ねいたしました災害弱者への対策について、その後検討された内容をお伺いします。

2点目は、平成17年度の当町の防災から減災への積極的取り組みをお伺いいたします。

議長（太田長八君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

町長（片野 武君） では、第3問の防災から減災への政策転換、取り組みはについてお答えします。2点にわたる質問ですが、それぞれ関連していますので一括してお答えします。

まず、災害弱者ということはよく使いますが、この災害弱者というのは平成15年の夏からもう既に使われていないわけです。今は災害要援護者という名称に変わっておりますので、ぜひ御承知おき願いたいと思います。

そこで、災害要援護者の対策についての御質問ですが、毎回同じような質問をいただいておりますので繰り返しとなりますが、以前から申し上げているとおり、災害発生により被災者となられた方々はすべて支援が必要となります。被災時点で身近にいる方々が被災直後は最大の支援者となるもので、地域事情を熟知した自主防や地区民生委員の皆さんとのコラボレーションによる対応が重要であります。そのためには、地域住民相互の信頼関係を築くことが大切ですので、防災訓練はもちろんですが、日ごろから地区の事業に参加するなど、コミュニケーションを図ることが減災につながっていくものだと、こういうように考えておるところでございます。

また、防災対策は継続的な対応が必要ですので、地域防災計画に基づき計画的に措置をしておりますが、平成17年度では防災用毛布の500枚追加、及び新たに避難所での防寒対策などに対応するため防災用マット1,000枚を備えることとし、避難想定をしております2,000人対応まで計画的な配備を予定しているところでございます。

また、災害用備蓄食糧につきましても、アルファ米1,000食の追加及びサバイバルフーズ6,000食の更新をいたします。

さらに、携帯電話からの119番の直接受信体制を整備し、迅速な対応により減災化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

議長（太田長八君） 11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） 今の御答弁でございますけれども、災害弱者は要援護者というふうなことで、これは私も十分に存じ上げておりますけれども、せんだって町長とのやりとり

で、災害弱者に対するマニュアルというふうなことで県のものでそのまま災害弱者というふうにならなっておりますので、このまま質問は災害弱者でさせていただきたいというふうに思います。

今いただいた御答弁ですけれども、答弁漏れはなかったでしょうか。私の方で具体的に申し上げなかったので答弁が落ちていたかと思えます。それでは、第2問で具体的に今の災害弱者というふうなことで伺いたい点が何点かございます。

それは、過去の質問で私がいたしました災害弱者の皆さん方は、実際にいろいろ台帳をつくる上ではプライバシーの問題等さまざまあって、自主防でもなかなか進まないのが実情というやりとりもございました。

その中で、ぜひ御本人からの要望で窓口を設けていただいてそれを受け付けて、さらに自主防へ担当からそれを連絡していただく体制について、福祉介護課でやるというふうなお話をいただいております。そのことが具体的にどういうふうに進んでいるのか、窓口は福祉介護課だというふうに重ねて御答弁もありましたし、そして、ではその具体的な町民への周知徹底をどのようにしてくださるのかというふうなことでそのときも質問したのですけれども、答弁が漏れておまして、今議事録を読むと、大事なことはいつも漏れるなというふうに思いますので、しっかり私もその場で御答弁をいただかないと納得できませんので、この災害弱者の取り組みは、過去に御答弁をいただいた内容が具体的にどういうふうな本年度の事業として展開していただけるのか。

さらに16年12月の質問では、緊急連絡カードについて、災害弱者の皆様に対するものも、これは数字的には5,813名ということで町長から御答弁をいただいているのですが、この方々への緊急連絡カードを検討すると言っていた内容について、どういうふうにお考えいただいたのか御答弁をいただきたいと思えます。

さらに、平成16年に町の防災上の課題を申し上げましたときには、この庁舎そのものが液状化で本部機能を果たせないのではないかというふうなことで、先ほども御答弁しておりましたアスト会館への本部機能の移転案というものをもちにいらしたと。防災拠点施設整備ということが目的なのだけれども、その中に防災担当を配置してさまざまな教育もそこで行っていくというふうなことで御答弁もありました。

ですけれども、本部にしようというアスト会館そのものが耐震化の費用で4億数千万円の耐震化だけではないと思えますけれども 費用もかかるというふうなことで、町長に御答弁をいただいたそのことが実現するのかな、できるのかなというふうなことで改めて伺

いたいと思います。

それでこれは12月の町長とのやりとりで、私が、NHKで12月10日に放映されました大地震にいかにも備えるかというふうなテレビを見た感想を町長に伺いました。この町長の御答弁で、防災に対する町長の基本的な姿勢をかいま見る思いをしたわけですがけれども、そのときにも、今御答弁をいただいたようにとにかくコラボレーションだと、とにかく互いに助け合っていくということが基本でなければならないと、そういうことできちっと対応していきたいというふうな御答弁だったのですけれども、何か非常に漠然とした御答弁でいまいわからないなというふうな感じがします。

具体的にこの防災から減災へということでの国の政策転換、これから出てくるかと思えますけれども、今まではハード面で、確かに今年度予算計上されてあるものもハード面のものが多かったかなというふうに思いますけれども、ソフト面での取り組みをぜひお願いしたいということをお私はこの9回の質問で、ある意味ですべてがソフト面で減災対策というふうなことを叫んできたような気がいたします。

それぞれ本当にどこまでやっていいというふうなあれもありませんし、なかなかこの防災問題というものは取り組みにくい課題かというふうに思いますけれども、ぜひまず担当の課で、しかもそこから発信していただく自主防の皆さんへの指導というものもこの防災計画の中にはあります。

それとまた、県の平成8年に制定されております地震対策推進条例の中にも、市町村の責務が第6条第1項に、「市町村は、その組織及び機能のすべてを挙げて地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震、防災に関し万全の措置を講じなければならない。」さらに第2項には、「市町村は、県・国機関そのほか防災関係機関及び住民と連携して、市町村地域防災計画等に基づき、地震対策を的確かつ円滑に実施するとともに、地震、災害に強い地域づくりに努めなければならない。」第3項は、「市町村は、さまざまな地震の教訓及び地震に関する科学的な研究の成果を踏まえ、常に市町村地域防災計画が的確なものとなるよう見直さなければならない。」最後の4項には、「市町村は、家庭及び地域における地震防災活動が自主的に行われるよう、住民の防災意識の高揚を図るとともに、実践的かつ効果的な防災訓練等の実施による地域に適合した住民の防災行動力の向上を図り、及び自主防災組織の育成に努めなければならない。」こういうふうに県の条例にも定められておりますので、ぜひ自主防の皆様それぞれの地域の实情に応じた避難訓練、防災訓練というふうなことを私は心から望むものでございます。

あわせて、たびたび申し上げておりますが、家族の防災会議だけではなく隣組単位の防災会議の開催につきましても、町がある程度システムを作って自主防に投げかけて、やっただけのところといただけないところが出てくるかもしれませんけれども、ぜひその辺もシステムとしてつくっていただくお考えはありませんでしょうか、お尋ねいたします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 居山議員、あなたの通告はたった一行、災害弱者への対策についてと。それで再質問に幾つですか。それだったら、短編的でもいいから入れておいてください。そうすればそれなりの答弁をちゃんとします。総体的なことしか聞いていないから総体的な返事しかできないのではないですか。違いますか。私はそういうふうに思います。

今の防災拠点整備ということで、確かにアスト会館は、既存の建物の改装に対しては補助制度がないというのは何回も言っております。ですから今後、皆さんとの協議の中でどういうようにしていくのか。新設でしたら2億5,000万円までの補助があるということも何回も言っているわけですから、そういうものも検討してまいりたいと思っております。それにはやはり、皆さんの御意見等も聞かなければいけないと思っております。

それから、居山議員の根底には全部町がやれ、町がやれというのが根底にあるわけです。私は、災害は何度も言っているようにコラボレーション、自助・共助・公助、この3つが組み合わさって初めて災害要援護者の面倒を見られるとか、あるいはお互いに被災した人たちの団結力を強めるとか、そういったことになってくると思うのです。

例えば中越地震の中で、やはりいち早く迅速かつ的確な情報を提供するの是我々がやらなければならない。しかし、それを受けて住民がやるものは住民がすぐ行動しなければならない、これが自助です。例えば高齢者や障害者の皆さんに対する避難行動等の面からの支援というのは、これは共助です。こういうものが組み合わさって初めて対策ができるわけであって、あなたは町が全部やれ全部やれと。

確かに県の条例も知っています。ありますよ。だから、その趣旨に沿って毎年毎年いろいろなことをやっているではないですか、ソフト事業・ハード事業。何もやっていないようなことを言う。県の条例がこうだからとか、それはちょっとおかしいのではないですか。それで答弁漏れがあるなどと。それだったら通告をちゃんとしてください。それで答弁漏れがあればどんな答弁でもさせていただきます。あなたはたった一行しか書いていない。その次だってそうではないですか。「17年度当町の積極的取り組みについて」だけ。それで再質問の中で、物すごい項目が出る。我々だって資料はそんなには用意してありませんよ。多分こう

いう形は関連であるだろうという資料はありますけれども、しかし、あなたはとんでもないことまでやってくる。

緊急連絡カードは福祉介護課の課長から答弁させます。ともかく最初からあなたの場合は、さっきも言うように、町が何でもやらなければいけないという論調が根底にありますから、どうしてもそうならざるを得ないのですが、先ほどの第1点目の答弁でもありましたように、やはり災害要援護者というのはだれもがそうなるのです。障害を持っている方ももちろんそうですし、お年寄りもそうですし、高齢者もそうですし、普通の健常者も災害の要援護者になり得るのです。ですから、自助・共助・公助というこのコラボレーションというものがどうしても欠かせないものだということを何度も言っているけれども、あなたには理解されていないように思っていますから、改めてはっきりと申し上げます。

議長（太田長八君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（鈴木清司君） 緊急連絡カードの御質問があった件で答弁いたします。

現在、当町におきましては、災害要援護者名簿の整備に取り組んでいるところでございますけれども、県が平成15年度に作成した災害時要援護支援ガイドラインについては市町村の役割が明確に載っていなかったと、そういうふうな部分がありまして、現在実践マニュアルをつくっている最中だというふうに聞いております。来年度の前期には完成するというふうな情報も聞いていますから、その内容を含めた中で、町の方の緊急連絡カードも対応したいというふうに考えております。民生委員の所有している名簿をまず第一に、何か活用できないかというふうなことで今現在検討中でありまして、そのことを一応答弁しておきます。

以上です。

議長（太田長八君） 居山議員、あと5分しかないのので的確にお願いします。

11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） 残り5分ですので、るる御答弁をいただいた一つ一つをまた議事録をきちっと精査して伺いたいと思います。

災害弱者に関して、私が過去に質問した内容について答弁をいただいております。その答弁が具体的にこの平成16年度でどう事業化されているのかというふうに伺いましたので、通告のあり方につきましては今後議会運営委員会で、私だけではなく今後の課題になるかなというふうには思いますけれども、当然関連ということでもありますし、本題からそれていることではございませんし、担当課の皆さんがそれに対して答えられないなどということはないわけで、町長が即対応できなければ担当課長に対応していただくというふうなことで今

そこに座っていただいているのだと思います。

今、防災から減災へという意識の変換こそが、これから災害を未然に防いでいく大きなポイントになることだというふうに思います。今後、国の対応もしっかり見ていきながら町の取り組みに期待をさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

議長（太田長八君） 答弁はいいですね。

（「答弁のない質問などいけないとおっしゃっているじゃありませんか」の声あり）

議長（太田長八君） では、町長。

町長（片野 武君） 一言一句を揚げ足をとるような形はやめていただきたいし、私は、今の災害要援護者の問題でも一貫して同じことを言っているのです。あなたがそれを理解できないだけの話であります。そういうことです。

議長（太田長八君） 以上で、11番、居山信子さんの一般質問を終結します。

## 日程第2 議案第4号 東伊豆町交通災害見舞金の支払等に関する条例の制定について

議長（太田長八君） 日程第2 議案第4号 東伊豆町交通災害見舞金の支払等に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、議案第4号 東伊豆町交通災害見舞金の支払等に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

この条例は、平成17年3月31日をもって解散する賀茂地区交通災害共済組合の財産処分に  
関する協議事項に基づき、平成16年度に会員加入手続を行なった市町村が交通事故による災害を受けた会員に対し、1年間を期限に見舞金を支払うことを目的に制定するものでありまして、詳細につきましては企画調整課長から説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（太田英明君） それでは、ただいま提案されました議案第4号 東伊豆町交通災害見舞金の支払等に関する条例の制定について、朗読をもって説明させていただきます。

東伊豆町条例第 号、平成 年 月 日。東伊豆町交通災害見舞金の支払等に関する条例。

（目的）

第1条 この条例は、交通事故による災害を受けた町民を救済するために、交通災害共済（以下「共済」という。）の制度により、住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において交通事故とは、次に掲げるものを言う。

1号 道路交通法（昭和35年法律第105号第2条第8号）に規定する車両による人身事故。

2号 規則で定める交通乗用具（前後に規定する車両を除く。）による人身事故。

（交通災害共済見舞金の支給）

第3条 町は会員が交通事故により災害を受けた場合に、会員または会員の遺族に対して共済見舞金を支給する。

2項 前項の共済見舞金と合わせ、添付書助成金として1件につき5,000円を加算し支給する。

（会員の資格）

第4条 共済の会員は、町に居住し住民基本台帳に記載されまたは外国人登録原票に登録された者とする。

2項 会員が前項に規定する資格を喪失した場合にも、当該共済期間中は会員の資格を有するものとする。

（会員）

第5条 共済の会員は、賀茂地区交通災害共済組合（平成17年3月31日解散）の平成16年度に加入した者に限る。

（共済期間）

第6条 共済期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日とする。

（共済見舞金）

第7条 共済見舞金の額は、交通事故による障害の程度に応じ別表第1に定めるところによる。

2項 共済見舞金の支給を受けた後、当該事故による障害の程度が上位等級に移行したときは、会員または会員の遺族からの請求により、当該等級に応ずる額を支給することができる。

(支給の制限)

第8条 町は、交通事故が次の各号に掲げる事由により生じた場合は、共済見舞金を支払わない。

1号 会員またはその遺族が明らかに故意または重大な過失によって交通災害を生じさせ、または不正に共済見舞金の支払いを受けようとした場合。

2号 道路交通法第64条(無免許運転の禁止)または第65条(酒気帯び運転の禁止)の規定に違反し、自動車等を運転して交通災害を受けた場合及びその車両に同乗した場合。

2項 町長は、交通事故が次の各号に掲げる事由により生じた場合は、支給を制限することができる。

1号 戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事変によって生じた交通災害の場合。

2号 地震、噴火または津波その他の天災により発生した交通災害の場合。

(共済見舞金の請求)

第9条 共済見舞金の支給を受けようとする者は、交通事故に遭ったときから1年以内に町長へ請求しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の実施のための手続その他この条例の執行に関する必要な事項は、規則で定める。

附則。

1、この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2、この条例は、平成18年3月31日をもってその効力を失う。

なお、共済見舞金の額につきましては別表第1に記載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番(山田直志君) 先ほどの共済期間の考え方というのはどういうあれなのですか。やはり説明をいただかないと。

この前の段階で会員としての資格を限定していますので、当然この共済期間というのは17年4月1日からになるのかなど。だけれども、補償期間はそうではないという言い方なので、この辺の考え方がどういうふうに構成されているかというのを1つ伺いたい。

2つ目が、この条例を通した段階で、昨年度1年間なりの交通災害共済等の実例からいった場合に幾らぐらいの支出になるのか。またその結果として、解散したときの配分金の残金の処理取り扱いがどういう形でなされるのか、その点をお願いします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） まず、1年間、平成17年の3月31日をもって解散する決議はこの前の臨時会でもさせていただいた。これは御案内のとおりです。

それで、平成16年度中に会員を募集しているのです、全地域が。この方たちは1年間は見舞金を請求する権利があるわけです。ですから、その裏づけとして各町が条例を制定して支払い根拠を出していると。ですから、1年間の時限的な条例だということで御理解をさせていただきたいと思います。

あとの配分金とか事故の見舞金の支給状況、こういうものについては企画調整課長の方から説明させます。しかし、全体の資産の80%がこの年度末までに各市町村に配分されます。そして残りの20%は、この見舞金の原資として事務局が河津町になって1年間運用していく。と申しますのは、河津町が町村会長を務めておりますから、町村会長のところに事務局を置くという形になっておりますので。それで1年間の支払いの義務が生じるための条例だということで、あと数字的なものは企画調整課長から答弁させます。

議長（太田長八君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（太田英明君） 見舞金の平成17年度に予想される金額でございますか、これは当然はっきりわかりませんが、平成16年度以内に請求があったものにつきましては、今現在では平成16年度として233万円ほどが2月までに請求が来ております。これ以降の請求ということで、4月以降に請求があったものということですので、もっとずっとこれより低い金額であると思います。はっきりした数字は当然わかりませんが。

あと配分金につきましては、基金の残額として全額で1億6,000万円ございまして、これを1市5町1村で配分するというございまして、今町長が申しあげましたように、そのうちの8割を2月末までに もう入金されましたね。

それから、来年度の7月までにあと残りの20%が配分されるということで予定されております。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

議案第 4 号 東伊豆町交通災害見舞金の支払等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第 3 議案第 5 号 東伊豆町奈良本けやき公園の設置及び管理に関する条例 の制定について

議長（太田長八君） 日程第 3 議案第 5 号 東伊豆町奈良本けやき公園の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、議案第 5 号 東伊豆町奈良本けやき公園の設置及び管理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

奈良本京王マンション下の町有地に県が事業主体となって整備を進めてまいりました奈良本けやき公園が今月中に完成し、町に無償譲与されることになりましたので、同公園の設置及び管理に関する条例を制定するものでありまして、詳細につきましては農林水産課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 農林水産課長。

農林水産課長兼農業委員会事務局長（鈴木新一君） ただいま提案されました議案第 5 号

東伊豆町奈良本けやき公園の設置及び管理に関する条例の制定について、まず朗読をもって説明をさせていただきます。

東伊豆町条例第 号、平成 年 月 日。

東伊豆町奈良本けやき公園の設置及び管理に関する条例。

(目的)

第1条 この条例は、地域住民のコミュニティー活動の促進及び都市と農村の交流拠点とするため、東伊豆町奈良本けやき公園（以下「けやき公園」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称、東伊豆町奈良本けやき公園。位置、東伊豆町奈良本60番地の1。

(管理及び運営)

第3条 町長は、けやき公園の管理運営について、一定の組織をもって良好な管理運営をさせることができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、けやき公園の設置及び管理に関し必要な事項は町長が別に定める。

附則。

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

この公園につきましては、県営事業でこれまで（仮称）奈良本農村公園として、平成13年度、14年度はふるさと水と土ふれあい事業で、平成15年度、16年度は事業名称の変更によりまして里地棚田保全整備事業として整備が進められてきましたけれども、近々完成し、町長が申しあげましたように県から無償譲与される運びとなりました。今後は町の施設として管理運営していくこととなりますので、設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

なお、奈良本けやき公園という名称は、名称募集に応募された109点の中から審査により決定させていただきました。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番(山田直志君) 公園というか施設が一つできるわけですから、この3条の取り扱いについてお考えを伺いたいと思いますが、この内容でいけば、「一定の組織をもって良好な管理運営をさせることができる」となっております。

現状で、具体的に管理についてどこかの団体にお任せするのか。また、この公園の管理に対し当面どのぐらいの費用が毎年かかるというふうな見積りをお持ちなのか。その辺についてお考えをお聞かせください。

議長(太田長八君) 町長。

町長(片野 武君) 管理は当面、町が直接します。しかし、この条例で条文を備えておかないと、例えば委託する場合に条例改正をしなければならないという形で、できるということでは必ずするというものではありません。

それで、管理費の問題は、事務的な問題ですから農林水産課長の方から答弁させます。

議長(太田長八君) 農林水産課長。

農林水産課長兼農業委員会事務局長(鈴木新一君) それでは、平成17年度に予定しています管理費ですけれども、維持管理委託料、これは草刈になります。年3回予定しております。予算計上では76万7,000円、それから光熱水費、電気と水道料ですが7万8,000円、それから小さいですけれどもトイレができますので、浄化槽の清掃管理委託料が5万円、合計89万5,000円を予定しております。

以上です。

議長(太田長八君) 13番、山田直志さん。

13番(山田直志君) まだあそこはハードの施設が立つ計画がたしかあるかと思うのです、上の方に。そうしますと、そういうところとの関係では、今後そこを利用される方々を含めた地元の方々に管理について委託するということについては、そういう想定をされているからできるという表現をされているのかなというふうに思うのですけれども、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

議長(太田長八君) 町長。

町長(片野 武君) そのとおりで結構です。19年度に新たに町でやる施設がありますが、その内容的なものは農水課長の方から答弁させます。

議長(太田長八君) 農林水産課長。

農林水産課長兼農業委員会事務局長(鈴木新一君) 町長が申しましたように、平成19年度の計画ですけれども活性化施設というのが公園内に、道を挟んで上下になっているのですが、

上の部分に計画しておりまして、それができますとやはりその管理というものはまた条例制定が出てくると思うのですが、それを含めて地方自治法第244条の2第3項で言う公共的団体に委託する環境になればそういったことになろうかという形で、この第3条があるということだと思えます。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第5号 東伊豆町奈良本けやき公園の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第6号 東伊豆町海岸占用料等徴収条例の制定について

議長（太田長八君） 日程第4 議案第6号 東伊豆町海岸占用料等徴収条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 議案第6号 東伊豆町海岸占用料等徴収条例の制定について提案理由を申し上げます。

海岸法に基づく県知事との協議によりまして、大川漁港区域に隣接する一般公共海岸区域の管理を大川漁協の管理者である町長が行なうこととなったため、その管理に関する条例を制定するものでありまして、詳細につきましては農林水産課長から説明させますので、よろ

しく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 農林水産課長。

農林水産課長兼農業委員会事務局長（鈴木新一君） それでは、ただいま提案されました議案第6号 東伊豆町海岸占用料等徴収条例の制定について、朗読をもって説明させていただきます。

東伊豆町条例第 号、平成 年 月 日。

東伊豆町海岸占用料等徴収条例。

（趣旨）

第1条 この条例は、海岸法（昭和31年法律第101号、以下「法」という。）第37条の4及び第37条の5第1号の規定による許可に係る占用料及び土石採取料（以下「占用料等」という。）並びに延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（占用料等の徴収）

第2条 法第37条の4または第37条の5第1号の規定による許可を受けた者から占用料等を徴収する。

第2項 前項の占用料等の額は、占用料等にあつては別表第1の規定により算定した額とし、土石採取料にあつては別表第2の規定により算定した額とする。

第3項 前項の規定による占用料等の額が500円未満であるときは500円とする。

第4項 占用料等は、町長の発行する納入通知書により納期限までに収めなければならない。

第5項 占用料等は、許可の日または年度当初の日から60日以内に徴収する。

第6項 許可機関が許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の占用料等は毎年度当該年度分を徴収する。

第7項 町長は、占用料等が特に多額であるとき、その他の理由により一時に全額を徴収することが困難であると認める場合は、前2項の規定にかかわらず分割して徴収することができる。

（占用料等の減免）

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料等を減免することができる。

第1号 国または地方公共団体（港湾法昭和25年法律第218号）に規定する港湾局を含む（直接公共の用に供する）。

第2号 その他町長が特別の理由があると認めるとき。

( 占用料等の還付 )

第4条 町長は、法第37条の4及び第37条の5第1号の規定による許可について、当該許可を受けた者の申請に基づき、または法第12条第2項(法第37条の8において準用する場合)の規定による処分により、占有することができる機関その他占用料等の額の算出基盤となった事項に変更があったときは、その額を変更するものとし、既納の占用料等の額が当該変更後の額を超えるときはその超える額の占用料等は返還する。

( 延滞金の徴収 )

第5条 占用料等を納期限までに納付しなかったときは督促状を発し、督促手数料及び当該占用料等を納付した日までの延滞金を徴収する。

第2項 前項の督促手数料及び延滞金徴収方法は、東伊豆町税外収入督促等に関する条例(昭和41年東伊豆町条例第7号)に定めるところによる。ただし、延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる滞納金額に1,000円未満の端数があるときまたはその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額またはその金額を切り捨てる。また、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるときまたはその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てる。

( 委任 )

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附則。

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

それでは、条例の後ろについております資料1の図面をごらんいただきたいと思います。

図面の左側に大川川を挟んで左右に黄色く色塗りした部分がございます。この黄色い部分が今回の条例制定の対象となる一般公共海岸区域で、面積は4,260平方メートルです。

この区域は現在県が管理している海岸ですけれども、平成12年に海岸法が改正されまして、一般公共海岸区域のうち漁港区域と隣接する一般公共海岸区域で、県知事と漁港区域の管理者が協議して定めた区域については、漁港区域の管理者が管理を行うこととなります。

図面の黄色い部分につきましては、県知事と大川漁港の管理者であります町長との間で、既に事前協議と本協議がなされており、この条例の制定によりまして、この海岸は大川漁港の管理者であります町長が管理することになり、これに伴い発生する海岸の占有等の許可に係る占用料等の徴収条例を制定するものでございます。

なお、別表の1、2につきましては占用等の内容と料金の一覧表となっておりますので、ごらんいただきたいと思います。

また、資料の2につきましては大川漁港の漁港区域をあらわしたものです。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 区域がちょっと不自然だと思うのです。いわゆるホテルとか町のプールがあるところ、ここは海岸空地というふうな形で聞いたような気がするのですが、これは全くもって個人の所有地ということですか。

でも、地図の形状からするとこのところだけが民有地になっているというのは非常に不自然な感じがしてならないのですが、その所有関係と経過というのがもしわかったらちょっと教えていただきたいと思います。

議長（太田長八君） 農林水産課長。

農林水産課長兼農業委員会事務局長（鈴木新一君） 左側の黄色い部分の上の土地を言っているのだと思いますが、それにつきましてはちょっと私どもにはわかりません。

ただ、これを見てわかりますように、真ん中に大川川がありまして、その中に茶色を塗ってあります。これは砂防法の砂防区域で、左右のピンクが海岸保全区域ですけれども、砂防法の方が優先するものですから海岸保全区域ができない。

それでは、黄色の部分まで海岸保全区域が来ればいいではないかと、これも発想することができるのですが、昔、この大川というのは河口付近が真っすぐ行っていなくて結構暴れていた川らしくて、海岸保全区域がそばに寄れなかったと、そういう推測をしているわけですが、それでこの黄色い部分が一般公共海岸区域として残ったんだと思います。

上の部分の土地については、これは県の方からいただいた図面ですので、どういう経過があるのかというのは私どもの方では承知していません。

議長（太田長八君） 山田議員、いいですね。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第6号 東伊豆町海岸占用料等徴収条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時10分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ再開いたします。

日程第5 議案第7号 東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について

議長（太田長八君） 日程第5 議案第7号 東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、議案第7号 東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

信託業法の法律番号の決定による改正及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する必要性が生じたものでありまして、詳細につきましては税務課長より説明させますので、よろしく御審議お願いいたします。

議長（太田長八君） 税務課長。

税務課長（西川真人君） それでは、ただいま提案されました議案第7号 東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、朗読をもって説明させていただきます。

次のページをお開きください。

東伊豆町条例第 号、平成 年 月 日。

東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例（昭和37年東伊豆町条例第72号）の一部を次のように改正する。

第48条第2項中、「または事業所を有する法人」を「もしくは事業所を有する法人または外国法人」に改める。

この内容につきましては、信託業法が改正されまして法人税の申告義務に外国法人が加えられたもので、今回法律番号が決定されたため改正したものでございます。

続きまして、第54条第2項中、「土地登記簿もしくは」を「登記簿または」に改め、「または建物登記簿」を削り、同条第5項中、「土地登記簿」を「登記簿」に改める。

この内容は、不動産登記簿法の改正による条文の整備でございます。

続きまして、第72条第1項中、「不動産登記法（明治32年法律第24号）第80条第1項もしくは第3項、第81条第1項もしくは第3項、第81条の8、第93条第1項もしくは第3項、第93条の5第1項もしくは第3項もしくは第93条の11」を「不動産登記法（平成16年法律第123号）第36条、第37条第1項もしくは第2項、第42条、第47条第1項、第51条第1項（共用部分であるものの登記または団地共用部分なる旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く）第2項もしくは第3項もしくは第57条」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

この条例も、不動産登記法の関係法令による整備でございます。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第48条第2項の改正規定は信託業法（平成16年法律第145号）の施行の日とする。

以上、簡単ですが説明にかえさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第7号 東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてを採決い

たします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なし認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第8号 東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議長(太田長八君) 日程第6 議案第8号 東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) 議案第8号 東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

船員法第104条第1項の規定により、市町村の処理する事務に関する政令の一部及び船員法関係手数料令の一部が改正されまして、雇い人契約が公認から届け出に変わるため、雇い人契約公認手数料を廃止するものであります。

次に、保健事業の検診手数料であります。検診委託料の所要額に合わせて手数料を見直し、検診委託料の軽減を図るものであります。

詳細につきましては健康づくり課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) 健康づくり課長。

健康づくり課長(鈴木希美雄君) それでは、ただいま提案されました議案第8号 東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、概要を説明申し上げます。

東伊豆町条例第 号、平成 年 月 日。東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

東伊豆町手数料徴収条例(平成12年東伊豆町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中、第11号を削る。

この内容につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたように、船員法等の一部が改正され、雇い人契約が公認から届け出に変わったため、雇い人契約の公認手数料を

廃止するものであります。

第12号を第11号とし、第13号から第40号までを1号ずつ繰り上げ、第39号を次のように改める。

第39号 老人保健法（昭和57年法律第80号）に基づく保健事業に要する手数料。

ア、基本健康診査、1人1件につき600円を700円に。

イ、胃がん検診、1人1件につき500円を700円に。

ウ、肺がん、喀痰検診、1人1件につき300円を500円に。

エ、子宮がん検診、1人1件につき500円を1,000円に。

オ、乳がん視触診検診、1人1件につき400円を500円に。

カ、乳がんマンモグラフィー検診、1人1件につき1,500円に。

前回までエコーで実施しておりましたので1,000円でございます。

キ、大腸がん検診、1人1件につき300円。

これは改正ございません。

ク、肝炎検査、1人1件につき600円を800円に改めるものでございます。

附則。

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

以上、簡単ですが説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） これは、町民の皆さん方が検診をする時の手数料という解釈でよろしいですね。その解釈で、うちの町はこれを上げるのですけれども、郡下の各市町村はどのような料金体系になっているか。

それと、これは町長にお聞きしたいのですけれども、たしか熱海市は無料でしたね。その辺、どういうふうなあれでこの値段になったかちょっとお聞かせください。

議長（太田長八君） 健康づくり課長。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） それでは、各市町村の状況を申し上げます。

基本健診につきましては、当町が今度700円に改正いたします。それから松崎町が600円、西伊豆町が1,300円、河津町が650円、南伊豆町が1,000円、下田市が1,300円でございます。

それから、胃がん検診につきましては、当町は700円に改正します。松崎町が600円、西伊豆町が800円、河津町が650円、南伊豆町が600円、下田市が900円でございます。

それから、肺がん検診、喀痰検査でございますが、当町が500円で、松崎町が400円、西伊豆町が500円、河津町も500円、南伊豆町が400円、下田市が700円でございます。

子宮がん検診でございますが、当町が1,000円に改めます。松崎町も1,000円、西伊豆町が1,500円、河津町が1,300円、南伊豆町が1,200円、下田市が1,700円でございます。

乳がん検診の視触診でございますが、東伊豆町が500円、河津町も500円、あとの町村は視触診はやらないということでございます。マンモグラフィーについては、うちのは1,500円でございますが、松崎町が1,000円、西伊豆町も1,000円、河津町も1,000円、南伊豆町が1,500円、下田市が1,500円でございます。

それから、大腸がん検診でございますが、うちのは変更はございませんが、松崎町が100円、西伊豆町が500円、河津町が300円、南伊豆町が400円、下田市が500円でございます。

それから、肝炎検査でございますが、うちのが800円に改めまして、松崎町が300円、西伊豆町が600円、河津町が800円、南伊豆町も800円、下田市が800円でございます。

それから、16年度の検診の無料の町村について申し上げます。熱海市、伊東市、伊豆市、韮山町、大仁町、芝川町、細江町の3市4町が16年度では無料でございますが、伊東市につきましては17年度から徴収するというお話を聞いております。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 市は熱海市だけになりました。伊東市も伊豆市もそれぞれ料金を取るという形になりました。

今御案内のように今回改定したわけですが、内容によってはちょっと高いところもありますけれども、郡下平均よりは安いという形で、やはりそれぞれの検診の高度化といいますが、そういったことで個人の負担を若干お願いしたいと、こういうことで上げさせていただいたということで、ぜひひとつ御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第8号 東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号 東伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例  
について

議長(太田長八君) 日程第7 議案第9号 東伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) 議案第9号 東伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

平成17年度より双葉幼稚園の預かり保育の実施に伴いまして、条文の整備を図るものであります。

詳細につきましては教育委員会事務局長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長(稲葉忠明君) ただいま提案されました議案第9号 東伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、議案書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

東伊豆町条例第 号、平成 年 月 日。東伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例。

東伊豆町立幼稚園保育料徴収条例(昭和34年東伊豆町条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中、「同熱川幼稚園」の次に「同双葉幼稚園」を加える。

附則。

この条例は平成17年4月1日から施行する。

現在行われております預かり保育につきましては、稲取幼稚園、熱川幼稚園、大川幼稚園で実施中ですが、より充実した幼児教育を目指し17年度より双葉幼稚園を加え、町立幼稚園すべてで預かり保育を実施する内容であります。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第9号 東伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第10号 東伊豆町消防職員諸給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田長八君） 日程第8 議案第10号 東伊豆町消防職員諸給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 議案第10号 東伊豆町消防職員諸給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

消防職員に支給しております特殊勤務手当のうち、機関員手当について、行財政改革の観点から無支給に改めるものでありまして、詳細につきましては消防長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 消防長。

消防長（金田弘道君） それでは、ただいま提案されました議案第10号 東伊豆町消防職員諸給与に関する条例の一部を改正する条例について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

東伊豆町条例第 号、平成 年 月 日。東伊豆町消防職員諸給与に関する条例の一部を改正する条例。

東伊豆町消防職員諸給与に関する条例（昭和57年東伊豆町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中、「ウ」を削り「エ」を「ウ」とし、「オ」を「エ」とし、「カ」を「オ」とする。

第3条の3を削り、第3条の4を第3条の3とし、第3条の5を第3条の4とし、第3条の6を第3条の5とする。

第4条中、「、機関員手当」を削る。

附則。

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

今回の改正につきましては消防職員の諸手当を見直すもので、特殊勤務手当のうち、消防車両の運転員となっている者18名に毎月支給しています機関員手当500円の支給を廃止するものでございます。

以上、簡単でございますけれども説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第10号 東伊豆町消防職員諸給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 11号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する規約について

日程第 10 議案第 12号 静岡州市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について

議長（太田長八君） 日程第9 議案第11号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する規約について、日程第10 議案第12号 静岡州市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約についてを一括議題といたします。

町長より順次提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、ただいま提案されました議案第11号及び第12号の提案理由を申し上げます。

議案第11号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する規約について、議案第12号 静岡州市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について、いずれも加入団体の町村合併によりまして定数等を変更するものでありまして、詳細につきましては総務課長から説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 総務課長。

総務課長（村木 脩君） それでは、ただいま提案されました議案第11号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する規約について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する規約。

静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合理約（昭和44年静岡県指令地第2057号）の一部を次のように変更する。

第5条中、「21人」を「22人」に改める。

別表の1、市町村の項中、「下田市、伊豆市、裾野市、御前崎市、菊川市、湖西市、賀茂郡東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、田方郡伊豆長岡町、戸田村、

函南町、韮山町、大仁町」を「下田市、伊豆市、伊豆の国市、裾野市、御前崎市、菊川市、湖西市、賀茂郡東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、田方郡函南町」に改め、「小笠郡大東町、大須賀町」を削り、「磐田郡浅羽町、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村、龍山村、佐久間町、水窪町」を「磐田郡龍山村、佐久間町、水窪町」に改める。

別表の2、一部事務組合の項中、「南伊豆総合計算センター、下田地区消防組合、共立湊病院組合、西伊豆広域消防組合、西豆衛生プラント組合、賀茂地区交通災害共済」を「下田地区消防組合、共立湊病院組合、西伊豆広域消防組合、西豆衛生プラント組合」に、「伊豆長岡斎場施設組合、田方地区交通災害共済組合、田方地区消防組合、伊豆市戸田村衛生施設組合、駿豆学園管理組合、箱根山御山組合、箱根山殖産林組合、箱根山禁伐林組合、韮山町外二ヶ町組合、駿東地区交通災害共済組合」を「田方地区交通災害共済組合、田方地区消防組合、伊豆市戸田村衛生施設組合、駿豆学園管理組合、箱根山御山組合、箱根山殖産林組合、箱根山禁伐林組合、駿東地区交通災害共済組合」に、「榛原郡相良町外1町小笠郡菊川町学校組合」を「榛原郡相良町外1ヶ町菊川市学校組合」に、「大東町大須賀町衛生施設組合、東遠学園組合、東遠地区聖苑組合、小笠地区消防組合、太田川原野谷川治水水防組合、袋井市森町浅羽町広域行政組合、静岡県磐田郡浅羽町中学校組合、浅羽地域湛水防除施設組合、枋僧川地域湛水防除施設組合、静岡県磐田郡豊岡村外1市5ヶ町村養護老人ホーム組合」を「東遠学園組合、東遠地区聖苑組合、太田川原野谷川治水水防組合、袋井市森町浅羽町広域行政組合、浅羽地域湛水防除施設組合、養護老人ホーム豊岡管理組合」に改める。

附則。

この規約は、静岡県知事の許可の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

それでは続けて、議案第12号 静岡州市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について、朗読をもって説明といたします。

静岡州市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。

静岡州市町村職員退職手当組合規約（昭和37年静岡県指令地第1793号）の一部を次のように変更する。

第5条中、「18人」を「19人」に改める。

別表の1、市町村の項中、「下田市、伊豆市、裾野市、御前崎市、菊川市、湖西市、賀茂郡東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、田方郡伊豆長岡町、戸田村、函南町、韮山町、大仁町」を「下田市、伊豆市、伊豆の国市、裾野市、御前崎市、菊川市、

湖西市、賀茂郡東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、田方郡函南町」に改め、「小笠郡大東町、大須賀町」を削り、「磐田郡浅羽町、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村、龍山村、佐久間町、水窪町」を「磐田郡龍山村、佐久間町、水窪町」に改める。

別表の2、一部事務組合の項中、「東河環境センター、賀茂地区交通災害共済組合、伊豆つくし学園組合、南伊豆総合計算センター」を「東河環境センター、伊豆つくし学園組合」に、「榛原郡相良町外1町小笠郡菊川町学校組合」を「榛原郡相良町外1ヶ町菊川市学校組合」に、「小笠老人ホーム施設組合、大東町・大須賀町衛生施設組合、小笠地区消防組合、東遠学園組合、東遠地区聖苑組合、静岡県磐田郡浅羽中学校組合、静岡県磐田郡豊岡村外1市5ヶ町村養護老人ホーム組合、浜名湖競艇企業団、湖東環境衛生施設組合、浜名学園組合、湖西市・新居町広域施設組合、引佐郡広域施設組合、静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合」を「小笠老人ホーム施設組合、東遠学園組合、東遠地区聖苑組合、養護老人ホーム豊岡管理組合、浜名湖競艇企業団、湖東環境衛生施設組合、浜名学園組合、湖西市新居町広域施設組合、引佐郡広域施設組合、静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合」に改める。

附則。

この規約は、静岡県知事の許可の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時37分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ再開いたします。

これより、一括上程されました議案第11号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の一部を変更する規約について、議案第12号 静岡県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、一括上程されました議案第11号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の一部を変更する規約について、議案第12号 静岡県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約についてを一括採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第13号 南伊豆地区広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

議長（太田長八君） 日程第11 議案第13号 南伊豆地区広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 議案第13号 南伊豆地区広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増減及び規約の変更について提案理由を申し上げます。

町村合併に伴いまして、平成17年3月31日をもって南伊豆地区広域市町村圏協議会から西伊豆町と賀茂村が脱退し、同年4月1日から西伊豆町が新たに加入し、あわせて同協議会規約を変更するものでありまして、詳細につきましては企画調整課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（太田英明君） それでは、ただいま提案されました議案第13号 南伊豆地区広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、朗読をもって説明させていただきます。

南伊豆地区広域市町村圏協議会規約の一部を変更する規約。

南伊豆地区広域市町村圏協議会規約（昭和46年7月30日）の一部を次のように変更する。

第3条の見出し中、「市町村」を「市町」に改め、同条中、「西伊豆町及び賀茂村」を

「及び西伊豆町」に、「関係市町村」を「関係市町」に改める。

第6条中、「6人」を「5人」に改める。

第7条、第8条及び第10条中、「関係市町村」を「関係市町」に、「市町村長」を「市町長」に改める。

第12条、第16条、第18条及び第19条中、「関係市町村」を「関係市町」に改める。

第21条第1項中、「市町村」を「市町」に、「収入役」を「収入役の事務を行う者」に改める。

第25条及び第27条中、「関係市町村」を「関係市町」に改める。

附則。

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第13号 南伊豆地区広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第14号 共立湊病院組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約について

議長（太田長八君） 日程第12 議案第14号 共立湊病院組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) 議案第14号 共立湊病院組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約について提案理由を申し上げます。

先ほどと同じように、西伊豆町と賀茂村の合併に伴い、平成17年3月31日をもって共立湊病院組合から西伊豆町と賀茂村が脱退するとともに、平成17年4月1日から同組合に西伊豆町が加入するものとし、あわせて同組合の規約の変更が必要となるためでございます、詳細につきましては健康づくり課長より説明させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) 健康づくり課長。

健康づくり課長(鈴木希美雄君) ただいま提案されました議案第14号 共立湊病院組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

共立湊病院組合の規約の一部を変更する規約。

共立湊病院組合同規約(平成9年3月5日市第1352号)の一部を次のように変更する。

本則中、「関係市町村」を「関係市町」に改める。

第2条中、「、西伊豆町及び賀茂村」を「及び西伊豆町」に改める。

第5条中、「14人」を「12人」に改める。

第9条第3項中、「賀茂郡町村会」を「賀茂郡町長会」に改める。

同条第4項中、「市町村」を「市町」に改める。

附則。

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

以上、簡単ですが説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号 共立湊病院組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一

部を変更する規約についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第15号 賀茂郡介護認定審査会を共同設置する町村数の増減  
及び賀茂郡介護認定審査会共同設置規約の変更につ  
いて

議長(太田長八君) 日程第13 議案第15号 賀茂郡介護認定審査会を共同設置する町村数  
の増減及び賀茂郡介護認定審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) それでは、議案第15号 賀茂郡介護認定審査会を共同設置する町村数  
の増減及び賀茂郡介護認定審査会共同設置規約の変更について提案理由を申し上げます。

西伊豆町と賀茂村の合併に伴いまして、平成17年3月31日をもって賀茂郡介護認定審査会か  
ら西伊豆町と賀茂村が脱退するとともに、平成17年4月1日から同審査会に西伊豆町が加入  
するものとし、あわせて賀茂郡介護認定審査会共同設置規約の変更が必要となるため改正す  
るものでありまして、詳細につきましては福祉介護課長から説明させますので、よろしく御  
審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) 福祉介護課長。

福祉介護課長(鈴木清司君) それでは、ただいま提案されました議案第15号 賀茂郡介護  
認定審査会を共同設置する町村数の増減及び賀茂郡介護認定審査会共同設置規約の一部を変  
更する規約につきまして、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

賀茂郡介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約。

賀茂郡介護認定審査会共同設置規約(平成11年東伊豆町規約第3号)の一部を次のように  
変更する。

本則中、「6町村」を「5町」に、「町村」を「町」に、「関係町村」を「関係町」に、

「予算執行町村」を「予算執行町」に改める。

第1条中、「西伊豆町及び賀茂村」を「及び西伊豆町」に改める。

別表の順位6欄を削る。

附則。

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第15号 賀茂郡介護認定審査会を共同設置する町村数の増減及び賀茂郡介護認定審査会共同設置規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第16号 伊豆つくし学園組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約について

議長（太田長八君） 日程第14 議案第16号 伊豆つくし学園組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 議案第16号 伊豆つくし学園組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約について提案理由を申し上げます。

西伊豆町と賀茂村の合併に伴い、平成17年3月31日をもって伊豆つくし学園組合から西伊

豆町と賀茂村が脱退するとともに、平成17年4月1日から同組合に西伊豆町が加入するものとし、あわせて同組合理約の変更が必要となるため改正するものでありまして、詳細につきましては福祉介護課長から説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（鈴木清司君） ただいま提案されました議案第16号 伊豆つくし学園組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約につきまして、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

伊豆つくし学園組合の規約の一部を変更する規約。

伊豆つくし学園組合理約（昭和47年4月1日静岡県指令地第2号）の一部を次のように変更する。

第2条中、「及び賀茂郡東伊豆町」を「、東伊豆町」に、「、西伊豆町、賀茂村」を「及び西伊豆町」に改める。

第5条中、「14人」を「12人」に、「各市町村」を「各市町」に改める。

第6条第1項中、「、村」を削り、同条第2項及び第3項中、「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

第7条中、「関係市町村議会」を「関係市町議会」に改める。

第9条中、「副管理者1人収入役及び監査委員2人」を「副管理者、収入役及び監査委員2人」に改める。

第10条第2項中、「賀茂郡町村会長」を「賀茂郡町長会長」に、同条第3項中、「下田市の収入役を充てる」を「河津町の収入役の事務を行う者をもって充てる」に改める。

第11条第1項及び第3項第2号中、「関係市町村」を「関係市町」に改める。

附則。

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第16号 伊豆つくし学園組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第17号 伊豆斎場組合理約の一部を変更する規約について

議長(太田長八君) 日程第15 議案第17号 伊豆斎場組合理約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) それでは、議案第17号 伊豆斎場組合理約の一部を変更する規約について提案理由を申し上げます。

伊豆斎場組合の組織の変更によるものでありまして、詳細につきましては住民課長より説明させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) 住民課長。

住民課長兼熱川支所長(山田嘉之君) ただいま提案されました議案第17号 伊豆斎場組合理約の一部を変更する規約について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

伊豆斎場組合理約の一部を変更する規約。

伊豆斎場組合理約(昭和52年静岡県指令地第957号)の一部を次のように変更する。

第10条第2項中、「下田市の収入役」を「南伊豆町収入役の事務を行う者」に改める。

附則。

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長(太田長八君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号 伊豆斎場組合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 4時00分

議長(太田長八君) 休憩を閉じ再開いたします。

日程第16 議案第18号 平成16年度東伊豆町一般会計補正予算(第7号)

議長(太田長八君) 日程第16 議案第18号 平成16年度東伊豆町一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) それでは、議案第18号 平成16年度東伊豆町一般会計補正予算(第7号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から1億1,329万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を50億4,541万7,000円とするものでございます。

緊急的な要因が発生しない限り、平成16年度の最終補正予算となりますので、全般的に事

業の精算及び執行残額の最終調整を実施したところでございます。

特に申し上げます補正要因といたしましては、町税についてさきの12月定例会でも減額措置を実施させていただきましてありますところではありますが、その見込みを上回る来遊客の減少などもあり、入湯税について減額措置をお願いするところとなりました。

また、経過年数が10年を越す町有車が多くなりましたので、県外出張にも利用する自動車1台を購入する費用を計上させていただき、必要な財源配分を行った後、賀茂地区交通災害共済基金等配分金、経常的経費の見直しによる東河環境センター分担金の大幅な減という要因もあり、財政調整基金からの繰入金を減額計上させていただきました。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 総務課長。

総務課長（村木 脩君） それでは、ただいま提案いたしました議案第18号 平成16年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）について、概要を説明させていただきます。

平成16年度東伊豆町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,329万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億4,541万7,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」によります。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」によります。

恐れ入りますが、11ページをお開きください。

まず2の歳入ですが、1款町税、1項町民税、1目個人、300万円を補正いたしまして補正後の額を4億1,872万6,000円といたします。2節滞納繰越金300万円、内容につきましては、徴収実績に基づき増額補正をするものでございます。

2目法人、300万円を補正いたしまして補正後の額9,358万円といたします。1節現年課税分300万円、内容につきましては、税割申告の負担が増えたため補正するものでございます。

2項固定資産税、1目固定資産税、300万円を補正いたしまして補正後の額を13億8,365万

7,000円といたします。2節滞納繰越金300万円、内容につきましては、徴収実績に基づき増額補正をするものであります。

6項入湯税、1目入湯税、1,050万円を減額補正いたしまして補正後の額を1億6,500万1,000円といたします。1節現年課税分1,050万円の減額でございます。内容につきましては、122万人から110万人へ入湯客数を修正したことによります。

12ページをお開きください。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、140万円を減額補正いたしまして補正後の額を200万円といたします。1節配当割交付金140万円の減額でございます。内容につきましては、県の交付見込みにより減額をするものでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、60万円を補正いたしまして補正後の額を190万円といたします。1節株式等譲渡所得割交付金60万円、内容につきましては、県の交付見込みにより増額するものであります。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、35万2,000円を補正いたしまして補正後の額を3,107万5,000円といたします。1節ゴルフ場利用税交付金35万2,000円、内容につきましては、利用者実績により増額をするものでございます。

13ページをごらんください。

9款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、600万円を補正いたしまして補正後の額を5,600万円といたします。1節自動車取得税交付金600万円、内容につきましては、販売登録実績により増額をするものでございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、3,554万1,000円を減額補正いたしまして補正後の額を5億2,178万2,000円といたします。

1目地方交付税3,554万1,000円の減額でございます。内容につきましては、普通交付税は445万9,000円の追加交付、特別交付税につきましては県による3割減通知により減額をするものでございます。

14ページをお開きください。

13款分担金及び負担金、2項負担金、4目農林水産業費負担金、190万円を補正いたしまして補正後の額を190万円といたします。1節農業費負担金190万円、内容につきましては、中山間地域総合整備事業における入谷地区の農用地開発事業地元負担金でございます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、15ページをごらんください。

4目教育使用料、222万5,000円を減額補正いたしまして補正後の額を1,701万3,000円といたします。1節幼稚園使用料234万8,000円の減額でございます。内容につきましては、各幼稚園の使用料の精算でございます。

16ページをごらんください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、957万6,000円を減額補正いたしまして補正後の額を1億3,463万2,000円といたします。1節社会福祉費負担金774万8,000円の減額でございます。内容につきましては、事業費確定に伴う福祉費負担金のそれぞれの精算でございます。

3目災害復旧費国庫負担金、737万5,000円を減額補正いたしまして補正後の額を775万6,000円といたします。1節公共土木施設災害復旧費負担金737万5,000円の減額でございます。内容につきましては、平成16年10月9日の災害復旧費の精算によるものでございます。

17ページをごらんください。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、187万3,000円を減額補正いたしまして補正後の額を735万8,000円といたします。1節社会福祉費補助金187万3,000円の減額でございます。内容につきましては、事業費確定による社会福祉費補助金を精算するものでございます。

18ページをお開きください。

3項委託金、2目民生費委託金、117万9,000円を減額補正いたしまして補正後の額を475万7,000円といたします。1節国民年金事務費委託金117万9,000円の減額でございます。内容につきましては、事務費の精算により減額するものでございます。

16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、465万4,000円を減額補正いたしまして補正後の額を5,860万8,000円といたします。1節社会福祉費負担金416万6,000円の減額でございます。内容につきましては、国庫負担金同様にそれぞれ実績に基づき精算するものでございます。

19ページをごらんください。

2項県補助金、2目民生費県補助金、698万4,000円を減額補正いたしまして補正後の額を7,763万9,000円といたします。1節社会福祉費補助金698万4,000円の減額でございます。内容につきましては、それぞれの事業実績により精算するものでございます。

20ページをお開きください。

4目農林水産業費補助金、252万3,000円を減額補正いたしまして補正後の額を862万1,000円といたします。1節農業費補助金234万2,000円の減額でございます。内容につきましては、

農地情報管理システム整備事業の完了に伴う精算でございます。

5目商工費県補助金、460万円を減額補正いたしまして補正後の額を6,290万4,000円といたします。1節観光費補助金460万円の減、内容につきましては、ともに16年度事業実績に基づく精算でございます。

3項委託金、1目総務費委託金、55万7,000円を減額補正いたしまして補正後の額を1,690万円といたします。3節選挙費委託金135万7,000円の減額でございます。内容につきましては、3月3日執行の静岡海区漁業調整委員会委員選挙が無投票のため減額をするものでございます。

22ページをお開きください。

18款寄付金、1項寄付金、3目民生費寄付金、2万円を補正いたしまして補正後の額を2万1,000円といたします。1節社会福祉費寄付金2万円、内容につきましては、社会福祉費寄付金として東伊豆町稲取439番地鈴木邦子様より寄せられました御浄財でございます。社会福祉基金へ積み立てをさせていただきます。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、5,400万円を減額補正いたしまして補正後の額を6,360万円といたします。1節財政調整基金繰入金5,400万円の減額でございます。内容につきましては、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

23ページをごらんください。

21款諸収入、1目延滞金負担金及び料料、100万円を補正いたしまして補正後の額を400万円といたします。1節延滞金100万円、内容につきましては、徴収実績に基づき増額補正をするものであります。

4項雑入、24ページをお開きください。2目雑入、2,186万6,000円を補正いたしまして補正後の額を9,477万2,000円といたします。8節雑入2,208万8,000円、主な内容は、細節16の賀茂地区交通災害共済組合が3月31日をもって解散するため、基金の8割の配分金であります。

25ページをごらんください。

22款町債、1項町債、町債につきましてはそれぞれの事業確定に伴い最終調整をさせていただきます。

26ページをお開きください。

次に、3の歳出ですが、全体的に精算が主な内容となっております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、581万8,000円を減額補正いたしまして補

正後の額を5億796万1,000円といたします。3節職員手当438万5,000円の減額でございます。内容につきましては、退職金の率の引き下げによる退職手当組合特別負担金の減額でございます。

5目財産管理費、232万1,000円を減額補正いたしまして補正後の額を4,815万1,000円といたします。27ページをごらんください。13節委託料250万6,000円の減額でございます。主な内容につきましては、細節14の庁舎屋上改修調査委託料200万円の減額でございます。内容につきましては、太陽光発電等の絡みがございまして、今回調査委託料を減額してございます。細節18備品購入費107万8,000円、内容につきましては、先ほど町長が冒頭で申し上げましたように、自動車が古くなったため自動車を購入するものでございます。

31ページをお開きください。

4項選挙費、4目静岡海区漁業調整委員会委員選挙費、135万5,000円を減額補正いたしまして補正後の額を20万5,000円といたします。内容につきましては、無投票により当選人が確定したため投票経費を減額するものであります。

34ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費、1,020万9,000円を減額補正いたしまして補正後の額を1億3,681万7,000円といたします。20節扶助費1,013万4,000円の減額でございます。主な内容につきましては、細節12の知的障害者施設訓練等支援費、細節13身体障害者居宅生活支援費、いずれも事業費確定による精算となっております。

35ページをごらんください。

3目老人福祉費、869万8,000円を減額補正いたしまして補正後の額を9,797万5,000円といたします。20節扶助費940万円の減額でございます。内容につきましては、老人保護措置費の実績による精算でございます。23節償還金利子及び割引料212万2,000円、内容につきましては、平成15年度の在宅福祉事業の国・県への過年度返還金でございます。

36ページをお開きください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、284万5,000円を減額補正いたしまして補正後の額を9,182万5,000円といたします。13節委託料218万4,000円の減額でございます。37ページをごらんください。主な内容につきましては、細節5の保育ママ委託事業の実績による精算146万5,000円が主な内容でございます。

38ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、221万9,000円を補正いたしまして補正後

の額を2,702万9,000円といたします。19節負担金補助及び交付金223万8,000円、内容につきましては、合併処理浄化槽設置補助金の実績に基づいて補正するものでございます。

39ページをごらんください。

9目老人保健医療費、865万2,000円を補正いたしまして補正後の額を1億200万2,000円といたします。28節繰出金865万2,000円、内容につきましては、医療費の伸びによる老人保健医療特別会計町負担分の増額によるものでございます。

40ページをお開きください。

2項清掃費、2目塵芥処理費、2,254万4,000円を減額補正いたしまして補正後の額を2億1,959万2,000円といたします。13節委託料398万4,000円の減額をいたします。内容につきましては、事業の執行残でございます。19節負担金補助及び交付金1,765万円の減額をいたします。内容につきましては、細節2の東河環境センター分担金1,750万円の減、内容につきましては、再資源化別の市況の好調により塵芥処理業務委託料が不要となったことによる減額でございます。

4目し尿処理費、912万2,000円を減額補正いたしまして補正後の額を2,232万3,000円といたします。19節負担金補助及び交付金912万2,000円の減額といたします。内容につきましては、東河環境センターの燃料費や焼却方法の研究等により経費の削減を図ったことによる912万2,000円の減額でございます。

41ページをごらんください。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、261万円を減額補正いたしまして補正後の額を2,456万5,000円といたします。13節委託料227万5,000円の減額でございます。内容につきましては、農地情報管理システムの事業完了による精算でございます。

42ページをお開きください。

2項林業費、1目林業振興費、183万6,000円を減額補正いたしまして補正後の額を458万円といたします。13節委託料156万3,000円の減額といたします。内容につきましては、松くい虫防除事業の精算によるものでございます。

44ページをお開きください。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、158万4,000円を減額補正いたしまして補正後の額を3,105万8,000円といたします。19節負担金補助及び交付金113万7,000円の減額といたします。主な内容につきましては、細節14の緊急経済支援対策資金の利子補助金事業の事業完了による減額でございます。

3目観光費、1,054万7,000円を減額補正いたしまして補正後の額を2億6,845万8,000円といたします。45ページをごらんください。15節工事請負費982万円の減額といたします。主な内容につきましては、熱川桜山公園の入札差金及び稲取竜宮岬公園などの事業完了による精算でございます。

46ページをお開きください。

7款土木費、3目道路新設改良費、210万円を減額補正いたしまして補正後の額を8,207万2,000円といたします。15節工事請負費210万円の減額といたします。主な内容につきましては、稲取観光1号線工事の完了に伴う精算でございます。

48ページをお開きください。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、130万5,000円を減額補正いたしまして補正後の額を1,070万8,000円といたします。13節委託料130万5,000円の減額といたします。内容につきましては、都市計画調査事業の完了に伴う精算でございます。

52ページをお開きください。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、306万2,000円を減額補正いたしまして補正後の額を4,528万5,000円といたします。13節委託料214万4,000円の減額といたします。主な内容につきましては、旧稲取幼稚園舎調査委託料の事業完了に伴う212万8,000円の精算でございます。

57ページをお開きください。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、280万3,000円を減額補正いたしまして補正後の額を2,243万7,000円といたします。11節需用費181万8,000円の減額といたします。内容については、今年度熱川・稲取両地区の町民大会が中止のため消耗品費を減額するものでございます。

2目学校給食費、159万円を減額補正いたしまして補正後の額を5,225万7,000円といたします。58ページをごらんください。7節賃金170万円の減額といたします。内容につきましては、臨時職員が2名途中で退職したためでございます。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう災害復旧費、1,329万6,000円を減額補正いたしまして補正後の額を1,582万1,000円といたします。15節工事請負費1,280万円の減額といたします。内容は、町道稲取片瀬線黒根付近の災害復旧工事の事業費確定による減額でございます。

7ページへお戻りください。

第2表、債務負担行為につきましては、4月1日より収集業務が始まるため3月中に契約行為を行うため、債務負担行為として資源ごみ・可燃ごみ等収集業務委託を追加させていただくものでございます。変更につきましては、事務機器等のリース料の変更でございますので、ごらんになっていただきたいと思います。

8ページをお開きください。

次に、第3表地方債補正でございますが、中山間地域総合整備事業180万円の減、稲取竜宮岬公園整備事業50万円の減、片瀬海岸観光施設整備事業10万円の減、熱川桜山整備事業300万円の減、下小田原都市下水道整備事業20万円の減、町道稲取片瀬線災害復旧工事370万円の減、地域再生事業債110万円の減といたします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでありますので、ごらんになっていただきたいと思います。

9ページをごらんください。

その歳入歳出補正予算事項別明細書でたゞいま説明いたしました内容を総括してあります。まず歳入の合計で申し上げます。補正前の額51億5,870万9,000円に1億1,329万2,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を50億4,541万7,000円といたします。

10ページをお開きください。

次に歳出ですが、歳入同様に合計で申し上げます。補正前の額51億5,870万9,000円に1億1,329万2,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を50億4,541万7,000円といたします。

次に補正額の税源内訳ですが、特定財源といたしまして国県支出金4,002万4,000円の減、地方債1,040万円の減、その他1,207万7,000円の減、一般財源5,079万1,000円の減といたします。

以上、まことに簡単ですが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 何点かお聞きしたいと思います。

まず歳入の関係ですが、今回は基金の方の取り崩しを減らしたというふうなことがいろいろありました。ということで、この補正を通した場合の基金残高の状況並びに地方債残高の金額を教えてくださいたいと思います。

次に、21ページの財産収入の関係ですが、町有地の貸付料等とございますが、この変更内

容について少しお伺いしておきたいと思います。

歳出の方ですけれども、まず1点目に41ページですが、農地情報管理システムと、これは工事差金、委託差金といえは委託差金なのですが、どういうところにどういう内容をせられたのか。単年度ということであればほとんどそういうものについてはもうでき上がりつつあるのかなというふうに思うのですが、その状況、内容についてお聞かせいただきたいと思います。

次に45ページ、桜山の問題ですが、さっきも言っておいてくどいと言われないようにしたいのですけれども、あと2週間ぐらいで工期が終わってしまうわけです。最近工事を見ていると、どうもテラスの方の工事をずっと今やっているというふうに思うのです。そうすると、例えば今の国道135号線から見えるあたり、本当に樹木が伐採されてもう山肌がそのままむき出しの状況ではないですか。

工期が終わる段階で本当にどうなるのか。災害との関係でどこまで本当に安全と言い切れるのか。この減額を認めるということはそういう意味合いがあるのではないか。例えばああいう造成したのり面に芝生を張ったりとかそういう作業をしていて、あと2週間たったらそういうところが当面何とかなるというふうな見通しではないではないですか。今はとにかくテラスの方をつくっているのだから。あと2週間たっても、今木を切り山を切り開いたところについてはそのまま残るのではないか。この状況で本当に放置できるのかな、それだったらここで減額するというだけではなくて別の対応をしなくて本当にいいのかなと、切実に私は不安なのです。

この点について、町長にぜひお見通しをお聞かせいただきたいと思いますし、どういうふうな対応になるのかお聞かせいただきたいと思います。

次に52ページになりますが、旧稲取幼稚園の調査ということで減額が出ておりますが、結局これはどうなったのか。結論がもう出ているものであれば簡単に概略をお聞かせいただきたい。こういう調査をしましても、私どもが要求しませんとそういうものの報告書というのは見ることはできませんので、このたびこういう補正が出ておりますので、減額修正が出ておりますので、事業完了したということであればそういう内容についてお聞かせいただきたいと思います。

あと、46ページの稲取上野地区の基本調査委託料の方も事業が終了したということだと思っておりますけれども、どういう結果を得ているのか、この際お聞かせいただきたいと思います。またこういう問題が来年度等につながっていくかと思っておりますので、結果の報告もお聞かせい

ただきたい。

議長（太田長八君） 収入役。

収入役（渡辺富夫君） 私の方から、財政調整基金について答弁をさせていただきたいと思  
います。

基金の繰入金総額につきましては、1億1,760万円の中で今回5,400万円の減額措置をさせ  
ていただきました。それで今現在、基金の額につきましては1億925万3,590円が残金として  
あるわけですが、全額繰入措置をしてありますので、5,400万円は戻し入れるとい  
うことの中で増額になります。

それから、土地売却収入の中で財調の予算積み立てが5,477万円、これはホテル銀水荘に  
用地を売却したときの補正予算措置の残額を積み立てた関係でございますので、一応年度末  
につきましては2億1,802万3,590円になります。

以上です。

議長（太田長八君） 総務課長。

総務課長（村木 脩君） 地方債の残高でございますが、16年度末で48億6,794万6,000円と  
いう残高になっています。

議長（太田長八君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（太田英明君） 財産貸付収入の土地貸付収入の内容ですけれども、  
町有地の貸付料8万1,000円の増額につきましては、東電、N T T等の電柱の新設があった  
ということで増額となっております。

それから、土地貸付料の3万7,000円の減額につきましては、西馬道及び東海岸の駐車場  
で途中解約があったということで、一部何カ月分かが減額になっております。

議長（太田長八君） 農林水産課長。

農林水産課長兼農業委員会事務局長（鈴木新一君） それでは、農地情報管理システムの件  
ですけれども、成果品は明日か来週の頭ぐらいに導入されるということで、その後につつま  
しては月末まで操作の指導を受けるということです。内容的には、農地を1筆1筆地図化・  
データ化して農振農用地等をすぐ出せる、それから料金設定がどうされているかというこ  
とも全部入りますので、例えば担当者がいなくて今までわからなかったのが、操作だけ覚えれ  
ばだれがやっても農地についてはわかるようになっている、そんなシステムです。

議長（太田長八君） 観光商工課長。

観光商工課長（山本幸雄君） ただいまの桜山の国道から入っている作業道、こののり面の

関係についてですが、現在の作業道につきましては新築建設の一部の土地とグリーン企画の土地を借りて作業道として町有地と、その中で利用させていただいております。

それで、今ちょっとお話がありました防災上の面というものは確かに我々も重要だと認識しております。その中で今、吹きつけという話もありましたけれども、そういう一例としては、まだ工程中という中で今は予定しておりません。ただし、工期内における防災上の観点につきましては、請負業者の方ともいろいろ綿密に打ち合わせをしておりますので、それらにつきましては不安のないように、当然これからの打ち合わせの中にはこれが項目として入っておりますので、具体的なものとしてどういう形のものでやっていくかというのはこれからまた設計士等も交えて、業者等も交えての工程会議の中で打ち合わせをしていく予定になっておりますので、御理解願います。

議長（太田長八君） 建設課長。

建設課長（村木重男君） 私は、建設課の上野地区の基礎調査の関係でお答えいたします。

最低面積が60坪から70坪の分譲計画をいたしまして、区画としては70から80ぐらいを予定しております。

議長（太田長八君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（稲葉忠明君） 旧稲取幼稚園の耐震診断の結果ですけれども、県の耐震診断数値1.03を下回り、耐震補強してもとても現況の建物を使うのは無理だというような結果が出ておりました。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 県と地方債はわかりましたので財産収入からお聞きしますが。

企画課長、町民の皆さんから2つ聞いてくれと言われております。一つは東海岸の駐車場で、2つの使用があるのですね。一つは岬の館で使っているのはどうなっているのだという部分と、伊東園が使っているではないかと。町はあれのお金を取っていますかというふうなことを伺っているのです。

地元の人に、伊東園駐車場と看板を立てて車を誘導したのだけれども、あれは町はどうしたのだという話を聞かれたものですから、そういうものの事務処理はこういうものに入っているのかどうか教えていただきたいというのが1つでございます。

2つ目の農林水産の仕事、これはさっき一般質問にあったような会社がやるような仕事ではないかと思いますが、ああいう会社がやったわけですか。システムのパンフレットを見ていたらこの内容をやるような会社だから、そういう会社がやったわけですか。すると、

農林水産課の仕事と観光商工課の仕事と2つやっているわけだ。

それと上野地区の問題について、町長は新年のごあいさつ等々でもそういう問題に触れられておりましたけれども、これは結局、調査しまして結論はどうなるのでしょうか。17年度にどうするのかなというふうに今思ったのですけれども、環境的な問題だとかいろいろな地盤や造成の問題とかもあつたらうと思うのですけれども、今後こういうのが造成できるというふうに判断しておるのかどうか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

それで、桜山公園の問題ですけれども、今観光課長が言った点でいうと、問題は工期内の25日ではないのです。工期が終わった後、17年度工期が始まるまで半年余りぐらいの時間があるだろうと。このときに今の25日までどういう工事がなされて、どういう対応がされるのかが私はわからない。完成図面はもしかしたらこの間いただいたような図面になるのかもしれない。だけれども、あれは一度にできないわけだから、そうすると今展望台をやっている。今あそこに仮設道をつけるところとかがないのだけれども、半年間工事が中断するわけです、単年度単年度で工事をしていくわけだから。この半年の間耐えられるのか。工事をしている間は現場監督の人が、作業員が来ていろいろやっていますから、いろいろあればそれに対応はされるでしょう。残りの次の工事が始まるまでの半年間に万が一のことがあるようなことはないのだろうか。

管理している業者の方を含めて、どういうふうに25日の段階で地形がなって防災対策がなされるのか。その状況でとにかく終わってもらわなかったら、完成品ならいいのだけれども、未完成品のまま半年遊ぶのだから。この半年間の問題なのです。それを設計監理また施行している人たちが真剣に検討して対応されているかどうかということです。そこがすごく心配なわけです。だから、どういうふうになるのかということをご教えてください。

旧幼稚園については、そういうことでもうこれは解体しかないなというふうに思うのです、これはわかりました。

ぜひ上記の点についてお聞かせください。

議長（太田長八君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（太田英明君） 御質問の駐車場につきましては、恐らく今まで東海汽船が発着するときに使っていた方の海岸の広い駐車場のことだと思いますけれども、今回補正したところはその場所ではありませんで、うちの方で今管理しているところは、料金を取っているところは、松山釣具店の前とマリーナーさんの前の駐車場でございます。

埋め立ての方の駐車場につきましては、岬の館の方で大型バスが来たときに置くところが

ないからということで、そこへ置く分にはいいでしょうという話はしてございます。

それから伊東園については、赤尾さんの近くの工事がありまして、あそこへ車が通行できないということで、建設課の方から工事期間中だけ伊東園の車あるいはお客さんが来た車をそこへ置かせてくれないかという話がありまして、その期間中だけですよということで置かせた経緯がございます。

議長（太田長八君） 観光商工課長。

観光商工課長（山本幸雄君） 再三あれですけれども、確かに防災面につきましては御指摘のとおり、工事の後の新年度の着工までの間というものは我々もちょっと心配しておりますし、当然その安全面につきましては、専門的に技術的にどういう形でやっていくかということとは、これから工事期間中には何らかの形で取り組んでいくという、そういう方向で考えております。

具体的な形については、何をどうするということについてはまだ伺っていませんけれども、将来的にはあそこはのり面を利用して桜を植える計画になっております、植栽の区域として。ですから、3月25日以降の形については検討させていただきたいと思っております。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 2つに絞って質問します。

岬の館は、前にお話があったときも、設備投資をした関係からすれば駐車料金で町は収益をあげてほしいなというふうに思っていましたので、そういう対応で本当にいいのかなというふうに私は思っております。

それと、最後なので、町長、今の課長の答弁の内容でいくと、この時点に来て、3月25日で今年度分の工事が終わるのだけれども、こういうふうに防災的にも安全ですという具体的な中身が見えてこないではないですか。これは大変心配な状況ではないかと私は思うのです。桜山公園がいいとか悪いとかの問題ではなくて、本当にその状況では終われないのではないかとこのように私は感じているのですが、責任を持って25日までに議会に、設計者なりまた施工業者がどういう対応をするのかその検討結果というものをぜひ報告していただくよう御尽力いただけませんか。ひとつお願いいたします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 山田議員の心配性は先ほどの一般質問でも十分わかっております。私も先ほど申し上げましたように、業者を何度も呼んで防災対策というものをやったということとをさっきも答弁したわけです。もちろん設計業者も呼んで、私自身が、そんなことでどう

するのだという形でかなり文句を言ったという中で、防災対策というものは、施工業者が土側溝とかあるいはコンクリートパネルとか、工事場でできるものに対してはやっている。

今の質問ですと、今後、この工期が終わって次の発注までの間を大変心配していると。実は私もそれはちょっと心配しているのです。なぜかというと6月の雨というものがありますから、やはり表土が流れやすい、赤土で滑りやすいところ、だからそういったことで県の観光交流室ともまた協議をしなければなりませんけれども、できるだけ早く内示をいただいて、早い発注ができればという形で。

まず植栽が今度ありますので、植栽をした後、では種子を吹きつけたりしてそういった滑りどめをするかという問題も、今後の第2期の中では考えなければならない問題だろうということで、決しておろそかにしているわけではございませんし、そういった心配も、山田議員ほどはしていませんけれども心配はあるという形で私どもも考えておりますから、ぜひそこからまた御理解をお願いしたいと思います。

それから、先ほどの上野の例の町有地の問題は早く片づけたいと思っているのです。というのは、基本的な絵ができましたので、先ほど60坪から70坪と言いましたけれども、大きいところだと90坪ぐらいの区画もあります。一部手直しをしまして、当初70以上の区画をというように考えたのですが、真ん中にもう一本道を入れてちょっとゆったりとした区画という形で、今現在は65区画が3本の道を入れてできるようにはなっていますが、今後、あのままでいいのかということでもう少し精査をしたい。

それで、ある程度の方角が出ましたら議会の皆さんと相談をしまして、今後どういうようにしてあそこを、直営で開発するのか、それともデベロッパーに任せるのか、こういうようなことも考えながら私としてはやはり早く、あその土地開発基金を寝かしてありますからそれを回収したいという気持ちはありますけれども、また議会の皆さんとの協議の中で御意見等も賜りながら、今後のしかるべき方向というものを見出してまいりたい。今現在はそういったことでひとつ御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） ほかに質疑はありませんか。

7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） 私も幾つかあるのですが、歳入関係と絡んでいるものもあります。ですから、歳出の方から順次やらせていただきます。

35ページの老人保護措置費も当然歳入が絡んできて、国・県かどこかの補助金があると思うのです。歳出を900万円減額するという形になると、当然歳入も何らかの減額措置になっ

ているのではないかと思います。

それで、要するに毎年毎年こういう国・県が補助のついているものは恐らく当初予算で上がってくると思うのです。どうしてこれだけ大きな金額になったかということをお教えいただけますか。

あと、37ページの保育ママ委託料も当然歳入との絡みがある。事業が要するに減少したのかどうか。何人が対象で何人にこういうふうにして減額措置をとったよという形のものを伺いたい。

それから、大体同じような関係になりますけれども、34ページの知的障害者訓練費ですか、500万円ですね。これもだいたい扶助費ですから絡んでくるのではないと思う。要するに、毎年毎年こういう金額が大きくなると、当然歳入でも見込んで当初予算を組んでいきますね。どういう措置の方法をとっているかちょっとお聞かせください。

議長（太田長八君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（鈴木清司君） それではお答えします。

まず20節の扶助費、老人保護措置費ですけれども、これにつきましては、賀茂老人ホーム及び長岡寮という老人福祉施設があるのですが、賀茂老人ホームに入所している方が14名、長岡寮が1名、現在15名がいるわけですけれども、当初19名というふうなことで予算措置をしておりました。しかしながら、16年度中に2名の方が退所したというふうなことで、新たに2名の方が9月と12月に年度途中に入ったというふうな関係があります。それで、1名の方が11月に亡くなっております。この3名の一応異動というふうなことと、当初19名が現在15名というふうな内容でこのような大きな金額が減額されております。

これにつきましては歳出が減額になりますので、歳入の方も16ページの細節2にあります国の負担金になるわけですけれども、当然こちらの方に関係して、こちらの部分も減額補正というふうな形になります。この老人保護措置費につきましては国と県があります。国が2分の1、県が4分の1という補助率になっております。

それから、保育ママの委託料は146万5,000円の減額になりますけれども、これにつきましては現在17名の保育ママの登録者がおります。しかしながら、当初予算の状況では学童、小学生が1名、幼児が5名というふうな形で見込んでおりましたが、実績では保育日数が非常に少ない、この制度を利用する方が少ないというふうな状況があります。その背景には、幼稚園の預かり保育とか稲取保育園とか、そういうところの施設を利用しているという状況になります。だから、保育ママの委託料につきましてはその制度を活用する方が非常に最近少

ないというふうな状況で、このような減額になります。

もう一点の知的障害者の関係になりますけれども、これは自活訓練加算費 6 人分を見込んでおりましたけれども、制度利用ができるまで回復できなかった方が数名おります。そのような関係でこの減額になっております。知的障害施設で自立するというふうな内容で 6 人を見込んでおりましたけれども、その自立が難しいというふうな状況でこの支援費の方が減額という形になります。

以上です。

議長（太田長八君） 本日の会議は、議事の都合によってあらかじめ延長いたします。

7 番、山本鉄太郎さん。

7 番（山本鉄太郎君） そうすると、生徒数とかそういう利用者とかが当初見込んだよりも少なくなった、増えたとかというような感じでこれだけ国・県の補助金が減ったり増えたりするわけですよ。

それで、町長、こういうことは今実数や見込みでやると思うのですが、17年度もこういう国・県絡みの補助金がありますので、こういう形のもの恐らく出てこようかと思うのです。その辺、どういう試算の方法を用いようかという形がありますか。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 今の支援費制度というものはやはり初年度だったということもありまして、例えば知的障害の云々というのがありましたね。それが自立をすると。要するに、施設支援から在宅支援に変わっていくというのが国の大きな流れというのは御案内のとおりでございます。そういった中で当初見込んだ人数、この人数は大丈夫だろうという形で、結果的には自立ができなかったという形でその支援費の対象にならなかった。こういう形でまた減っていった。

新年度もやはりある程度、自立というのを国の政策で打ち出していますから、それに沿った形でやっていくのですが、なかなか見込みと実数が合わないということもありまして、最終的にこういう精算をせざるを得ないかなと。国・県・町の両方の補助金と町の負担金が全部絡むものですから、おっしゃるように今国県、2分の1、4分の1、4分の1という形も、今後もこの制度が続く限りこういう現象というのは、正確な数というのは当初ではある程度把握できても、実際にそれが年度の途中で減るのか増えるのかという、こういう増減というのは当然今後も考えていかなければならないというようには考えておまして、正確な数字がつかめなくて申しわけないのですが、これだけは相手のあることですから、そういうこと

でぜひ御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第18号 平成16年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 散会の宣告

議長（太田長八君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時59分

## 平成17年第1回東伊豆町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

平成17年3月11日(金)午前10時開議

- 日程第 1 議案第19号 平成16年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  
日程第 2 議案第20号 平成16年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算(第3号)  
日程第 3 議案第21号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第3号)  
日程第 4 議案第22号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第4号)  
日程第 5 議案第23号 平成16年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第4号)  
日程第 6 議案第24号 平成17年度東伊豆町一般会計予算  
日程第 7 議案第25号 平成17年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算  
日程第 8 議案第26号 平成17年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算  
日程第 9 議案第27号 平成17年度東伊豆町介護保険特別会計予算  
日程第10 議案第28号 平成17年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算  
日程第11 議案第29号 平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算  
日程第12 議案第30号 平成17年度東伊豆町水道事業会計予算

### 出席議員(12名)

- |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 飯田龍一君 | 2番  | 森田礼治君  |
| 3番  | 西村弘佐君 | 5番  | 関野博君   |
| 6番  | 鈴木勉君  | 7番  | 山本鉄太郎君 |
| 8番  | 八代善行君 | 10番 | 太田長八君  |
| 11番 | 居山信子君 | 12番 | 定居利子君  |
| 13番 | 山田直志君 | 14番 | 内山恒昭君  |

### 欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 片野武君 助役 太田俊彦君

収入役	渡辺 富夫 君	教育 長	石井 建三郎 君
総務課長	村木 脩 君	企画調整課長 兼 防災監	太田 英明 君
税務課長	西川 真人 君	収納課長	楠山 節雄 君
農林水産課長 兼 農業委員会 事務局 長	鈴木 新一 君	建設課長	村木 重男 君
観光商工課長	山本 幸雄 君	消防次長	平山 孝 君
教育委員会 事務局 長	稲葉 忠明 君	住民課長 兼 熱健康づく り課長	山田 嘉之 君
福祉介護課長	鈴木 清司 君		鈴木 希美雄 君
水道課長	田中 輝知 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	加藤 悟 君	書 記	石井 尚徳 君
--------	--------	-----	---------

開議 午前 10 時 00 分

#### 開議の宣告

議長（太田長八君） ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成17年東伊豆町議会第1回定例会第3日目は成立いたしましたので、開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

#### 議事日程の報告

議長（太田長八君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。

議事日程に従い議事を進めます。

#### 日程第1 議案第19号 平成16年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)

議長（太田長八君） 日程第1 議案第19号 平成16年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） おはようございます。

それでは、議案第19号 平成16年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に1,925万2,000円を追加をいたしまして、歳入歳出をそれぞれ17億7,228万4,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、まず歳入では共同事業交付金の確定と国庫支出金、これは普通調整交付金ではありますが、この増額を見込み補正措置をしたところでございます。この増額分を一般退職被保険者等療養給付費等に充当して調整を図ったものでございまして、詳細につきましては健康づくり課長から説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。議長（太田長八君） 健康づくり課長。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） それでは、ただいま提案されました議案第19号 平成16年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、概要説明を申し上げます。

平成16年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,925万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,228万4,000円といたします。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

4 ページをお開きください。

まず、歳入ですが、3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目療養給付費等負担金から20万5,000円を減額補正し、5億6,997万8,000円といたします。高額医療費共同事業拠出金負担金の確定による減であります。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金から746万9,000円を補正し、1億1,832万円といたします。普通調整交付金の760万6,000円の増は、2月の申請額に基づき増額といたしました。特別調整交付金の13万7,000円の減は、エイズパンフレット、医療費通知の減によるものであります。

5款県支出金、2項県負担金、1目高額医療費共同事業拠出金負担金から20万5,000円を減額補正し、1,046万6,000円といたします。高額医療費共同事業拠出金負担金の確定によるものであります。

5 ページをごらんください。

6款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目共同事業交付金に1,219万3,000円を補正し、5,119万3,000円といたします。高額医療費共同事業交付金で最終確定による増額となったものであります。

6 ページをお開きください。

次に歳出ですが、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費に1,989万円を補正し、8億8,131万円といたします。一般被保険者療養給付費保険者負担金が2月支払い分で前年対比9.5%増となっておりますので、今後の伸び率を見込み増額といたしました。

2目退職被保険者等療養給付費に245万円を補正し、1億7,613万4,000円といたします。退職被保険者等療養給付費保険者負担金も2月支払い分で前年対比6.6%増となっておりますので、今後の支払いを見込み増額といたしましたものでございます。

3目一般被保険者療養費に40万円を補正し、368万4,000円といたします。一般被保険者療養費保険者負担金につきましても、柔整、コルセット等の増によるものでございます。

7ページをごらんください。

4目退職被保険者等療養費に25万円を補正し、98万6,000円といたします。退職被保険者等療養費保険者負担金につきましても、柔整、コルセット等の増によるものでございます。

2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費から270万円を減額補正し、1,060万円といたします。退職被保険者等高額療養費保険者負担金の減は、2月の支払い分の実績に基づき減額といたしましたものでございます。

8ページをお開きください。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金に60万円を補正し、1,260万円といたします。出産育児一時金で当初40人を見込んでおりましたが、母子手帳等の確認をいたしまして42人、2人の増額といたしました。

5款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金から82万円を減額補正し、4,186万5,000円といたします。高額医療費共同事業医療費拠出金の確定による減額でございます。

9ページをごらんください。

6款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費から87万8,000円減額を補正し、357万5,000円といたします。消耗品費の減で、エイズパンフレット、健康パンフレット等の見積入札によりまして、その差金分の減額でございます。

3ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を、この歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額17億5,303万2,000円に1,925万2,000円

を補正いたしまして、補正後の額を17億7,228万4,000円といたします。

次に歳出ですが、合計で申し上げます。補正前の額17億5,303万2,000円に1,925万2,000円を補正いたしまして、補正後の額を17億7,228万4,000円といたします。

次に補正額の財源内訳ですが、国県支出金746万9,000円、その他財源1,219万3,000円、一般財源41万円の減といたします。

以上、簡単ですが説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号 平成16年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第20号 平成16年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算  
（第3号）

議長（太田長八君） 日程第2 議案第20号 平成16年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、議案第20号 平成16年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出の総額に1億187万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出

予算をそれぞれ15億8,553万9,000円とするものであります。

2月末の医療費の支払い実績に基づき今後の医療費の伸びを推計いたしまして、公費負担割合に応じて補正措置をいたしたものでありまして、詳細につきましては健康づくり課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 健康づくり課長。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） それでは、ただいま提案されました議案第20号 平成16年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算（第3号）について、概要説明を申し上げます。

平成16年度東伊豆町の老人保健医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億187万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,553万9,000円といたします。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

3 ページをお開きください。

まず歳入ですが、1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目医療費交付金に5,691万3,000円を補正し、9億5,971万7,000円といたします。医療費交付金で医療費の伸び率の実績に基づき推計し、負担割合により増額といたしました。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費負担金に2,761万2,000円を補正し、4億1,043万3,000円といたします。医療費国庫負担金も医療費の伸びの実績に基づき推計し、負担割合により増額といたしましたものでございます。

3款県支出金、1項県負担金、1目医療費負担金に865万3,000円を補正し、1億260万8,000円といたします。医療費県負担金も同様の推計により、負担割合に基づき増額といたしましたものでございます。

4 ページをお開きください。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金に865万2,000円を補正し、1億200万2,000円といたします。一般会計繰入金も同様の推計により、負担割合に基づき増額といたしましたものでございます。

5 ページをごらんください。

次に歳出ですが、1款医療諸費、1項医療諸費、1目医療給付費に1億183万円を補正し、

15億4,899万2,000円といたします。医療給付費で、歳入でも申し上げましたが、医療費の伸びが前年対比11%の大幅な増加となっております。今後の支払いを見込み推計し、増額としたものでございます。

2ページにお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を、この歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額14億8,366万4,000円に1億187万5,000円を補正いたしまして、補正後の額を15億8,553万9,000円といたします。

次に歳出ですが、合計で申し上げます。補正前の額14億8,366万4,000円に1億187万5000円補正いたしまして、補正後の額を15億8,553万9,000円といたします。

次に補正額の財源内訳ですが、国県支出金3,626万5,000円、その他財源5,695万8,000円、一般財源865万2,000円といたします。

以上、簡単ですが説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号 平成16年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第21号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（太田長八君） 日程第3 議案第21号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計補正予

算（第3号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 議案第21号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から349万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算をそれぞれ8億5,673万3,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳出では保険給付費の減額と、歳入では給付費に伴う国庫支出金など法定負担分の変更交付額の決定に伴い、減額補正をいたしたものでありまして、詳細につきましては福祉介護課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（鈴木清司君） それでは、ただいま提案されました議案第21号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要説明をいたします。

平成16年度東伊豆町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ349万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,673万3,000円といたします。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますけれども、4ページをお開き願います。

まず歳入ですが、1款保険料、1項介護保険料、補正前の額から184万1,000円を減額し、補正後の額を1億3,618万8,000円といたします。内容につきましては、特別徴収対象者の死亡及び転出などにより減額するものであります。

次に、4款国庫支出金、1項国庫負担金で、補正前の額から139万4,000円を減額し、補正後の額を1億5,843万円といたします。内容につきましては、現年度分介護給付費負担金で、介護給付費の20%分に変更交付決定によるものであります。

次のページで、2項国庫補助金で、補正前の額に56万6,000円を追加し、補正後の額を4,164万4,000円といたします。内容につきましては、普通調整交付金で変更交付決定による

ものであります。交付率は4.94%となります。

6 款県支出金、1 項県負担金、補正前の額から87万2,000円を減額し、補正後の額を9,781万6,000円といたします。内容につきましては、介護給付費県負担金で、介護給付費の12.5%分に変更交付決定によるものであります。

次のページをお願いします。

次に歳出で、1 款総務費、1 項総務管理費、補正前の額から9万円を減額し、補正後の額を523万円といたします。内容につきましては、普通旅費、消耗品、国保連合会への業務委託料でございます。

3 項介護認定審査会費、補正前の額に9万円を追加し、補正後の額を1,332万9,000円といたします。内容につきましては、雇人料で認定調査に係る調査員の賃金を24万円増額補正する内容でございます。同じく認定調査委託料で15万円減額補正する内容でございます。

次のページで、2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、補正前の額から372万8,000円を減額し、補正後の額を7億5,260万9,000円といたします。内容につきましては、主に通所介護サービス費等を減額した内容でございます。

次に、2 項支援サービス等諸費、3 目居宅支援福祉用具購入費で、補正前の額に5万円を追加し、補正後の額を20万3,000円といたします。5 目居宅支援サービス計画給付費で、補正前の額に5万7,000円を追加し、補正後の額を524万4,000円といたします。内容につきましては、要支援認定者の増加によるものでございます。

次のページをお願いします。

4 項高額介護サービス等費、補正前の額に13万円を追加し、補正後の額を625万2,000円といたします。内容につきましては、高額介護該当者の増加によるものでございます。

3 ページにお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を、歳入歳出補正予算事項別明細書に総括をしてあります。

まず歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額から349万1,000円を減額し、補正後の額を8億5,673万3,000円といたします。

次に歳出ですが、合計で申し上げます。補正前の額から349万1,000円を減額し、補正後の額を8億5,673万3,000円といたします。補正額の財源内訳ですが、国県支出金で170万円の減、一般財源で179万1,000円の減の内容となります。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第22号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算  
(第4号)

議長(太田長八君) 日程第4 議案第22号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) それでは、議案第22号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳出予算の内訳を補正するものでございます。内容につきましては、すべて今年度の最終的な実績を見込んだものであり、その結果、風力発電事業基金への積立予定額は3,040万円となります。

なお、詳細につきましては企画調整課長から説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監(太田英明君) それでは、ただいま提案されました議案第22号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第4号)について、内容を説明させてい

たきます。

平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は「第1表歳出予算補正」によります。

なお、概要説明をいたしますが款項の区分で説明させていただきます。

それでは、3ページをごらんください。歳出について申し上げます。

1款電気事業費につきましては、2項風力発電事業費といたしまして6万8,000円の増額措置をいたしました。内容につきましては、すべて今年度の最終的な実績見込みによるものであり、その結果、基金積立金につきましては12万4,000円の増額補正となり、今年度総額で3,040万円となります。

4ページをごらんください。

次に、3款諸支出金、1項繰出金は、一般会計で実施いたしました風力発電所への進入道路整備が終了いたしましたので、その実績から6万8,000円を減額いたしました。

また、2ページの歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してございます。

以上、まことに簡単ですが概要説明といたします。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第22号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第23号 平成16年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第4号)

議長(太田長八君) 日程第5 議案第23号 平成16年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) 議案第23号 平成16年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、予算第3条に定めました収益的収入及び支出において減額補正を行います。収入で414万5,000円の減額補正を行い、総額4億7,418万7,000円に、支出で98万4,000円の減額補正を行い、総額4億6,885万6,000円といたすものでございます。収入では、給水収益で450万円の減額をしなければならなくなりました。さらに、給水分担金におきましても減額補正を行ったところでございます。費用におきましては、全体では減額補正となりましたが、配水の動力費が大きな伸びを示し、増額となっております。

次に、予算第4条に定めました資本的収入及び支出のうち、支出について継続費の変更に伴う補正を行うもので、22万8,000円の減額を行い、総額で1億5,119万8,000円とするものであります。この補正に伴いまして、補てん財源の変更をあわせて行うところでございます。

さらに第5条におきまして、予算第7条に定めた継続費の変更を行います。これは、実施設計の入札が完了したため、年割額の変更を行うものであります。

詳細につきましては水道課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) 水道課長。

水道課長(田中輝知君) それでは、ただいま提案されました議案第23号 平成16年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第4号)につきまして、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

(総則)

第1条 平成16年度東伊豆町水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによります。

(業務の予定量)

第2条 平成16年度東伊豆町水道事業会計補正予算(以下「予算」といいます。)第2条第2号中「407万4,000立方メートル」を「400万5,000立方メートル」に改め、同条第3号中「1万1,161立方メートル」を「1万972立方メートル」に改めます。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。  
初めに収入についてです。科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

第1款水道事業収益4億7,833万2,000円から414万5,000円を減額し、4億7,418万7,000円といたします。第1項営業収益4億7,396万8,000円から366万5,000円を減額し、4億7,030万3,000円に、第2項営業外収益436万4,000円から48万円を減額し、388万4,000円とします。

次に支出についてです。支出も科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

第1款水道事業費用4億6,984万円から98万4,000円を減額し、4億6,885万6,000円に、第1項営業費用3億9,830万1,000円から83万9,000円を減額し、3億9,746万2,000円に、第2項営業外費用6,623万1,000円から14万5,000円を減額し、6,608万6,000円とします。

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「1億5,142万4,000円」を「1億5,119万6,000円」に、過年度分損益勘定留保資金「9,016万7,000円」を「8,993万9,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正します。

2ページをお開きください。

支出についてです。科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

第1款資本的支出1億5,142万6,000円から22万8,000円を減額し、1億5,119万8,000円に、第1項建設改良費9,350万2,000円から22万8,000円を減額し、9,327万4,000円とします。

(継続費の補正)

第5条 予算第7条に定める継続費の変更は次のとおりと定めます。

款、項、事業名、補正前、補正後の順に申し上げます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、事業名入谷送水施設改良事業、補正前1億1,978万5,000円、年度、年割額(千円)、平成16年度2,703万8,000円、平成17年度9,274万7,000円を、補正後、総額は1億1,978万5,000円と変更ありませんが、年度、年割額(千円)が変更になります。平成16年度が2,681万円、平成17年度が9,297万5,000円とします。22万8,000円は平成16年度から減額し、平成17年度事業費に充当するものでございます。

補正の内容につきましては、参考資料をもとに説明させていただきます。

8 ページをお開きください。

初めに、収益的収入及び支出についてであります。

営業収益の第1目給水収益で450万円の減額補正を行い、2目簡易水道収益で66万8,000円の増額補正を行います。簡易水道、上水道を合わせて383万2,000円の減額を見込みました。この補正で、第2条に述べましたとおり、給水量は上水道で7万3,000立方メートルの減、簡易水道では4,000立方メートルの増、合わせて6万9,000立方メートルの減となります。一日量で189立方メートルの減となります。水需要が一向に増加しない状況を示しており、一日も早い景気の回復を望むところでございます。

3目の受託工事収益では16万7,000円の増額を予定しております。これは給水の引き込みや改良や建てかえが主で、新設は予想よりも少ないのが現状であります。改良、建てかえ等の部品代の増額でございます。

営業収益総額では366万5,000円の減額となります。

次に、営業外収益の2目分担金で42万6,000円の減額であります。これは、今後の新築予想から推計して当初27軒を予定していましたが、23軒に減額するものでございます。しかし、3月の申請によってはまた少し違ってまいります。

3目雑収益で5万4,000円の減額であります。これは電気料負担金の減でございます。

営業外収益では480万円の減額となります。

水道事業収益総額で414万5,000円の減額補正となります。

次に、水道事業費用についてであります。

初めに営業費用についてです。8ページから9ページに、1目原水及び浄水費用について述べてあります。原水及び浄水費ではすべて減額で、委託料で20万円、修繕費で50万円、動力費で50万円、薬品費で10万円、材料費で10万円の減額を行い、総額140万円の減額補正を行います。

9ページには、2目配水及び給水費について記載してあります。配水及び給水費では、燃料費で2万9,000円、通信運搬費で7万7,000円、委託料で10万円、動力費で70万円の増額を行い、合計90万6,000円の増額補正となります。

5目総係費では、燃料費で2万5,000円の増額を行い、委託料で37万円の減額を行い、合わせて34万5,000円の減額補正となります。

営業費用の合計では83万9,000円の減額となります。

次に営業外費用については、この補正による消費税の変更で14万5,000円の減額補正となりました。

水道事業費用総額で98万4,000円の減額となります。

次に、資本的支出の建設改良費の補正内容についてであります。第1目原水及び浄水施設整備費の工事請負費については74万9,000円の増額であります。5目調査費では、設計委託料の減額で97万7,000円の減額補正を行います。総額で22万8,000円の減額となります。内容は、先ほど申し上げた継続費の変更に伴うもので、調査費の減額は実施設計委託料が決まったものでございます。

7ページをお開きください。

ここに平成16年度末の予定貸借対照表をつくっております。この予算におきまして、100万円余の利益を見込んでおりますが、3月末までの調整結果によっては増減しますことを御理解願います。

以上、簡単ですが説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。  
議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） 8ページの水道料金の450万円の減額補正は、今の課長の説明によりますと、景気の低迷という形のもので私は受け取りましたけれども、そういう説明でしたよね。

実際にこれは景気の低迷だけでしょうか。今年度は2回も断水をして、1回は長期になったような感じもありますけれども、そういうような影響というのはないでしょうか。ましてやこれで後、入谷の給水管の工事があります。老朽管等がまだあるというようなことを多少私も聞いていますので、そういう点もいち早く手を打つような、仮定ではなく、管理者はどうですか。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 水道の供給量の問題は事務的な要素がありますからちょっとあれですけども、老朽管の問題につきましては私の方からお答えをさせていただきます。

確かに町内には各所に点在しておりまして、殊に入谷熊口水系はビニール管ということで、前回の臨時会等で予算を議決していただいて、今、鋭意発注しております。

これはこれとして、やはり町内のあちらこちらにありますのは実際に実施していきたいのですが、資金的なものは十分あるんです。しかし、第3条の収支が、老朽管を交換すること

によって減価償却費が増えてきます。こうなりますとその額によっては、今でさえこの予算の予定貸借対照表ですと109万円の利益が、大幅な赤字になる、こういうジレンマを持っている。これが現実の問題です。と申しますのは、そこそこの給水量は確保できているんですが、やはり給水単価の問題と、これから考えなければならない問題がこの中に存在している。こういうことでぜひひとつ御理解をしていただきたい。

第4条の余剰財源は大いにあります。ありますけれども、それを使用してやりますと今度は第3条の方が赤字になる。こういうジレンマがあるということを、ぜひひとつこの会計の中では御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 水道課長。

水道課長（田中輝知君） ただいまの質問ですけれども、やはり給水収益が減少してきたことを調査しました。税務課の入湯客も調査をしました。12月のときに下がりましたので10月までやりましたところ、やはり7%ぐらい客が減っていることは事実でございます。そうなってくると、水道料金の上位を占める旅館関係の水量が減っているのが原因の一部になっているかと思ひまして、主なものはやはり景気の後退かという判断をさせていただきました。

議長（太田長八君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第23号 平成16年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第24号 平成17年度東伊豆町一般会計予算

議長（太田長八君） 日程第6 議案第24号 平成17年度東伊豆町一般会計予算についてを

議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) それでは、議案第24号 平成17年度東伊豆町一般会計歳入歳出予算について、概要と提案理由を申し上げます。

平成17年度の当初予算は47億4,300万円で、平成16年度当初予算に比べまして2億4,200万円、率にして4.9%の減であります。前年度実施いたしました平成7、8年度借り入れの減税補てん債の借りかえ分を除いた実質の伸び率は、0.6%のプラスとなっております。

予算編成の状況及び主要事業につきましては施政方針で述べさせていただいたとおりであります。改めてその概要を申し上げます。

まず歳入では、自主財源が27億4,438万6,000円で、構成比では57.9%となりまして、前年度と比較しますと3.1%の増となっております。金額にしまして8,318万1,000円の増という形でございます。

歳入の根幹であります町税は、前年度対比で1%、2,175万9,000円の減であり、職員一丸となって収納率の向上に努めておりますが、依然として厳しい内容を示しており、そのため財政調整基金から繰り入れをさせていただいております。

また、依存財源は19億9,861万4,000円で、構成比は42.1%となり、前年度と比較いたしますと14%の減で、3億2,518万1,000円の減額となっております。地方譲与税の増額があったものの、各交付金等の減や、昨年実施いたしました平成7年、8年度借り入れの減税補てん債の借りかえ分が減ということになっております。

次に歳出の状況であります。まず経常的経費では、人件費は職員手当の見直しなどを行いました。前年度対比1.8%増の16億3,776万2,000円となります。扶助費につきましては、乳幼児医療の増などによりまして前年度比6.6%の伸びとなっており、公債費も含めた義務的経費は総額で25億4,724万3,000円となります。また、物件費については可能な限りの縮減を図り、町単独補助金についても補助効果の精査をいたしたところでございます。

次に投資的経費であります。観光を初めとした産業基盤整備、生活基盤、環境基盤整備などに計画的な施策展開を図るとともに、各分野における必要な基盤整備への対応に配慮しつつ、事業の緊急性・必要性を精査したところであり、前年度対比11.4%減の3億8,030万8,000円となったところでございます。非常に厳しい財政状況下であります。聖域なき改

革を進めてまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

詳細につきましては総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 総務課長。

総務課長（村木 脩君） それでは、ただいま提案されました議案第24号 平成17年度東伊豆町一般会計予算の主な内容を説明させていただきます。

それでは、1ページをお開きください。

平成17年度東伊豆町一般会計予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47億4,300万円と定めます。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によります。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」によります。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、7億円と定めます。

2ページをお開きください。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

なお、概要説明をさせていただきますが、款項の区分で説明させていただきたいと思いません。

この予算の中で、本年度と申し上げますのは平成17年度であり、前年度とは平成16年度で

あります。また、比較につきましては、平成17年度当初予算と平成16年度当初予算の内容で申し述べますので、御理解願いたいと思います。

それでは、3ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算の歳入について申し上げます。

第1款町税につきましては22億6,244万1,000円で、前年対比2,175万9,000円、1.0%の減で、予算全体に占める割合は47.7%となっております。

まず、1項町民税につきましては、個人町民税と法人町民税で5億2,769万8,000円となり、前年対比4.0%の増であります。

2項固定資産税につきましては14億496万2,000円、前年対比1.9%の減であります。

3項軽自動車税につきましては2,177万8,000円、前年対比2.3%の増を見込んだものであります。

4項町たばこ税につきましては1億4,000万円、前年と同額を見込んでございます。

5項特別土地保有税につきましては、一昨年度において制度廃止となったため、科目存置とさせていただきます。

6項入湯税につきましては1億6,800万1,000円、前年対比8.2%の減で、課税対象者を112万人と推計したものであります。

次に、2款地方譲与税につきましては1億3,159万2,000円、前年対比2,959万2,000円、29%の増で、予算全体に占める割合は2.8%となっております。

1項所得譲与税につきましては、所得税から個人住民税に税源移譲されるまでの間の暫定措置として昨年度より新設され、国調人口を基準に5,559万2,000円の譲与となっております。

2項自動車重量譲与税につきましては5,600万円、前年度同額となっております。

3項地方道路譲与税につきましても2,000万円、前年度同額となっております。

次に、3款利子割交付金につきましては600万円を計上いたしました。前年対比400万円の減、40%の減で、予算全体に占める割合は0.1%となっております。低利率により、減額を見込んだものでございます。

4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、15年度税制改正により県民税配当割と県民税株式等譲渡所得割が創設されることになり、事務費5%を控除した後の100分の68に相当する額を市町村に交付されるものでございます。ただし、今後5年間は3分の2となり、本年度は3年目となります。

4款配当割交付金につきましては210万円が交付され、予算全体に占める割合は0.04%と

なっております。

5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては前年同額の130万円の交付見込みとなっており、予算全体に占める割合は0.03%となっております。

4 ページをお開きください。

6 款地方消費税交付金につきましても1億6,000万円、前年同額を計上いたしており、県よりの交付金でありますので県の予算をもとに推計したものであります。なお、予算全体に占める割合は3.37%となっております。

7 款ゴルフ場利用税交付金につきましては2,812万9,000円、前年対比259万4,000円、8.4%の減で、予算全体に占める割合は0.59%となっております。稲取ゴルフクラブの利用客数を4万2,300人と推定し、計上させていただきました。

8 款特別地方消費税交付金につきましては1,000円。当交付金は平成11年度で廃止となっておりますが、滞納繰越分が収納されたときのための科目存置といたしました。

9 款自動車取得税交付金につきましては5,600万円、前年対比600万円、12.0%増で、県の予算により推計し、予算全体に占める割合は1.2%となっております。

10 款地方特例交付金につきましては平成11年度に創設されたものであります。本年度も引き続き、恒久的な減税に伴う地方税減収額の一部を補てんするために、地方税の代替的性格を有する財源として交付されるものであります。予算計上額は4,100万円、前年対比500万円、13.9%増で、予算全体に占める割合は0.9%となっております。

11 款地方交付税につきましては6億2,000万円、前年対比4,000万円、6.1%減で、予算全体に占める割合は13.1%となっております。普通交付税5億2,000万円、特別交付税1億円を見込んでおります。

12 款交通安全対策特別交付金につきましては220万円、前年同額の計上となっており、予算全体に占める割合は0.05%となっております。

13 款分担金及び負担金につきましては2,329万9,000円、前年対比155万7,000円、7.2%の増を見込みまして、予算全体に占める割合は0.49%となっており、保育所保育料負担金及び農用地開発事業地元負担金等が計上されております。

14 款使用料及び手数料につきましては6,455万5,000円を見込みまして、予算全体に占める割合は1.36%となっております。

5 ページをごらんください。

15 款国庫支出金につきましては2億715万1,000円、3.2%の減で、予算全体に占める割合

は4.37%となっております。

1 項国庫負担金につきましては1億1,079万8,000円で、前年対比21.7%の減であります。社会福祉費負担金や児童手当負担金などが計上されております。

2 項国庫補助金につきましては9,055万9,000円、前年対比56.6%の増であります。今年度より始まる奈良本太田線に係る地方道路整備臨時交付金や合併処理浄化槽設置整備事業に交付されるためであります。

3 項委託金につきましては579万4,000円、前年対比60.7%の減であります。要因は、参議院議員通常選挙委託金が減額されております。

16款県支出金につきましては2億8,004万1,000円、前年対比1.9%の増を見込んでおり、予算全体に占める割合は5.9%となっております。

1 項県負担金につきましては8,786万8,000円、前年対比36.9%の増となっております。本年度より、制度改正により国庫負担分の保険基盤安定負担金が増額計上されたためであります。

2 項県補助金につきましては1億6,044万5,000円、前年対比14.9%の減となっております。新世代地域ケーブルテレビ施設整備や竜宮岬公園整備事業などの終了によるものであります。

3 項委託金につきましては3,172万8,000円、前年対比44.1%の増となっております。今年度は、県知事選挙委託費や国勢調査委託費が計上されているためでございます。

17款財産収入につきましては7,710万8,000円、前年対比10.5%の減で、予算全体に占める割合は1.63%となっております。

1 項財産運用収入につきましては7,439万4,000円で、土地建物貸付収入及び各種基金等の預金利子が主な内容でございます。

2 項財産売払収入につきましては271万4,000円で、前年対比1.5%の増であります。

18款寄付金につきましては4,000円の科目存置でございます。

19款繰入金につきましては2億3,560万3,000円、前年対比114.8%の増であり、予算全体に占める割合は4.97%となっております。

1 項財産区繰入金につきましては59万2,000円、稲取財産区特別会計からの繰入金であります。

2 項基金繰入金につきましては、2億2,396万円は、前年対比1億2,280万円、121.4%増となっております。本年度は財政調整基金1億2,000万円、育英奨学基金396万円、社会福祉基金1,000万円をそれぞれの基金条例の目的に沿って繰入措置を講じたものでございます。

なお、アスト会館等整備基金につきましては、運用金として繰入措置を講じたものでございます。

3 項特別会計繰入金につきましては1,105万1,000円を風力発電事業特別会計から繰入措置をしたものでございます。

20款繰越金につきましては、前年度予算執行状況などから実質収支額6,000万円を見込みましたが、そのうち地方自治法第233条の2の規定により、2分の1以上を基金に積み立ていたしますので、予算計上額は3,000万円となりました。前年対比1,000万円、50%の増で、予算全体に占める割合は0.63%となっております。

6 ページをお開きください。

次に、21款諸収入につきましては5,137万6,000円、前年対比31.3%の減で、全体に占める割合は1.08%となっております。

1 項延滞金、加算金及び過料につきましては250万円で、町税の延滞金であります。

2 項町預金利子につきましては1万円を計上してございます。

3 項貸付金元利収入につきましては、育英奨学貸付金返還分349万4,000円を見込み、前年対比82.4%の増となっております。

4 項雑入については4,537万2,000円、36.0%の減となっております。今年度におきましては、市町村振興協会より基金積立金の配分がなくなったためでございます。

最後に、22款町債につきましては4億6,310万円、前年対比3億1,630万円、40.6%の減となり、予算全体に占める割合は9.76%となっております。

お手数ですが、11ページをお開きください。

本予算書第3条で定めました第3表地方債の内容でございますが、限度額4億6,310万円で、起債の方法につきましては証書借り入れまたは証券発行といたします。利率については5.0%以内とし、償還方法を定めたものです。

なお、地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、予算書144ページに記載されておりますので、ごらんの上、御理解をお願いいたします。

議長（太田長八君） ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ再開いたします。

総務課長。

総務課長（村木 脩君） それでは、引き続きまして歳出につきましても款項の区分で申し上げます。

恐れ入りますが、7ページにお戻りください。

まず、第1款議会費につきましては6,520万6,000円、前年対比95万2,000円、1.4%の減で、予算全体に占める割合は1.4%となっております。内容につきましては、議員報酬、各常任委員会活動費及び職員3名の人件費が主なものとなっております。なお、今年度の減額の理由は岡谷市との議員交流がないためでございます。

2款総務費につきましては9億6,361万8,000円、前年対比3,850万1,000円、3.8%の減で、予算全体に占める割合は20.3%となっております。

1項総務管理費につきましては7億5,240万4,000円、前年対比3.6%の減であります。一般的な需用費、町広報、庁舎維持管理費、交通安全対策費、自治振興費、電算費などのほか、アスト会館費を計上いたしました。

2項徴税费につきましては1億4,832万3,000円、前年対比6.2%の減となっておりますが、固定資産税の評価システムの基礎資料作成業務委託料、評価替え資料となる土地鑑定評価修正委託料101カ所分などについて計上させていただきました。

3項戸籍住民基本台帳費につきましては3,358万4,000円、前年対比3.9%の減で、戸籍事務関係費用を計上させていただきました。

4項選挙費につきましては1,450万7,000円、前年対比20.1%の減で、静岡県知事選挙に係る費用を計上してございます。

5項統計調査費につきましては1,344万2,000円、前年対比56.1%の増となっており、今年度は国勢調査の年となります。

6項監査委員費につきましては135万8,000円で、監査事務諸費を計上いたしております。

次に、3款民生費につきましては7億8,718万1,000円、前年対比835万8,000円、1.1%の減で、予算全体に占める割合は16.6%となっております。

1項社会福祉費につきましては6億1,400万円、前年対比3.0%の減で、身体障害者福祉費、老人福祉費及び国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、介護予防事業費等が計上されております。

2 項児童福祉費につきましては1 億6,574万4,000円、前年対比6.7%の増で、昨年12月より乳幼児医療費助成制度の改正により対象範囲が拡大され、増額の要因となっております。

3 項国民年金事務取扱費につきましては733万7,000円、前年対比0.8%の減で、国民年金事務費が計上されております。

4 項災害救助費につきましては10万円で、前年度と同額を計上いたしました。

次に、4 款衛生費につきましては6 億8,574万7,000円、前年対比7,714万7,000円、12.7%の増で、予算全体に占める割合は14.5%となっております。

1 項保健衛生費につきましては3 億898万3,000円、前年対比4.6%の増で、各保健対策事業が主な内容でございますが、16年度より美化推進費に、企画費・観光費より国道135号線植栽管理委託費、花壇用苗の購入費が科目がえ計上されており、今年度も引き続き計上してございます。また、増額の主な要因は老人保健医療特別会計繰出金の増によるものでございます。

2 項清掃費につきましては3 億7,676万4,000円、前年対比20.3%の増となっております。ごみ収集委託料や東河環境センター分担金が主な内容でございます。

8 ページをお開きください。

5 款農林水産業費につきましては1 億5,628万2,000円、前年対比2,748万円、15.0%の減で、予算全体に占める割合は3.3%となっております。

1 項農業費につきましては1 億649万7,000円、前年対比0.1%の減で、産業関係舗装用生コン代、農業振興費補助金、中山間地域等直接支払制度交付金を計上いたしました。また、中山間地域総合整備事業負担金を措置いたしております。

2 項林業費につきましては1,340万4,000円、前年対比25.5%の減で、ふれあいの森維持管理委託料、施設補修工事費等を措置いたしました。

3 項水産業費につきましては3,638万1,000円、前年対比38.5%の減で、漁業振興費補助金及び稲取漁港整備事業地元負担金等を計上してございます。

次に、6 款商工費につきましては2 億8,987万4,000円、前年対比3,839万4,000円、11.7%の減で、予算全体に占める割合は6.1%となっております。片瀬海岸観光施設整備工事、熱川桜山整備工事を継続事業として実施いたします。また、引き続き緊急経済支援対策資金利子補助金、リフォーム振興事業補助金、勤労者教育資金利子補給補助金を措置いたしました。

次に、7 款土木費につきましては2 億9,047万1,000円、前年対比6,239万円、27.4%の増で、予算全体に占める割合は6.1%となっております。

1 項土木管理費につきましては4,303万8,000円、前年対比3.6%の減で、測量登記事務委託料及び急傾斜地対策事業地元負担金などが主な内容となっております。

2 項道路橋りょう費につきましては2億1,485万9,000円、前年対比59.9%の増で、道路維持費で町道全般の補修工事、改良事業では5路線分と用地取得費を計上いたしました。

3 項河川費につきましては1,376万7,000円、前年対比37.7%の減で、用水路の改修工事費でございます。

4 項都市計画費につきましては1,560万円、前年対比35.4%の減で、主な内容は都市公園管理委託料や浄化槽等保守点検委託料などであります。

5 項住宅費につきましては320万7,000円、前年対比14.3%の増で、主な内容は町営住宅補修工事費であります。

次に、8 款消防費につきましては3億2,928万9,000円、前年対比1,307万6,000円、3.8%の減で、予算全体に占める割合は6.9%となっております。本年度におきましては、賀茂支部査閲大会の訓練費、携帯電話からの119番直接受信司令台改修工事費を計上いたしました。

次に、9 款教育費につきましては4億9,955万2,000円、前年対比1,633万2,000円、3.4%の増で、予算全体に占める割合は10.5%となっております。

1 項教育総務費につきましては1億728万4,000円、前年対比2.1%の増であります。

2 項小学校費につきましては6,314万4,000円、前年対比1.4%の減となっております。本年度においては工事費がなく、備品購入費やパソコン使用料が計上してございます。

3 項中学校費については4,419万円、前年対比11.9%の減で、中学校の選手派遣費補助金、備品購入費、パソコン使用料等が計上してございます。

9 ページをごらんください。

4 項幼稚園費につきましては1億6,561万円、前年対比17.9%の増となっております。本年度は稲取幼稚園耐震補強工事費を計上してございます。

5 項社会教育費につきましては3,427万2,000円、前年対比0.5%の減で、町民文化祭補助金、図書、資料等備品の購入費等を計上してございます。

6 項保健体育費につきましては7,759万7,000円、前年対比2.9%の減となっております。

7 項奨学金につきましては745万5,000円で、育英奨学金貸付金を計上いたしました。

次に、10款災害復旧費につきましては183万9,000円であります。

1 項農林水産業施設災害復旧費において90万9,000円を計上してございます。

2 項で、公共土木施設災害復旧費として災害に対する応急工事費93万円を計上いたしてお

ります。

次に、11款公債費につきましては6億6,394万1,000円、前年対比2億6,565万9,000円、28.6%の減で、予算全体に占める割合は14.0%となっております。減額の要因といたしまして、昨年度は平成7年度、8年度の減税補てん債借りかえ分2億7,120万円を措置した関係であります。内容は、元金償還金5億5,190万5,000円、利子支払い額1億895万1,000円、一時借入金の利子295万4,000円を見込んだほか、諸費として13万1,000円を計上したものであります。

最後に、12款予備費につきましては1,000万円で、予算総額の0.2%を計上いたしました。

10ページをお開きください。

第2表につきましては、債務負担行為として平成17年度分を示してございますので、事項、期間、限度額等をごらんの上、御理解をお願いしたいと思います。

なお、債務負担行為が翌年度以降にわたるものにつきましては141ページから143ページに掲載してございます。

12ページをお開きください。

ただいま説明いたしました款項の歳入内容につきましては、この事項別明細書総括表で前年度比較も加え示されておりますので、ごらんの上、御理解をお願いしたいと思います。

13ページをごらんください。

同様に、歳出の前年度比較及び財源内訳の総括表となっております。歳出予算総額の財源内訳について申し上げます。

国県支出金4億8,719万2,000円、地方債1億9,980万円、その他財源3億4,641万1,000円、一般財源37億959万7,000円という内訳になっております。

以上、まことに簡単ではございますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

- |        |         |                        |
|--------|---------|------------------------|
| 日程第 7  | 議案第 25号 | 平成17年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 8  | 議案第 26号 | 平成17年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算 |
| 日程第 9  | 議案第 27号 | 平成17年度東伊豆町介護保険特別会計予算   |
| 日程第 10 | 議案第 28号 | 平成17年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算  |

日程第11 議案第29号 平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算

日程第12 議案第30号 平成17年度東伊豆町水道事業会計予算

議長（太田長八君） 日程第7 議案第25号 平成17年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算について、日程第8 議案第26号 平成17年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算について、日程第9 議案第27号 平成17年度東伊豆町介護保険特別会計予算について、日程第10 議案第28号 平成17年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算について、日程第11 議案第29号 平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算について、日程第12 議案第30号 平成17年度東伊豆町水道事業会計予算についてを一括議題といたします。

町長から順次提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） ただいま議案第25号から議案第30号を一括提案されましたので、順次説明をさせていただきます。

一番初めに、議案第25号 平成17年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算について概要を申し上げ、提案理由といたします。

平成17年度の歳入歳出予算の総額は17億1,903万9,000円で、前年度当初予算と比較いたしますと5,163万1,000円の増となり、3.1%の伸び率となっております。

まず、歳入につきまして主な内容を申し上げますと、国民健康保険税で7億9,288万1,000円を計上いたしました。これは予算全体の46.1%を占めております。その他、国庫支出金で6億4,423万3,000円と療養給付費交付金1億2,097万6,000円、一般会計繰入金1億500万円を計上いたしましたところでございます。

次に、歳出につきまして主な内容を申し上げますと、総務費で事務的経費といたしまして1,163万6,000円、保険給付費11億7,610万1,000円、老人保健拠出金3億3,117万9,000円、介護納付金1億4,519万5,000円を計上したところでございます。歳出の保険給付費と老人保健拠出金及び介護納付金を合計いたしますと、予算総額の96.1%を占める内容となっております。

詳細につきましては、後ほど健康づくり課長より説明させます。

次に、議案第26号 平成17年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算につきまして概要を申し上げ、提案理由といたします。

平成17年度の歳入歳出予算の総額は14億7,907万7,000円で、前年度当初予算額と比較いた

しますと5,276万4,000円、3.7%の伸び率となっております。

まず、歳入の内容を申し上げますと、医療費の負担割合によりまして支払基金交付金で8億7,906万9,000円と国庫支出金4億1,000円、県支出金1億1,000円、一般会計繰入金1億円をそれぞれ予算計上したところでございます。

歳出につきましては、医療給付費に14億5,297万9,000円、医療支給費2,021万3,000円、審査支払手数料587万5,000円などが主な内容でございまして、これも後ほど健康づくり課長より詳細を説明させます。

次に、議案第27号 平成17年度東伊豆町介護保険特別会計予算につきまして概要を申し上げます、提案理由といたします。

平成17年度の介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は8億5,919万7,000円で、前年度当初予算に比べまして5,754万7,000円、7.2%の増となっております。

歳入の主な内容を申し上げますと、介護保険料が1億4,241万4,000円で、歳入総額の16.6%となります。国庫支出金は2億1,148万9,000円で24.6%、2号被保険者の保険料である支払基金交付金が2億7,103万円で31.5%、県支出金が1億587万3,000円で12.3%、一般会計繰入金が1億2,573万6,000円で14.6%となっております。いずれも特定財源等が前年度を上回っておりますが、保険給付費の伸びによるものでございます。

歳出につきましては、第2期事業計画における事業運営期間の最終年度に当たりまして、保険給付費は標準給付見込み額に平成16年度の給付実績を勘案した中で、昨年度に比べまして10%増額し、8億4,697万円といたしたところでございます。歳出総額の98.6%となる内容でございます。

詳細につきましては、後ほど福祉介護課長より説明させます。よろしく申し上げます。

次に、議案第28号 平成17年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算について提案理由を申し上げます。

平成17年度の歳入歳出予算の総額は195万1,000円で、前年度当初予算に比べまして7万円の増となります。主な増額内容は土地貸付料の改定によるものでございまして、後ほど詳細に企画調整課長から説明をいたさせます。

次に、議案第29号 平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

平成17年度の歳入歳出予算は、前年度当初予算と同額の5,150万1,000円となっております。それではその概要を申し上げます。

まず歳入では、売電収入といたしまして5,100万円を計上いたしましたところでございます。

次に歳出について申し上げます。風力発電施設の保守管理費用等の発電事業に関する必要経費を計上いたしました。また、風車で得られた収益を環境政策に再投資することとし、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助金交付制度を新設し、また、その他の環境政策の財源として一般会計への繰出金を計上いたしました。

なお、本年度につきましては、風力発電所運用に関する所要の経費及び繰出金を除いた2,350万円を風力発電事業基金に積み立てる予定となっております。詳細につきましては後ほど企画調整課長から説明させます。

最後に、議案第30号 平成17年度東伊豆町水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出の状況であります。水道事業収益は4億6,204万円で、前年度と比較いたしまして1,529万8,000円、3.2%の減額で計上してございます。

初めに、営業収益では4億5,935万2,000円で、前年度対比1,441万6,000円、3.0%の減となっております。主な原因は、特に給水収益で1,500万円、3.3%の減収を予定しております。このほか受託工事収益で1万8,000円、3%の減を予定しております。このため、簡易水道収益及びその他の営業収益で増加を見込みましたが、給水収益の減収を補てんすることは困難な状況となっております。

さらに、営業外収益では268万8,000円を計上し、前年度対比88万2,000円の減を見込んでおります。特に分担金は84万円で、29.6%の減収を見込んでおります。これは、住宅の建て替えはあるものの新築につきましては期待ができず、減額で計上せざるを得ないということでございます。全体的には景気の回復がおくれており、水需要が伸び悩む傾向が続くと考えておるところでございます。

水道事業費用におきましては4億5,338万5,000円で、前年度対比1,839万4,000円、3.9%の減額を見込んでおります。

営業費用は3億9,070万2,000円、前年度対比1,365万9,000円の減額で計上してございます。特に平成16年度から配水関係の職員を1名減員するとともに、減価償却費が大きく減少した結果であります。全体的に経費の節減を図ることを前提に予算計上をしてございます。

営業外費用につきましては6,218万2,000円で、前年対比473万5,000円の減額となっております。主なものは、企業債の元金償還金の増加に伴い支払い利息が減少したことと、収益の減収に伴う消費税額の減少によるものでございます。

いずれにいたしましても、水道事業会計を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっております。このため、一層の経費の節減を図りながら事業を進めていくつもりでございます。

次に、資本的収入及び支出についてであります。収入につきましては、前年度同様に分担金及び寄付金を科目存置してございます。支出につきましては、総額2億7,416万円を計上してございます。前年度対比で1億4,392万7,000円、110.5%の増となっております。

最初に、建設改良費で総額2億81万1,000円、前年度対比1億2,850万2,000円、177.7%の増額となっております。この内訳といたしましては、工事関係では前年度より継続事業で入谷送水施設改良事業を行っており、今年度分8,723万4,000円を含む総額1億790万8,000円を計上してございます。このほか、浄水場建設用地取得のための費用8,007万7,000円、固定資産購入費で403万1,000円及び設計委託等で879万5,000円を計上してございます。入谷送水施設改良事業以外の工事の主なものは、県道稲取港線配水管布設がえ工事ほか6件を予定しているところでございます。

次に、企業債償還金で7,334万9,000円を計上してございます。これは前年度対比1,542万5,000円、26.6%の増となっております。今後ともこの元金償還金は増加していきますので、資本的支出の改良工事予算を圧迫していくものと思われま。

なお、収入額が支出額に対して不足する額は過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補てんを予定しております。この予算におきましては280万円余の利益を見込んでおりますが、一刻も早い景気の回復を望むところであります。そして、水道事業の収益確保を期待するところでもございます。

以上、簡単ですが提案理由とさせていただきます。

詳細につきましては水道課長から説明させます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 健康づくり課長。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） それでは、ただいま提案されました議案第25号 平成17年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算について、概要説明を申し上げます。

145ページをごらんください。

平成17年度、東伊豆町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億1,903万9,000円と定めます。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によ

ります。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定めます。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。

それでは、146ページをお開きください。

なお、この予算の説明の中で、先に申し上げる金額は平成17年度であり、前年度と申し上げますのは平成16年度でございます。また、比較につきましては、平成17年度当初予算に対して平成16年度当初予算の内容で申し上げますので、御理解をお願いいたします。

第1表歳入歳出予算の歳入の款項の区分で申し上げます。

まず歳入ですが、1款国民健康保険税は7億9,288万1,000円、前年対比91万6,000円、0.12%増で、予算全体の46.1%を占めております。内容を申し上げますと、一般被保険者国民健康保険税の現年課税分は6億7,023万3,000円で、前年対比1,453万3,000円、2.1%減で、その内容を申し上げますと、医療給付費現年課税分6億356万円と介護納付金現年課税分6,667万3,000円の割合となっております。滞納繰越分は3,973万円で、前年対比257万円の減となっております。また、退職被保険者等国民健康保険税の現年課税分は8,148万4,000円で、前年対比1,776万2,000円、27.9%増で、その内容を申し上げますと、医療給付費現年課税分7,610万9,000円と介護納付金分現年課税分537万5,000円の割合となっております。滞納繰越分は143万4,000円で、前年対比25万7,000円の増となっております。

2款使用料及び手数料につきましては53万6,000円で、前年対比4万5,000円、9.2%の増となっております。

3款国庫支出金は6億4,423万3,000円、前年対比4,409万7,000円、7.3%増で、予算全体の37.5%の割合となっております。

1項国庫負担金は5億3,353万9,000円、前年対比1,425万5,000円、2.7%増となり、2項国庫補助金では1億1,069万4,000円、前年対比2,984万2,000円、36.9%の増となっております。

次に、4款療養給付費交付金につきましては1億2,097万6,000円、前年対比1,115万4,000円、10.2%増となり、予算全体の7%の割合となっております。

5款県支出金1,119万3,000円、前年対比52万1,000円、4.9%増となり、予算全体の0.7%の割合となっております。

6款共同事業交付金につきましては4,390万円で、前年対比490万円の増となり、予算全体の2.6%の割合となっております。

次に、7款財産収入は2,000円を計上いたしました。

8款繰入金につきましては1億500万1,000円で、前年対比1,000万円、8.7%の減となり、予算全体の6.1%となっております。

147ページをごらんください。

9款繰越金につきましては、前年度同額の2,000円を計上いたしました。

10款諸収入につきましては、前年度同額の31万5,000円を計上いたしました。

148ページをごらんください。

次に、歳出につきましても款項の区分で申し上げます。

まず、1款総務費では1,163万6,000円で、前年対比55万8,000円、5%の増で、予算全体に占める割合は0.7%となっております。1項総務管理費では811万9,000円で、前年対比80万9,000円、11.4%の増となっております。2項徴税费では268万8,000円で、前年対比17万6,000円、6.1%の減であります。3項運営協議会費では20万4,000円で、前年度と同額を計上いたしました。4項趣旨普及費では62万5,000円で、前年対比9万5,000円の減であります。

次に、2款保険給付費については11億7,610万1,000円で、前年対比1億610万2,000円、9.9%増で、予算全体の68.4%の割合となっております。1項療養諸費では10億4,541万4,000円、前年対比9,286万5,000円、9.6%増となっております。内容は、一般被保険者療養給付費保険者負担金8億7,409万円と、退職被保険者等療養給付費保険者負担金1億6,346万8,000円が主な内容であります。2項高額療養費では1億1,170万円で、前年対比1,150万円、11.5%の増となっております。3項移送費では18万7,000円で、前年対比31万3,000円、62.6%減となっております。4項出産育児諸費では1,320万円で、前年対比330万円、33.3%の増となっております。5項葬祭諸費では560万円で、前年対比25万円、4.3%減となっております。

次に、3款老人保健拠出金につきましては3億3,117万9,000円で、前年対比7,790万円、19.0%の減で、予算全体の19.3%の割合となっております。

4 款介護納付金につきましては1億4,519万5,000円で、前年対比2,149万1,000円、17.4%増で、予算全体の8.4%の割合となっております。

5 款共同事業拠出金は4,476万7,000円で、前年対比208万円、4.9%増で、予算全体の2.6%の割合となっております。

149ページをごらんください。

6 款保健事業費については375万3,000円で、前年対比70万円、15.7%減で、予算全体の0.2%の割合となっております。

7 款基金積立金につきましては2,000円で、前年度と同額を計上いたしました。

8 款公債費につきましては1,000円で、前年度と同額を計上いたしました。

9 款諸支出金につきましては140万5,000円で、前年度と同額を計上いたしました。

最後に、10 款予備費につきましては500万円で、前年度と同額を計上いたしました。

150ページをお開きください。

第2表につきましては、債務負担行為として平成17年度分を示してありますので、事項、期間、限度額等をごらんの上、御理解をお願いいたします。

151ページをごらんください。

ただいま説明いたしました各款の歳入の内容につきましては、この事項別明細書で前年度比較を加え示してありますので、ごらんの上、御理解をお願いいたします。

152ページをお開きください。

歳出につきましても、各款の前年度比較を加え示してありますので、ごらんの上、御理解をお願いいたします。

次に、財源内訳について申し上げます。

国県支出金 6億5,542万6,000円、その他財源が 2億6,988万円、一般財源が 7億9,373万3,000円という内訳となっております。

以上、簡単ですが概要説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

それでは続きまして、議案第26号 平成17年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算について、概要説明を申し上げます。

174ページをごらんください。

平成17年度、東伊豆町の老人保健医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億7,907万7,000円と定めます。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

では、175ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算の款項の区分で申し上げます。

まず歳入ですが、1款支払基金交付金につきましては8億7,906万9,000円、前年対比817万円、0.9%増で、予算全体の59.4%の割合となっております。

2款国庫支出金につきましては4億1,000円、前年対比2,439万6,000円、6.5%増で、予算全体の27%の割合となっております。内容は医療費国庫負担金であります。

3款県支出金につきましては1億1,000円、前年対比1,009万9,000円、11.2%の増で、予算全体の6.8%の割合となっております。内容は医療費県負担金であります。

4款繰入金につきましては1億円、前年対比1,009万9,000円、11.2%増で、予算全体の6.8%の割合となっております。内容は一般会計繰入金であります。

5款繰越金につきましては、前年同額の1,000円を計上いたしました。

6款諸収入につきましても、前年同額の5,000円を計上いたしました。

176ページをごらんください。

次に、歳出につきましても款項の区分で申し上げます。

1款医療諸費につきましては14億7,906万7,000円、前年対比5,276万円、3.7%の増で、予算全体に占める割合は100%となっております。内容は、医療給付費14億5,297万9,000円、医療支給費2,021万3,000円、審査支払手数料587万5,000円。

2款諸支出金につきましては1万円で、前年対比4,000円の増となっております。

177ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え示してありますので、ごらんの上、御理解をお願いいたします。

次に、178ページの歳出の財源内訳について申し上げます。

国県支出金が5億2,000円、その他財源が8億7,906万9,000円、一般財源1億6,000円という内訳となっております。

以上、簡単ですが概要説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（鈴木清司君） それでは、ただいま提案されました議案第27号 平成17年度東伊豆町介護保険特別会計予算について、概要説明を申し上げます。

185ページをお開き願います。

平成17年度、東伊豆町の介護保険特別会計の予算は、次の定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億5,919万7,000円と定めます。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

191ページをお願いします。

まず、歳入の款項の区分で申し上げます。

1 款介護保険料につきましては1億4,241万4,000円で、前年対比495万9,000円、3.6%の増で、歳入全体の16.6%を占めております。内容を申し上げますと、被保険者介護保険料の特別徴収分は3,296人で1億1,937万6,000円、普通徴収分が764人で2,091万8,000円を計上しております。特別徴収、普通徴収とも65歳到達者、死亡、転出者等を見込んでおります。

次に、2 款使用料及び手数料は15万1,000円で、前年対比6万円、65.9%の増となっております。証明手数料及び普通徴収に係る督促手数料でございます。

3 款国庫支出金 2 億1,148万9,000円で、前年対比1,738万6,000円、9.0%の増となり、歳入全体の24.6%でございます。内容は、1 項国庫負担金が1億6,939万4,000円で、前年対比1,539万9,000円、10%の増となります。これは保険給付費の20%に相当する法定負担率で、国の負担分でございます。2 項国庫補助金4,209万5,000円で、前年対比198万7,000円、5.0%の増となります。

次に、4 款支払基金交付金 2 億7,103万円で、前年対比2,463万8,000円、10%の増となります。歳入全体の31.5%を占めるものでございます。内容は、給付費の32%に相当する支払基金からの交付分でございます。

次に、5 款県支出金は1億587万3,000円で、前年対比962万4,000円、10%の増となり、歳入総額の12.3%でございます。内容は、保険給付費の12.5%に相当する法定負担率で、県の負担分でございます。

次に、6 款財産収入、介護保険給付費準備基金の定期利息で、前年と同額の1,000円を科目存置いたしました。

次に、7 款繰入金は1億2,573万6,000円で、前年対比618万2,000円、5.2%の増、歳入全

体の14.6%となります。保険給付費の12.5%に相当する法定負担率町負担分として1億587万1,000円、事務費繰入金996万8,000円、準備基金繰入金989万7,000円を計上しております。なお、2項の基金繰入金は989万7,000円といたします。

8款繰越金につきましては240万9,000円といたします。前年対比87万3,000円の増で、歳入全体の0.3%となります。

次に、9款諸収入につきましては9万4,000円を計上しております。前年対比4万円の増でございます。内容は、雑入として、65歳未満の生活保護者に対する県からの認定調査委託料9万円を見込んだものです。

197ページをお願いします。

次に、歳出につきましても款項の区分で申し上げます。

まず、1款総務費は1,021万3,000円、前年対比944万8,000円、48.1%の減で、歳出全体に占める割合は1.2%となります。

1項総務管理費は223万9,000円で、前年対比311万1,000円、58.1%の減となります。減額の主な理由は、電算機等のリース終了によるものであります。

2項徴収費は110万6,000円で、前年対比7万6,000円、6.4%の減といたしました。

3項介護認定審査会費は686万8,000円で、前年対比626万1,000円の減額となります。内容は、賀茂郡介護認定審査会事務局の終了に伴い関係経費を減額したものであります。

2款保険給付費につきましては8億4,697万円で、前年対比7,699万4,000円、10%の増となり、歳出全体に占める割合は98.6%を占めます。

1項の介護サービス等諸費は8億990万2,000円、前年対比6,672万8,000円、9%の増といたします。内容は、要介護と認定された者の在宅並びに介護施設入所者の介護サービスに対する保険給付費でございます。

2項支援サービス等諸費は3,022万6,000円で、前年対比980万9,000円、48%の増で、内容は、要支援と認定された者の居宅支援サービスに対する保険給付費で、要支援認定者の増加によるものでございます。

3項その他諸費は139万5,000円で、前年比15万円、12%の増で、国保連合会に支払う審査支払委託料でございます。

4項高額介護サービス等費544万7,000円で、前年対比30万7,000円、6%の増となります。

3款財政安定化基金拠出金につきましては81万2,000円を計上いたしました。

4款基金積立金につきましては、介護保険準備基金の預金利子を積み立てるものでありま

す。

5 款諸支出金は20万1,000円、前年度と同額を計上しております。内容は、第1号被保険者の保険料過誤納還付金で、主に特別徴収の資格喪失に係る保険料還付金であります。

6 款予備費につきましては、前年同様100万円を計上しております。

189ページにお戻りください。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この事項別明細書で前年度比較を加えて示してありますので、ごらんの上、御理解を願います。

財源内訳を申し上げますと、特定財源で国県支出金が3億1,736万1,000円、その他財源で2億7,103万2,000円、一般財源で2億7,080万4,000円となります。

以上、簡単ですがよろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（太田長八君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（太田英明君） それでは、ただいま提案されました議案第28号 平成17年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算の主な内容を説明させていただきます。

205ページをお開きください。

平成17年度、東伊豆町の稲取財産区特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ195万1,000円と定めます。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

なお、概要説明につきましては款項の区分で説明させていただきます。

この予算の中で、本年度とは平成17年度であり、前年度とは平成16年度であります。また、比較につきましては平成17年度当初予算と平成16年度当初予算の内容で申し述べますので、御理解願いたいと思います。

それでは、206ページをごらんください。

初めに、第1表歳入歳出予算の歳入について申し上げます。

1 款財産収入につきましては、1 項財産運用収入を191万円計上いたしました。土地貸付料と天草事業配分金でございますが、今年度、土地貸付料の改定により増額といたしました。

2 款繰越金、1 項繰越金につきましては、前年度繰越金で4万円を計上いたしました。

3 款諸収入につきましては、1 項預金利子で1,000円を計上いたしました。

207ページをごらんください。

次に、歳出について申し上げます。

1 款管理会費につきましては、1 項管理会委員会費に135万4,000円を計上いたしました。委員会諸費用及び天草用地使用補償料でございます。

2 款諸支出金につきましては、1 項繰出金59万2,000円で、一般会計繰出金でございます。

3 款予備費、1 項予備費につきましては5,000円を計上いたしました。

208ページをお開きください。

各款の歳入内容につきましては、この事項別明細書総括表で前年度比較も加え示されておりますので、ごらんの上、御理解願いたいと思います。

209ページをごらんください。

同様に、歳出の前年度比較及び財源内訳の総括表となっております。

以上、まことに簡単ですが概要説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第29号 平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算の主な内容を説明させていただきます。

213ページをお開きください。

平成17年度東伊豆町の風力発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

( 歳入歳出予算 )

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,150万1,000円と定めます。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

なお、概要説明につきましては款項の区分で説明させていただきます。

この予算の中で、本年度と申し上げますのは平成17年度であり、前年度とは平成16年度であります。また、比較につきましては平成17年度当初予算と平成16年度当初予算の内容で申し述べますので、御理解いただきたいと思います。

それでは、214ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算の歳入について申し上げます。

1 款財産収入につきましては、1 項財産運用収入を1,000円計上いたしました。風力発電事業基金の利子となっております。

次に、2 款繰越金につきましては、1 項繰越金として50万円を計上いたしました。内容につきましては、前年度からの繰越金でございます。

3 款諸収入につきましては、1 項収益事業収入として売電収入を5,100万円計上いたしております。

なお、地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、予算書222ページに記載されておりますので、ごらんの上、御理解をお願いしたいと思います。

215ページをごらんください。次に、歳出について申し上げます。

まず、第1 款電気事業費につきましては、1 項電気事業管理費に風力発電推進市町村全国協議会会費及び全国風サミット参加負担金を計上いたしました。また、2 項風力発電事業費につきましては、発電施設保安管理委託料として860万円等、発電所の運用に関する必要経費を措置し、歳入から必要経費及び一般会計への繰出金を差し引いた額を基金積立金として2,350万円計上いたしました。

次に、2 款公債費につきましては、1 項公債費として公債利子375万6,000円を計上いたしました。

次に、3 款諸支出金につきましては、1 項繰出金として1,105万円を一般会計への繰出金として措置いたしました。これは、風車から得られた収益を環境政策に再投資し地球温暖化対策を一層推進するために、今年度より3 年間、一般住宅に太陽光発電システムを設置する際に補助金を交付することとし、その財源とするものです。また、その他の環境政策として合併処理浄化槽設置費補助金、資源ごみ集団回収事業費補助金に充てるものです。

216ページをごらんください。

各款の歳入内容につきましては、この事項別明細書総括表で前年度比較も加え示されておりますので、ごらんの上、御理解いただきたいと思います。

217ページをごらんください。

同様に、歳出の前年度比較及び財源内訳の総括表となっております。特定財源の1,000円は、風力発電事業基金から発生した利子を再度基金に積み立てるものであります。

以上、まことに簡単ですが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 水道課長。

水道課長（田中輝知君） それでは、ただいま提案されました議案第30号 平成17年度東伊豆町水道事業会計予算につきまして、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

1 ページをお開きください。

（総則）

第1条 平成17年度東伊豆町水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとします。

(1) 給水戸数6,700戸。

(2) 年間総給水量391万5,000立方メートル。

(3) 一日平均給水量1万726立方メートル。

(4) 主な建設改良事業 入谷送水施設改良事業、県道稲取港線配水管布設がえ工事等。

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

収入についてです。

第1款水道事業収益4億6,204万円、第1項営業収益4億5,935万2,000円、第2項営業外収益268万8,000円を予定しています。

支出についてです。

第1款水道事業費用4億5,338万5,000円、第1項営業費用3億9,070万2,000円、第2項営業外費用6,218万2,000円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費50万円を予定しております。

2ページをお開きください。

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。(資本的收入額が資本的支出額に対して不足する額2億7,415万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億5,715万8,000円及び減債積立金1,700万円で補てんするものとします。)

収入についてです。

第1款資本的收入2,000円、第1項分担金1,000円、第2項寄付金1,000円。

支出についてです。

資本的支出2億7,416万円、第1項建設改良費2億81万1,000円、第2項企業債償還金7,334万9,000円を予定しております。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

( 1 ) 職員給与費9,232万9,000円であります。

( たな卸資産の購入限度額 )

第 6 条 たな卸資産の購入限度額は、456万8,000円と定めます。

( 重要な資産の取得及び処分 )

第 7 条 重要な資産の取得は、次のとおりとします。

種類、土地。名称、白田1,219番地の1の3の4ほか16筆、数量、9,602平方メートルであります。

4 ページをお開きください。

平成17年度東伊豆町水道事業会計予算実施計画で、主な説明をさせていただきます。

最初に、収益的収入及び支出についてであります。

説明において、前年度対比とあるのは平成16年度当初予算額との比較でございます。

収入についてです。

第 1 款水道事業収益 4 億6,204万円で、前年度対比1,529万8,000円、3.2%の減となっております。

第 1 項営業収益 4 億5,935万2,000円で、前年度対比1,441万6,000円、3%の減であります。

第 1 目給水収益 4 億3,800万円で、前年度対比1,500万円、3.3%の減額で計上してあります。

第 2 目簡易水道収益2,040万円で、前年度対比60万円、3%の増で計上してあります。

第 3 目受託工事収益58万2,000円で、前年度対比 1 万8,000円、3%の減で計上してあります。

第 4 目その他営業収益37万円で、前年度対比2,000円、0.5%の増で計上してあります。

第 2 項営業外収益268万8,000円で、前年度対比88万2,000円、24.7%の減で計上してあります。

第 1 目受取利息 2 万4,000円で、前年度と同額でございます。

第 2 目分担金199万5,000円で、84万円、29.6%の減で計上してあります。

第 3 目雑収益66万9,000円で、前年度対比 4 万2,000円、5.9%の減で計上してあります。

5 ページをごらんください。次に、支出についてであります。

第 1 款水道事業費用 4 億5,338万5,000円で、前年度対比 1 億1,839万4,000円、3.9%の減で計上してあります。

第 1 項営業費用 3 億9,070万2,000円で、前年度対比1,360万9,000円、3.4%の減で計上し

てあります。

次に、第1目原水及び浄水費6,525万5,000円で、前年度対比37万7,000円、0.6%の減で計上してあります。

第2目配水及び給水費7,357万8,000円で、前年度対比521万4,000円、6.6%の減で計上してあります。

第3目簡易水道事業費用327万4,000円で、前年度対比27万5,000円、9.2%の増で計上してあります。

第4目受託工事費53万7,000円で、前年度対比14万1,000円、20.8%の減で計上してあります。

第5目総係費5,601万5,000円で、前年度対比66万5,000円、1.2%の増で計上してあります。

第6目減価償却費1億8,900万2,000円で、前年度対比920万8,000円、4.6%の減で計上してあります。

第7目資産減耗費291万4,000円で、前年度対比34万1,000円、13.1%の増で計上してあります。

第8目その他営業費用10万円で、前年度と同額を計上してあります。

営業費用関係では、総係費、資産減耗費、簡易水道事業費用及びその他営業費用を除き、減額で計上してあります。

次に、第2項営業外費用6,218万2,000円で、前年度対比473万5,000円、7.1%の減で計上してあります。

第1目支払利息5,034万5,000円で、前年度対比181万8,000円、3.5%の減で計上してあります。これは、すべての起債の元金償還が始まったため利息が減少したものであります。

第3目消費税1,168万7,000円で、前年度対比296万6,000円の減で計上してあります。

第4目その他営業外費用15万円で、前年度対比5万円、50%の増で計上してあります。

次に、第3項特別損失、第1目過年度損益修正損を1,000円で科目存置してあります。

次に、第4項予備費、第1目予備費で50万円を前年度と同額で計上してあります。

収益的収入及び支出につきましては、経費の節減を図ることを前提に予算計上してあります。

6ページをごらんください。

次に、資金的収入及び支出についてであります。

最初に、収入についてです。

第1款資本的収入2,000円であります。これは前年度と同様、第1項分担金、第1目分担金で1,000円、第2項寄付金、第1目寄付金で1,000円を科目存置してあります。

次に、支出についてであります。

第1款資本的支出2億7,416万円で、前年度対比1億4,397万2,000円、110.5%の増となっております。

次に、第1項建設改良費2億81万1,000円で、前年度対比1億2,850万2,000円、177.7%の増となっております。

第1目原水及び浄水施設整備費1億7,220万8,000円で、前年度対比1億6,233万8,000円、1644.8%の増となっております。これは、昨年度から継続事業で工事を行っております入谷送水施設改良費用及び用地取得費が主なものであります。

第2目簡易水道施設整備費351万1,000円を計上してあります。これは、大川浄水場の改良費であります。

第3目配水及び給水施設整備費1,226万6,000円で、前年度対比835万円、40.5%の減となっております。内容は、県道稲取港線配水管布設がえ工事、建設課関連工事等を予定しております。

第4目固定資産購入費403万1,000円で、前年度対比1万2,000円、0.3%の減となっております。これは、浄水器の交換に伴う経費が主なものであります。

第5目調査費879万5,000円、前年度対比251万5,000円、40%の増となっております。内容は、入谷送水施設改良事業に係る実施設計、宮後配水管整備に係る調査費等であります。

次に、第2項企業債償還金、第1目企業債償還金7,334万9,000円で、前年度対比1,542万5,000円、26.6%の増となっております。17年度からすべての起債の償還が始まります。企業債償還金が今後とも増加していきますので、建設改良費に影響を与えるものと考えております。

8ページから9ページにかけては、前年度分の予定損益計算書及び予定貸借対照表を掲載してあります。

10ページをお開きください。ここに、平成17年度の予定貸借対照表を記載してあります。

平成17年度の予算におきましては、年度末に、予定貸借対照表に計上してありますとおり287万7,000円の利益を見込んでおります。

11ページ以降は参考書を記載してありますので、ごらんいただきたいと思います。

水道事業を取り巻く経営関係は非常に厳しい状況が続くものと考えております。一日も早

く景気が回復し、当町の主力産業であります観光産業が水需要を拡大してくれることを願う  
ものであります。

以上、簡単ですが説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。  
議長（太田長八君） 以上で、提案されました平成17年度の各会計の当初予算の概要説明を  
終了いたします。

また、大綱質疑につきましては、締め切りを3月14日午前10時までにはいたしたいと思いま  
す。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、大綱質疑の締め切りを3月14日午前  
10時までといたします。

なお、3月14日は休会といたし、15日は午前10時から会議を開きますので、ご承知くださ  
い。

#### 散会の宣告

議長（太田長八君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 0時05分

## 平成17年第1回東伊豆町議会定例会会議録

### 議事日程(第4号)

平成17年3月15日(火)午前10時開議

- 日程第 1 議案第24号 平成17年度東伊豆町一般会計予算  
日程第 2 議案第25号 平成17年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算  
日程第 3 議案第26号 平成17年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算  
日程第 4 議案第27号 平成17年度東伊豆町介護保険特別会計予算  
日程第 5 議案第28号 平成17年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算  
日程第 6 議案第29号 平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算  
日程第 7 議案第30号 平成17年度東伊豆町水道事業会計予算

### 出席議員(11名)

- |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 飯田龍一君 | 2番  | 森田礼治君  |
| 3番  | 西村弘佐君 | 5番  | 関野博君   |
| 6番  | 鈴木勉君  | 7番  | 山本鉄太郎君 |
| 10番 | 太田長八君 | 11番 | 居山信子君  |
| 12番 | 定居利子君 | 13番 | 山田直志君  |
| 14番 | 内山恒昭君 |     |        |

### 欠席議員(1名)

- 8番 八代善行君

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |                          |       |                |        |
|--------------------------|-------|----------------|--------|
| 町長                       | 片野武君  | 助役             | 太田俊彦君  |
| 収入役                      | 渡辺富夫君 | 教育長            | 石井建三郎君 |
| 総務課長                     | 村木脩君  | 企画調整課長<br>兼防災監 | 太田英明君  |
| 税務課長                     | 西川真人君 | 収納課長           | 楠山節雄君  |
| 農林水産課長<br>兼農業委員会<br>事務局長 | 鈴木新一君 | 建設課長           | 村木重男君  |

観光商工課長	山 本 幸 雄 君	消 防 長	金 田 弘 道 君
教育委員会 事務局 長	稲 葉 忠 明 君	住 民 課 長 熱 心 支 所 健 康 づ く	山 田 嘉 之 君
福祉介護課長	鈴 木 清 司 君		鈴 木 希 美 雄 君
水道課長	田 中 輝 知 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	加 藤 悟 君	書	記	石 井 尚 徳 君
--------	---------	---	---	-----------

開議 午前 10 時 00 分

#### 開議の宣告

議長（太田長八君） ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成17年東伊豆町議会第1回定例会第7日目は成立いたしましたので、開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

#### 議事日程の報告

議長（太田長八君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。

議事日程に従い議事を進めます。

#### 日程第1 議案第24号 平成17年度東伊豆町一般会計予算

議長（太田長八君） 日程第1 議案第24号 平成17年度東伊豆町一般会計予算についてを議題といたします。

これより大綱質疑を行います。

大綱質疑については質問回数は2回までとし、質問時間を1人30分以内といたしたいと思います。

14番、内山恒昭さんの大綱質疑を許します。

14番、内山恒昭さん。

14番（内山恒昭君） 自席でよろしいでしょうか。

議長（太田長八君） 自席でお願いします。

14番（内山恒昭君） 私は今回、大綱的に質疑を3点通告してございます。順次質問いたします。よろしく願いいたします。

まず町税についてでございますけれども、本年度予算22億6,244万1,000円に対しまして前年度予算22億8,420万円で、金額では2,175万9,000円、1.0%の減となっております。その減の理由についてまずお伺いいたします。

また、私の感じるところでは徴収率の設定が低くなっているのではないかと思いますけれども、これらについてはいかがでしょうか。

また、町税の中の固定資産税等については、毎年累積されるような傾向にあります。特に、この滞納繰越分 8 億9,456万4,000円等の徴収業務を今後上げるためには、どのような努力をなされるのかお伺いいたします。

次に、2点目でございますけれども、平成17年3月末の財政調整基金の現在高は2億1,802万3,590円であり、それに利息分約500円をプラスいたしますと2億1,802万4,000円となるということで、前回、山田議員にもそういう報告がなされております。平成17年一般会計予算に1億2,000万円の繰入措置がなされるので、実質9,802万4,000円となります。

しかし、決算剰余金、いわゆる前年度繰越金として3,000万円以上が財政調整基金に繰入措置ができるようになっております。以上等を踏まえ、年度内の不時の支出に備えるためにおおよそどれくらいの財源が留保されているのか、お尋ねいたします。

次に、町長の施政方針の説明で、平成17年度予算においては、人件費が増え続ける福祉関係の扶助費で大部分を占めるのは義務的経費である。これらの縮減については大きな課題であり、行政の最大のテーマであるとの報告がなされました。歳出では構成比の53.7%を占める義務的経費は、前年度と比較して2億2,134万7,000円、8.8%減の25億4,724万3,000円となっております。実質的に人件費は減であります。平成17年度においては、退職手当組合特別負担金を計上いたしました関係で1.8%の増となっております。

そこでお伺いをするわけですが、退職手当組合特別負担金を除いた通常の人件費ベースでは、経常的経費に占める比率はどのように変化していますか。また、類似団体等の比較ではいかがでしょうか。

3点についてお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

議長（太田長八君） 順次答弁を求めます。

町長。

町長（片野 武君） それでは、内山議員の大きく分けて3点にわたる質疑にお答えします。

まず1点目の町税についての1点目、前年度と比較して減の理由についてですが、町税全体では対前年比2,175万9,000円の減となっております。個々の税目での増減がございますが、

増減の主な税目を申し上げますと、町県民税は個人、法人を合わせた金額は対前年比2,040万4,000円の増となっておりますが、一方固定資産税は対前年比2,765万円の減でありますし、入湯税も対前年比1,500万円減という内容となっております。

固定資産税の減少は、毎年行われております土地評価下落に伴う時点修正により土地の課税標準の引き下げによるものが多く、約2,100万円の減になります。その他は滞納繰越分の調定減により1,080万円の減となっております。入湯税につきましては、御案内のように今年度は愛・地球博の影響も少なくないという認識のもとで、入り込み客数の減少を見込んで大幅減といたしたところでございます。

次に、2点目の徴収歩合は低くないですかについてですが、滞納繰越分の一部に調定金額が減少したため対前年比マイナスの要因もあるものの、ほとんどの項目で前年と同様ではありますが、努力目標として担当課には非常に厳しいと思われる徴収率を設定しておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目の滞納繰越分に対する考え方につきましては、税の公平さを守るために滞納者に対しては厳しい対応をしているところでありますが、話し合いを基本に自主納付を目指しています。約束不履行等改善されない場合は、滞納処分の執行となります。また、既に滞納処分を受けた案件で状況が執着しているケースも多く見られることから、町単独あるいは上級官庁とも協調を図りながら、競売等も視野に入れなければと考えております。

厳しい経済状況下にあって、滞納金額の解消は一朝一夕には片づかない問題とは理解しておりますが、法的な措置による不納欠損処理とあわせて、解消に向け職員一丸となって努力を重ねてまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、年度内の不時の支出に備えるために財源が留保されているか、この意味をちょっとはかりかねますが、まず年度内における予算外の支出は、予算上可能支出に充てるために予備費を1,000万円計上してございます。災害等予備費を超える支出負担が発生した場合には、議会とも協議して新たに補正予算を組むこととなります。この財源といたしましては財政調整基金が考えられます。基金の平成16年度末現在高は、先ほど議員がおっしゃいましたように2億1,802万4,000円を見込んでおります。これは、16年度決算はまだ入れてありませんけれども、そういう中で見込んでおるということであります。

次に、3点目の経常的経費占める人件費の比率についてはどのように変化したか、類似団体との比較はどうかということです。当町の人件費の比率は平成15年度は34.3%、16年度は32.3%、この17年度は34.5%となっておりますが、これは先ほど議員がおっしゃいましたよ

うに、退職手当組合の負担金の増という形でこれが伸びている要因でございます。15年度と16年度の対比では、職員人件費、特別職給与、議員報酬、消防団員報酬が減となり、16年度と17年度の対比では、退職手当特別負担金の増、消防団査閲大会の実施に伴う消防団員報酬の増などとなっております。

類似団体との比較ということでございますが、伊豆長岡町は平成15年度21%、平成16年度16.7%、大仁町は平成15年度24.8%、平成16年度20.8%となり、伊豆長岡町や大仁町では消防事務、電算事務、下水道事務等を広域圏で対応されておりますが、当町では消防事務、電算事務を単独で実施することにより、類似団体の方が当町より人件費が割合安くはなっています。

以上でございます。

議長（太田長八君） 14番、内山恒昭さん。

14番（内山恒昭君） まず第1点目ですけれども、先ほど町長が申されましたが、とにかく固定資産税は非常に大きな滞納があり、どんどん累積されるという中で、ほかの議員も言っているように、景気が回復されてもこんな大きな固定資産税の滞納については、かなり無理がいくんではないか、残ってしまうんじゃないかと、そういう心配をしているわけですので、先ほど町長がおっしゃったようにもうそういう時期に来ていると思われしますので、非常に難しい点もあると思いますけれども、いずれにしても法的な措置等をひとつ十分考えていただきまして、以上の2問については付託する委員会にお任せして、これで終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（太田長八君） 以上で、14番、内山恒昭さんの大綱質疑を終結いたします。

次に、6番、鈴木 勉さんの大綱質疑を許します。

6番、鈴木 勉さん。

6番（鈴木 勉君） おはようございます。よろしくをお願いします。

大綱質疑を2点ほど通告してございます。

6款商工費につきましては、1点目として、愛知地球博や増税感、要するに減税措置が今年からなくなります。そういう形の中で予想されます観光客や宿泊客の減少に対する東伊豆町としての誘客対策は、どのように17年度予算に盛り込まれているかをお聞きしたいと思っております。

2点目として桜山公園整備事業につきまして、これからの桜山公園の活性化、その方向性についてお伺いしたいと思います。

それから9款教育費につきましては、今非常に世の中で騒がれております不審者の危害からどのような形で子供たちを守るかというのが、非常にまたクローズアップされております。その点におきまして、園児、児童生徒、先生の学校においての安全対策はどのように予算に盛り込まれているのか、また、そういう一つの方法論があればお聞かせいただきたいと思います。

2点目といたしまして、16年度に比較いたしますと奨学金が減額されております。この減額されました要因につきましてお聞かせいただければありがたいと思います。

この2点についてよろしく申し上げます。

議長（太田長八君） 順次答弁を求めます。

町長。

町長（片野 武君） それでは鈴木議員の第1点目、予想される観光客や宿泊客の減少に対する誘客対策についてお答えいたします。

さきの施政方針でもお示しいたしましたとおり、昨年の浜名湖花博に続き、今年は愛知県で愛・地球博が開催され、入場者数は浜名湖花博の3倍の1,500万人が目標となっておりますことは、当町の観光客誘致にとっても大変厳しい1年になるということを危惧しておるところでございます。

しかしながら、愛・地球博に対する誘客活動の一環として、本年2月には静岡県観光協会が中心となって、関西圏で静岡県大型観光キャンペーンを実施展開しております。特に「伊豆は一つ」を合い言葉に、各行政、観光協会、交通機関等が一つになって愛・地球博の入場者を静岡県伊豆へ、そして東伊豆町へと、観光客の誘致を積極的に図ってまいりたいと考えております。

よって、大変厳しい財政運営の中ではございますが新年度予算には、町内の各観光協会の観光誘客宣伝事業委託料として3,293万4,000円、また各観光協会、旅館組合等が主催する観光祭りや各種イベント事業及び小規模温泉地旅館育成事業費として1,980万円、さらに観光振興の中心的役割を担っております町観光協会には、人件費のほか各種事業費等を含めた3,729万円をそれぞれ計上し、基幹産業であります観光産業の振興を図ってまいります。

次に、2点目の桜山公園整備のこれからの方向性についてお答えいたします。

本事業は、静岡県観光施設整備事業として2分の1の補助対象事業で、平成16年度から18年度までの3カ年の継続事業として今年度着手したところでございます。16年度の主な工事は、展望台等約180席のスタンドベンチ及びステージのほか、排水設備及び歩道整備等でご

ざいます。17、18年度においては多目的トイレや桜の植栽、園内道路の舗装、排水設備等々の工事を予定しておりますが、この公園が完成後は、町民の皆さんはもとより当町を訪れる多くの観光客のいやしの場として、また熱川温泉の新観光スポットの一つとして利活用されることを願っておるところでございます。

よって、今後の事業執行に当たっても防災面には十分配慮し、よりよい公園整備を推進する上で建設的な提案をいただいたときには関係団体とも十分検討させていただき、内容によっては公園整備計画の中に取り入れていくことも必要と考えておるところでございます。

次に教育費について2点ありますが、まず園児、児童生徒、先生の安全対策は予算にどう盛り込まれているかということに対してお答えいたします。

園児、児童生徒、先生の安全対策につきましては、2月に起きました大阪市寝屋川事件の後、校長・園長会で安全対策を検討した結果、16年度予算で各幼稚園、各小中学校へ催涙スプレーの配付を行います。新年度予算上は安全対策について特別な計上をしてありませんが、各学校の要望や問題箇所について校長・園長会で協議し、小中学校管理費並びに幼稚園費の中でできる範囲内での対応をしていくこととなっております。

次に奨学金についてであります。前年より減額されている要因は何かということでお答えいたします。

育英奨学金につきましては、平成6年から貸し付けを開始いたしまして、平成16年度までの育英奨学金貸与者には引き続き貸し付けを行っておりますが、現在、奨学貸与金は奨学基金を上回り原資が不足の状態となっており、平成16年度から新規の貸与はできないため、16年度より奨学金のかわりとして教育資金利子補給金交付要綱に基づきまして教育ローンの利子補給1.2%を交付しており、現在23人が利用しております。予算の減額につきましては、現在の貸し付けは15年度以前に貸し付けた11名への継続の貸し付けのみのため、卒業者4名分の貸付金の減額となっております。

以上でございます。

議長（太田長八君） 6番、鈴木 勉さん。

6番（鈴木 勉君） 今、町長から答弁いただいたわけですが、言ってみればこの誘客対策につきましては、町長の説明を聞く限りでは、今ここに持っています17年度の予算書の中を比較いたしましても、言葉の中で非常に愛知地球博、そういうものに対して県との協力で誘客を図っていきたいということがあるんですけれども、数字的にも観光費は約3,200万円減額されておりますし、新たな誘客に向けての目玉事業がここに盛り込まれていないよ

うな形があるわけでございます。これにつきまして、やはり危機感というものの中でこの17年度予算につきましては何かこういうしっかりとした方向性の中で誘客を図っていきたいんだと、それについてはこういう新たな予算を盛り込んであります、そういう一つの方向性が欲しいなどは私は思っておりますから、できれば再答弁の中でお答えいただければうれしく思います。

それから桜山公園について、今度の一般質問からずっと始まりまして、私と飯田議員と山田議員も質問しているわけですが、今までの一般質問の中ですと防災面で相当議論されてきたわけですが、私のこの大綱質問におきましては、今町長が答えていただいた防災面でなくして、いつも私たち3名とも心配しているんですけれども、この熱川の桜山公園をどう熱川の活性化に結びつくのかと。やはりここに少なからずとも町民の税金がつき込まれていくわけでございます。そういう中で、つき込まれた税金に対する費用対効果、投資効果をいうものを見たときに、やはり桜山公園の位置づけとしてこういう方向性の中で誘客に使っていくんだと、そういうお話が欲しいなと思っておったわけでございます。

私の手元に、町長がいつも、前回の一般質問の山田議員のときか飯田議員のときに使ったと思うんですけれども、このような位置づけがされていくよという資料があります。しかし、この資料について私は一つの方向性の中で議論したかったなと思って今回の質問をさせてもらったわけでございますけれども、やはり桜山につきましては、この資料を急いでつくってくれた方はどなたか私はわかりませんが、やはり多くの地域の人たち、もちろん地元の旅館や観光業者や関連した観光産業の方たちも交えて、町も交えて、それから地区にはいろいろな文化の分科会の方たちもおります。いろんな人たちを集めて話し合う、そういう形の中で桜山の位置づけをいたしまして、町民みんなで作った桜山にしていきたい。私は質問の中でそういう方向性を問うたわけでございますから、できればそういう形の中で町長のお考えがあれば示していただきたいと思っております。

それから教育費の安全対策につきましては、今、催涙スプレーという形の話がございましたけれども、やはり職員室から目の届かない場所に対してどういう対策がとられているのか。そこら辺も、もし予算化の中で盛り込まれるものがあれば再質問したいと思っております。

それから奨学金につきましては、原資が少なくなったから別な利子補給の中で補っておりますということなので、理解したいと思っております。

以上の点でお願いします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 桜山の公園はまだやりかけなんですね。18年度までかかるわけです。ですから、皆さんの御意見も聞きながらという形を先ほど私は答弁しているわけです。まだ全部でき上がっていない、まだ主役はこれからなんです。

17年、18年でようやく形ができる。その中で、皆さんからも内容によっては公園整備の計画の中に取り入れていくことも必要と考えておるといふ答弁をしているわけですから、そこでぜひひとつ御理解をお願いしたいと思います。

それから愛・地球博の問題、これはやはり黙ってただ指をくわえているわけにはいかないということを私何度も申し上げておるところでございます。では何をするかという形のものが出てこない。特効薬があれば私の方が聞きたいくらいです。やはり地道な誘客対策をして、そして国の内外から1,500万人集まるわけですから、それをいかに伊豆の方へ、東伊豆町へ引っ張ってこれるかということは先ほども答弁いたしたとおりですから、ぜひひとつそちらで御理解をお願いをしたいと思っております。

桜山の件は、私も同じ考え方を持っていますものですから、いい御意見があればぜひまた提言をいただければと思っております。

スプレーの件の詳細につきましては教育委員会の方から答弁させます。あとは教育委員会の方の内容的なものですから、私の方ではなく向こうでやります。

議長（太田長八君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（稲葉忠明君） 職員室から目の届かない部分の安全対策ということで、2月14日に寝屋川事件がありまして、18日にすぐ校長・園長会を開きまして、校長・園長会の席でいろいろ検討して話し合ってもらった結果、とりあえず16年度予算ではスプレーを買って対応という形で、そのほか目の届かないところということですので、校門等へのセンサーの設置とかカメラの設置とかといういろいろな意見が出ましたが、新年度予算には特別に盛り込んではありませんが、学校管理費の中に備品費、修繕費がありますので、今後そちらで学校の意見を聞いて17年度に検討していくというような形をとっていますけれども、これでよろしいですか。

議長（太田長八君） 以上で、6番、鈴木 勉さんの大綱質疑を終結いたします。

次に、13番、山田直志さんの大綱質疑を許します。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 通告に基づきまして9点ばかりお伺いしたいと思います。

まず1点目は、町長の予算編成についての考え方、とりわけ主要分野、観光や福祉等での

町長のかじ取りの方針というのが、施政方針をお伺いしていても明確でない感じがしております。この辺のお考えをまず聞きたいというふうに思います。

2点目ですが、とりわけ歳入におきまして、当初予算額について比較した場合に最終補正よりかなり大きく計上されております。町税や入湯税、地方交付税など、その金額はそうした財源だけで見ましても約1億3,000万円ぐらいが16年度の最終補正から比べてみましても大きな計上となっております。この辺の内容についてお伺いしたいと思います。

3点目に、財政調整基金から1億2,000万円の繰り入れがなされております。先ほど内山議員が言われたように、16年度末の基金の残高が2億1,802万円という状況からしたときに、その中の1億2,000万円というものが本当に適正規模なのかどうかという問題があるのではなからうかと思えます。

4点目に、アスト会館等の基金からの9,000万円の繰り入れが予算で計上されております。この繰り入れの理由とその用途についてお伺いしておきたいと思えます。この基金残高としましても、文化会館等の基金が名称変えをいたしまして、一部国体等の段階で整備また進入路の整備等々に使われまして、現在残高は2億4,000万円を切る2億3,700万円ぐらいだと思います。その中での9,000万円の取り崩しということですので、理由をお伺いしておきたいと思えます。

5点目に、町債の今後の償還状況についてはどういう状況になっていくのか、この点の見通し等を御説明をいただきたいと思えます。

6点目に、町が参加しております各一部事務組合の負担金等の状況、とりわけ心配されるのは、エコクリーンセンター東河建設に対する元利償還が本格的に始まってくると。こういう状況の中で、どういうふうな負担状況が見込まれるのかということについてお伺いしたいと思います。

7点目に、行政改革の成果についてであります。行政改革はもう昨年以前から毎年毎年いろいろ言われてはきました。町としたら、16年度において行政改革の委員会をつくるというふうなことではなかったのかなど。しかし、その結果がどういうふうに今予算に反映されたのか、こうした内容についてもお伺いしておきたいと思えます。

8点目に、町道太田線の改良と、統合が予定されております熱川幼稚園、双葉幼稚園を統合した新幼稚園の建設の時期が競合してくるのではないかという問題があります。12月の議会で私は財政見通し等を伺いました。そのときに、幼稚園建設の時期が19年度というふうに表示されました。しかし、町道太田線の改良は今年度から始まって19年度までということにな

っております。そうしますと、町道太田線の改良自体とこの幼稚園建設が同じ1年間で実施できるかどうか。既に地権者の問題もあるわけですがけれども、道路と幼稚園建設が同じ年度になるというふうな事態が存在していくのではないかと。これらの問題についてどのようにお考えなのかお伺いしておきたいと思っております。

最後に9点目ですが、施政方針で町長は幼保一元化の検討を表明しております。これは一体どういうふうに進めるのか。私は町長の施政方針をお伺いして非常に驚いたのは、熱川地区に保育園がないから今後つくる幼稚園について幼保一元化を検討したいというふうな表現がされていたところが一番気にかかるんですけれども、17年度にこういう問題にどのように対応されていくのか、それらについて御見解等をお伺いしたいと思います。

議長（太田長八君） 順次答弁を求めます。

町長。

町長（片野 武君） 大変多い点数、9点ありますが1点ずつお答えいたします。

まず、予算編成の考え方、主要分野のかじ取り方針ということですが、予算編成の考え方ですが、国・地方の三位一体改革により今後の財政的な見通しは不透明なものがありますが、人件費や増え続ける福祉関係の扶養費が大部分を占める義務的経費の縮減が大きな課題であると考えておるところであります。

予算編成につきましては、前例主義にならぬよう施策ごとのゼロベースからの見直しや、各種団体の自立を要望するなど補助金の見直しを行ってまいったところでございます。限られた財源の中、経費の節減につきましては最大限の節減に努める。投資的事業につきましては継続事業、補助事業を最優先として、新規単独事業は原則的に見送りとし、緊急性、事業効果等を総合的に勘案し、財源との整合性を図りながら対処する。

町単独の補助金等につきましては、町の役割分担、守備範囲を明確にいたしまして、行政効果等を精査するとともに、被交付団体の事業実態を把握いたしまして見直しを図り、住民要望にこたえていくためすべての事務事業について見直しを行い、時代に合った施策を再構築することを基本に編成したところでございます。

主要分野のかじ取り方針については、現在の経済状況に合わせた事業を推進していかなければなりません。17年度は年々来遊客が減少し疲弊している観光政策として、観光施設整備の推進、生活基盤整備としての道路改良工事や水路改修工事、教育関係につきましては児童生徒の安全のため耐震補強工事を推進していく方針でございます。

2点目に、歳入が最終補正より大きく計上されていないかについてお答えいたします。

平成17年度予算の歳入が平成16年度の最終予算額より増となっている主な費目は、町税、地方譲与税、地方交付税、繰入金などですが、町民税は税法改正により増になります。地方譲与税は国庫補助負担金の一般財源化に伴う主要財源として税源移譲される所得譲与税の増、地方交付税は基本財政収入額の減及び基準財政需要額の増による普通交付税の増、繰入金は経常経費の削減、事務事業の見直しをしたが、施策の展開、行政水準の維持を図るための繰り入れなどを行っており、推計に基づいて計上しているものでございます。

3点目に、財政調整基金からの繰り入れは適正な規模かということですが、平成17年度の財政調整基金からの繰入金は、先ほども申されましたように1億2,000万円を予定しておりますが、主要7事業等を実施し行政水準の維持を図るために必要な措置と考えておるところであります。

繰り入れにつきましては、景気の回復などにより町税などの財源確保、また補助事業の模索や施策の選択、重点化により歳出抑制によって基金の繰り入れをしなくてもよい状況に改善されれば、財源補てんのための繰り入れはしないことがベターだと思いますが、三位一体の改革の方向性が見えるまで、現状態でいかなければならないと考えております。したがって、剰余金などがあれば1円でも多く財調を増やしていく方針でございます。

4点目に、アスド会館基金からの繰入理由と用途は何かについてお答えいたします。産業の根幹となる町税は、景気の低迷に伴う入湯税等の減収や評価替えに伴う負担率調整による固定資産税の減などので2,150万円、1%の減や、三位一体改革により基幹税に及ばぬ税源移譲があるものの、地方交付税等交付税の不足分を補充する臨時財政対策債と合わせた実質的な交付税収入は、前年度より1億460万円、11.0%の大幅な減収となっております。

このような財政状況の中で経常経費の削減、事務事業の見直しを行いました。施策の展開、行政水準の維持等を図るために、不足する歳入を財政調整基金、社会福祉基金等から繰り入れることといたしました。さらに、アスド会館等整備基金から運用金として9,000万円を繰り入れるものとしたもので、用途は一般財源として使用するものでございます。

第5点目に、町債の今後の償還状況についてお答えします。

町債の平成16年度末残高は48億6,794万6,000円を見込んでおります。償還につきましては、平成17年度6億6,145万4,000円、平成18年度6億6,515万3,000円、平成19年度6億4,306万1,000円を予定しております。

6点目に、一部事務組合の負担金等の状況についてお答えします。

伊豆つくし学園は平成16年度は1,394万3,000円、平成17年度は1,319万7,000円で、前年度

対比5.4%の減。伊豆斎場組合は平成16年度630万9,000円、平成17年度486万6,000円、前年度対比22.9%の減。東河環境センターはし尿処理負担金、平成16年度3,144万5,000円、平成17年度3,998万円、前年度対比27.1%の増。ごみ処理負担金は平成16年度2億171万1,000円、平成17年度2億7,487万6,000円、36.3%の増でございます。共立湊病院組合は平成16年度232万4,000円、平成17年度は234万2,000円、0.7%の増。南伊豆計算センターは平成17年3月31日に解散することになりましたので、17年度からの負担金はゼロとなります。

第7点目に、行政改革の成果はどうなっていますかということですが、行政改革の成果といたしましては、車両管理の一元化、大型ポートの一元化、伊東市・賀茂郡内には出張庁用車使用による用費削減、事務用品の一括管理、庁用備品の一括購入、消防署本部手当、本部勤務手当廃止、町独自の設計単価作成などがあり、平成17年度には管理職手当の見直しを行ったところであります。これらによる削減は平成15年度7,919万3,000円の減、平成16年度1,942万4,000円の減、2年合わせて9,861万7,000円の減となっております。

8点目に、町道太田線の改良と新幼稚園の建設が競合するのではないかとということにお答えします。

町道太田線の改良につきましては、19年度に熱川幼稚園まで施行予定となっております。幼稚園建設につきましては、現在、幼児教育整備委員会の答申に基づきまして幼児教育振興整備特別委員会や教育委員会において検討していただいておりますが、熱川幼稚園、双葉幼稚園の統合については現在検討中でございます。

9点目に、施政方針で幼保一元化の検討を表明しているがどのように進めるのかについてお答えします。

幼保一元化につきましては、少子化の問題や幼稚園と保育園の管轄の違いによる幼稚園児と保育園児の保育内容や保育時間、園舎の問題、教職員の勤務対応の問題等クリアしなければならぬ問題点が多く、それらを幼児教育振興整備特別委員会や教育委員会で御検討をいただいているところでございます。

以上でございます。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 今全体の答弁をいただいたのですが、全体の印象として、行政サービスの維持を図るために財政調整基金やアスド会館からの基金の繰り入れが必要だということ答弁だったと思うんです。けれども私が調べてみますと、昨年の3月に県の市町村総室がまとめた14年度の決算時におけるデータを見てみますと、東伊豆町の一人当たりの基金保有

残高というのは53町村中52位です。これは14年度末ですから6億25万9,000円、一人当たり3万8,864円。最下位はどこかというところ小山町ですが、ここは人口が多いんですけれどもそれでも基金としては6億3,977万8,000円、一人当たり2万9,596円だったんです、14年度末が。

今、行政サービス等々を維持するために15年も16年もやってきて、17年度を迎えようとしているんですが、では6億円あった基金は一体今幾らになり、この17年度予算を執行した結果幾らになっていくのかということだと思えます。財政調整基金は2億1,000万円のうちから1億2,000万円を取り崩す。当然それはまた決算時の繰入金が入ります。しかし、アスト会館の基金の取り崩し等々によれば、全体としては3億円程度の基金しか残らないというのが今の状況ではないか。

そこで私が心配するのは、町長はいろいろ歳入の状況について言われましたけれども、例えば16年度の予算について最終補正までの動きを見てみますと、最終的には50億4,500万円からの最終補正を議決してあります。しかし、この中で町有地の払い下げによる本当に特別臨時的な収入が2億2,400万円あったわけですから、この部分を引いてみますと、実質的には歳入としては1億6,400万円くらいの減があったわけです。それをたまたま16年度は、この町有地の払い下げのお金があったからそれで補てんできたというのが16年度の財政運営ではなかったのか。

そうしてみるとこの17年度は、町長が言われたように町税にしる入湯税、また地方交付税等々で1億3,000万円くらい、最終補正よりもかなり大きな数字になっているわけです。今度はもうこんな臨時収入はないわけですから。臨時収入もないけれども、それを補てんすべき基金も十分にはないんです。こういう状況ではないのか。

町長、入湯税などの問題は、鈴木議員も質問されましたけれども、16年度最終補正では110万人に減額されたものが当初予算ベースでは112万人なんです。これも今いろいろ聞いていますけれども、4月、5月の旅館の予約台帳ほとんど真っ白ですよ。土曜日、日曜日にぱらぱら入っていればいい方だと。今まで群発地震も大雨もあっているいろいろな出来事があったけれども、4月、5月にこんなに予約が入ってこないというのは初めての経験だというくらい厳しいものがあるんです。

こういうところだって、例えば112万人は計上されたものが100万人を切るような事態があれば、この部分だけだって1,500万円くらいの財源の不足を生じるんじゃないか。今、私たちが置かれている状況はそういう厳しい状況にあるのではないか。

そうした中で考えてみると、その一方で行政改革というのはどうだったんだろうかと。いろいろ人件費の抑制、経常経費の抑制を言われました。しかし、町のシステムを大きく変えようという行政改革は行われていなかったのではないかと。もっと言うならば、16年度予算で議決した行政改革推進委員会も、立ち上げたのがもう2月ではないですか、今年になってから。これでは、行政改革の取り組みを17年度予算に取り入れるということはほとんど不可能に近いような状況に今なっているのではないのかな。こういう問題が今、町の財政を非常に深刻なものにしているのではないのか。

先ほど内山議員も不時のときにどうなんだという心配を質問されたんですが、さっき言いましたように、町の基金保有、基金等の財源というのは17年度に状況的には3億円ぐらいに減ってしまうわけです。これは財政調整基金だけではないです。基金取り入れをした後のアスト会館等の整備基金が半分ですから、そのほかのものを入れても3億ちょっとぐらいしかない。

ちなみに賀茂郡中を見ても、これは手元に全部データがあるのは16年3月に県がまとめたデータですが、基金保有でいえば河津町14億5,000万円、南伊豆町19億円、松崎町15億円、西伊豆町12億円。こういう状況からしても、不時のときに大変心配ではないかという指摘は本当にそのとおりだと思うんです。

歳入がそれだけ深刻だという中で、例えば今回アスト会館の基金からの繰り入れがされているんですが、これは残念ながら議会や委員会等には相談されていないんじゃないかと思うんですね。前町長時代に、文化会館の基金であったときに取り崩して2,500万円を源泉を購入するという話がありました。こういう問題は、私は名目が違うから名目を変えてから使うべきだということをしたんですが、しかしそれはそれでそのときは議論があって、結果として文化会館の基金を取り崩して2,500万円を、現在のアスト会館の源泉を購入しました。

このときは全員協議会も開かれてそういう説明がなされて、議員の皆さんからもいろいろ意見が出てそういうことが行われました。今回はそういう措置、話し合い、報告すらなかったのではないかと。事態が本当に緊急で切迫した状況であるとするならば、やはりこういう問題をもっと事前に話し合う必要性というのがあるのではないかと。というふうに私は思うんですが、そこのお考えを伺いたいと思うんです。

大変厳しく言わせていただきますが、行政改革について先日、下田市長さんとお話する機会がありましていろいろお話を聞いたんですが、下田市は市長交際費が180万円です。市長さんはもともと経営者ですが経営の第一線を引いて、しかしみずから勤めていた会社

との取り引きは一切しないなどなど、みずからを律して行政改革には取り組んでいるというふうな話を伺いました。

しかし、うちの町では交際費は250万円、いまだに下田市よりも多い交際費を計上している。行政改革の根本をなすべき町長のところから、やはり行政改革をしていかなければいけないのではないかというふうに思います。

8点目の新幼稚園の問題ですが、検討していく、検討していくという問題ではあるんですが、いずれにしてももう着工すれば、道路建設が始まっていけば幼稚園が今の場所から追い出される。道路その幼稚園がどこかに行っちゃうよという計画ではないのかなと。それに17年度、今着工しようとしているのではないのかというふうに思うんですが、何にもまだそのところが具体化できていないのに、道路の着工だけが17年度から始まっていくというのはいかがなものかと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 山田議員、アスト会館の基金は繰りかえ運用金という形で一般会計の方で借りたのに、なぜ皆さんとそういったことで相談しなければいけないのか。取り崩しているということは、繰りかえ運用しているだけです。返さなければならぬんです、これは。財政の根本をもっとちゃんと把握してお願いしますよ。

だから一般の運用金として、一般財源として使っていると。基金の目的に沿って取り崩したのではない、繰りかえ運用しているということです。ですから、我々の方で財源ができたならこの9,000万円は返さなければならぬ。そういう自治法上、財政法上ちゃんと認められている繰りかえ運用の措置をしたということですから、ぜひひとつ御理解をお願いします。

それから行政改革について、15年、16年というのは内部改革をしているわけです。それで2月に外部の人たちをお願いして行政改革の委員会を、これは機構改革をやるためなんです。この秋に答申をいただくと。それで18年度の当初に機構改革をきちっとやって、極端なことを言えば今の課を半分ぐらいにする、それぐらいの改革をしようと、こういうふうなことで考えているところでございます。

太田線と幼稚園との問題ですが、今の場所につくるということになると競合する可能性もありますけれども、あそこでは私は実際の話として足りないのではないかと、用地が。双葉幼稚園と一緒に統合されるということになると、今の幼稚園のあその場所だと用地の広さが足りない。それまでに、あの近所かどこかわかりませんがやはり探さなければならぬだろうというふうに考えております。決して今の場所に統合された幼稚園ができ

るような広さというものはないということです。

それから、基金の問題でいろいろ言いましたけれども、三位一体改革と臨時財政対策債と合わせて1億400万円も減る、11%も減っているんですよ。山田議員は三位一体改革の内容を知らないわけではないわけですから。うちの町は、前任者とか前々任者をどうのこうの言いたくはないですが、いいときに基金を積まなかったということ、私が就任したときに観光施設の整備基金などはゼロだったんです。

それともう一つは、土地開発基金が大きく寝かしてあるんです。下小田原の道路用地だとかあるいは上野のあそこの場所であるとか、みんな行政財産になるべきものがまだまだ土地開発基金でそのままにしてあるんです。財源がなくて買い戻せないというのはこういう原因もあるということも、ぜひひとつ御認識をしていただきたいと思っています。

いずれにいたしましても、先ほど申しましたように、1円でもあれば基金に積み立てていくという、基本的なスタンスは変わりませんので、ぜひひとつ御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 以上で、13番、山田直志さんの大綱質疑を終結いたします。

次に、11番、居山信子さんの大綱質疑を許します。

11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） それでは、平成17年度の一般会計について大綱的な質疑をさせていただきますと思います。

2問通告をさせていただいております、まず第1問としてお伺いしたい点でございますけれども、うちの東伊豆町第4次総合計画の中の第1章には「快適・安心・やすらぎの町」というふうにございまして、その中にはさらに暮らしを守る消防、防災、交通安全、防犯体制の充実というものがありますが、17年度の予算の中でどう実現が図られていくのかをお尋ねをしたいと思います。

2問目につきましては、今第1問でお伺いした中で特に防災の主要施策の中で、避難者及び被災者に対する医療体制の充実と住民の防災意識の向上にどう取り組まれるのか。また、災害用の備蓄に対して本年充当分というのは、私のさきの一般質問の御答弁にありましたけれども、防災用の毛布500枚、マット1,000枚を備え、避難想定約2,000人相応というふうに伺っておりますし、またアルファ米が1,000食、サバイバルフーズ6,000食というふうに伺いました。現時点で町全体の備蓄がどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

議長（太田長八君） 順次答弁を求めます。

町長。

町長（片野 武君） それでは2点にわたる質問ですが、関連がありますので一括してお答えします。

先日の一般質問で防災あるいは減災に対する考え方を申し上げたばかりですので、重複する内容は省かせていただきます。

御質問事項の予算措置状況ですが、消防費は3億2,928万9,000円で、常備消防費として消防本部に関する費用を、非常備消防費として町内9分団の活動費用を、消防施設費として施設整備費用、さらに防災対策費として防災及び減災対策用費用を措置いたしたところであります。

次に交通安全につきましては、総務費で交通安全対策費を907万8,000円計上してございます。交通安全対策委員会及び交通指導員の活動費や、交通安全総決起大会などのPR活動費や交通安全施設の整備費等を措置いたしたところでございます。

次に防犯につきましては、民生費で、町内2防犯協会及び下田警察防犯協会への活動費補助金及び町民安全連絡会議の活動費用を措置したほか、総務費の自治振興費に街路灯整備及び維持管理費用を措置いたしましたので、「快適・安心・やすらぎの町」の実現のため、効率的な執行をしてみたいと考えております。

次に防災関係であります。避難者及び被災者に対する医療体制の充実はとのことですが、幸いにも大きな災害は最近発生しておりませんし、当然発生予測は不可能ですので、現段階では町内外の医療機関との連携確保に努め、有事に備えてまいることが基本と考えております。

次に、防災意識の向上への取り組みは、先日の一般質問でお答えしたとおりであります。

次に備蓄の状況ですが、現在38品目を各自主防の防災倉庫、稲取・熱川の各中学校、保健福祉センター、役場本所及び支所、図書館に分散し備蓄しております。各自主防倉庫への備蓄が当然多くなりますので、毎年12月初旬の自主防を主体とした防災訓練で点検をお願いし管理いたしております。

なお、医薬品につきましては医療材料、消毒薬、その他備品等65品目を松崎町に設置してあります医薬品備蓄センターで備蓄しており、下田市を含む郡下市町村で負担金をもって運営をしております。

それから備蓄の食糧ということですが、防災倉庫から、保健センター、稲取中学、熱川中学、役場、図書館を全部合わせますと、サバイバルフーズが全部で2万100食、これは60食

のものです。それで、サバイバルフーズの15食というのが375食あります。それからアルファ米が全部で2,400食。これが現在のところの備蓄のすべてであります。

議長（太田長八君） 11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） 一般質問と重なる部分であえてお伺いをいたしましたけれども、現在、町の対応というものがどういうふうになされているか、全体的な観点でぜひお伺いしたかったものでお尋ねしたところでございます。

今るる御説明がありましたけれども、特に交通安全の面では、12月の一般質問で町長に町道の白線を引いてほしいというふうなことでお願いをいたしましたところ、早速3月11日に引いていただいたということで、昨日確認をいたしました。おかげさまで町民の皆さんの安全も図られ、小さなことからぜひ今後の取り組みも大いに期待をさせていただきたいというふうに思いますのと、またそれぞれの予算計上を伺いましたので、ぜひ一般会計を担当なさる皆さん方に細部にわたっての質疑をまた期待させていただきたいというふうに思います。

2問目の中で防災の点につきましては、今私たちの知らない部分でかなりの国会の参考人として、ちょっと忘れましてけれども、正式名は予知連絡協議会でしょうか、その会長がさまざまな観点で陳述をなさっております。それを拝見しますと、今私たちが心配する東海地震の関係も、言うならば浜岡の原発の問題等を含めて非常に大きな災害になる可能性も大変に危惧されているというふうなことで、これは本当にもう腹をくくって、それぞれが防災対策に取り組まなければいけないというふうに感じました。

それから今、町全体も防災の備えが、備蓄というふうなことでは2万1,000食、さらにこれはアルファ米でしょうかそれぞれの御説明がありましたけれども、大きな災害になりますととかくこの伊豆半島は、私どもの東伊豆町は陸の孤島になる可能性も多々あるというふうなことで、これだけの対応ではなく、先だって私が伺った中では食糧面でコンビニ等の協力体制も町長はなさっているというふうなお話ですとか、さまざまな御答弁もいただいておりますので、ここも含めてその特別委員会の皆さん方に十分な審議をしていただければというふうに思います。

以上の点で再度お伺いをしたいというふうに思います。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 備蓄食糧はさっき申しましたとおりですね。これが十分かどうかというのは、2万食以上あれば当座は大丈夫なんです、陸の孤島になっても。そのほかにコンビニだとか、ある海産物屋さんとも協定を結んでありますし、そこでいろいろな物資の調達が

全部できるようになっております。そういったことで、かなりのものが調達できるかなという感じを持っております。役場とか学校、防災倉庫にあるアルファ米とかサバイバルフーズだけではなく、そういったことできめ細かな協定もしているということで、ぜひひとつ御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 以上で、11番、居山信子さんの大綱質疑を終結いたします。

以上をもって、平成17年度一般会計予算についての大綱質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議案となっております議案第24号 平成17年度東伊豆町一般会計予算については、6人の委員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号については6人の委員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました一般会計予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。したがって、一般会計予算審査特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま一般会計予算審査特別委員会に付託いたしました議案第24号については、会議規則第45条第1項の規定により、来る3月23日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、一般会計予算審査特別委員会において来る3月23日までに審査を終え報告できるように期限をつけることに決しました。

日程第2 議案第25号 平成17年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第26号 平成17年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算

日程第4 議案第27号 平成17年度東伊豆町介護保険特別会計予算

日程第5 議案第28号 平成17年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算

日程第6 議案第29号 平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算

日程第7 議案第30号 平成17年度東伊豆町水道事業会計予算

議長（太田長八君） 日程第2 議案第25号 平成17年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算について、日程第3 議案第26号 平成17年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算について、日程第4 議案第27号 平成17年度東伊豆町介護保険特別会計予算について、日程第5 議案第28号 平成17年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算について、日程第6 議案第29号 平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算について、日程第7 議案第30号 平成17年度東伊豆町水道事業会計予算についてを一括議題といたします。

これより大綱質疑に入ります。

7番、山本鉄太郎さんの大綱質疑を許します。

7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） 私は一般会計の審議委員ですので、特別会計の方を2点にわたってお伺いしたいと思います。

1点目といたしましては国民健康保険についてです。まず1問目、前年度予算に比べて一般の保険税減額の理由をお聞かせください。2点目に、2款保険給付費、1項の療養諸費が毎年上昇いたしております。この内容と対策がございましたらお聞かせ願いたい。

2問目は水道事業会計です。浄水場に関する予算が1億何千万円か出ていますね。これについて、現在存在する浄水場とこれから新設する、改良する浄水場との比較内容をお聞かせください。

以上です。

議長（太田長八君） 順次答弁を求めます。

町長。

町長（片野 武君） それでは、山本議員の国保の問題と水道会計の2点にわたってお答えいたします。

まず国民健康保険について、前年度予算に比べて一般の保険税減額の理由についてお答えいたします。

平成17年度の当初予算は仮算定にて算出しており、6月上旬に国保の被保険者の所得額が算定されまして、7月に本算定を行い保険税が確定をいたすところであります。まず、国民

健康保険特別会計の予算は、医療費の需要に合った収入を確保しなければなりません。収入が少ないからといって主な支出である医療給付費を削減することはできないものであります。

この予算の中で最も難しいのは医療費の推計であります。今回の医療費の算出は、1月までの支払い実績の伸び率に基づき推計いたしまして、また老人保健拠出金、介護保険納付金及び共同事業拠出金等の歳出額の総額を算定いたしましたところでございます。

次に歳入であります。国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金、共同事業交付金及び一般会計繰入金等の歳入総額を見込み、不足分が国保税となります。平成17年度国民健康保険特別会計予算は仮算定にて算定してありますので、歳入不足額は保険税にて調整を図ったもので、前年度対比で若干の減額になっているところでございます。

次に、2点目の2款保険給付費、1項療養諸費の上昇内容と対策等についてお答えいたします。

現在の医療は医療技術の高度化、疾病構造の多様化により、医療費は毎年増加の一途をたどっております。さらに本来、老人医療保険対象者である75歳未満の前期高齢者が、14年10月の制度改正によりまして国保の被保険者として加入しております。高齢者になりますと医療機関にかかる割合が多くなり、70歳以上の医療費推計が1億1,048万9,000円、前年度対比3.2倍の大幅な伸びとなっております。医療費全体では9.5%の伸びとなっております。

この医療費の軽減を図るために、健康づくり課では各種介護予防事業を展開しており、さらに筋力アップトレーニング事業を行っているところでありますが、これらの事業を始めて1年5カ月しかたっており、少数の人たちしか今参加をしていない現状でありますので、17年度は視点を変えまして、中高齢者を対象にして各公民館や町民が多数集まる場所で出前健康教室を開催し、楽しくできる筋トレ等を職員が実践してやってみせて、多くの町民に積極的に参加を促し、500人から1,000人規模の教室の開催を目指していきたいと考えているところでございます。

よって、多くの町民が参加していただければ、3年先、5年先には必ず医療費は下がってくると確信しているところでございます。

次に水道会計についてですが、上水道に関する予算が計上されているが、現在の浄水場と比較して規模と内容をということです。

御承知のとおり、水道課では平成15年度に新熱川系の見直し作業を行いました。その中で、白田浄水場の整備につきまして検討を加えました。

現在使用している白田浄水場は昭和43年に稼働し、37年目を迎えております。東海地震等の危険性が叫ばれている現在、老朽化が進んでいる白田浄水場は古い建築基準法に従って建設されています。そのため、浄水場の整備計画を優先させることを前提に検討が行われてまいりました。最終的には、膜ろ過方式で整備する方向で基本計画がまとまりました。そして、現状の施設内へ整備する方法と新しい施設を整備するという2つの考え方で検討した結果、新しい施設を整備することで計画を作成することになりました。取水場につきましては、現在使用している取水場を改良し使用することを前提にさせていただきます。

御質問の現在の施設との比較であります。あくまで基本計画であることを御理解願いまして、まず既存の白田浄水場ですが、面積が4,193平方メートル、ろ過方式は急速ろ過方式であります。取水場では2万2,000立方メートルの取水が可能です。浄水能力は2万立方メートル、浄水池は1,200立方メートルでございます。

新施設の計画は面積が6,600平方メートル、ろ過方式は膜ろ過方式で計画してございます。1日に2,000立方メートルの処理能力の膜ろ過装置5台が1系統で、これを2系統整備し、浄水能力2万立方メートルで計画してございます。取水場につきましては既存施設を改良して使用し、能力は2万2,000立方メートルでございます。浄水池であります。2,900立方メートルを予定しております。既存の浄水池が1,200立方メートルでありますので、約2.5倍の貯水能力となります。

いずれにいたしましても、安全性の高い施設であること、維持管理が容易な施設であること、良好な水質が得られること、耐震性の確保等の条件を満たす施設を整備することを前提に基本計画を策定いたしました。しかし、今後の人口の推移等で浄水能力等を再検討することになると思われま。

そして、用地確保を進めることを議会の皆さん方にお話ししましたが、現在交渉を行っているところであります。条件が整えば交渉となると思いますので、当初予算に重要な資産の取得を掲げてあります。いずれにいたしましても地価が安定しているときに購入し、浄水場整備着手時の後年度負担を軽減できればと考えているところでございます。

議長（太田長八君） 7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） 税についての方ですけれども、国保の関係のあれは仮算定という形のものでありますから、私はまあどういふふうになっておるかなと。

それで、平成14年から始まった老人保健から移行してくるのが18年まで、まだあと2年ぐらい残っておる。これの関係は約120名ぐらいその療養給付費がその分だけ増えますよと

いう形のもので、この後2年、増えてくるんですよ。そういうものについて当局のお考えをお聞かせ願いたい。

浄水場の方は担当委員会と十分協議してやっていただきたいという形で、こちらの方の答弁は結構ですけれども、先ほどの答弁をお願いします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 70歳から75歳までは段階的に国保の方に移行していくと。今これで国保が非常に厳しい状況になっておる。今まで国保の月間の支出が7,000万円から7,200万円くらいでしたが、今はもう8,200万円から8,500万円くらいで、これが1年間だと1億2,000万円くらいすぐに違ってきてしまうということ。

これで非常に厳しいんですが、先ほども申しましたように、町民の皆さんの方に出向いていきまして健康づくりの簡単なことをやって、やはり健康というものに関心を持っていただくのが一番だろうというように思っております。余り難しいものをやっても飽きてしまっただめですから、簡単にできる健康づくりといいますか、そういうものを出前方式でやってまいりたいと思っております。

70歳から75歳までの皆さんというのは今までの国保になかった年代ですし、またこの年代が一番医療費がかかるということでございまして、大変危機感を持っているということで、それに対して、先ほど申し上げましたように簡単な健康づくりを普及させていきたいというように考えております。

議長（太田長八君） 以上で、7番、山本鉄太郎さんの大綱質問を終結いたします。

以上をもって、平成17年度特別会計予算についての大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第25号 平成17年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算について、議案第26号 平成17年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算について、議案第27号 平成17年度東伊豆町介護保険特別会計予算について、議案第28号 平成17年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算について、議案第29号 平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算について、議案第30号 平成17年度東伊豆町水道事業会計予算については、6人の委員で構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号については6人の委員で構成する特別会計予算審

査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました特別会計予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。したがって、特別会計予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま特別会計予算審査特別委員会に付託いたしました議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号については、会議規則第45条第1項の規定により、来る3月23日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。

よって、特別会計予算審査特別委員会において来る3月23日までに審査を終え報告できるように期限をつけることに決しました。

なお、委員会室として、一般会計予算審査特別委員会には大会議室を、特別会計予算審査特別委員会には第一委員会室をそれぞれ充ててあります。

お諮りします。特別委員会審査のため、3月15日から3月22日までの8日間休会としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。したがって、3月15日から3月22日までの8日間休会とすることに決定いたしました。

ただいまから委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

#### 散会の宣告

議長(太田長八君) 来る3月23日は午後1時から本会議を開き、委員長の報告を求め、質疑・討論並びに採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

散会 午前 11 時 16 分

## 平成17年第1回東伊豆町議会定例会会議録

### 議事日程(第5号)

平成17年3月23日(水)午後1時開議

- 日程第 1 議案第24号 平成17年度東伊豆町一般会計予算
- 日程第 2 議案第25号 平成17年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第26号 平成17年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第27号 平成17年度東伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第28号 平成17年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算
- 日程第 6 議案第29号 平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第30号 平成17年度東伊豆町水道事業会計予算
- 日程第 8 議案第31号 指定金融機関の指定について
- 日程第 9 陳情・要望書の継続調査報告について
- 日程第10 陳情・要望書の審査について
- 日程第11 議会運営委員会所管事務調査について

### 出席議員(11名)

- |     |          |     |         |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番  | 飯田 龍一 君  | 3番  | 西村 弘佐 君 |
| 5番  | 関野 博 君   | 6番  | 鈴木 勉 君  |
| 7番  | 山本 鉄太郎 君 | 8番  | 八代 善行 君 |
| 10番 | 太田 長八 君  | 11番 | 居山 信子 君 |
| 12番 | 定居 利子 君  | 13番 | 山田 直志 君 |
| 14番 | 内山 恒昭 君  |     |         |

### 欠席議員(1名)

- 2番 森田 礼治 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 片野 武 君 助 役 太田 俊彦 君

収入役	渡辺 富夫 君	教育長	石井 建三郎 君
総務課長	村木 脩 君	企画調整課長 兼 防災監	太田 英明 君
税務課長	西川 真人 君	収納課長	楠山 節雄 君
農林水産課長 兼 農業委員会 事務局長	鈴木 新一 君	建設課長	村木 重男 君
観光商工課長	山本 幸雄 君	消防長	金田 弘道 君
教育委員会 事務局長	稲葉 忠明 君	住民課長兼 熱川支所長	山田 嘉之 君
福祉介護課長	鈴木 清司 君	健康づくり 課長	鈴木 希美雄 君
水道課長	田中 輝知 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	加藤 悟 君	書記	石井 尚徳 君
--------	--------	----	---------

開議 午後 1時00分

#### 開議の宣告

議長（太田長八君） 皆様、こんにちは。議員各位におかれましては、特別委員会の審議、  
どうも御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成17年東伊豆町議会第1回定例会第15日目は成立いたしましたので、開会いた  
します。

これより直ちに本日の会議を開きます。

#### 議事日程の報告

議長（太田長八君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりでありま  
す。

議事日程に従い議事を進めます。

#### 日程第1 議案第24号 平成17年度東伊豆町一般会計予算

議長（太田長八君） 日程第1 議案第24号 平成17年度東伊豆町一般会計予算についてを  
議題といたします。

一般会計予算審査特別委員長の報告を求めます。

5番、関野 博さん。

（5番 関野 博君登壇）

5番（関野 博君） 平成17年3月23日。東伊豆町議会議長 太田長八様。一般会計予算審  
査特別委員会委員長 関野 博。

一般会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第75条の規定に

より報告します。

記。

事件の番号・件名、審査の結果。

議案第24号 平成17年度東伊豆町一般会計予算、原案可決。

一般会計予算審査特別委員会に付託された議案第24号 平成17年度東伊豆町一般会計予算歳入・歳出全部について、質疑の対象となったものを重点的に報告します。

第1、会議回数、月日、場所、出欠席委員は、下記のとおりでありますので朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、5ページをおめくりください。

第2、質疑の要旨。

平成17年度東伊豆町一般会計予算。

1、概要について。

平成17年度の一般会計予算総額47億4,300万円は、平成16年度当初予算総額に比べ2億4,200万円(3.1%)の減であり、歳入では自主財源が27億4,438万6,000円(57.9%)、依存財源が19億9,861万4,000円(42.1%)である。歳出では人件費、扶助費、公債費の義務的経費が25億4,724万3,000円(53.7%)、物件費が6億2,934万9,000円(13.3%)、維持補修費が4,141万1,000円(0.9%)、補助費等が8億606万5,000円(17.3%)で、経常的経費の総額は40億2,406万8,000円(84.8%)となっている。また、普通建設事業費、災害復旧費を含む投資的経費は3億8,030万8,000円である。

施政方針でも、行財政を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、単なる行政改革では立ち行かない時代と述べているように、行政の転換期との認識のもとに、住民にもこの苦境を乗り越えていただくよう理解をいただき、現状に応じた適切な予算執行を望むものである。

歳入。

1款 町税。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

個人町民税普通徴収現年課税分調定額に対する収納率95%、固定資産税現年課税分調定額の収納率90%も見込みは相当厳しいと思うが、その根拠はの質疑に対し、個人町民税は配偶者特別控除や均等割の税制改正による伸びを勘案し、前年度と同率を見込んだ。固定資産税は89%で試算したが、収納努力も踏まえ90%としたとの答弁があった。

前年度のように税を減額補正し、財政調整基金を取り崩すような結果にならないよう留意

されたいとの指摘がされた。

たばこ税は昨年の予算額と同額だが、毎年100万円減少しているのでは、また、コンビニやスーパーなどで販売されたたばこの課税はの質疑に対し、たばこの本数は減少しているが、値上げ及びつるし雛祭りのときの売り上げを見込み、前年度同額とした。たばこ税はそれぞれ販売する事業所の所在市町村で課税されることになっていると答弁がされた。

入湯税は岡本ホテルと伊東園ホテルで2万人増となったと聞いているが、現状では100万人でもよかったのでは、歳出と関連して予算を編成したと思うがの質疑に対し、委員会にも資料提出をさせてもらったが、17年度は期待を含め112万人で計上した。愛知万博の影響もあると思うが、町長も県と一丸となって誘客に努力すると答弁している。状況の把握できる観光商工課とも調整はさせていただいているとの答弁がされた。

(1) その他質疑の対象となった事項。

川崎市の交付金について。

2 款 地方譲与税。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

所得譲与税の増の要因はの質疑に対し、個人の所得課税が本格的に税源移譲がされるまでの間の措置として譲与されるものであり、算定基準は国政調査人口であり、国の試算では景気の動向が上向きとの観点から増となった内容であると答弁がされた。

3 款 利子割交付金。

特筆事項なし。

4 款 配当割交付金・5 款 株式等譲渡所得割交付金。

特筆事項なし。

6 款 地方消費税交付金。

特筆事項なし。

7 款 ゴルフ場利用税交付金。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

ゴルフ場利用税交付金の減額の要因についての質疑に対し、数年度の景気低迷によるゴルフ利用客の減に加え、平成15年度の税制改正による非課税措置の影響も踏まえ、平成17年度の当初予算額においても減を見込んだとの答弁がされた。

8 款 特別地方消費税交付金。

特筆事項なし。

9款 自動車取得税交付金。

特筆事項なし。

10款 地方特例交付金。

特筆事項なし。

11款 地方交付税。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

地方交付税の6億2,000万円の計上は妥当か、前年度は過大積算で減額補正をし、財政調整基金を取り崩し減収分を補てんしているが本年度は適切かの質疑に、普通交付税は国で定められた算定方法により算出した基準財政需要額と基準財政収入額との差が財源不足額として交付されるが、昨年は収入の伸びがあったことが大きな減の要因である。基本的に基準財政収入額は県に税務課より報告された調定額や県の試算した税収入見込みの75%が収入となり試算される。指摘のあったように本年度は国の地方交付税の総枠を踏まえ、試算できる範囲の基準財政需要額と基準財政収入額を推計し、前年度の教訓を踏まえ措置したとの答弁がされた。

12款 交通安全対策特別交付金。

特筆事項なし。

13款 分担金及び負担金。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

老人ホーム入所者徴収金の内容はこの質疑に対し、賀茂老人ホームに15名、長岡寮湯の家1名、合計16名分であり、その入所者の方々が納入する負担金であり、当町では現在3名の待機者がいるとの答弁がされた。

保育ママ事業保育料負担金の減の要因は、またこの制度の存続はこの質疑に対し、保育園や幼稚園の預かり保育の利用者が非常に多くこの制度を活用する保護者が減少している。制度の存続は国や県も制度の推進をしているので当面は存続すると思うので、利用については積極的に啓蒙していきたいとの答弁がされた。

農用地開発事業地元負担金400万円の内容はこの質疑に、中山間地域総合整備事業の入谷地区農用地開発事業に関する地元負担金であるが、防災工事、道路、水路工事等公共性の高い事業については地元負担金は発生しない。しかし、中山間地域総合整備事業の他の事業の進捗状況により追加配分があり、17年度の補助配分にて8,000万円が措置される見込みであり、その5%の400万円が地元負担金となるための計上であるとの答弁がされた。

( 1 ) その他質疑の対象となった事項。

急傾斜地対策事業の内容について。

14款 使用料及び手数料。

( 1 ) 主な質疑の対象となった事項。

教育使用料の最終補正減額の関係から17年度の算出根拠はの質疑に対し、3歳児から5歳児の住民基本台帳登録人口348人に対し、入園予定者286人で入園率82%で予算計上した。預かり保育を新たに双葉幼稚園でこの4月より実施することにより熱川幼稚園と同額の106万4,000円措置した結果、増額となっているとの答弁がされた。

15款 国庫支出金。

( 1 ) 主な質疑の対象となった事項。

民生費国庫負担金の減の要因はの質疑に、保険基盤安定負担金の減であり、平成16年度まで保険税負担能力が低い所得者に係る保険税軽減分については、国が2分の1、県が4分の1、残りを市町村が負担することになっていたが、17年度から三位一体の改革により、都道府県に税源移譲された4分の3を県が負担することになったため国庫負担金が減となっているとの答弁がされた。

道路橋りょう費国庫補助金の内容及び地元同意についての質疑に、事業箇所は町道奈良本太田線であり、事業費1億3,739万円の55%の7,556万4,000円を計上した。地元同意については、3月4日の地権者説明会の席上、町としては同意を出席者より得たとの感触を持ったので、今後は戸別訪問をし、同意書をいただく予定であるとの答弁がされた。

我が家の専門家耐震診断事業費補助金20万円の内容についての質疑に対し、1棟3万円の補助制度であり、10棟予定している。その2分の1の15万円と事務費として5万円を予算措置したものであるとの答弁がされた。

( 1 ) その他質疑の対象となった事項。

民生費国庫補助金の減の内容について。

要保護・準要保護補助金の内容について。

16款 県支出金。

( 1 ) 主な質疑の対象となった事項。

総務費県補助金が1,099万円減額になっているが、自主運行バス事業補助金の減額かの質疑に対し、前年度は新世代ケーブルテレビ施設整備事業補助金が予定されていたことにより、目ベースで減額を生じたものであるとの答弁がされた。

農林水産業費県補助金の減の要因はの質疑に対し、前年度予算措置された農地情報管理システム事業（700万円）の終了によるものであるとの答弁がされた。

国勢調査委託金の調査員予定数及び民間と役場職員の委嘱内訳はの質疑に対し、調査員100人、指導員10人を予定している。委嘱はこれからとなり、民間人と役場職員の内訳は未定だが比較的困難な調査区は職員の委嘱となるものと思われるとの答弁がされた。

17款 財政収入。

（1）主な質疑の対象となった事項。

財産貸付収入の913万1,000円の減の要因はの質疑に対し、伊豆急行貸付地の坪単価が100円から90円に改定された。また、ホテル伏見跡地の払い下げによる貸付料が269万8,542円減、東伊豆有線テレビ貸付分の改定による増を措置した結果の減であるとの答弁がされた。

18款 寄付金。

特筆事項なし。

19款 繰入金。

（1）主な質疑の対象となった事項。

アスド会館等整備基金の繰り入れの内容と繰り戻しの方法はの質疑に対し、アスド会館等整備基金を一般会計への貸付金として基金を繰りかえ運用する内容であり、法的に認められている。財源調達上やむを得なかった措置である。基金の繰り戻しの方法、利率については、町長が定めることができるとされているが、おおむね3年以内で利率0.7%以内で考えているとの答弁がされた。

しかし、同一会計内なので利子の必要性については考慮したらどうかとの指摘があった。

風力発電事業会計からの繰入金は事業収益からの繰り入れと思うが収支状況はどうかとの質疑に対し、売電収入は予算を上回る5,190万円程度となり、収支剰余金は3,600万円を予測していることにより、住宅用太陽光発電システム設置補助金等の環境対策事業にルールに沿って繰り出し措置をしたとの答弁がされた。

育英奨学金貸し付けの人員内訳はの質疑に、16年度は14名のうち1名が完納し、13名が17年度に繰り越している。17年度の返還予定は13名であったが、新規に返還発生が5名あり、17年度返還予定者は18名となった。内訳は4年生大学生8名、高校・専門学校10名であるとの答弁がされた。

財政調整基金の理想的積立額はの質疑に、多ければ多いほど安全かつ理想的な財政運営ができることは言うまでもないが、現状を考えると常時3億以上は確保できるような財政調

整基金が確保されればと考えているとの答弁がされた。

20款 繰越金。

特筆事項なし。

21款 諸収入。

特筆事項なし。

22款 町債。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

公債費比率の現状と危険指数はの質疑に対し、16年度末で推計すると16.3%となる見込みである。財政規模等にも関連する数値であり、注意指数は一応20%で、借り入れ等に制限があるので毎年比率には留意しているとの答弁がされた。

続きまして、歳出です。

1款 議会費。

特筆事項なし。

2款 総務費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

アスド会館費の井戸掘削工事の内容についての質疑に対し、白田源泉の希釈用水道料が年間400万円余必要なため、源泉前付近に井戸を設置するものである。掘削深度は30～50メートルを予定しているとの答弁がされた。

太陽光発電システム設置費補助金の内容についての質疑に対し、キロワット当たり7万円を施設規模5キロワットを限度に3件を予算基礎としたが、5キロワット以下の施設規模も予測されるため弾力的な運用を考慮した予算としたとの答弁がされた。

個人情報保護法の施行に伴う経費と対応はの質疑に、当初予算には指摘の経費は計上されていない。現在トラブル等は発生していないが、今後、対策協議会等設置なども検討し、条例改正及び保護関連経費について考慮したいとの答弁がされた。

賦課徴収費の納期前納付報奨金はすべてで1,300万円ほどであり、職員二、三人雇える。廃止等について考慮したらどうか。また、入湯税は報奨金の率を1.5%に引き下げたらどうかの質疑に対し、以前に納税貯蓄組合もあり廃止した経緯もあるが、昨今の納税状況から考えるとプラス要因がかなり大きいので担当課としてはこの制度を残していただきたい。入湯税は組合単位で一括納入していただいております、納付率100%でこれについても制度を存続していただきたいとの答弁があったが、課局長会議等でよく議論し検討されたいとの指摘があ

った。

( 2 ) その他質疑の対象となった事項。

町税過誤納還付金の内容について。

アスト会館光熱水費について。

総務費扶助費の計上内容について。

伊豆ナンバー創設促進協議会負担金と発足見込みについて。

生活路線バス運行委託料について。

街路灯新設工事の内容と区の要望について。

姉妹都市提携費の食糧費の内容について。

3 款 民生費。

( 1 ) 主な質疑の対象となった事項。

介護予防事業費の健康増進委託料の内容と備品購入費の内容についての質疑に対し、健康増進事業（筋トレ）としてつくばウェルネスリサーチに委託し、内容はコンサル料、個人データ解析及び運動プログラム作成であり、平成17年度は参加者100名を見込んだ委託料である。

また、備品についてはエアロバイク10台、血液監視システム、健康分析システムの購入費であるとの答弁がされた。

地域福祉計画委託料の内容についての質疑に対し、高齢化社会に対応するため、地域福祉計画の策定が義務づけられ、県下の全市町村が実施するものであるとの答弁がされた。

赤石寮改築整備事業補助金の内容についてと当町の入所者はの質疑に、浜北市にある精神障害者施設で平成17年度完成予定であり、それに伴う当町の負担金であり、当町の入所者は1名であるとの答弁がされた。

長寿者敬老祝い金の見直しについてはの質疑に対し、賀茂郡下の状況等を勘察し、平成17年度は祝い金の支給年齢の引き上げを行い70歳からを75歳としたとの答弁がされた。

( 2 ) その他質疑の対象となった事項。

老人のための明るい町づくり推進事業委託料の内容について。

緊急通報システム購入費の内容について。

母子家庭医療事務手数料の内容について。

住民相談の開催状況と相談件数について。

4 款 衛生費。

( 1 ) 主な質疑の対象となった事項。

美化推進費の委託料、原材料費、花の会補助金の関連性についての質疑に対し、委託料は国道135号線の植栽、国道の観光看板、ロータリー等の植栽に関する委託、原材料費は花の会に苗を各支部に振り分け植えかえ等を行っていただくための原材料で、補助金については会員から会費1,000円を徴収し、町単独補助金も合わせて花の会の活動、運営をしていただく内容になっているとの答弁がされた。

塵芥処理費の不法投棄防止フェンス工事の場所についての質疑に対し、白田の迂回路で、16年度に工事した場所の反対側であるとの答弁がされた。

合併処理浄化槽設置費補助金は別荘でもよいのか、また新築でなくてもよいのか、さらに規模ごとの補助金額はの質疑に、合併処理浄化槽設置者なら建物についてはすべてよい。新築でなくても新たに合併浄化槽だけを設置する場合にも補助対象となり、5人槽が35万4,000円、6～7人槽が41万1,000円、8～10人槽が51万9,000円、11人槽以上が98万1,000円であるとの答弁がされた。

( 2 ) その他質疑の対象となった事項。

上野墓園管理委託料の増額内容について。

清掃監視員謝礼の内容について。

老人健康事務費の事務雇人料の増額内容について。

5 款 農林水産業費。

( 1 ) 主な質疑の対象となった事項。

産業関係舗装用生コン代についての見直しはの質疑に対し、平成16年度は450万円であったが本年度は150万円とした。毎年、各区からの要望により予算計上するが、要望量が少なくなったため大幅な減とした。主な箇所は奈良本林道の継続と振越林道入谷側の入り口部分の舗装であるとの答弁がされた。

奈良本農村公園維持管理委託料の内容についての質疑に対し、草刈り年3回、トイレトペーパーの補充も含む清掃週1回が主な内容である。草刈り年3回ではきれいな状態を維持できないので、地元である奈良本区にも年1回の草刈りをお願いし、区長の下承を得ているとの答弁がされた。

6 款 商工費。

( 1 ) 主な質疑の対象となった事項。

緊急経済支援対策資金利子補助金400万円の内容についての質疑に、経済が厳しい中、

中小企業からの申し込みが予想されるのでこれからも継続的に支援をお願いしたい。昨年度の実績を考慮し、対象を58件とした。新年度も商工会と連携を図り対処していきたいとの答弁がされた。

桃の里植栽管理委託料についてと今後の管理はの質疑に対し、植栽した新世紀創造祭のときから5年が経過した。毎年、町内造園業者に委託してきたが成長が遅い。原因は不明であるが、町長が一般質問で答弁したように植栽場所の見直しを含め、移植の要否については新年度内の生育状況を見た上で、必要によっては花桃にかわる桜等の別種のものや野芝等を検討することも必要と考えているとの答弁がされた。

伊豆観光ビューロー負担金についての質疑に対し、時代の流れの中で伊豆は一つの考えをもとに、この4月1日から「伊豆観光ビューロー」が発足する。この事務所は従来からあった伊豆地域観光活性化協議会と伊豆地区観光協議会が合併し、観光産業の活性化を図っていくものであり、ちなみに南国伊豆観光推進協議会も発展的解消し、4月1日から「伊豆観光ビューロー」に加盟することになっているとの答弁がされた。

熱川桜山整備事業設計監理委託料306万1,000円と片瀬海岸観光施設整備事業設計監理委託料137万5,000円の差額についての質疑に対し、熱川桜山整備事業設計監理委託料には片瀬海岸観光施設整備事業設計監理委託料程度を計上したほか、差額分となる約2分の1程度の金額は、16年度工事として予定していた駐車場及び同進入路を変更したことに伴う造成計画変更設計料として予算計上した内容であるとの答弁がされた。

熱川桜山整備事業の工事概要の説明と2年計画を3年計画にした経緯、また既存の園内道路は舗装せず公園散策路としての計画実施はの質疑に対し、本年度は建築工事としてトイレ、浄化槽、電気設備等を、土木工事で散策路、植栽、展望台付近の舗装を予定している。本事業は当初は2年計画で進めてきたことにより、新年度の事業費は約8,000万円程度を予定していたが、2月に行われた県との補助金交付申請事務ヒアリングの際、県の財源も非常に厳しくなっているため、貴町の要望どおり補助できるかわからないので1年延長し2カ年に振り分けてはどうかとの指導を受け、その結果1年延長した。既存の園内道路は昨年アスファルト舗装計画があることを説明したとき、議員より舗装はせず公園散策路として利用できないかとの意見が出されていることは承知している。最近になって現作業道を公園管理道として利用できないかとの提案がある。

この案がオーケーとなれば既存の園内道路を公園の自然散策路として利用できるのではと考える。また、現作業道の利用に関しては土地所有者の協力や公安委員会、下田土木事務所

等との協議が必要である。園内道路の工事計画は18年度を予定しているの、早い時期に関係者との協議を重ね、方向性を出せるよう町長に提案したいとの答弁がされた。（観光商工課長より図面により詳細の説明あり）

（２）その他質疑の対象となった事項。

地域交流ゴルフ大会委託料の内容について。

観光施設整備雇人料について。

7款 土木費。

（１）主な質疑の対象となった事項。

ユニバーサルデザイン対応補修工事についての内容は質疑に対し、17年度事業についてはまだ工事箇所は決定していない。地元区及び商工会にて行っているユニバーサルデザイン会議にも担当職員が委員として参画していることから、関係者等の意向を伺って適切に施行していきたいとの答弁がされた。

太田線改良工事の本年度施行予定及び地元同意、また19年度以降の計画及び雨水等排水対策についての質疑に対し、本年度施行予定延長は全体で777メートルのうち110メートルである。幅員構成は車道幅員6.75メートル（2.75メートルが1車線）、歩道幅員2.5メートルで全体は9.25メートルとなる。場所的に湯ヶ岡赤川線より城東葬祭付近までを予定している。同意関係では3月4日地権者説明会を開催し、関係者30名に対し20名が出席し、前回提案された件について回答した後、同意をいただきたい旨をお願いしたところ、同意を出席者より得たとの感触を持ったので、今後は戸別訪問し、事業説明した上で正式な同意書をいただく予定である。

19年度以降の計画は現在未定であるが、地元区はもちろんのこと関係者と十分な協議をして、検討していきたい。雨水等排水計画は道路側溝にて処理したいとの答弁がされた。

8款 消防費。

（１）主な質疑の対象となった事項。

消防学校入校負担金の内容についてと救急救命士は何人かの質疑に対し、救急救命士養成課程1名、救助課程1名、救急救命士気管挿管実務研修2名の入校経費である。救急救命士は新年度1名資格を取れば7名になるとの答弁がされた。

非常備消防費の消防用具備品内容及びホース等の点検はの質疑に対し、消防用ホースと町内106カ所設置の消火栓用のホース、消火栓用収納箱及びホース修理器具である。消防署で定期的に点検している。

補助対象となっているので有事の際に支障のないよう継続的に購入していきたいとの答弁がされた。

常備消防費の賠償責任保険料と救急事後検証委託料についての質疑に対し、救急隊員による患者搬送中の事故に対する保険料である。また委託料は、救急救命士が心肺停止状態の救急患者に対して救急処置を行った内容を医師に検証してもらうための委託料で、順天堂病院と湊病院の医師に委託している。

賠償責任保険料は過去一度も事案はないが、予算的にも対応が可能と考えたとの答弁がされた。

( 2 ) その他質疑の対象となった事項。

防災ヘリコプター運行連絡協議会負担金について。

木造住宅耐震補強助成費の補助金について。

水門管理委託料の内容について。

9 款 教育費。

( 1 ) 主な質疑の対象となった事項。

語学指導委託料の内容についての質疑に対し、幼稚園、小学校では外国人教師マツト氏に遊びの中で英語に触れる勉強を、英語を話すことに興味をテーマに、中学校では外国人講師の中村 舞さんに依頼し生の英語を聞き積極的に英語を話そうとする意欲を学ばせている。幼・小学校が月に1日ずつ、熱中が週2回、稲中が週1回の計画で予定しているとの答弁がされた。

小学校費の学校管理費の管理備品の内容はの質疑に対し、稲小では児童用机、いす、給食配膳台、教室用カーテン、保健室つい立て、熱小で保健室のエアコン、大川小で児童用机、いす、ぞうきんスタンドほか主な内容となっているとの答弁がされた。

伝統工芸継承補助金の内容と鹿島踊りへの対応はの質疑に、大川の三番叟、奈良本、片瀬、白田、田町、東町のしゃぎり保存会への補助金である。鹿島踊りは町の指定文化財になっており、補助されているが貴重な文化財であることは認識しているので、保存会代表等と経費面など維持運営について協議させていただき検討をしていきたいとの答弁がされた。

熱川スポーツビレッジテニスコート委託料の内容と管理体制についての質疑に、地主への地代が主である。申請は教育委員会、熱川支所、図書館等で受け付けているが、管理事務所は無人であり、管理上施錠してあるため直接現場では受け付けができない状況である。利便性を配慮し、現地に至急、受付案内看板設置等するよう善処すると答弁がされた。

( 2 ) その他質疑の対象となった事項。

中学校費選手派遣費補助金について。

社会教育推進員の報酬について。

社会教育事業負担金の内容について。

草刈り委託料の内容について。

育英奨学貸付金の今後について。

10款 災害復旧費。

特筆事項なし。

11款 公債費。

特筆事項なし。

13款 予備費。

特筆事項なし。

以上のとおり、質疑の対象となった事項と付帯決議を付して、賛成多数で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

議案第24号 平成17年度東伊豆町一般会計予算(案)に対する付帯決議。

議長(太田長八君) 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時55分

議長(太田長八君) 休憩を閉じ再開いたします。

5番、関野 博さん。

5番(関野 博君) それでは、議案第24号 平成17年度東伊豆町一般会計予算(案)に対する付帯決議。

平成17年度の一般会計予算総額47億4,300万円は、平成16年度当初予算総額に比べ2億4,200万円(3.1%)の減である。歳入では引き続き、町税の2,175万9,000円の減収に加え、三位一体の改革による地方交付税の縮減や国庫支出金の一般財源化が強いられているなかでの予算は、財政調整基金からの繰り入れ(1億2,000万円)及びアスト会館基金の繰替え運用(9,000万円)、さらには風力発電事業特別会計からの繰り入れ(1,105万円)、地方債にお

いても交付税措置は一部あるものの臨時財政対策債を除く2億3,770万円を財源補填をしており、ましてや基金残高についても危惧されている非常に厳しい財政状況を認識した上で、後年度への財政負担を軽減する行財政運営に危機感を抱きつつ、編成された予算とは思われない。

歳出においては必要不可欠な義務的経費は前年度に比較して2億2,134万7,000円(8.0%)の減であるが、平成7・8年度に借り入れした減税補てん債の借り換え分の償還額が公債費に計上されているためであり、実質的には大きな減とはなっていない。人件費の減は今後、見込めるものの扶助費、公債費は現状から当面、減は望めない。補助費等は東河環境センターの負担金が施設建設に伴う元金償還が始まるため、償還終了まで負担増は避けられないので、町単独補助金等の更なる見直し及び一般行政経費の削減が求められる。

繰出金は国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、介護保険特別会計への繰出で3億7,846万9,000円となっており、医療費の高騰、高齢化が進展する中で、ますます一般会計を圧迫することが予測されている。

投資的経費は、総額で災害復旧費を除くと3億7,663万円で、中山間総合整備事業、稲取漁港整備事業地元負担金、片瀬海岸観光施設整備工事、熱川桜山整備工事、太田線改良工事を含む新設改良工事、河川改修工事、稲取幼稚園耐震補強工事、が主な内容であり、当然に補助事業がベースとなっているものの、事業選択には財政計画(特に町債と公債費の相関、義務的経費等の推計)実施計画(5年ローリング)を的確に見据え、突発的な事業選択はしないよう事業の必要性、優先順位等勘案した中で、厳しい財源状況を地域住民にも理解いただき、財政規模に応じた予算編成に努められたい。

特に、桜山整備工事については、地域住民とのコンセンサスを得ることは勿論のこと、担当委員会とも協議し、安全かつ魅力ある公園づくりをされたい。又、太田線改良工事は事業の必要性と財政状況を考慮し、見直しを図っていただきたい。

さらに、17年度予算において、個人町民税の滞納繰越分1億1,500万円、固定資産税の滞納繰越分7億6,923万8,000円は県下でもトップクラスの滞納額であり、毎年累積している視点から優良納税者からも非難が寄せられている現状を踏まえ、法的に許される範囲で悪質な滞納者に対する措置が望まれる。

以上、平成17年度予算について指摘したが、特に町長の政治姿勢においては、大事業等選択には独断先行的な政策を控え、議決機関である議会とも十分に協議、連携を図り住民の意に沿った魅力ある町づくりに特段の配慮をするよう強く要望する。

以上です。

議長（太田長八君） ここで午後 2 時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 0 2 分

再開 午後 2 時 1 0 分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ再開いたします。

これより一般会計予算審査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） すみません、御丁寧な報告されておりますが1点お伺いしたいのですが、行政改革という問題について委員会の方でどういう審議等がなされたのか。報告の文書の中ではそういう面が余り見られないので、もしその点がおわかりでしたらお答えいただきたいと思います。

議長（太田長八君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 1 1 分

再開 午後 2 時 1 2 分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ再開いたします。

5番、関野 博さん。

5番（関野 博君） ただいま山田直志議員より行政改革についてということでございますが、この一般会計予算特別委員会では特にそのような議題は出ませんでしたので、御了承ください。

議長（太田長八君） いいですね。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

13番、山田直志さん。

13番(山田直志君) 私は、議案第24号 平成17年度東伊豆町一般会計予算に対して反対の表明をしたいと思います。

この予算を編成する上で幾つか考えていくことがあったと思います。それはやはり、不況が続いていく中で町民の収入がずっと落ち込んでいるということ、また三位一体の改革の中で今後地方のあり方が大きく変わる、そういうさなかの予算編成でもあつただろうと思います。さらに、今後団塊の世代が定年退職し、また社会保障制度改革の中で町の負担が一層増加をするということが予想されている中で、17年度の予算は編成をされるという必要があつたんだろうと思います。

そういう点で考えてみますと、私は、この予算案では町の財政破綻を食いとめる、そういう方向になっていないなという評価をしております。その第1点は、入湯税を初め町税などの増額計上、今年度16年度の最終補正と比べても増額計上されているという点であります。既に、まだ期間中ではありますが雛のつるし飾り祭り等宿泊で大きな減少が見込まれておりますし、今月末から開催される地球博の影響は大変大きなものがあつて、これは入湯税の単なる減少だけではなく、固定資産税等大きなマイナス要因となっているというふうに私は考えます。

また、約1億円弱16年度より増額されている地方交付税も、政府・与党合意によって2005年、2006年において、地方の安定的財政運営に必要な地方交付税等の一般財源の総額を確保するというふうになっておりますが、この金額が本当に確保できるのかということについてまだまだ不安な要素を抱えているのではないかと思います。そして何よりも、バブル崩壊以降、町税や地方交付税は前年度の最終補正予算を上回るという状況というのはなかなか生まれていません。そういう点では、歳入において大変不安を抱えているわけであります。

こういう中で、当初予算時点から、財政調整基金からだけではなくアスト会館の基金または風力発電事業からの繰り入れ 運用とも言われておりますが、こういうことも行っております。これが本当に安定確実な状況と言えるのかという問題については考える必要があると思いますし、こうした基金の繰り入れを行った結果、保有する基金残高が3億200万円余となり、県下でも最低の財政状況になっているということについて、真剣に考える必要があると思います。これは、大規模な災害はおろか万が一の歳入の減少が生じたときに、それを

補てんすることさえ大変厳しい事態ではないかというふうに私は考えます。

また、歳出ではどうでしょうか。歳入が大変厳しい中で、その事業の内容が本当に問われるところだと思います。そういう点では、町道の太田線改良事業の新規計上、また固定資産税の基礎資料作成委託など、急がなければならないものが本当にのっているのか、見直しや先送りすべきものが少なくないというふうに考えます。

その上、行政改革については、町長からは大綱質疑の中でも、今考えられているものは機構改革程度というふうに発言もされました。そういう点で考えると、歳入の減少や今後の少子高齢化などを見据えた大きな行政改革というものは期待できないというふうに私は考えます。

町長はいまだ、住民サービスの維持のためにということでやりくりをしているというふうに言って、その点は大変苦労があるというふうには思うんですけども、2007年、平成19年度には三位一体の改革の大波によって、地方交付税等を含めた根本的な地方を取り巻く状況が大きく変わってくる、それに対応しなければならないというのが、平成17年度、18年度ではないのかというふうに考えます。

そういう意味で考えると、本予算は法律的に間違っているところがないということだけで見過ごすことができない面がある。時代に沿っていないかどうか、本当に将来の町民の住民福祉を安定して保障できる内容になっていかないのではないかとというふうに私は考えます。

委員会でも大変財政に対する危機感を表明し、大変丁寧なる付帯決議を通じて町長に対して猛省を促し、今後のかじ取りを誤らないよう指摘もされているというふうに思います。そういう点では委員会の内容を私は評価したいと思いますけれども、今の東伊豆町の置かれている状況は、今後の運営の中で手直しをするだけで事足りる状況かどうかということを見ると、財政の破綻というものを根本的に避けるためには、歳入歳出両面に抜本的な見直しを図り、行政改革等を確実にやっていかなければ、将来、東伊豆町の発展は望めない、そういうことを考えますものですから、この予算に対しては反対の意見を表明しておきます。

以上です。

議長（太田長八君） 次に、賛成討論の発言を許します。

8番、八代善行さん。

8番（八代善行君） 平成17年度東伊豆町一般会計予算について賛成の討論をさせていただきます。

町長に対して行政改革については、思想的な見解があると思いますのでそれについては一

切申しません。

今、日本の経済の不況は皆さん御承知のとおりであります。この不況も構造的なもの、また町におかれましては、町民の税金の滞納と特別会計への繰出金が一般会計を大変圧迫しているということは、今委員長が付帯決議を読んだように、繰出金は国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、介護保険特別会計への繰り出しで3億7,846万9,000円となっております。今まで言われたように、医療費の高騰、高齢化が進展する中でますます一般会計を圧迫するという事は、町の予算編成がこれに伴って大変狂わざるを得ない部分もあると思います。

また、町民税の滞納については、17年度予算において個人町民税の滞納繰越分の1億1,500万円、固定資産税の滞納繰越分7億6,923万8,000円が明記されています。こういうのを背負いながら、当局は今、過去にない大変な中で予算編成をやっているということは承知だと思います。町長の政治姿勢につきましては、付帯決議に全議員から強く指摘されているとおり、これは真摯に受けとめてくれるものと思っております。

特別会計等、また町民の滞納、これらが先ほど申しましたように今の時代の中で東伊豆町の新年度予算を大変難しいものになっているということに気づいております。こういう数字を棚に上げて、この部分だけを棚上げて当局に予算編成を迫ることはちょっと無理な点もあると思います。

反省するべきというのはお互いあると思いますけれども、当局だけではなくて議会の方もこういう状況の中のことを慎重に受けとめて、これからも町民とともに誠意を尽くしてやっていかなければならないと思いますので、この平成17年度東伊豆町一般会計予算については賛成いたします。

議長（太田長八君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） これをもって討論を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号 平成17年度東伊豆町一般会計予算については、一般会計予算審査特別委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（太田長八君） 起立多数であります。したがって、議案第24号 平成17年度東伊豆町一般会計予算については一般会計予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第25号 平成17年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第26号 平成17年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算

日程第4 議案第27号 平成17年度東伊豆町介護保険特別会計予算

日程第5 議案第28号 平成17年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算

日程第6 議案第29号 平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算

日程第7 議案第30号 平成17年度東伊豆町水道事業会計予算

議長（太田長八君） 日程第2 議案第25号 平成17年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算について、日程第3 議案第26号 平成17年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算について、日程第4 議案第27号 平成17年度東伊豆町介護保険特別会計予算について、日程第5 議案第28号 平成17年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算について、日程第6 議案第29号 平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算について、日程第7 議案第30号 平成17年度東伊豆町水道事業会計予算についてを一括議題といたします。

特別会計予算審査特別委員長の報告を求めます。

3番、西村弘佐さん。

3番（西村弘佐君） では、御報告いたします。

平成17年3月23日。東伊豆町議会議長 太田長八様。特別会計予算審査特別委員会委員長 西村弘佐。

特別会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第75条の規定により報告します。

記。

事件の件名・番号、審査の結果の順に申し上げます。

議案第25号 平成17年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算、原案可決。議案第26号 平成17年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算、原案可決。議案第27号 平成17年度東伊豆町介護保険特別会計予算、原案可決。議案第28号 平成17年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算、原案可決。議案第29号 平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算、原案否決。議案第30号 平成17年度東伊豆町水道事業特別会計予算、原案可決。

特別会計予算審査特別委員会に付託された、1、議案第25号 平成17年度東伊豆町国民健

康保険特別会計予算、2、議案第26号 平成17年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算、3、議案第27号 平成17年度東伊豆町介護保険特別会計予算、4、議案第28号 平成17年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算、5、第29号 平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算、6、議案第30号 平成17年度東伊豆町水道事業特別会計予算、歳入・歳出全部について、質疑の対象となった主な事項を重点的に報告します。

第1、会議回数、月日、場所、出欠席委員につきましては記載のとおりでございますので、省略させていただきます。5ページ、第2、質疑の要旨から入ります。

1、平成17年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算。

(1) 平成17年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算概要について。

平成17年度の東伊豆町国民健康保険特別会計は、予算総額17億1,903万9,000円で、平成16年度当初予算総額に比べ5,163万1,000円(3.1%)の増である。

(2) 主な質疑の対象となった事項。

被保険者、世帯数の見込みはどうか。

一般被保険者は7,379人で世帯数は3,518世帯、退職被保険者は799人で世帯数は331世帯、混合世帯は529世帯を見込んでいる。

前年度と比べて調定額はどうか、また、一般被保険者現年度課税分の収納率は91%を見込めるのか。

調定額は医療費実績により推計したが、前年度より若干下回った。国民健康保険会計は療養給付等の歳出から国の交付金等の歳入を見込み、残りが保険税となる。収納率は、平成15年度が90.22%であり職員が努力して91%を達成したい。

滞納に対する取り組みは。

3月9日現在、滞納世帯(現年度分は除く)は加入世帯のうち27%に達する。収納課と連携して執行停止・差押の実施、また、債権をよく調査して公売を実施するなど毅然たる態度で臨みたい。

滞納者への保険証の更新はどのように行っているか。

平成16年度の場合、滞納期間が1年から1年6カ月程度の世帯には短期保険証を403世帯に、2年から3年程度の世帯には資格証明書を118世帯に発行した。

制度変更となった影響は。

三位一体の改革により、今まで保険基盤安定制度が国50%・県25%・町25%の負担割合であったが、国から県への税源移譲により国の50%が県に移行された。よって県が4分の3負

担するが国保会計には影響はない。また、療養給付費の負担割合は国36%・県5%になり、調整交付金で残りの9%が交付される。

三位一体の改革で安定的な歳入である国庫負担金、療養給付費交付金への影響は。

将来的には、制度変更により保険者が町から県になると予想されるが、保険基盤繰入金等の補助制度・割合は変更されない。

保険者が町から県へ移行した場合、町としてのかかわりはどうなるのか。

収納関係の一本化が想定されるので、移行前に差押処理等を行っていくことが必要となる。また、法定繰り入れ以外の一般会計からの扱いを健全化しなければならない。事務的には窓口サービス、税の収納が予想される。

療養給付費交付金の見込みは。

療養給付費 8億8,572万4,000円から基盤安定繰入金50%を引いた金額に対して、そのうちの40%が交付される。療養給付費は前年度より8,771万7,000円増となっている。

高額療養費の中で、1件当たりの金額はどのくらいか。

平成16年度の療養費70万円以上が119人である。病名は上位から狭心症、脳梗塞、心筋梗塞である。

医療費軽減対策は。

法律改正により、老人保健対象者が平成18年10月までに75歳に移行する。現在72歳までが国民健康保険対象者だが、この年代の医療費が一番かかる。各種健康教室への参加等を積極的にPRしていく努力をしていきたい。

今後の疾病予防対策で、介護予防拠点施設の利活用についてどのように考えているか。

多くの町民にハイキャットなどで筋トレ教室等各種教室への参加を呼びかけているが、参加者が少ない。本年度経済産業省のモデル地区に指定され、その条件が500人規模の筋トレ教室開催である。会合などで出前教室を開催し筋トレ教室に多くの人の参加を呼びかけ、数年先の医療費軽減に努めていきたい。

健康づくり教室参加者の健康内容等はどのように把握しているか。

国民健康保険のレセプトなどから教室参加者の健康状態を調査している。また、今後も保健師による問診などによって健康状態を分析して追跡調査をしていきたい。

医療費通知の効果はあるのか。また、通知書の文面はわかりにくい。

国からの全額補助で年6回通知している。被保険者(町民)に自己負担分だけでなく医療費全部を確認してもらい、少しでも医療費軽減につながればと思い通知している。また、国

民健康保険連合会で作成している通知書の文面は、わかりやすくなるよう努力していきたい。

( 3 ) その他審議の対象となった事項。

なし。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項と全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

2、平成17年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算。

( 1 ) 平成17年度の東伊豆町老人保健医療特別会計予算概要について。

平成17年度の東伊豆町老人保健医療特別会計は、予算総額14億7,907万7,000円で、平成16年度当初予算総額に比べ5,276万4,000円(3.7%)の増である。

( 2 ) 主な質疑の対象となった事項。

法律改正により老人保健対象者が減っている中、医療費が増加している理由は何か。

主に疾病構造の変化等により入院患者が増加していることによる。

入院患者が増加している原因究明のため、健康づくり課が中心となって健康づくり・保健事業など政策立案をすべきではないか。

老人保健医療の疾病の上位は高血圧・脳血管疾患、循環器系疾患、筋骨格・結合組織疾患であり、これらは生活習慣病によるものである。平成17年度は健康づくり係・保健師が一丸となって、生活習慣病の予備軍である65歳から75歳までの前期高齢者を生活習慣病にさせないような計画を立案していきたい。

( 3 ) その他審議の対象となった事項。

老人医療費の費用負担割合について。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項を全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

3、平成17年度東伊豆町介護保険特別会計予算。

( 1 ) 平成17年度東伊豆町介護保険特別会計予算概要について。

平成17年度の東伊豆町介護保険特別会計は、予算総額8億5,919万7,000円で、平成16年度当初予算総額に比べ5,754万7,000円(7.2%)の増である。

( 2 ) 主な質疑の対象となった事項。

被保険者の見込み人数と所得階層の割合はどうなっているのか。

特別徴収者は3,296人である。その所得階層であるが、第1段階が10.05%、第2段階が38.01%、第3段階が29.06%、第4段階が12.83%、第5段階が10.05%であり、普通徴収者

は764人で第1段階が0.76%、第2段階が35.09%、第3段階が41.79%、第4段階が11.91%、第5段階が10.45%である。

介護認定者数の見込みについて。

560人を見込んでいる。要支援が35人、要介護1が119人、要介護2が118人、要介護3が90人、要介護4が108人、要介護5が90人で軽度の人が増えている。

保険料滞納者はどのような人が、また、その対策は。

高齢で年金をもらっていないひとり世帯、老々世帯が多い。また、対策として特別徴収者へは障害者年金・遺族年金から保険料の徴収ができるように制度改正、また、低所得者の所得段階を下げるのが国で検討されている。

平成18年度に3年に一度の保険料の改定予定だが、現時点の予想はどうか。

介護保険給付金に対する保険料の負担割合は18%だが、本年度は18%に満たなく準備基金より989万7,000円を繰り入れている。最近の保険給付費の年間伸び率は12%ぐらいであるが、平成18年度より国が介護予防事業を展開する事情などもあり、それらの動向とあわせて慎重に検討していきたいが、現時点では改定については何とも言えない。

特別養護老人ホームの町民の利用状況は。また、待機者は何人か。

特別養護老人ホームの入所者は58人で、内訳は湯ヶ岡の郷に34人、町外の7施設に24人。老人保健施設に13人。療養型（下田温泉病院）に6人入所している。合計で77人である。

また、待機者は67人で延べ人員は104人である。

町の介護利用者の特徴は。

施設が少ないせいか施設利用者が少なく、在宅介護の利用が多い特徴がある。

今後、特別養護老人ホームができる予定は。

湯ヶ岡の郷が30床増床予定。県の許可のもとに、伊豆圏域で計画しながら建設するようになっている。

(3) その他審議の対象となった事項。

介護支援事業者等について。

システム開発委託料について。

居宅介護サービス給付費等について。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項と全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

4、平成17年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算。

( 1 ) 平成17年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算概要について。

平成17年度の東伊豆町稲取財産区特別会計は、予算総額195万1,000円で、平成16年度当初予算総額に比べ7万円(3.7%)の増である。

( 2 ) 主な質疑の対象となった事項。

新規に天草漁を始める人はいるのか。

確定的ではないので、確定したら予算計上したい。

稲取旅館組合に対する土地貸付料の改定予定はないか。

契約期間は3年間であるので、その間の改定予定はない。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項と全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

5、平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算。

( 1 ) 平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算概要について。

平成17年度の東伊豆町風力発電事業特別会計は、予算総額5,150万1,000円で、平成16年度当初予算総額と同額である。

( 2 ) 主な質疑の対象となった事項。

元利償還金のこれからの予定は。

本年度は利息分だけの計上であるが、平成14年度借入分については平成18年度から償還が始まり、公営企業金融公庫分が810万円、財政融資資金が1,890万円、平成15年度借り入分については平成19年度から償還が始まり、公営企業金融公庫分が7,290万円、財政融資資金が1億6,990万円償還予定である。

前年度中、落雷で2回停止した関係で保険金が支給されたが、掛金はどうなっているのか。

掛金は町村有建物災害共済基金分担金で7万6,000円である。落雷については100%保険金が支給され、また、免責だが地震については0%で見舞い金程度、台風・火災で50%である。

基金残高は。

平成15年度末で610万円、平成16年度末で3,650万円ぐらいであるが、平成17年度当初予算で繰出金があるので、本年度予算で2,350万円予算措置してある。

一般会計繰出金の内容は。

住宅用太陽光発電システム設置費補助金105万円、合併処理浄化槽設置補助金980万円、資源ごみ集団回収事業補助金20万円との答弁があったが、事業を始めたばかりであるので、売

電収入は基金へ積極的に積み立てるべきである。

地震に対する耐震はどうか。

東海地震に対応した震度 6 弱は確保されている。

( 3 ) その他審議の対象となった事項。

普通旅費について。

売電収入について。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項と原案を否決すべきものと決定したことを報告します。

6、平成17年度東伊豆町水道事業会計予算。

( 1 ) 平成17年度東伊豆町水道事業会計予算概要について。

平成17年度の水道事業会計は、業務の予定量において、給水戸数を6,700戸とし、年間総給水量を391万5,000立方メートルと見込んだものである。また、主な建設改良事業は、入谷送水施設改良事業、県道稲取港線配水管布設がえ工事、大川浄水場改良工事、浄水場用地取得を予定している。

( 2 ) 質疑の対象となった事項。

収益的収入及び支出( 3 条予算)について。

4つの主要事業が計画されているが、水道事業会計の見通しはどうか。

町の主要産業である観光業の低迷や住宅建設が余り望めない状況にある中、水道料金の増収を見込むのは厳しい。経費削減を図り浄水場建設等のために内部留保資金を積み立てていきたい。また、将来的に避けて通れない水道料金値上げについては慎重に対応したい。

経費削減の中で毎年職員が減っているが、有事の際対応できるのか。

有事の際に中心となる工務係が3人では厳しいと思うが、水道課職員全員が何事にも対応できる態勢に今後整えていきたい。また、水道課経験者や指定工事店にも協力依頼して万全の態勢で対応したい。

水道料金の隔月集金( 納期)について、町民にとって毎月集金( 納期)の方がよいのではないか。

平成13年度から検針委託料等削減のため隔月納期にした経緯がある。毎月納期には納入負担感軽減のメリットはあるが、現状の厳しい経営状況であるので隔月検針を実施していきたい。また、ホテル・旅館等の大口使用者には分納で対応している。

資本的収入及び支出( 4 条予算)について。

Aを浄水場購入予定地とした理由といつごろ工事を始めるのか。

A（購入予定地）は平たん地であり、取水場より下流に位置しているため自然流下で取水が可能であることと、第1中継地と高低差が少ないためポンプアップにかかる経費が削減できる理由による。また、着工については現状の資金面では無理があり、内部留保資金を確保した後に実施したい。

（3）その他質疑の対象となった事項。

償還金、企業債利息について。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項と付帯決議を付して、全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

議案第30号 平成17年度東伊豆町水道事業会計予算（案）に対する付帯決議。

浄水場用地購入について。

浄水場の老朽化や地震等を考えた時、新浄水場の建設は大きな課題であり、用地の先行取得を進めることは適切な判断だと考える。

しかし、予算計上までの経過から次の2点については特段の配慮をされたい。

用地選定経過の透明化を。

昨年、議会全員協議会で協議した土地と予算に計上された土地は別であった。用地の価格もさることながら、用地の決定については、候補地としての長所・短所、安全性や周辺環境について比較検討資料を提示するなど、用地選定経過の透明化を図るべきである。

浄水場新設の時期について。

工事着工について、「現状では資金面では無理があり、内部留保資金を確保した後に実施したい」との答弁があった。

工事は多額の費用が必要となり町民負担が大きく増加することから、老朽化の状況を見ながら、内部留保資金の確保と併せて料金改定の検討など自己資本を確立する努力を払い、町民負担の増加を抑えるなど、用地購入後も工事着工の時期は慎重に検討して決定すべきである。

以上です。

議長（太田長八君） 次に、議案第29号 平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算については、14番、内山恒昭議員から、会議規則第74条第2項の規定により、少数意見報告書が提出されています。

少数意見の報告を求めます。

14番、内山恒昭さん。

14番（内山恒昭君） 平成17年3月23日。東伊豆町議会議長 太田長八様。特別会計予算審査特別委員会委員 内山恒昭。賛成者 特別会計予算審査特別委員会委員 西村弘佐。少数意見報告書。

3月22日の特別会計予算審査特別委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第74条第2項の規定により報告します。

記。

1、議案番号第29号 件名 平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算。

2、意見の要旨。

一般会計繰出金は財政環境の厳しい中、行政使命であります住民福祉の向上を図るべく環境保全対策事業に対し、繰り出し措置を行い施策の展開を図るものと思われま

す。風力発電事業は発足後1年余であるが、稼働状況も良好なことから、「京都議定書」の発効などにも配慮し、環境保全対策に積極的な対応を図る上からもルールに沿った繰り出し措置と考え原案に賛成するものである。

以上でございます。

議長（太田長八君） 以上で少数意見の報告を終結いたします。

これより特別会計予算審査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

最初に、議案第25号 平成17年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって、討論を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号 東伊豆町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は特別会計予算審査特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号 平成17年度東伊豆町国

民健康保険特別会計予算については特別会計予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成17年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号 平成17年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案は特別会計予算審査特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、議案第26号 平成17年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算については特別会計予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成17年度東伊豆町介護保険特別会計予算についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号 平成17年度東伊豆町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は特別会計予算審査特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、議案第27号 平成17年度東伊豆町介護保険特別会計予算については特別会計予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成17年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算についての質疑に入ります。

す。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第28号 平成17年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算についてを採決いたします。

本案は特別会計予算審査特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、議案第28号 平成17年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算については特別会計予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番、山本鉄太郎さん。

7番(山本鉄太郎君) 第二委員会の方で、風力発電事業の否決という形のを打ち出されてきた。この内容を見ますと、どの点で否決をなさるのかその辺を詳しくお答え願いたいと思います。

議長(太田長八君) 3番、西村弘佐さん。

3番(西村弘佐君) お答えいたします。

このことにつきましては、すべて町から提出されたものについて異議はないのですが、議員の中に、これは趣旨が違うということでございました。その点で意見がまとまらず、2対3で否決されました。

議長(太田長八君) 7番、山本鉄太郎さん。

7番(山本鉄太郎君) 趣旨が違うという点はどういう形のものか、私はそこをお聞きしたい。そして、我々は一応この議決に対しては原案可決、修正可決、否決の3種類がございます。でも、この否決というものは要するに内容が、これがそぐわないから否決だよという何らかのものがなければ、否決する理由にならないと思うんです。

委員長さん、その辺どうですか。

議長（太田長八君） 3番、西村弘佐さん。

3番（西村弘佐君） 委員長としての意見はありますが、まず委員の皆様の発言は、せっかくある基金だから将来のために残しておくべきだと、こういう意見であったように記憶しております。

議長（太田長八君） 7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） 基金を積み立てるのは結構です。私もそれは賛成です。私どもはこの定例会の中で、異例な、要するに全協に諮ったわけですね。この中で、当局側と話すときにそのような意見もあろうかと思ってそういう全協を組み立てたのに、そういう意見はないという形ですからね。そのような当局側と議会で話し合いを持つ場でそういうものが出てこないで、いきなり否決という形になると、当局に対して物すごく失礼なことではないかなと私は思います。

議長（太田長八君） 3番、西村弘佐さん。

3番（西村弘佐君） 個人的には私もそのように思いますが、やはり委員会では委員の意見もある意味で尊重しなければなりませんので、その点でこのようになりました。

議長（太田長八君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「休憩」の声あり）

議長（太田長八君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時00分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ再開いたします。

失礼いたしました。これに対しては討論は必要ないもので、討論は省略いたします。

まず、本案に対する委員長報告は否決です。したがって、原案について採決いたします。

議案第29号 平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算については原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(太田長八君) 起立多数であります。したがって、議案第29号 平成17年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成17年度東伊豆町水道事業会計予算についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第30号 平成17年度東伊豆町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案は特別会計予算審査特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、議案第30号 平成17年度東伊豆町水道事業会計予算については特別会計予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

ここで3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時15分

議長(太田長八君) 休憩を閉じ再開いたします。

県の方にちょっと問い合わせをしたいことがあるもので、この際3時半まで休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時29分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ再開いたします。

日程第8 議案第31号 指定金融機関の指定について

議長（太田長八君） 日程第8 議案第31号 指定金融機関の指定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、議案第31号 指定金融機関の指定について。

地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、下記のとおり金融機関を指定し、東伊豆町の公金の収納及び支払い事務をとり行わせるものといたします。

記。

指定する金融機関名、静岡県下田市東本郷1丁目12の8 伊豆太陽農業協同組合。

指定期間、平成17年6月1日から平成19年5月31日まで。

提案理由を申し上げます。

現在の東伊豆町指定金融機関である伊豆太陽農業協同組合の指定期間が平成17年5月31日をもって満了となるため、継続の打診をいたしましたところ了承を得ましたので、平成17年6月1日から2年間、業務を継続し当町の指定金融機関として指定するものであります。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第31号 指定金融機関の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 陳情・要望書の継続調査報告について

議長（太田長八君） 日程第9 陳情・要望書の継続調査報告についてを議題といたします。

平成16年第4回定例会において継続調査となりました案件について、付託した第二常任委員長の報告を求めます。

6番、鈴木 勉さん。

6番（鈴木 勉君） それでは、朗読をもちまして審査の結果を発表させていただきたいと思えます。

平成17年3月23日。東伊豆町議会議長 太田長八様。第二常任委員会委員長 鈴木 勉。  
第二常任委員会継続調査報告書。

本委員会に付託された陳情・要望書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条第1項の規定により報告します。

受理番号、299。

付託年月日、平成16年12月14日。

件名、食品安全行政の充実に要望する意見書の提出について。

審査の結果、不採択。

以上でございます。

議長（太田長八君） ただいま第二常任委員長より報告のありました陳情・要望書の継続調査報告の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。これより陳情・要望書の審査報告書の審査について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択です。陳情・要望書の審査報告書については委員長の

報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、陳情・要望書の審査報告書については委員長の報告のとおり決しました。

#### 日程第10 陳情・要望書の審査について

議長(太田長八君) 日程第10 陳情・要望書の審査についてを議題といたします。

本件について審査を付託した第一委員長の報告を求めます。

12番、定居利子さん。

12番(定居利子君) それでは報告をさせていただきます。

平成17年3月23日。東伊豆町議会議長 太田長八様。第一常任委員会委員長 定居利子。

陳情・要望等審査報告書。

本委員会に付託された陳情・要望書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条第1項の規定により報告します。

受理番号、388。

付託年月日、平成17年3月9日。

件名、「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の採択を求める陳情。

審査の結果、不採択。

よろしく願いいたします。

議長(太田長八君) ただいま第一常任委員長より報告のありました陳情・要望書の審査報告書の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。これより陳情・要望書の審査報告書の審査について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択です。陳情・要望書の審査報告書については委員長の

報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、陳情・要望書の審査報告書については委員長の報告のとおり決しました。

#### 日程第11 議会運営委員会所管事務調査について

議長(太田長八君) 日程第11 議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

内容としては、議会運営に関する事、会議規則・委員会条例に関する事、議長の諮問に関する事、以上の3点です。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議会運営委員会所管事務調査については議会運営委員会にこれを付託し、平成17年第2回定例会までに調査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。議会運営委員会所管事務調査については、議会運営委員会にこれを付託し調査することに決定いたしました。

#### 閉会の宣告

議長(太田長八君) お諮りします。本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

平成17年第1回東伊豆町議会定例会を閉会いたします。

長い間、御苦労さまでした。

閉会 午後 3時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署 名 議 員 \_\_\_\_\_

署 名 議 員 \_\_\_\_\_

平成十七年 第一回〔三月〕定例会

東伊豆町議会議録